

目 次

第1号（12月19日）

告 示

..... 1

応招議員

..... 1

議事日程

..... 2

本日の会議に付した事件

..... 3

出席議員

..... 5

欠席議員

..... 6

事務局職員出席者

..... 6

説明のため出席した者の職氏名

..... 6

開 会	
.....	6
会議録署名議員の指名	
.....	7
会期の決定	
.....	8
諸般の報告	
.....	8
町長提出第124号議案	
.....	9
町長提出第125号議案	
.....	9
町長提出第126号議案	
.....	9
町長提出第127号議案	
.....	9
町長提出第128号議案	
.....	10

町長提出第 1 2 9 号議案
.....	1 0
町長提出第 1 3 0 号議案
.....	1 0
町長提出第 1 3 1 号議案
.....	1 0
町長提出第 1 3 2 号議案
.....	1 0
町長提出第 1 3 3 号議案
.....	1 0
町長提出第 1 3 4 号議案
.....	1 0
町長提出第 1 3 5 号議案
.....	1 0
町長提出第 1 3 6 号議案
.....	1 6
町長提出第 1 3 7 号議案
.....	1 6

町長提出第 1 3 8 号議案
.....	1 6
町長提出第 1 3 9 号議案
.....	1 6
町長提出第 1 4 0 号議案
.....	1 6
町長提出第 1 4 1 号議案
.....	1 6
町長提出第 1 4 2 号議案
.....	1 6
町長提出第 1 4 3 号議案
.....	1 6
町長提出第 1 4 4 号議案
.....	1 8
町長提出第 1 4 5 号議案
.....	1 8
町長提出第 1 4 6 号議案
.....	1 8

町長提出第147号議案
.....	18
町長提出第148号議案
.....	18
町長提出第149号議案
.....	18
町長提出第150号議案
.....	18
散 会
.....	24
署 名
.....	25
第2号(12月21日)	
議事日程
.....	27
本日の会議に付した事件
.....	27

出席議員 27

..... 27

欠席議員 27

..... 27

事務局職員出席者 28

..... 28

説明のため出席した者の職氏名 28

..... 28

開 議 28

..... 28

会議録署名議員の指名 28

..... 28

一般質問 28

..... 28

17番 藤井貴久男君 29

..... 29

4番 青木 克弥君 49

..... 49

9番 中岡 誠君	
..... 64	
6番 河田 隆資君	
..... 75	
7番 青木登志男君	
..... 93	
14番 竹内志津子君	
..... 111	
16番 村上 英喜君	
..... 127	
13番 斎藤 和巳君	
..... 136	
延 会	
..... 145	
署 名	
..... 146	

議事日程

..... 147

本日の会議に付した事件

..... 149

出席議員

..... 151

欠席議員

..... 152

事務局職員出席者

..... 152

説明のため出席した者の職氏名

..... 152

開 議

..... 152

会議録署名議員の指名

..... 153

一般質問

..... 153

15番 板垣 敬司君	
..... 153	
3番 沖田 守君	
..... 161	
12番 道信 俊昭君	
..... 177	
2番 下森 博之君	
..... 184	
町長提出第124号議案	
..... 200	
町長提出第125号議案	
..... 201	
町長提出第126号議案	
..... 202	
町長提出第127号議案	
..... 205	
町長提出第128号議案	
..... 210	

町長提出第 1 2 9 号議案
..... 2 1 2	
町長提出第 1 3 0 号議案
..... 2 1 4	
町長提出第 1 3 1 号議案
..... 2 1 6	
町長提出第 1 3 2 号議案
..... 2 1 7	
町長提出第 1 3 3 号議案
..... 2 1 8	
町長提出第 1 3 4 号議案
..... 2 1 9	
町長提出第 1 3 5 号議案
..... 2 2 0	
町長提出第 1 3 6 号議案
..... 2 2 1	
町長提出第 1 3 7 号議案
..... 2 2 8	

町長提出第 1 3 8 号議案
.....	2 2 9
町長提出第 1 3 9 号議案
.....	2 2 9
町長提出第 1 4 0 号議案
.....	2 3 1
町長提出第 1 4 1 号議案
.....	2 3 1
町長提出第 1 4 2 号議案
.....	2 3 2
町長提出第 1 4 3 号議案
.....	2 3 2
町長提出第 1 4 4 号議案
.....	2 3 3
町長提出第 1 4 5 号議案
.....	2 4 9
町長提出第 1 4 6 号議案
.....	2 4 9

町長提出第147号議案
.....	250
町長提出第148号議案
.....	251
町長提出第149号議案
.....	252
町長提出第150号議案
.....	252
町長提出第151号議案
.....	253
町長提出第152号議案
.....	256
発議第6号
.....	257
文教民生常任委員会の請願審査報告について
.....	258
請願第7号
.....	260

請願第 8 号	
.....	2 6 2
請願第 9 号	
.....	2 6 3
請願第 1 0 号	
.....	2 6 8
文教民生常任委員会の所管事務調査報告について	
.....	2 6 8
議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査の件	
.....	2 7 0
議員提出意見書第 2 号	
.....	2 7 1
議員提出意見書第 3 号	
.....	2 7 2
閉 会	
.....	2 7 3
署 名	
.....	2 7 4

津和野町告示第 65 号

平成 19 年第 8 回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成 19 年 12 月 10 日

津和野町長

中島 巖

1 期 日 平成 19 年 12 月 19 日

2 場 所 津和野町役場 日原第 2 庁舎議場

○開会日に応招した議員

村上 義一君

下森 博之君

沖田 守君

青木 克弥君

河田 隆資君

青木登志男君

原 秀君

中岡 誠君

須川 正則君

滝元 三郎君

道信 俊昭君

斎藤 和巳君

竹内志津子君

板垣 敬司君

村上 英喜君

藤井貴久男君

後山 幸次君

○12月21日に応招した議員

○12月25日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成19年 第8回(定例)津和野町議会会議録(第
1日)

平成19年12月

19日(水曜日)

議事日程（第1号）

平成19年12月19日 午

前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出第124号議案 津和野町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定について

日程第5 町長提出第125号議案 津和野町個人情報保護条例の制定について

日程第6 町長提出第126号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第7 町長提出第127号議案 旧日原町電気通信事業基金条例の廃止について

日程第8 町長提出第128号議案 津和野町福祉事務所設置条例の制定について

日程第9 町長提出第129号議案 津和野町後期高齢者医療に関する

る条例の制定について

日程第 10 町長提出第 130 号議案 津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部改正について

日程第 11 町長提出第 131 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 12 町長提出第 132 号議案 津和野町農産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 13 町長提出第 133 号議案 津和野町簡易水道事業分担金徴収条例の一部改正について

日程第 14 町長提出第 134 号議案 津和野町民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 15 町長提出第 135 号議案 日原山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 16 町長提出第 136 号議案 日原添谷線道路改良工事請負変更契約の締結について

日程第 17 町長提出第 137 号議案 町道路線の認定について

日程第 18 町長提出第 138 号議案 町道路線の認定について

日程第 19 町長提出第 139 号議案 町道路線の認定について

日程第 20 町長提出第 140 号議案 町道路線の廃止について

日程第 21 町長提出第 141 号議案 町道路線の認定について

日程第 22 町長提出第 142 号議案 町道路線の認定について

日程第 23 町長提出第 143 号議案 町道路線の変更について

日程第 24 町長提出第 144 号議案 平成 19 年度津和野町一般会
計補正予算（第 3

号)

日程第 25 町長提出第 145 号議案 平成 19 年度津和野町国民健
康保険特別会計補正予算（第 3 号)

日程第 26 町長提出第 146 号議案 平成 19 年度津和野町介護保
険特別会計補正予算（第 3 号)

日程第 27 町長提出第 147 号議案 平成 19 年度津和野町簡易水
道事業特別会計補正予算（第 3 号)

日程第 28 町長提出第 148 号議案 平成 19 年度津和野町下水道
事業特別会計補正予算（第 3 号)

日程第 29 町長提出第 149 号議案 平成 19 年度津和野町奨学基
金特別会計補正予算（第 3 号)

日程第 30 町長提出第 150 号議案 平成 19 年度津和野町電気通

信事業特別会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出第124号議案 津和野町犯罪のない安全で安心

なまちづくり条例の制定について

日程第5 町長提出第125号議案 津和野町個人情報保護条例の制定について

日程第6 町長提出第126号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第7 町長提出第127号議案 旧日原町電気通信事業基金条例の廃止について

日程第8 町長提出第128号議案 津和野町福祉事務所設置条例の制定について

日程第9 町長提出第129号議案 津和野町後期高齢者医療に関する条例の制定について

日程第 10 町長提出第 130 号議案 津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部改正について

日程第 11 町長提出第 131 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 12 町長提出第 132 号議案 津和野町農産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 13 町長提出第 133 号議案 津和野町簡易水道事業分担金徴収条例の一部改正について

日程第 14 町長提出第 134 号議案 津和野町民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 15 町長提出第 135 号議案 日原山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 16 町長提出第 136 号議案 日原添谷線道路改良工事請負変更契約の締結について

日程第 17 町長提出第 137 号議案 町道路線の認定について

日程第 18 町長提出第 138 号議案 町道路線の認定について

日程第 19 町長提出第 139 号議案 町道路線の認定について

日程第 20 町長提出第 140 号議案 町道路線の廃止について

日程第 21 町長提出第 141 号議案 町道路線の認定について

日程第 22 町長提出第 142 号議案 町道路線の認定について

日程第 23 町長提出第 143 号議案 町道路線の変更について

日程第 24 町長提出第 144 号議案 平成 19 年度津和野町一般会
計補正予算（第 3

号)

日程第 25 町長提出第 145 号議案 平成 19 年度津和野町国民健
康保険特別会計補正予算（第 3 号)

日程第 26 町長提出第 146 号議案 平成 19 年度津和野町介護保
険特別会計補正予算（第 3 号)

日程第 27 町長提出第 147 号議案 平成 19 年度津和野町簡易水
道事業特別会計補正予算（第 3 号)

日程第 28 町長提出第 148 号議案 平成 19 年度津和野町下水道
事業特別会計補正予算（第 3 号)

日程第 29 町長提出第 149 号議案 平成 19 年度津和野町奨学基
金特別会計補正予算（第 3 号)

日程第 30 町長提出第 150 号議案 平成 19 年度津和野町電気通
信事業特別会計補正予算（第 3 号)

出席議員（17名）

1番 村上 義一君

2番 下森 博之君

3番 沖田 守君

4番 青木 克弥君

6番 河田 隆資君

7番 青木登志男君

8番 原 秀君

9番 中岡 誠君

10番 須川 正則君

11番 滝元 三郎君

12番 道信 俊昭君

13番 斎藤 和巳君

14番 竹内志津子君

15番 板垣 敬司君

16番 村上 英喜君

17番 藤井貴久男君

18番 後山 幸次君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 米原 孝男君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 中島 巖君 副町長 ……………

松浦 秀信君

副町長 …………… 沖田 修君 教育長 ……………

斎藤 誠君

参事 …………… 坂根 敏夫君 総務住民課長 ……………

斎藤 等君

行財政対策課長 …………… 右田 基司君 情報企画課長 ……………

長嶺 清見君

健康福祉課長 …………… 長嶺 常盤君 商工観光課長 ……………

山岡 浩二君

農林課長 …………… 大庭 郁夫君 建設課長 ……………

伊藤 博文君

地籍調査課長 …………… 安見 隆義君 環境生活課長 ……………

長嶺 雄二君

教育次長 …………… 水津 良則君 会計管理者 ……………

村田 祐一君

午前9時00分開会

○議長（後山 幸次君） 皆さん、改めて、おはようございます。ことしも、いよいよ残すところあと10日ばかり押し詰まってきたわけですが、19日のきょう、約2年ごとに接近する火星が再び地球に近づいております。今夜の9時ごろには、最短の8,817キロに接近するようでございます。今夜の火星は、肉眼でもはっきりわかるようでございます。

それでは、本日より平成19年第8回津和野町議会定例会が召集されましたところ、皆様方にはおそろいでお出かけいただきまして、ありがとうございます。

本定例会は、条例案件、契約案件、平成19年度各会計補正予算などについて御審議いただくわけですが、皆様方の慎重な御審議をよろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員数は、17名全員であります。定足数に達しておりますので、平成19年第8回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第 1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第 1 1 9 条の規定により、7 番、青木登志男君、8 番、原秀君を指名いたします。

それでは、先日、議会運営委員会を開催いたしまして、今定例会の会期及び議事日程等について協議をいたしましたので、その結果について委員長の報告を求めます。1 1 番、滝元三郎君。

○議会運営委員長（滝元 三郎君） 議会運営委員会協議報告書。

議会運営委員会を平成 1 9 年 1 2 月 1 4 日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

今定例会の会期は、本日 1 2 月 1 9 日から 1 2 月 2 6 日までの 8 日間としたいと思います。

本日は、まず、議長より諸般の報告を受けた後、今回提出議案の条例案、契約案件、その他案件、補正予算について執行部より説明を受け、散会したいと思います。

2 0 日は、休会とします。

今回の一般質問は、12人の39件ですので、2日間で行いたいと思います。21日及び25日で行い、22日、23日、24日は休会とします。

25日は、一般質問終了後、議案の質疑、討論、採決を行い、請願審査の委員長報告を受け、続いて文教民生常任委員長の所管事務調査報告を受け、請願、要望、陳情等について所定の処理を行い、全日程を終了したいと思います。

26日を予備日としておきます。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。平成19年12月19日、津和野町議会議長後山幸次様、議会運営委員長滝元三郎。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございます。

日程第2．会期の決定

○議長（後山 幸次君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今回の定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日12月19日から26日までの8日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日12月19日から26日までの8日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（後山 幸次君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告書

【9月定例会以降】

10月21日（日） 関西つわの会設立総会（大阪市） 議長

22日（月） 鹿足郡環境衛生組合議会

鹿足郡不燃物処理組合議会

鹿足郡老人ホーム組合議会

23日（火） 鹿足郡町村議会議長会議員研修会（山村開発セ

ンター）全議員

24日（水） 広報委員会

25日（木） 水曜会 議長

28日（日） 男女共同参画啓発セミナー（津和野体育館） 議

長

29日(月) 津和野戦没者追悼式(稻成神社) 議長

30日(火) 島根県市町村議会議長会議員研修会(松江市)

全議員

31日(水) 広報委員会

11月 4日(日) 津和野功労者表彰式(山村開発センター) 議長

長

5日(月) 文教民生常任委員会(請願審査) 議長 委員

4名

7日(水) 日原遺族会総会(丸立寺)

11日(日) 第58回近県学習音楽大会(津和野体育館) 議長

長

18日(日) 木部地区文化祭 議長

畑迫生活展 議長

21日(水) 島根県町村議会議長会臨時総会(松江市) 議長

長

22日(木) 第7回臨時会

全員協議会

益田地区広域市町村圏事務組合議会 議員 4

名

25日(日) 津和野神楽大会(山村開発センター) 議長

27日(火) 文教民生常任委員会(所管事務調査) 議長 委

員5名

30日(金) 町村議会議長全国大会(東京) 議長

12月 2日(日) 鹿足地区更生保護女性会研修会(山村開発センター) 議長

12月 7日(金) 議員定数調査特別委員会 議長 委員15名

12月 9日(日) 津和野町民余芸大会(津和野体育館) 議長ほ

か8名

12月12日(水) 一般質問通告書締め切り

12月14日(金) 議会運営委員会 議運委員 議長 副議長

12月17日(月) 主要地方道津和野田万川線木部地区完成竣工式
(木部公民館)

議長

9月定例会以降につきまして、諸般の報告書をお手元に配付いたしておりますので、御参照ください。関係書類は事務局に保管しております

すので、必要な向きはごらんいただきたいと思います。

日程第4．議第124号

日程第5．議第125号

日程第6．議第126号

日程第7．議第127号

日程第8．議第128号

日程第9．議第129号

日程第10．議第130号

日程第11．議第131号

日程第12．議第132号

日程第13．議第133号

日程第14．議第134号

日程第15．議第135号

○議長（後山 幸次君） 日程第4、議案第124号津和野町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定についてより日程第15、議案第135号日原山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、以上12案件につきましては、会議規則第37条の

規定により一括議題といたします。

執行部より説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 改めて、おはようございます。12月も半ばを過ぎましたが、そうした本日、12月定例議会をお願いを申し上げましたところ、議会の皆様方には御多用の中をおそろいで御出席をいただきまして、大変ありがとうございました。

本定例会に私どもの方から御提案をさせていただきます案件は、お手元の議事日程にありますように、条例の制定4案件、条例の一部改正7案件、条例の廃止1案件、工事請負契約の変更1案件、町道路線の認定5案件、町道路線の変更1案件、町道路線の廃止1案件、平成19年度一般会計補正予算ほか各特別会計補正予算7案件のあわせて27案件であります。

いずれも重要な案件でありますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

それでは、提案理由の御説明を申し上げます。

議案124号は、津和野町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定についてであります。犯罪のない安全・安心なまちづくりの基本理念を定めさせていただきまして、町民の皆さんとともに防犯意識

の高揚を図りながら、協働して安心な、あるいは安全な暮らしのできるまちづくりを進めてまいりたいと、このように考えて提案させていただくものであります。

詳細につきましては、担当課長の方から後ほど御説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第125号でございますが、津和野町個人情報保護条例の制定についてでございます。現在、本町には電子計算処理にかかわる個人情報の保護に関する条例というものは制定をされておりますけれども、全体的な保護条例というものが制定されておりましたので、今回、この電子計算処理にかかわる個人情報の保護に関する条例を全面改正する形で、新たな保護条例を制定をさせていただきたいと、このように考えておるわけでございます。

内容につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第126号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、ああして今年も国の人事院勧告あるいは県の人事委員会勧告、それぞれ出されました。その勧告の内容でございますけれども、1点は扶養手当で子供等に係る支給月額引き上げ、

それから給与におきましては若年層に限定して給料月額を一部引き上げると、こういう内容のものでございます。これは、国、県とも同様な勧告でございます。

で、異なりましたのが、国におきましては職員の勤勉手当の一部を引き上げるということ、それから県におきましては逆に期末手当の一部を引き下げると、こういう勧告でございましたけども、種々検討いたしました結果、ま、県下市町村等の例も参考にしながら、本町におきましては、いわゆる手当のねじれ勧告につきましては今回手をつけないということにいたしまして、扶養手当と給与について一部を改正をさせていただきたいと、このように考えて御提案をさせていただくものでございます。

内容につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第127号旧日原町電気通信事業基金条例の廃止についてでございますが、電気通信事業に係る基金につきましては現在まで一般会計で管理をしてきた基金等あるわけでありまして、特別会計の所管とする必要も生じてきたと、いろいろな状況がございますので、今回その整理をさせていただきたいということで提案をさ

せていただくものであります。

内容につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第128号津和野町福祉事務所設置条例の制定についてでございますが、現在福祉事務所といったものは本町にはないわけでありましたが、主として生活保護、あるいは児童、母子家庭、そうした関係の業務、法律制度の中では県と市が必置義務でございまして、処理をしまっておりまして、こうした時代でありますので、身近な事務事業についてはできるだけ身近な市町村で業務を行う方がいいのではないかということで、地方分権にあわせて事務の権限移譲が本県でも進められておるわけでありまして、

これにつきましては、非常に財政あるいは人員を、こういうものを必要とするわけでございますので、慎重に検討させていただいてまいったわけでありまして、特に県が必置義務を持って処理しておる業務でありまして、その財源というのは国の特別交付税等によってまかなわれておるわけでありまして、これを町村に移譲した場合に、確実に保証してもらわないと、事務だけが町村に移ったということでは困りますので、県と協議を進めてまいったわけでありまして、先般、島根県知事と

県の町村会長と合意に至りまして協定を結び、どのような情勢変化があっても移譲した業務に対する財源については県が責任を持って保証するということが整いましたので、それを受けまして本町初め県下各町村、福祉事務所の設置に踏み切ったという状況でございます。

内容につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

続きまして、議案第129号津和野町後期高齢者医療に関する条例の制定についてでございますが、御承知のように、後期高齢者医療につきましては全県1本で広域連合を設置いたしまして、業務を進めておるわけでありまして、いよいよ明年4月1日から、この医療が開始になるわけでありまして、それに伴いまして、各市町村では、例えば被保険者の資格管理に関する事務であるとか、医療給付に関する事務であるとか、保険料の徴収に関する事務であるとか、あるいはまた被保険者のいろいろと便益を図らなければならない、そういう事務があるわけでありまして、これを町の条例として制定をさせていただきたいと、こういうものでございます。

内容につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

続きますして、議案第130号でございますが、津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部改正についてでございますが、これは現在の条例がこの利用料金等について定めたものでございますけれども、少しわかりづらい面がございますして、非常に「おおむねこうこう」といったような文言があるわけでございますが、これをわかりやすくしたいということで今回一部改正をお願いするものであります。

内容につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

続きますして、議案第131号でございますが、津和野町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。これは、健康保険法等の一部改正あるいは国民健康保険法施行令等の一部改正に伴いまして、本町の条例の一部を改正をしなければならなくなったわけではありますけれども、内容につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

続きますして、議案第132号津和野町農産物処理加工施設の撤去及び管理に関する条例の一部改正についてでございますが、現在、条例をもってこの施設の設置管理については定めておるわけではありますけれども、指定管理者制度がこの条例には盛り込まれておりませんでしたの

で、今後に処するため、今回指定管理者制度について、この条例にうたい込ませてもらいたいと、こういう内容のものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

続きまして、議案第133号津和野町簡易水道事業分担金徴収条例の一部改正についてでございますが、現在ああして、それぞれの場所で簡易水道の設置を進めさせていただいておるわけでありましたが、この事業につきましてはいわゆる利用者の分担金というものをいただくことになっておるわけでありまして、その分担金がなかなか1回に払い込むことが難しいといったような御家庭も出てきておるわけでございます。

こういう時代でございますので、いろんなことを考えあわせて、この分担金を分割して納めてもらってもいいというような扱いにしたいと、こう思いまして、今回条例の一部を改正させていただくことにしたわけでございます。

内容につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

続きまして、議案第134号津和野町民センターの設置及び管理に

関する条例の一部改正についてでございますが、これはこの次にも、今度は山村開発センターの条例改正もお願いしとるわけでありましたが、それぞれの施設の利用について、特に利用料金等についての差異があるわけでございます。これらを統一したものにいたしたいということで、このたび、条例の改正をお願いすることにいたしましたわけであります。

内容につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

続きまして、議案第135号日原山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますが、これはただいま町民センターの設置及び管理に関する条例の改正で申し上げました理由によって、一部改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第124号 津和野町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の
制定について

議第 1 2 5 号 津和野町個人情報保護条例の制定について

議第 1 2 6 号 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正につい

て

.....

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 1 2 7 号 旧日原町電気通信事業基金条例の廃止について

.....

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 1 2 8 号 津和野町福祉事務所設置条例の制定について

議第 1 2 9 号 津和野町後期高齢者医療に関する条例の制定につい

て

議第 1 3 0 号 津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部改正について

議第 1 3 1 号 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について

.....
○議長（後山 幸次君） 農林課長。

〔担当課長説明〕
.....

議第 1 3 2 号 津和野町農産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
.....

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕
.....

議第 1 3 3 号 津和野町簡易水道事業分担金徴収条例の一部改正について
.....

○議長（後山 幸次君） 水津教育次長。

〔担当課長説明〕
.....

議第 1 3 4 号 津和野町民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議第 1 3 5 号 日原山村開発センターの設置及び管理に関する条例
の一部改正について

.....

日程第 1 6 . 議第 1 3 6 号

日程第 1 7 . 議第 1 3 7 号

日程第 1 8 . 議第 1 3 8 号

日程第 1 9 . 議第 1 3 9 号

日程第 2 0 . 議第 1 4 0 号

日程第 2 1 . 議第 1 4 1 号

日程第 2 2 . 議第 1 4 2 号

日程第 2 3 . 議第 1 4 3 号

○議長（後山 幸次君） それでは、日程第 1 6、議案第 1 3 6 号日原
添谷線道路改良工事請負変更契約の締結についてより日程第 2 3、議
案第 1 4 3 号町道路線の変更についてまで、以上 8 案件につきまして
は、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。

執行部より説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 提案理由の御説明を申し上げます。

議案第136号は、日原添谷線道路改良工事請負変更契約の締結についてでございますが、本工事につきましては既に6月の段階で契約の議決をいただきまして、現在工事を進めておるところでございますが、その後、次年度にかかわります工事を今年度から進めてまいった方がいいという状況が起こりましたので、今回工事請負費を増額し、さらに工期を一部延長する、そういう変更契約の仮契約を締結をしておるわけでございますけども、これにつきまして議会の御同意をお願いをしたいというものでございます。

内容につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第137号町道路線の認定についてでございますが、これは長福地内ある路線でございますして、県道を町道にお願いをしたいという内容のものでございます。

後ほど、詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひします。

続きまして、議案第138号町道路線の認定についてでございますが、これは山下地内にあります農道を町道へ認定をお願いしたいというものでございます。

内容につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひします。

続きまして、議案第139号町道路線の認定についてでございますが、これは田二穂地内にある路線でございますが、今回新たに町道に認定をお願いしたいというものでございます。

内容につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

議案第140号町道路線の廃止についてでございますが、これは中川地内にあるわけでありまして、県道の改良工事に関連いたしまして、町道が県道に肩代わりをしていく状況が起こりました。その関係で、町道としては路線廃止をお願いをしたいというものでございます。

内容につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第141号でございますが、町道路線の認定について、中川地内でございますが、これはやはり県道改良に関連いたしまして、一部残っております部分について町道に認定をお願いしたいというものでございます。

内容につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろし

くお願いをいたします。

続きまして、議案第142号町道路線の認定についてでございますが、これも中川地内でございます、県道改良に関連いたしまして、やはり一部残っていた部分を町道に認定をお願いをしたいという内容のものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

それから、議案第143号町道路線の認定の変更についてでございますが、これは名賀地内でございますが、農道を一部町道に変更をお願いをしたいという内容のものでございます。

内容につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

〔担当課長説明〕

.....
議第136号 日原添谷線道路改良工事請負変更契約の締結について

議第137号 町道路線の認定について

議第 1 3 8 号 町道路線の認定について

議第 1 3 9 号 町道路線の認定について

議第 1 4 0 号 町道路線の廃止について

議第 1 4 1 号 町道路線の認定について

議第 1 4 2 号 町道路線の認定について

議第 1 4 3 号 町道路線の変更について

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で 1 0 時 2 0 分まで休憩といたします。

午前 10 時 05 分休憩

.....

午前 10 時 20 分再開

----- . ----- . -----

日程第 2 4 . 議第 1 4 4 号

日程第 2 5 . 議第 1 4 5 号

日程第 2 6 . 議第 1 4 6 号

日程第 2 7 . 議第 1 4 7 号

日程第 2 8 . 議第 1 4 8 号

日程第29. 議第149号

日程第30. 議第150号

○議長(後山 幸次君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

続きまして、日程第24、議案第144号平成19年度津和野町一般会計補正予算(第3号)より日程第30、議案第150号平成19年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算(第3号)まで、以上7案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(中島 巖君) 提案理由の御説明を申し上げます。

議案第144号は、平成19年度津和野町一般会計補正予算(第3号)ではありますが、歳入歳出それぞれ5億7,427万7,000円を増額をし、歳入歳出それぞれ予算総額77億5,266万3,000円とさせていただきますというものであります。

歳出の主なものといたしましては、厚生連への貸付金2億2,700万円、公債費の繰上償還金2億5,536万9,000円、職員の退職に伴います退職手当組合に対する特別負担金967万5,000円、電気通信事業特別会計繰出金2,184万5,000円、生活保護システム導入委託料等経費1,050万円、病院経営アドバイザー契約委託費50

0万円、簡易水道会計繰出金1,035万7,000円、未整備森林緊急
公的整備導入モデル事業832万3,000円、下水道会計繰出金77
4万2,000円などが主なものでございます。

歳入の主なものといたしましては、地方交付税が普通交付税3億円、
特別交付税2億2,700万円、電気通信事業基金繰入金2,184万5,
000円、生活保護電算システム整備補助金651万円、未整備森林緊
急公的導入モデル事業補助金832万3,000円などであります。

内容につきましては、担当課長からそれぞれ御説明申し上げますの
で、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

続きまして、議案第145号平成19年度津和野町国民健康保険特
別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ1億1,
299万7,000円を増額をいたしまして、歳入歳出それぞれ予算総
額13億5,272万2,000円とさせていただきたいというもので
あります。

歳出の主なものといたしましては、退職被保険者等療養給付金6,8
99万9,000円、退職被保険者等高額療養費126万6,000円、
そして予備費に4,214万8,000円充てさせていただきたいとい
うものであります。

歳入の主なものといたしましては、療養給付費交付金 1 億 1,270 万 7,000 円、そして一般会計からの繰入金 が 13 万 4,000 円など であります。

内容につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、議案第 146 号平成 19 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）でございますが、歳入歳出それぞれ 22 万 2,000 円を増額をし、歳入歳出それぞれ予算総額 11 億 6,009 万 8,000 円とさせていただきたいというものであります。

歳出の主なものといたしましては、介護予防サービス給付費 2,093 万 1,000 円、介護予防福祉費購入費 22 万円、介護予防サービス計画給付費 213 万円等々でございます。

歳入の主なものといたしましては、介護予防事業交付金で減額で 16 万 1,000 円、介護給付費交付金 29 万 9,000 円、そして一般会計からの繰入金 が 8 万 4,000 円などを充てさせていただきたいというものでございます。

内容につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

続きまして、議案第147号平成19年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ2,330万5,000円を増額をし、歳入歳出それぞれ予算総額6億5,175万5,000円とさせていただきたいというものであります。

歳出の主なものといたしましては、県道津和野田万川線改良工事に伴います水道管移設工事、これは減額でございますけども303万8,000円、そして、中曽野簡易水道拡張工事、これも減額でございますけども111万9,000円、中曽野簡易水道の電力復旧工事203万円、それから和田地区配水管拡張に伴います水道変更認可書策定業務委託料等、減額でございますけども225万8,000円、公共下水道工事配水管の移設工事、これも減額でございますが1,390万円、和田地区配水管拡張工事、これも減額でございますが261万円、そして線上償還金を4,399万円などが主なものでございます。

歳入の主なものといたしましては、一般会計からの繰入金1,035万7,000円、そして水道管移設補償費が366万円、消費税の還付金111万2,000円、中曽野簡易水道区域の拡張分で減額の1,670万円、基金の繰入金の減額で130万4,000円、配水管移設補償費、減額の1,200万円、和田地区の配水管拡張工事に伴う補償金、

減額の488万1,000円、そして起債の借換債、歳入で繰上償還を見ておりますけども、ほとんど同額の4,350万円などを充てさせていただきたいというものであります。

内容につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第148号平成19年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出それぞれ733万円を増額をし、歳入歳出それぞれ予算総額2億9,442万1,000円とさせていただきたいというものであります。

歳出の主なものといたしましては、JRコンサルタント設計委託料が1,103万5,000円、下水道事業再評価業務委託料、減額でありますけども184万5,000円、そして森地区の管渠工事費が281万円、水道管移設工事が減額の578万4,000円などです。

歳入の主なものといたしましては、一般会計からの繰入金774万2,000円、消費税の還付金は減額の40万9,000円などです。

内容につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案149号平成19年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ231万6,000円を増額し、歳入歳出それぞれ予算総額1,624万7,000円とさせていただきますというものであります。

歳出の主なものといたしましては、小藤育英基金の積立金、育英奨学基金の積立金であります。

歳入の主なものといたしましては、同様に小藤育英基金の返還金、育英奨学基金の返還金、それぞれ同額を充てさせていただくというものでございます。

内容につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第150号平成19年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ3,899万8,000円を増額し、歳入歳出それぞれ予算総額1億3,434万6,000円とさせていただきますというものであります。

歳出の主なものといたしましては、ケーブルテレビ事業基金積立金3,240万5,000円、コピー・ワンス機器設置工事費700万円、デジタル測定器52万5,000円などであります。

歳入の主なものといたしましては、一般会計からの繰入金2,184万5,000円、消費税の還付金1,647万9,000円などを充てさせていただきたいというものであります。

内容につきましては、それぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第144号 平成19年度津和野町一般会計補正予算（第3号）

.....

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第145号 平成19年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議第146号 平成19年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）

.....

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 1 4 7 号 平成 1 9 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議第 1 4 8 号 平成 1 9 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

.....

○議長（後山 幸次君） 水津教育次長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 1 4 9 号 平成 1 9 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 3 号）

.....

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） それでは、議案第 1 5 0 号について、御説明を申し上げます。大変申し訳ございません。字句の修正をお願いをいたしたいと思います。8 ページの歳出の節の一番下の段になりま

す25番、積立金の説明字句でございます。「ケーブルテレビ事業基金積立金」と印刷してございますが、「ケーブルテレビ」を「津和野町電気通信」に御訂正を、大変申し訳ございません、お願いをいたしたいと思えます。

〔担当課長説明〕

.....

議第150号 平成19年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第3号）

.....

.....

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、以上をもちまして本日はこれで散会することに決しました。

どうも御苦労さまでございました。

午前11時15分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成19年 第8回(定例)津和野町議会会議録(第
2日)

平成19年12月

21日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成19年12月21日 午

前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（17名）

1番 村上 義一君

2番 下森 博之君

3番 沖田 守君

4番 青木 克弥君

6番 河田 隆資君

7番 青木登志男君

8番 原 秀君

9番 中岡 誠君

10番 須川 正則君

11番 滝元 三郎君

12番 道信 俊昭君

13番 斎藤 和巳君

14番 竹内志津子君

15番 板垣 敬司君

16番 村上 英喜君

17番 藤井貴久男君

18番 後山 幸次君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 米原 孝男君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 中島 巖君 副町長 ……………

松浦 秀信君

副町長 …………… 沖田 修君 教育長 ……………

斎藤 誠君

参事 …………… 坂根 敏夫君 総務住民課長 ……………

斎藤 等君

行財政対策課長 …………… 右田 基司君 情報企画課長 ……………

長嶺 清見君

健康福祉課長 …………… 長嶺 常盤君 商工観光課長 ……………

山岡 浩二君

農林課長 …………… 大庭 郁夫君 建設課長 ……………

伊藤 博文君

地籍調査課長 …………… 安見 隆義君 環境生活課長 ……………

長嶺 雄二君

教育次長 …………… 水津 良則君 会計管理者 ……………

村田 祐一君

午前9時00分開議

○議長（後山 幸次君） おはようございます。引き続きお出かけいただきまして、ありがとうございます。これから2日目の会議を始めたいと思います。

1番、村上義一議員より遅刻の届け出が出ております。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、9番、中岡誠君、10番、須川正則君を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（後山 幸次君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言順序 1、17番、藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 通告に従いまして質問をいたしますが、その前に、本町のホームページに例規集が掲載されております。おかげで議会のホームページにも掲載することができました。

これまで私たちも例規集を見るときには、2巻ある分厚い紙ベースの例規集を検索しておりましたが、このことによりましてパソコン上で検索ができるようになりました。非常に重宝をいたしております。

また、ホームページに掲載されましたことで、日ごろはまず見ることがまれであろうと考えますが、町民の方も見るできるようになりました。

以前、同僚議員からも質問があり、予算審議のときにも要望がありましたが、情報開示の一端として、その実現に努力されたことに対しましてまずは敬意を表したいと思います。

さて、通告の質問に入りますが、平成17年9月に合併をして早くも2年が過ぎました。そして、新町となって3年目の予算編成時期が間もなくやってくるわけであります。御承知のとおり、本町の合併につきましては非常に難航したことも事実でありますし、合併時までに協議が成立しなくて積み残した課題も幾つかあるわけであります。

合併協議の段階で、公民館の取り扱いについては、旧両町の考え方や、それまでの地域づくりや、やり方の違いがあり難航し、3年以内の調整となっております。

合併協議中の平成16年12月20日に両町の町長間で交わされた確認書の中で、「公民館の職員体制について」という項目を立てて、両町公民館のあり方については、以下の諸点を踏まえ、将来的には両町組織の整合性を保つこととする。公民館は今後の地域にとって重要な活動拠点である。将来的には教育感のあり方の検討や地域特性なども考慮しながら両町間で整合性を図る。両町組織の整合性を図る観点から、常勤職員の勤務体制については3年以内に見直すというのがございます。

したがって、この確認書を軸として検討をされたものと推察をいたします。

最近、津和野地域におきましても、日原地域においても、公民館の新体制についての説明会が開催されておるといふふうにお聞きをいたしております。そこでお伺いをいたしますが、説明会で出された新体制で、新年度からこの体制で実施するのかどうかということをもまずはお聞きをいたしたいと思っております。

次に、職員体制、組織についてお聞きをいたします。

これまで私は、合併協議のいきさつもあり、この問題については、議会や議員があれこれと口を挟むことが、公民館の新たな枠組みや職員体制についての原案作成に支障を来たすという考えから発言を控えてまいりました。説明会で出された新体制についても、つい最近まで知らなかったのも事実ではありますが、この前、教育委員会事務局でこの説明会資料をいただいたところでもあります。

説明会で出された新体制について、詳しい説明をこの際求めるものであります。

また、これらの策定について、どのような方法をとられたのか。公民館運営審議会、社会教育委員の会や公民館長、主事会等が原案を作成し、教育委員会で教育委員の合意形成をしたものかどうか、審議、確定についてもお伺いをいたします。

また、この体制でということになれば、いずれ条例等の変更も必要だと思いますので、議会での審議ということはあるだろうと考えますが、その前に、明らかな合併協議事項の変更でありますので、地域審議会に諮る必要があるというふうなことを考えておりますが、この点もお聞かせを願いたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 改めて、おはようございます。本日から一般質問をお受けするわけではありますが、よろしく願いをいたします。

まず、17番議員さんから公民館問題についてお尋ねではありますが、現在、所管の教育委員会で、この問題につきましては種々検討、取り組みをされているところであります。したがって、今日までの経過等につきましては、教育長の方からお答えをいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） それでは、公民館問題についてお答えを申し上げます。

この公民館問題につきましては、議員さん、経過をお話をいただきましたけれども、そのとおりでありまして、合併協義の中で合意に至らず、新町で再編するということになっております。

合併後、教育委員会といたしましては、旧町の体制にとらわれずに、新町として最もふさわしい公民館のあり方ということについて、教育委員さん、あるいは社会教育委員さん、公民館運営審議会委員さん、あるいは公民館長、主事等から種々御意見を拝聴するとともに御協議を

いただいております。そうしたことを繰り返しまして、本年11月に新町での公民館のあり方ということで原案を作成をいたしました。

この原案につきましては、教育委員会で基本的にはこれで当面原案として説明会をして回ろうということになっておりまして、現在、各公民館で説明会を実施しております。全地域を終了するのは1月になるだろうというふうに思っております。

この説明会終了後、種々意見が出されておりますので、その御意見を踏まえて教育委員会で再度検討を行ったものを最終的な原案というふうな形にしたいと、そして地域審議会にお諮りをしたいというふうに考えております。

現在の原案の概略を申し上げますと、公民館の設置箇所は、津和野、木部、畑迫、小川、日原、青原、須川、左鐙の計8館、それで、滝元、枕瀬、池河の各公民館につきましては、日原公民館の分館というふうな形で考えているものであります。

職員の体制につきましては、館長はすべて非常勤、主事は常勤の嘱託職員ということでの対応を考えております。ただし、津和野公民館、それから日原公民館においては、施設の管理や地域別の中央公民館的な業務もありますので、主事については正規職員を配置するとともに、分

館には非常勤の分館長のみの配置というふうな形を考えております。

この原案の作成につきましては、通学区域、人口、高齢化率、施設の設置バランス等を考慮して作成したものでありますが、基本的には新町として整合性を保ち、同一条件での社会教育を推進する体制づくりという観点が主でありまして、2年後には再度見直しを行いたいというふうに考えております。

なお、実施時期につきましては、できるだけ早い時期というふうに考えておりますが、周知期間等を考慮すると新年度当初からの実施は困難ではないかというふうに現在のところ考えております。

○議長（後山 幸次君） 藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 津和野町の公民館の新体制については初めて説明を聞くわけでありまして。また、事前にお配りをいただいた資料を見まして、よくできたというふうには決して言えないわけでありまして。

しかし、これをまとめられた、については、合併協議のこともあり、大変御苦勞をされたのであろうというふうなことが容易に察しがつくところでございます。その意味においては非常に敬意を表したいと、まずもって申し上げたいと思います。

さて、先ほど説明をいただきました。また、今さっき申しあげましたように、事前に説明会の資料をいただいたところですが、それを中心にして、私なりの疑問点について質問をさしていただきたいと思います。

今回の新体制については、1問目で申しあげましたように、両町の町長間で交わされた確認書を余りにも意識し過ぎた嫌いがあるのではないかというふうに私は思っております。

あの確認書の中で、旧日原町の主張のもとをなしているものは、確認書の最初にある行財政改革についての協議事項、両町の中期財政計画によると、両町合計で5億円程度の財源不足が見込まれる。さらに、合併をしたとしても、財政状況は非常に厳しく、安定した行財政運営を行うためには行財政改革が必要である。

行財政改革はできるものとできないものがあるが、実情を判断した上で、できることから実施していく。町単独の補助金を初め歳出全般について歳出の抑制をする。行財政改革案については、皆で協力して実現できるよう努力する。

人件費の抑制については、議員定数については、議会の判断にゆだねるしかないと考えて、報酬額を抑制する。一般職についても両町連帯

を保ち抑制する。また、職員数についても、退職者の不補充、勸奨等で節減するということが基本であり、合併協議の中でもそのようなことを主張してきたところでもあります。

舌足らずではあるかとは思いますが、確認書にもあるように、行財政改革をし、行政サービスを維持しようというものであったと私は思っております。そのような考えのもとで公民館体制が浮上をしたというふうに考えております。

あとのことにつきましては、合併協議については御承知のとおりでありますので、これについては申しませんが、公民館の職員体制についてという中で、これは説明会の資料であります。両町組織の整合性を図る観点から、常勤職員の勤務体制については3年以内に見直すというのが、これは1名の正規職員と1名の常勤臨時職員の2名体制が本来に必要なかどうか、これを見直すことが主であったというふうに思っております。

「将来的には両町組織の整合性を保つ」という字句が入っており、また、この項目だけでも「整合性」という言葉が3回も出ております。ここだけを見れば3年以内に同じ体制にしようというふうなことが読み取れるかもわかりませんが、先ほど申しましたように、基本的な考え方

は、行財政改革をどうするのか、本当に正規職員が必要なのかということが主だったわけであります。

確認書に書かれました公民館に対する基本的な考え方と、その中の整合性ということ余りにも意識し過ぎたために、いろいろな問題が出てきたのではないかとこのように私は考えるものであります。

まず最初にこの問題を審議し、原案を作成をされたというふうに先ほど申されましたが、先ほどの答弁によりますと、いわば教育委員会の関係団体だけの審議であるというふうに私は思っております。言いかえますと、言葉は悪いわけでありますが、教育関係の身内だけの審議で原案ができた、そして説明をしたと、町全体で総合的な判断と言えるのかどうか、このことがまず疑問であります。

そしてもう一つは、常勤職員を配置するために役場連絡的な業務、各種証明等の申請の受付、発行等というふうなものが書いてありますが、これについては、職員を置くためにつけ加えたのではないかとこのようにいう気も、そういうふうな疑問も持つわけであります。このことをやることについて、どれだけニーズがあって、そして効果があるのか。

また、今回の定例会の提案議題にもありますように、個人情報保護にも関連するところであります。ネットを拡大すればするほど危険性が

大きくなるわけであります。その意味では、今回提案された個人情報の保護に関する提案議題にも全く逆行していると私は言えると思うのであります。

また、このことをやるには、システムの構築、住基ネットを中心にやられるのではなからうかというふうに思いますが、そのようなことを拡大するためにどれだけの経費が必要になるのか、そのこともよく考える必要があるのではないのでしょうか。御存じのように、今はどうしてコストを節減するか、行財政改革はするかの時代であります。この点についてのお考えをお伺いをいたします。

次に、旧合併時の旧村単位で両地域同数公民館を設置し、いわゆる津和野地域4館、日原地域を4館とするこの新体制の説明は、先ほど申し上げました整合性を意識し過ぎたためにそのような結果になったのではないかというふうな気がいたしております。

新体制での津和野地域の4館ということについてであります。津和野地域の公民館は、津和野歴史シリーズ、8巻の発刊されました「近代の津和野」、この著書によりますと、昭和22年の8月に畑迫公民館が創立されております。聞くところでは、当時の青年団の方が中心になって建物をつくられたというふうに聞いております。

教育基本法が昭和22年3月であります。公民館設置についての社会教育法は昭和24年でありますので、それよりも早い時期につくられたということでございます。まことに驚くべき事実であります。

次に、津和野公民館は昭和25年6月21日、小川公民館は昭和26年の4月1日、木部公民館は昭和29年5月22日であります。木部の歴史を守る会が発刊いたしました木部史の中にあります木部の歩み、これはいわゆる歴史年表がこの後ずっと書いてありますが、この年表の前文の中に、「昭和30年町村合併が行われ津和野町となった。木部は公民館を中心とする地区になった云々」というのがございました。

このことから私は、津和野地域の方が公民館への思いを、その思いの一編をかいま見た気がいたしております。それ以降、津和野地域は、昭和30年の合併時、旧町で公民館を中心とした地域づくりをされてきたのだというふうにも感じているところでございます。

今回の体制についてもそのまま残すということでもありますので、住民の方にとっても地域づくりにとっても余り影響はないのではなかろうかというふうに思うところであります。

さて、日原地域の公民館であります。昭和31年4月1日にできております。本館を役場に置き、青原支館、須川支館、左鐙支館を置き、

それぞれの地区に地区公民館を置いております。昭和35年に3つの支館を分館とし、地区公民館を支館としております。公民館としての施設はなく、昭和37年、中学校が合併した後の須川、そして、その後の左鐙は、その中学校の旧校舎を公民館として利用しておりました。

48年に日原公民館、すなわち山村開発センターであります。その建設の後、昭和49年に組織の改革があり、日原公民館に日原、枕瀬、滝元、池河分館を置いております。そして、青原公民館、須川公民館、左鐙公民館の4館体制になっているところであります。51年に現在の体制になり、現在まで30数年が経過しているところでございます。

公民館の体制につきましては以上のような経緯がありますが、自治会を初め各種の団体については、以前から現在の公民館の範囲をもとに活動をしており、日原地域の地域づくりは、これが原点であります。これをまとめて4館にするというのはかなりの無理があり、日原地域の事情を無視していると考えるものでございます。

これまでそれぞれの地域の風土や特徴、特性の中から行われてきた行事や活動もあるわけですし、それをどうするのかということも考える必要があると思っておるところでございます。その意味でも4館体制にする必然性というものを感じ得ないわけでありまして。

教育委員会事務局には、くしくも合併協議会の事務局職員が今回で教育長を含めて4名おられるわけでありますが、今回の合併でも歴史や風土や地域の特性や歩みが違うものが一つになることがいかに難しいかということを経験で知っておられるというふうに私は思っております。

下手をすると自治自立の基本理念に基づく地域の底力、いわゆる地域力を壊すことになるのではないかというふうにも思うところであります。無理をして4館体制にするその必要性を、具体的にわかりやすくお答えをいただきたいと思っております。

次に、説明会の資料には、旧合併時の旧町村単位で両地域同数設置するとありますが、津和野地域はまさに旧町の合併時のその村単位、町単位であろうというふうに思いますが、ここでいう旧合併時というのは昭和の合併、平成の合併でなくて、この前の昭和の合併を示すのだと理解をしますが。

日原と青原が合併し、新日原町になったのは昭和29年4月1日、その後、津和野地域の大合併に伴いまして、小川村の一部、下商人と島地区が昭和30年1月10日編入をしております、今回の合併以前の旧日原町になっております。

須川村は昭和の合併ではありますが、昭和10年2月11日に旧日原村と合併をしております。

以上が、明治33年4月1日に施行されました町村制後の日原地域における合併の状況であります。

お気づきのように、旧合併時の旧村単位という説明の根拠であります左鐙村につきましては、明治33年4月1日に施行された町村制後には存在をしていない架空の村で、教育委員会の説明によると旧町村ということではありますが、旧村単位に置くということになりますと、それは架空の村であるというふうなところであります。存在をしていない。

それ以前というならば存在をいたしておりますが、これは戸長役場時代ということになりますので、これをもとにするというふうなことになりますと、もっともっとややこしい問題が出てくるということでもあります。この矛盾についてどのように説明されるのかをお聞きをいたしたいと思います。

次に、本年、開発センターから常勤職員1名を引き揚げております。フロンティア日原からの職員であったかと思えます。センターの管理が主な仕事でありましたが、公民館の仕事もかなり手伝っていたとい

うふうに理解をしております。

日原地域の中央公民館は、非常勤体制のほかに他の公民館の仕事も手伝って、補佐しておるわけではありますが、新体制では3館に常勤職員を置くことになっておりますが、置かなければならなくなったほどの3館は活動が活発化し、あるいは行事が増加し、そのようなことで置くようになったのかどうかということもあわせてお聞きをいたします。

次に、新体制では、分館には分館長が1名、運営委員もいないわけがありますが、これでやっていけるのかどうか。

また、名賀地区と商人、溪村分館は自治公民館ではありますが、公民館と自治公民館の関係はどういうふうな関係なのか。

また、この点については2年後に見直すということでもありますので、見直しの問題をここでお聞きをしようと思ったわけではありますが、これについては省かしていただきます。

以上、申し上げました点についてお聞きをいたします。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） たくさんの御質問でありましたので、十分なお答えにならないかもわかりませんが、まず1点目であります。

この原案を作成するに当たって行財政改革の視点が基本ではないか

という御指摘があったかというふうに思っております。その点につきましても、町財政の状況を勘案をしながら作成をしたという経過がありまして、総額的には2,000万程度は減額になるというふうに思っております。

それから、関係団体のみでの審議ではないかという御指摘でありますけれども、現在の原案につきましては、御指摘のとおり原案であります。

教育行政に携わる、特に社会教育行政に関係をする立場の人で、ふさわしい体制はどういう体制であるかという視点に立っての協議をされたというふうに思っております。あと、地域の皆さん方の考え方については、現在、説明会をしながら御意見を伺っているということでありまして、その後最終的な原案にするという考え方でありますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、新たに加わった附属的な業務ということで、役場の業務を今検討中であります。

先ほど議員さん御指摘のありましたように、個人情報の保護の関係、あるいは経費の関係等もろもろあると思っておりますので、どの程度までができるかということについては今検討をしているところであります。

れども、この原案の基本的な考え方は、社会教育を推進するためにはどのような体制が望ましいかというのがあくまでも主眼ということでありまして、せっかくその原案にするためには、主事が常勤でなければならないというふうなところがありまして、常勤でいるならば、もしサービスにつながる事ができればそういうこともしたいという基本的な考え方の中でそういった検討も始めているということでもあります。

それから、3館の常勤体制が、旧日原地域では今までよりも変わって業務がどうかという御質問であります。基本的に地域の拠点としての公民館の存在は、現在の活動のみでなしに、今後将来にわたってその地域をどういうふうな形で維持していけばいいか、その地域で何をなすべきかということを見つけ出し、その拠点となる働きを考えているということでありまして、そういう意味では、今の議員さんの言われた部分、須川とか左澄とか、そういう地域のことではないかというふうに推測をいたしますが、そういった地域、今は校区等も考慮した中での配置ということではありますが、近い将来、児童等の状況等を見ましても、教育環境については何らかの変革が生じるであろうというふうに考えておりまして、そういったときのためにも、今、公民館体制を強化していく必要があるのではないかというふうなところではないかというふう

うに思っております。

それから、公民館4館体制の必要性ということでもありますけれども、今回の原案を作成するに当たりましては、人口、それから世帯数等を考慮した中で整合性を保つというふうな判断をしたというところでありまして、そういった意味では、議員さん御指摘のように、以前からの地域性という点については若干視点が落ちていたという点はあるかと思っておりますけれども、基本的には人口なり世帯数なり、あるいは高齢化率なりというふうなものを考慮しながら作成をしたというものであります。

あと、運営委員の問題と、それから、公民館、自治公民館との位置づけという点につきましては、審議の確定の中で出ておると思っておりますので、その辺については次長の方からお答えを申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 水津教育次長。

○教育次長（水津 良則君） ただいま教育長の方から、御質問に対しましては大体御答弁したとおりであります。これまでの審議の経過というお尋ねもあったかと思いますが、合併後、17年の9月に合併したわけではありますが、その年の11月30日から実際には協議を始めております。

その後、それから始まりましてずっと各公民館の主事、館長、それか

ら、教育長が申しましたが、社会教育委員でありますとか、それぞれの公民館の審議会の委員さん、これはあらゆる方が入っておられますので、いろいろな意見を聞いております。

合併後そういうことで始めまして、経過説明、それから、それぞれの御意見等を集約、お聞きしまして、大体述べ28回の意見を集約する会を持っております。教育委員会は、その間6回、公民館の問題について協議を重ねております。

これが、実際のこれまでの経過であります。計38回を、原案の説明も含めると38回を数えておりますが、これが広く町民の意見を聞いておるか、関係者だけではなかろうかというような意見がありました。そういうことからしますと、運営審議会につきましては、一般のそういういろんな立場の方もおられるということでもありますので、かなり多くの意見は聞いたつもりであります。

それから、ほかにいろいろ御質問があったかと思いますが、ほとんど教育長が答弁したとおりであります。ただ、分館長だけでやれるのかという質問もあったかと思いますが、ここの辺につきましては、いろいろ今意見を集約しておるところであります。運営に支障があるとすれば、その辺は検討をして実際に活動が可能な体制にするべきである

うというふうには考えておりますし。

それからあと、説明の資料の中で「旧合併時の云々」というのがどうかという御意見もありましたが、これは、私どもの認識といたしますか、勉強不足でありまして、言われるとおり、これでいくとおかしいことになるというふうに思います。正しいかどうかはあれですが、「昔の」というふうに御解釈をいただきたいというふうに思います。

それから、あと、4館の考え方は日原の地域を無視した考え方で、どうというふうなところから云々という御質問がありましたが、これにつきましては教育長がお答えしたとおりであります。もう一つは、子供の居場所づくりといたしますか、そこの辺が今後重要になってくるということ、それから、ある程度学校区というものも念頭に置いた考え方であります。

以上であります。

○議長（後山 幸次君） 藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 今の教育長の答弁については、まだちょっと、ここおかしいなというところもあるわけでありまして。例えば、「人口や世帯を考慮して4館にした」と言われましたが、人口や世帯を考慮してということならばどういうことなのかということも聞きたい

わけでありますが、人口が均衡になっているのかどうかということもその中に入るだろうと思いますが、果たしてそのようになっているのかどうか、私は、そのようにはなっていないというふうに思います。

3問目ですので、これで最後ですので、あと答弁もらって、それで、これはどうだということができませんので、その辺のことも考えていただきたい。

それから、次長の説明であります、38回やられたということでもあります。非常に真剣に一生懸命やられたということについては、私は前もって申し上げましたように、非常に敬意を表すと、そのことに対しては素晴らしいことだというふうに評価を申し上げるところであります。

それともう一つ、次長の答弁の中で「昔の左鐙村だ」というふうな言い方であったと思いますが、左鐙村がないということ、明治33年のときに、左鐙村はそのときにできていないんだよというのを再度よく認識していただきたい。昔のことになりますと、昭和30年以前になります。そうすると本当に難しいことになります。

戸長役場時代にも左鐙村というのはあったわけですが、その途中で変遷をしてなくなっているというふうなこともあるというふうに私は

調べてみたところではありますが、その辺も十分調べていただきたいと、安易に使うと、津和野と同じようなというふうな感じで使うとおかしなことになるので、多分こういうふうなことで説明もして歩いたんだろうと思いますが、その辺はどうするのかということもまた改めて考えていただきたいというふうに思います。

3回しか質問をすることができませんので最後になりますが、先ほど申しましたようにいろいろ問題もあります。

それから、分館について次長が言われたが、説明の中で見ますと、10名公民館には運営委員を置くと、審議会は中止すると、後で申し上げますが、そういうふうなこともあるわけですが、分館にしたところには、運営委員も置かない、主事も置かない、それでやれるのかどうか、その辺ももうちょっと詰める必要があると思いますし、自治公民館がどういうものかという姿もこの説明会の中では見えてきていない。活動費は、そこの近くの公民館に出すよということではありますが、その辺の体制はどうするのかというふうなところももう少し詰める必要はあるのではないかとこのように思います。

教育長も言いましたが、津和野地域、日原地域の整合性の確保という観点からこの新体制ができているということではありますが、まさにそ

のとおりであろうというふうに思います。そのために全体的なというふうなことが欠けているというふうに私は指摘をしたいと思います。

また、この説明会の資料を見てみますと、全体的に津和野地域に日原地域を合わせたという感があるというふうに私は思うところであります。例えば、津和野地域では正規職員は引き上げると、しかし常勤職員がいなくなるわけではありません。各種団体の事務については2年で取りやめる、5名の運営審議会はやめて、運営委員を10名にするというふうなことが書いてあります。

また、名賀には自治公民館を新設する。以上が津和野地域における大きな改革点であろうかと思いますが、直接的には住民の方は従来との違いを余り感じない改革ではないかと思います。

一方、日原地域では、1中央公民館、7地域公民館、1分館を4公民館、1自治公民館とするという大きな改革でありまして、公民館の統合によって直接的に住民の方に痛みを伴うことになるのではないかとこのように思います。

住民福祉課と健康福祉課の統合、地域支援センターの設置、病院対策室の設置、福祉事務所の、今回であります設置、直接的には行政には関係はありませんが、病院の診療所化等々、それぞれに相応の理由があ

るとは申しまして、改善の痛みは日原地域に多いと感じるのは私だけなのではないでしょうか。

次に、この改革によって財政的にはどうなるかをお聞きをいたします。

先ほど教育長から2,000万円減だというふうに聞いております。これは恐らく正職員の引き揚げも伴うというふうなことも入っているだろうと思いますが、公民館の正職員の引き揚げによって、引き揚げた職員がどこに、どの部署に配置されるかによっても違うと思いますが、教育委員会に配置されなければ、教育委員会の予算はそれだけ節減されるわけでありますので、2,000何万は減るわけでありましょうが、町全体を考えてみますと、職員がやめるわけでありませぬので、人件費がそれだけ節減されたわけではありませぬが、そのあたりはどうなんではないでしょうか。

そして、説明会資料で見えてきますのは、活動費を除いて増加する部分は、5名の運営審議会をやめて10名にする8分館の報酬、全館長は非常勤であります。ただし、一定の勤務時間を確保し、それに伴う報酬ということでありますので、この報酬部分。

分館長については、滝元、枕瀬、池河に現行の報酬で設置するという

ことでありますので、33万6,000円だろうと思います。の3名分、100万少し。日原地域の3館の常勤職員の3名分の報酬、これが増加部分だろうと思います。減る部分では、滝元、枕瀬、池河の主事報酬、100万程度ではないかと思いますが、その他にどのようなものがあるのかもあわせてお聞かせを願いたいと思います。

3問目でありますので、私なりの提案をさせていただきたいと思えます。今回は、今までいろいろと申し上げましたが、新年度からは、正職員だけは公民館から引き揚げて、必要とあれば名賀地域に自治公民館の新設等を行い、日原地域についてはもう少し時間をかけて検討をされたらいかがかというふうに思いますが、教育長のお考えをお聞きをいたします。

また、私は将来的には両地域に中央公民館を置き、その下にこれまでどおりの公民館を置き、いわば公設民営化は考えられないかということをご提案を申し上げたいと思います。そうすれば、地域の特性や地域に合ったきめ細かい運営ができるのではないかと考えているところでもあります。

常勤職員の配置も、その必要があれば配分される活動費の中で、それぞれの公民館ごとに考えればよいこととなります。法的に難しいとい

うことならば、特区ということも視野に入れるべきであろうと思います。

その移行のためには、まだ、私が言っただけでありますので、いろいろなことも考えられるわけでありまして、議論も必要でありまして、シミュレーションも必要であろうと思いますが、検討の必要があるのではなからうかと思えます。この際、特に町長に、非常に前向きにこの問題を検討いただきたいと思いますが、御見解をお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） まず1点目ではありますが、経費の節減という観点でありますけれども、細部にわたっての金額についてはまだ私自身が把握をしておりませんけれども、総額で2,000万ということであります。

職員を引き揚げて、もっとたくさん引き揚げができないかというふうなところもあったかというふうに思いますけれども、教育委員会部局で2,000万減額になって、職員が町部局に帰るということでありまして、新たな業務も、先ほど議員さん御指摘のように発生しております。

通常でありますと、今回の見直しをせずにおれば、また新たな職員採用というふうなこともつながるといふことでもありますけれども、そういったことをせずには何らかの対応を考えていくというふうなことになるのであれば、町全体でも何らかの節減になるのではないかというふうに思っております。

それから、報酬の額等についてもまだ今後詳細にわたっての検討というふうなことでありまして、金額的には特に定めてはおらないということでもあります。

それから、公設民営化を踏まえての検討というふうなことで、方向性について御示唆をいただいておりますが、その辺も、公設民営化についてはすぐそういう方向で検討というのはなかなか困難かと思っておりますが、2年後の見直し等の段階でそういった視点も新たに入れていきたいというふうに思っております。

それから、公民館と自治公民館の関係でありますけれども、公民館は、基本的には行政の位置づけの中での公民館ということでありまして、自治公民館はあくまでも住民が主体ですべてやっていくというものであります。

ただ、地域の活性化のために何らかの活動の援助は公民館費の中で

位置づけをして支払いをしていこうというふうな考え方で、自治公民館というふうなものは今回の場合位置づけをしておることでありまして、今まで名賀地域においては活動はされておりましたが、特に行政としての位置づけが十分になされていなかったもので、今回整理をするということでありまして、新たに商人、溪村分館については、先ほどの見直しの中で今後、今までの活動性を尊重して、そういう位置づけの中で活動を引き続いてしていただきたいというふうな考え方で原案については作成をされておるというふうに思っております。

ただ、全体的にはいろんな、今の説明会でもいろいろ御意見をちょうだいしておりますので、今後総合的に判断をした中で最終的な原案にしていきたいというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 公民館の問題につきまして、町長の方はどのように考えておるかというお尋ねでございますが、ただいままでの御質問、あるいは答弁の中でもいろいろと問題点が浮き彫りになっておるわけでありまして。

したがいまして、まだ教育委員会で検討中の事項でありますので、具体的なコメントは差し控えさせていただきたいというふうに思ってお

りますが、基本となりますのは、やはり地域の住民の皆さん方が何をどう望んでいらっしゃるのか、これをやはり基本にして、最終的な案のまとめになっていかなければならないのではなかろうかと、このように考えておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 公民館の問題については、まだまだ私だけでなく、他の議員さんもやられるようであります。先ほどの町長の答弁にあったように、地域の皆さんがどうすればいいのかということが、やはりこの問題の基本だろうと思います。その辺を十分御理解をさせていただいて、公民館の体制づくりに取り組んでいただきたいと思っております。この質問については終わります。

次に、職員の休憩、休憩時間についてお伺いをいたします。

本町の職員の勤務時間、休暇等に関する条例によりますと、勤務時間は、休憩時間を除き週40時間となっております。8時30分より17時15分までの8時間勤務で週5日であります。勤務時間の中には12時から1時までの間に休憩時間と休憩時間がありまして、12時から15分が休憩時間、その後1時までが休憩時間あります。そして、17時から15分間また休憩時間があります。

合わせて30分間休息時間がありますが、非常に普通ではわかりにくい言い回し、休憩と休息はどう違うんだというふうなことはわかりづらいところではありますが、調べてみますと、休息時間は本人が自由に使える時間であるということでもあります。そして、勤務を命じてはいけない時間、休憩時間は、何かあれば職務を命じてもよい時間ということになっております。

休息時間は待機時間、軽い運動をするとか、体操をするとか、そういうふうな時間というふうに考えればいいのかと思います。

また、休憩時間は、労働基準法では6時間を超える勤務なら45分、8時間を超える勤務なら1時間とるようになっております。本町の場合8時間を超えませんが、45分でよいわけでありますので、休憩時間については何らの問題もないというふうに思っております。

休息時間につきましては、全国のほとんどの自治体もこの休息時間を設けております。これは多分に1949年、昭和24年ではありますが、人事院規則が変わりまして、国家公務員に対して無給の休息時間、おおむね4時間勤務ごとに15分ということをお認めしておりますので、これを根拠として各地方公共団体にも普及していったらと思うと思います。

この休息時間の問題は、国においては平成16年あたりから論議さ

れ出しまして、平成18年3月、人事院規則を改正し、7月1日から休息時間が廃止されました。これによって国家公務員は実働時間は8時間になったわけであります。

なお、人事院によりますと、2004年の民間企業の実態調査では、有給扱いの休息時間制度を設けている会社は、わずかに5.7%であったということであります。ちなみに、この議論の発端は、今話題になっております守屋前防衛次官の証人喚問で政治家の名前を出さした民主党の浅尾敬一郎参議院だというふうなことも聞いておるところであります。

島根県におきましても本年9月、定例会で提案されまして、10月11日に全会一致で可決されております、実施は明年1月1日からであります。勤務時間が1日30分、週150分ふえるわけでありますので、理論上では時間外勤務が減少することになるというふうな考え方ができるだろうと思います。

これまで有給でありましたので、これによって支出が伴うわけではありません。時間外手当が減少するわけでありますので、全国で、今非常に政府で話題になっております埋蔵金という言葉がありますが、それとは少し意味合いが違いますが、本町にとっては、これは埋蔵金にな

るのではなかろうかというふうな考えができるのではというふうな気がいたしております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。県の知事部局における平成18年度の時間外勤務は、1人当たり平均年間約120時間であるということですが、本町の場合、実働時間が1日30分、週150分ふえることによって、休息时间、1日30分、週150分、同じことですが、時間外勤務に直し、平均的な時間外勤務として換算したら、1年でどれぐらいの金額になるのかをお聞きをいたします。

また、休息时间がなくなることで、時間外勤務がどのくらい減少すると思われるのかもお聞きをいたしたいと思います。

そして、これまで17時から時間外手当を取っておられる人がいるのかどうか、取っておれば、これは二重払いになりますので、そういうことがないとは思いますが、この際お聞きをいたしたいと思います。

最後に、人事院勧告も出されまして、県の人事委員会の勧告もあります。国も実施し、県も間もなく実施をいたします。

また、地方公務員法では、地方公務員の勤務条件を定めるに当たっての原則として、地方公務員の勤務時間等勤務条件の根本基準として、地方公務員法第24条5項に「職員の勤務時間、その他の職員の給料以外

の勤務条件を定めるにあたっては、国及び他の地方公共団体の職員との権衡を失わないように適当な考慮を払わなければならない」と定めてあります。

今後、本町として休息時間を廃止する方向で検討をする必要があると考えますが、そのような方向で検討をしておられるかどうか、以上の点についてお聞きをいたします。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（斎藤 等君） 職員の休憩時間、休息時間についての御質問にお答えします。

3点ほど、休息時間を時間外勤務に換算したら、それから、時間外勤務はどのくらいなくなるか、17時からの時間外勤務手当を取っているのかと、その3点についてお答え申し上げます。

職員に与えられました休息時間は、議員からもありましたが、1日30分でございます。それを年間換算しますと、本町の場合122時間になります。本町における職員の平均時間外勤務手当の額は、1時間当たり約2,300円程度になりますので、計算しますと、職員1人当たり約28万円で、職員全体で、管理職を除きますけども、約3,530万円程度になると思われます。

町の規則では、休息時間は12時から12時15分までの15分と、17時から17時15分までの15分の計30分が設けられております。しかし、職員はこの休息時間においても業務等に從事している時間帯もあります。したがって、理論値としての総額3,530万円のうちの程度削減できるかについての金額提示は難しいと考えます。

また、17時15分までが勤務時間であるので、祝祭日、休日勤務を除いて時間外勤務を17時からとることはございません。

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） それでは、休息時間の廃止をするかどうか、その辺の方向性についての御質問でございます。その点について御回答を申し上げます。

休息時間の廃止につきましては、平成17年、人事院において民間の実態を踏まえ、休息時間を廃止する旨の方針が提示されております。それを受けまして、国は平成18年度よりその内容に沿った制度改革を行っておるところでございます。

また一方、県内におきましては議員御指摘のとおりでございます。県内全般の市町村の状況につきましては、21市町村のうち休息時間を廃止をしている団体が12市町村、廃止をしていない団体であります

が、本町を含め9市町村ということになっております。

ちなみに近隣市町村であります益田市及び吉賀町につきましても本町と同様廃止をするに現在のところ至っておりません。

本町職員の労働条件につきましては、公務員の民間準拠の大原則のもとに従来より人事院及び県の人事委員会の勧告を尊重してきた経緯がございます。そのような観点から、休息時間の廃止につきましても今後検討すべき課題であるというふうに認識をいたしております。

また、人事院は本年度の公務員人事管理の報告の中で、民間企業の平均所定労働時間は1日当たり7時間44分で、公務員より1日当たり15分程度、1週間当たり1時間15分程度短くなっているというふうに述べた上で、早期に民間準拠を基本として、勤務時間を見直すことが適当であり、来年を目途として勧告を行いたいというふうに表明をいたしております。

以上のようなことをもろもろ踏まえながら、休息時間の取り扱いにつきましては、来年度に向けての検討の課題というふうにさせていただきたいというふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 課題にされるということであります

ので、労使間の問題もあるわけでありますので、ぜひともそのようにしていただきたいと思えます。

県の9月議会の総務委員会の審議の状況、その委員長の報告を見ますと、県では時間外勤務を見直したということで、22億円が浮いたというふうな数字が県議会の総務委員長の報告の中に出ておりました。これを見直すということは相当な節減になるんだというふうなことがあります。

あるいはまた、フレックスタイムといいますが、税の徴収あたりと、あと保健師さんというふうなところはそういうふうなことも対応しなければならぬだろうと思えますので、その辺も十分今後検討をしていただきたいということを申し上げまして、この問題については終わります。

次に、3番目の問題であります。本町には業務改善の提案及び自主研修活動に関する規定がありますが、これについてお伺いをいたします。

民間の企業でも従業員からの提案や意見をもとに業務内容を改善し、コストの節減や効率を上げているというふうに聞いております。行政は、その執行については、法に縛られるのは、これはやむを得ないこと

ではありますが、ややもすると前例でやる前例主義に陥る傾向にあるというふうに言われておるところであります。

本町にも業務改善の提案というふうな、このような規定があるわけです。ありますので、この規定を十分に活用して、行政コストを下げたり、あるいは事務の簡素化や住民サービスの向上等にお役立てをいただきたいと考えるものであります。

そこで、次のことをお伺いいたします。この規定の周知徹底はどのようにされているのか、規定に基づいて提案、研究事項はあったのかどうか。あったとすれば、その具体的な事例を示していただきたい。また、あるとすれば、どのような褒賞をしたか。

以上の点をお聞きをいたします。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（斎藤 等君） 津和野町業務改善の提案及び自主研究活動に関する規定についての御質問にお答え申し上げます。

この規定につきましては、町の例規集の中で訓令として職員へ周知しております。新町発足後、この規定に基づきまして提出された提案事項や研究事項の実績はありませんが、現在進めております行財政対策会議等々の日常業務の中で職員一人一人の知恵を出し合いまして、業

務改善に前向きに取り組んでおるのが現状でございます。

○議長（後山 幸次君） 藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） えらいそっけない答弁であります、
ぜひとも、こういう規定があるわけでありまして。この規定を利用して十
分行政コストを下げるなり、あるいは業務の改善というふうなことに
取り組んでいただきたい。このことをぜひお願いを申しておきます。

以上で、質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、17番、藤井貴久男君の質問を終わ
ります。

.....
○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で10時30分まで休
憩といたします。

午前10時13分休憩

.....
午前10時30分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順序2、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） それでは、通告に従いまして一般質問

を行いたいと思います。

その前に、きょう質問する項目につきましては3項目を用意してございます。それぞれ今まで私が質問をしたことに若干関連するわけですが、そういった意味も含めて、内容につきまして的確にお答えをいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

まず最初は、総合振興計画についてでございます。

この件につきましては、総合振興計画というのは、常に町が前を向いていくために何をどうしていくかというようなことを決める町の基本計画であり、そしてまた、町の顔であるというぐあいに思っておるところでございます。しかし、合併をいたしまして2年が経過いたしました現在、いまだにこの総合振興計画が提示をされてございません。

この問題につきましては、本町にとって大変私は大きな問題であるというぐあいに認識をいたしておるところでございます。つまり、この基本計画なくしてそれぞれが行政が進めていくというところに若干問題があるというぐあいに指摘をせざるを得ないというぐあいに思います。

もちろん今までは新町の建設計画、あるいは過疎法に基づく技術促進特別対策に関連する計画をもとにそれぞれの予算を立てられ、そし

て、それを執行されているというぐあいに思いますけれども、しかし、これらは以前の計画でございまして、新町が発足をいたしまして新町がどういう方向でいくのかというところのまとめではありません。

したがいまして、再三再四この点について質問をいたしておりますとおり、この計画が早く計画を策定をされ、そしてまた、住民に周知をされ、もちろんそれを遂行していく職員の方々がみずからのものとして認識をし、施策を展開していくということに必要であろうというぐあいに思っておるところでございます。

町長も3月の施政方針の中で述べられておりますように、この計画については、町づくりの指針の中心に据えるという表現でなされております。したがいまして、再三申し上げますが、これに基づいてそれぞれの施策が展開をされ、そして予算が執行されるというものではないかというぐあいに思っておるところでございます。

そういった意味で、この総合振興計画がどのように位置づけをされ、そして、それがどういうぐあいにされようとしているのか、一体その総合振興計画の顔は何であるのかといったようなことについて、今一度町長の見解を問いたいというぐあいに思います。

また、こうして策定がおくれている原因は一体どこにあるのか。それ

は組織の中にあるのか、それとも審議会の中にあるのか、あるいは住民との一体感が醸成されていないからなのかといったようなさまざまな問題があるかというぐあいに思いますが、その点についてどういふふうなお考えにあるのかということをお伺いしたいと思います。

もちろん今までの方針の中での説明されてございますように、庁内では各課長を中心とした検討会というのが再三再四開かれているというぐあいに聞いてございますけれども、それが本当に機能しているのかということもまた伺っておかなければならないというぐあいに思っています。

私は、このことにしつこく質問するのは、すべての計画策定といったものが庁内で行われるということは、その職員にとっても、住民にとっても非常に有意義な問題であるというぐあいに認識するからでございます。

計画を策定するということは、それぞれの担当者なり、あるいは担当課が、それぞれの課題や問題をみずからのものとして処理をし、それをそれぞれが持ち寄ってお互いに議論し、検討をし、整合性を高めていく、その中に住民が参画をして初めて一体感が醸成される、そのことが町の活力を生む源であるというぐあいに認識するからであります。

そういった意味でこのような計画策定が、今は総合振興計画の中でどうなっているかということをお願いしましたが、それぞれの町においてもいろいろなマスタープランがあると思います。例えば住宅をどうするのかとか、あるいは水道はどうするのかと、そういうふうなこともそれぞれの計画を練る上での大事な作業の一つであるというぐあいに思います。

もちろん現在進められております行財政改革の大綱もしっかりでございます。そういった意味で、このような計画を進めていくための重要な過程といったものをどういうぐあいに認識をされておりますか。その点についてお伺いをしたいというぐあいに思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 4番議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思いますが、総合振興計画についてのお尋ねでございますけども、御意見ございましたように、町にはいろんな計画があるわけでありまして、中でもこの総合振興計画は上位計画というふうに位置づけておるところでございます。したがって、極めて重要な計画であるということをご改めまして申し上げておきたいというふうに思います。

現在、審議会におきましては鋭意審議をいただいております。

います。当初はいわゆる審議会の全体会の中で御審議をいただくという方針でございましたけども、その後審議会の御意見で、部会を設けて、そしてもう少し事細かく審議をして立派な計画づくりに資したいというような、こういうような御意見もございまして、そういう形で現在御審議をいただいておりますという状況でございます。

その状況、経過等につきましては担当課長の方からお答えいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） それでは、御質問の総合振興計画について御回答を申し上げます。

第1次津和野町総合振興計画、「総合振興計画」と表現させていただきますが、この策定に関します現時点での状況につきましては、本年2月以降、役場内部での原案作成のための検討、調整等を行いました。

その後、津和野町総合計画等審議会におきまして2回の御審議、また、先ほど町長が申しあげましたような分科会方式でさらに詳細な御検討を重ねていただきまして、再度関係各課との最終調整を行った上で、近日中に審議会を開催をいたしまして、最終答申を得た後、議会への提案を行うという運びになっております。

新町発足からこれまでの本町の施策の展開は、御指摘の新町建設計画、そして、過疎地域自立促進計画に基づき実施をされておりますが、総合振興計画につきましても当然両計画の基本方向を踏襲しまして、町の一体感醸成を着実に図っていくことを最大の課題とした基本構想、基本計画、重点プロジェクト、こういったものに基づく町づくりのあり方を示すものであります。

逼迫する町財政を初め、厳しい社会情勢の中で、この総合振興計画自体が将来の明るい希望や夢までなくすような内容であってはならず、また、限られた貴重な財源で最大の効果をもたらすべくそれぞれ個々の施策展開があらゆる分野の振興へ結びついていくよう、計画に基づく適切な予算の執行を行う考えであります。

計画策定の進捗につきましては、現在、役場におきまして内部での課題の現状分析、計画の積み上げ作業を十分に行い、また、審議会におきましても全体会に加え、各部門別に分科会におきまして関係課長、あるいは職員が出席する中で細部にわたる慎重な検証、意見を踏まえまして、関係各課の最終調整等を行いながら現在に至っております。

最初にも述べましたが、来年度予算への反映を図る上でも早急に策定作業を完了していく考えであります。

また、御指摘をいただきました各種計画の策定にあたりましては、住民参画の必要性和重要性は御指摘のとおりであるというふうを考えております。

○議長（後山 幸次君） 青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 今お答えをいただきましたが、お答えの中に1点だけ漏れておりますが、今、策定がここまでおくれたのは、どこにどのような問題があったのかということを検証されておると思いますが、その点についてはどういうぐあいにお考えでお考えでございますか。その点についてお答えください。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） おくれた原因と、問題点ということで御質問でございますが、私どもおかれておるという事実は事実としてとらえておりますが、やはり、策定に携わっている中で、先ほどありましたような、ぜひ、いわゆる分科会方式等でさらに検討をすべきというふうな判断もした部分もございます。

また、やはりこの長期間かけて策定業務を進めていく中で、その短期間の間でもいわゆる状況が刻々と変わるといったような部分につきましても、それに基づく再度の見直し等の必要があったというふうな形

になっております。

手順といたしましては、当面、スタートにあたりまして一定のスケジュール、そういったようなものも考えてスタートをしてきたわけですが、何分こういったような、いわゆる町の顔である最上位計画につきましては、慎重に策定作業を完了したいというふうな状況もありまして、この時間的なかかり方がこういうふうなことになったというふうに思っておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 慎重に審議をするためにおくれたということですが、おくれたという認識がすこし僕は足りないんじゃないかというぐあいに思います。

既に今までの答弁の中で言われてございますように、18年の9月に質問をしたときには、19年度の前期、初めごろには提示をするとお答えをされてございます。そしてまた、その後には9月議会に議案提案ができるんじゃないかと、できる方向でというようなお答えもなされてございます。

今のお答えの中にございましたように、事情が刻々と変わるというような説明がございましたが、それは当たり前の話でございまして、そ

れを一々大きな基本計画の中に、それぞれ事情が変わるから刻々とその計画を変えていく、それはちょっとおかしいんじゃないかというぐあいに思います。

もう少し、基本的な計画でございますので、本当に、これからはどうするのかというようなことをもう少し議論の中で早く煮詰めるという必要があるんじゃないかというぐあいに思うところでございます。

そしてまた、今のお答えの中には、スケジュール等々あって、どこに問題があるかと適確に指摘をされてございませんけれども、そういった検証をやはり進めていくことによって、その職員間の意識改革といったものも進めていくわけでございますので、その辺をお忘れのないように、ぜひとも早急をお願いをしておきたいというぐあいに思います。

計画策定の中にも、行政の推進方策の中にいろいろ手順として述べられております。計画を策定し、そして実行をし、それを検証して、それをまた見直すというような過程がございますけれども、まず計画策定がきちんと短時間のうちになされていくということが非常に大事だというぐあいに思います。

それから、先ほどもお答えの中にございましたように、それぞれの課

題が整理をされ、詰めなくてはいけないところがあったというようにお答えになってございますけども、それぞれの課題については、それぞれの課が存在をするわけでありまして、それぞれの課長がいるわけでございますから、現在の課題なり問題点なり、そういったものは常に掌握をされているというぐあいに思っておるところでございます。

したがいまして、それらを集めて練っていくというのにそんなに時間がかかる問題だとは私は思いません。そういった意味で、さまざまな計画を策定する上での今までの手順といったものをもう少し見直していただきたいということをつけ加えて、次の質問に移りたいというぐらいに思います。

そのような状況の中で、当然予算が編成をされるわけでございますけども、昨年も来年度予算のことについてお伺いをいたしました。今現在、恐らく平成20年度の予算編成にかかられているというぐあいに思いますけれども、去年は、そのお答えの中に、本町の財政難を乗り切るために苦肉の策として枠配分をしたというお答えがございました。

今年度もそのような予算配分の中で、それぞれ今までに常にチェックをし、精査し、予算執行をされているというぐあいに思っているところでございますけれども、それらを踏まえて、当然20年度の予算を編

成されるわけですが、先ほど申し上げましたように、新町の総合振興計画なるものがある、これからどうするのか。特に来年度についてはここをこうするんだというような単年度計画の中で恐らく予算が編成されているというぐあいに思っておるところでございますが。

その辺について何を重点に据えて、あるいは何をどういうぐあいに削って予算が編成をされていくのか。そういうぐあいにやられていく上で、昨年もお答えになりました。「予算は選択と集中」という言葉が出てまいりました。何を選択し何を集中するのか、その点についてもお答えを願いたいというぐあいに思います。

そしてまた、9月の定例会のときに質問をいたしました。これは予算執行の関係で質問をいたしました、そのお答えの中に、いわゆる行財政改革の実施につきまして、それぞれの財政健全化という項目の中で24項目が上げてございますけれども、その点について触れられておまして、これは既に御案内のとおりでございますけれども、5つの重点項目の中にございます。

その一つの中に予算編成の方法の見直しというのが上がってございます。いろいろ検証をされておると思いますが、それらを踏まえて、20年度編成に反映をさせていくんだというお答えでございまして、

た。そうすると、今、20年度予算編成にどの項目をどのように反映をさせていこうとしているのかということについてお伺いをしたいというぐあいに思います。

しかし、現在、本町が抱える財政難といったものは非常に厳しいものがあるというぐあいに私も認識しておるところでございます。歳出を見ますと、本年度の当初でもありますけれども、公債費と人件費で50.8%になるわけでございます、その上に物件費を加えると65.6%といったもののようでございます。

したがって、実際に事業とし、あるいは住民サービスとしてなされていく予算といったのは、残念ながらわずかな予算の中でやりくりをしなければならないという現状でございます。

そういった意味で、予算編成上、当然歳出を抑えるということも必要でございますけれども、一方では歳入をふやす、そういうようなことも取り組まなければならないのじゃないかというぐあいに思います。既に新聞報道でもされてございますように、来年度の税制の計画等々の中にふるさと納税等々も上げられてございます。これについては、いろんな議論が分かれるところでございますけれども、この点についてはどのようにお考えなのか、その辺について、あるいは歳入が少しでもふ

やされる工夫がされているのかどうなのか、そういう視点で考えられてるかどうか、あわせてお伺いをしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（右田 基司君） それでは、平成20年度予算につきましてお答えをしたいと思います。

御指摘のとおり、非常に厳しい財政状況の中にありまして、先般平成20年度当初予算編成法を定めまして、各課へ予算要求をお願いいたしましたところであります。

平成20年度の状況としましては、地方交付税については引き続き予測が困難な状況にありますが、特別交付税のうち合併後3年間財政支援として包括的に措置されたものがなくなりまして、平成19年度に措置された1億2,000万円が確実に減額となるなど、厳しい見方をした場合に3億2,000万円の減額を予想しております。

基金繰り入れにつきましても、本年度積み戻しができない状況の中1億円程度にとどめざるを得ず、国県の補助金の減額、また石西厚生連の経営不振に伴う運営費の補てんの歳出増等、非常に厳しい状況にあります。こうした非常に厳しい状況において、昨年に引き続きまして枠配分方式により編成することといたしました。なお、基本的な考え方と

いたしまして、平成18年度に作成した行財政改革大綱及び実施計画を着実に実施するとともに、各種事業補助金等さらなる見直しを行い、歳入及び歳出の削減を図ることといたしております。

また、配分枠を定めるに当たりまして、繰上償還経費、福祉事務所に関する費用、幼花園建設に関する費用、分遣所建設に関する費用、堀庭園母屋修繕に関する費用、木部地区スクールバス運行に関する費用等、新たな事業として必要なものは配慮したところでございます。

将来にわたる、自立的で持続的な運営の実現を目指し、町民福祉の充実と町政の発展を図るために、真に必要な事業の着実な実施や町民参画の地域づくりに向けた取り組みを進める必要がございます。

そのために、配分枠内において施策の選択と集中を徹底し、限られた財源の重点的かつ効率的な配分を行うとともに、社会情勢の変化による課題への的確な対応を行うよう努めてまいりたいと思います。

歳入が少しでもふえることの取り組みについてでございますが、歳入確保の観点から、平成18年度に徴税吏員の県併任制度を実施し、少しずつ成果もあらわれておりまして、平成20年度の併任について再要望を行ってきてるところでございます。

また、CATVの民間業者等へのコマーシャル広告について、スポン

サーを応募してるところでございます。今後も、このような観点に立ってさらなる取り組み強化を図ってまいりたいと思います。

御質問の中に、ふるさと納税のことについての御提言がございました。このことにつきましても、今後津和野から津和野出身の方々等へもそうした形ができるのかどうか、御紹介等もしてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 先ほど質問いたしました中に、行財政改革対抗の実施計画の中にならうたってございますことについてお伺いをいたしました。予算編成方法の見直しということが上げられておりますが、その点について議論されたのかということをお伺いをいたしました。

今のお答えの中では、予算編成は、枠配分方式ということでお答えになってございますけれども、この枠配分方式というのは19年度の予算編成と同じ、いわゆる一律何%かの枠を配分したということなのか、あるいは今の説明の中にもございましたように、何かを選択し何かを集中した、ここがこうなってその枠を配分したのか、もう少し説明をお

願いたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（右田 基司君） 枠配分方式により配分をした中に、特に配分枠を定めるに当たって配慮した面がございます。

先ほど申し上げましたように、まず実質公債比率が、その辺をやはりとどめるためにはまず繰上償還の経費、これは優先すべきであるということで、その経費につきましては、今予定しておりますのは3億円の繰上償還経費を充てたいということで、この枠の中にもそうしたことを配慮して配分をいたしております。

そのほか、先ほど申し上げましたような、新たに必要な経費につきましてはその枠から外して、それを除いた中で枠配分をしたということでございまして、昨年につきましてはそうした形で一定の率で配分をしたということでございますが、ことしは少しそうした面で変わった面がございます。

○議長（後山 幸次君） 青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 枠配分方式については、昨年度少し違った方法で枠を設定をしたというお答えでございました。最初の答弁の中に、いろいろな今年度の状況の変化に伴いまして、例えば問題でこ

こで出てございますけども、補助金の削減でありますとか、あるいはこのお答えの中には石西厚生連の経営不振に伴う運営費補てんというような文言でお答えになりましたけれども、基本的にはこういうような考え方ではないんだろうというぐあいだと思います。

つまり、地域医療をどうするかといった問題の中にこのことが含まれている、そしてその中枢を担う厚生連の経営不振があったということについて、町が行政的に支援をしたんだという認識であろうかというぐあいには私は思っておるところでございます。

そういった意味で、3回目でございますので今後の予算の執行につきましては、当然今からまた検証され最後の編成を迎えるというぐあいに思いますけれども、今説明の中にもございましたように、公債費比率の問題ございまして種々いろいろな問題がございますけれども、やはり予算は住民の方へ向いて編成をするわけでございますから、当然運営上は公債費比率をどう抑えるかというところも当然重要でございますけれども、基本的には予算を編成する上では、住民の方を向いて予算を編成をしていただきたいと強く要望して次の質問に移ります。

そういうような現行の状況の中で、我が町もいろいろな問題が山積をいたしておりますけれども、1つは、やはりこの地域をどう振興して

いくかということだろうというぐあいに思います。

最初質問いたしました、総合振興計画もしかりでございます。その中に、どういうぐあいにこの地域を振興させていくかということが、非常に大事な視点だろうというぐあいに思います。幸いにして、国も現行では地方の方に若干の目が向けられておりまして、御案内のとおり、政府は11月30日に地域活性化統合本部いうなことで、地方再生戦略といったものを策定してございます。

この中で、来年度から地方の元気再生事業といったものを創設して、いわゆる中山間地対策とかいったものに取り組む自治体においては、交付金で支援をしようというような基本的な方向が示されてございます。

この地方元気財政事業につきましては、きょう新聞報道で報道されております来年度の予算が提示されておりますけども、その中でも一つの地方再生の目玉として上げられてございますが、この基本理念といたしましては、御覧のとおり既に地方と都市の格差が生じておりまして、これを今現在進めておる構造改革の中でいわゆる地域間格差が生じたということを含めて、これからは地方と都市が共生といったような理念の中で進めていかなければならないというようなことが述べられてございます。

したがいまして、これを進めることによって国民全体が都市と地方と再生の考え方といったものを共有して、それを国の基本方針として明確にする必要があるんだというような基本理念のもとに考えられた事業であるというぐあいに思います。

もちろん、地方の活力の低下といったものは現在も言われておりますように、一つは食料や水の確保や、あるいは国民生活の安全保障といったものの低下を招くし、あるいはまた、森林の荒廃などによって国土の防災だとか保全機能の低下だとか、あるいは自然環境に恵まれた暮らしの崩壊によって、それに伴って地域コミュニティがまた衰退をしていくといったものが地方の活力の低下、主なものであろうというぐあいに思います。

そういったことを含めて、国はこの地方といったものをどういうぐあいな支援をしていくかということで、3つの分類をいたしております。1つは地方都市、2つ目が農山漁村、3つ目に、今非常に問題にされております基礎的条件の厳しい集落、そういうぐあいに分類をして支援をしていこうというようなことをございまして、現在の事業を推進する省庁縦割りではなくて、省庁横断的な取り組みにしたいということをございまして。

その中の原則といたしまして、5つの原則が示されてございます。1つは、補完性の原則、住民と地方公共団体が連携するということであり、2番目に自立に向けての、地方が自立をしていくという計画であると。あるいは、地方と都市が共生をされていくんだと、共生をするんだということによって、各省庁が統合的あるいは総合的に支援をされていく体制が必要だ。そしてまた最後には、これらの事業がどういうぐあいに評価をしていくのかといったものが表に透明化していくと、つまり第三者の客観的な評価が必要だというようなことがうたわれてございます。

そういった意味で、この条件の中に、本町につきましては当然この農山漁村、あるいは一部は基礎的条件の厳しい集落に該当するというぐあいに思いますけれども、この施策展開の方向の中に4つの大きな方向性が示されてございます。

1つは、農林水産業の再生だとか新たな産業の創造だとかいうようなことがございます。これは、今までにあったところでございますけれども、2番目には、医療を中心とした生活者の暮らしの確保といった視点がとらえられてございます。今、全国でいろいろ問題されております医療問題も、こういうような施策展開の中で位置づけられてるというこ

とは、これからは地方が活力を生むための正念場であるということも
うかがわれるというぐあいに思います。

3つ目には、持続可能な発展を支えるためのいわゆる都市と農山村
の連携を含めたいわゆる交流といったものが上げられてございます。ま
さに、3番目については、本町の基本の理念でございます温もりのある
交流のまちづくりといったものに当てはまろうかというぐあいに思っ
ておるところでございます。

4番目には、次世代の人材育成を伴ういわゆる地域コミュニティの
再生をしていくんだというようなことがございます。これは、今現在い
ろいろ言われております団塊の世代が田舎へ帰っていく、そういうよ
うなことも含めて新たな担い手を確保していく方向性といったものを
うかがわしております。

こういうようなことで、今現在国の状況、あるいは県もこの方向へ動
いているところでございますけれども、残念ながら平成21年度末に
は過疎地域自立促進特別法が期限を迎えます。そしてまた、今2期対策
としてやられております中山間地等の直接支払い制度といったものが
終了いたします。

そういったことで、当然平成22年度以降の地域対策といったもの

は本町にとっても大変に重要な課題の1つだというぐあいに思っておるところでございます。したがって、それらを踏まえて今から地域振興対策いったものをどうしていくかという議論が必要であるというぐあいに思っておるところでございますが、その点についてどのようにお考えになってるかお伺いをしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） それでは、御質問の地域振興対策についてということで御回答を申し上げます。

都市部と地方の格差が、急速に顕在化する中での地域振興対策は、本町の喫緊の課題であることは衆目の一致するところでございます。さまざまな構造改革の中で、地方の疲弊が進行していることは政府も十分認識をしており、福田首相を本部長とした地域活性化統合本部が設置され、地方再生戦略が示されながら、その中で平成20年度より各地域の自主的なプロジェクトを国が直接支援する地方の元気再生事業が創設されましたのは議員御指摘のとおりでございます。これは、プロジェクトを公募し、その立ち上がり段階の初期の3年間でございますが、それにつきまして専門家など派遣をいたしまして、ソフトを中心とした支援事業を行うものでございます。

また、議員御指摘ではあります。地域の課題に応じた取り組みとして、地方を御指摘の3つのパターンに分類をいたしまして、内閣府を中心といたしまして、省庁横断で実施する事業展開も予定をされておるところでございます。

それらに関連をいたしました取り組みといたしまして、地方自治体がみずから考えて取り組むいわゆるがんばる地方応援プログラムというのがございますが、本町におきましては、本年度限度額いっぱいの3,000万の特別交付税を申請をいたしておるところでございます。

さらに、御指摘の省庁横断の取り組みではございませんが、関連をいたします取り組みといたしまして、経済産業省所管であります中小企業地域資源活用プログラムの中の地域中小企業応援ファンドや、地域資源全国展開プロジェクトを利用した取り組みを始めております。これは、商工会が窓口になっておりまして、現在のところ2件の申請があるというふうにお伺いしております。

一方、同プログラムのもう1つの柱でございますが、中小企業地域資源活用促進法に基づく支援につきましては、地場資源を登録をいたしましてそれを活用した基本構想を県が作成をいたしまして、国が認定することによって支援が受けられる体制が整うこととなりまして、本

町におきましては、農林水産物及び工業製品等といたしまして、アユ、ワサビ、和牛、イノシシ、蚕、栗、豆茶、清酒、松、杉、ヒノキ、源氏巻、また観光資源といたしまして鷺舞神事、太鼓谷稲成神社、津和野の街並み等、全部で16の資源が既に登録をされておりました、関係企業の取り組みの枠組みが整ったところでございます。

この制度は、国から中小企業が直接補助金等受けて試作品の商品開発等行うことができまして、平成20年度町内の1企業が応募する予定でありまして、現在それ続く企業の出現が待たれているというところでございます。

また、議員も述べられておりますとおり、過疎地域自立促進特別措置法及び中山間等直接支払い制度が平成21年度に期限を迎えることとなっております。両制度とも、本町にとりましてはなくてはならない制度でありまして、そのポスト対策に向けまして、既に国に対し強く要望をいたしているところでございます。

冒頭申し上げましたとおり、地域の産業振興は大変大きく、かつ緊急性のある課題であるというふうに思っております。都市部にはない田舎の魅力を最大限に生かしまして産業振興を図るべく、さきに述べました制度を有効に活用しながら、行政と民間が一体となった積極的な取

り組みの推進が重要と考えております。

○議長（後山 幸次君） 青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 答弁の中に、最後のところで今からの施策展開が必要であるということを述べられてございます。述べられてございますが、具体的にどういうぐあいにされようと、どういうぐあいに認識をし、重要だということは認識されておるとは思いますけれども、どのような方向性で考えていくのか。

この中に、今いろいろな具体例が示されてございますけれども、いろいろ今やられております、後また同僚議員質問すると思えますけれども、県の事業でございますとかそういったものが、それぞれ地域振興上の事業がいろいろございます。が、現在は今、先ほど申し上げましたように地域振興対策といったものが、個々のいわゆる縦割りの事業ではどうにもならないとこまで来たということだろうというぐあいに思っております。

したがいまして、本町のような農業が主力であり、あるいは一方では観光が特化されたような町におきましては当然そういうようなことが、農業と観光の融合でありますとか、あるいはそれを中心とした交流のまちづくりだといったものが必要になろうかというぐあいに思います

けれども、農業サイドだけでも、今議論されておりますように個々の農業施策だけではどうにもならないというようなところまでできてございます。したがって、農業関係におきまして、農業集落、いわゆる集落と言ったら農業が中心の物の考え方に立ってございましたけれども、現在は非常な混住社会の中に集落が形成されてございます。

したがって、地域振興策として農業を特化した事業ではなくて、地域全体を包含をした施策展開へ今方向が変わろうとしてございます。そういった意味で、本町もそのような視点の中で今後具体的な施策をどう展開するかといったことを既に今から考えて進めなければならないというぐあいに思っておるところでございますが、その辺につきまして町長の御見解をお伺いいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 4番議員さんからるる御質問、あるいはまた御意見御提言がございましたが、いずれもごもつともな御意見御提言でございます。私どもも同様な考え方で、今後に処していきたいとこのように考えておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 今、3つの点について御質問申し上げ

ましたけども、要は住民の方へ向いて、そして物の考え方、あるいは進め方について十分に周知をしていただきたいということが主眼でございます。

そういった意味で、ぜひともそのような視点を欠かさずに持ち続けていっていただきたいということをお願いをし、質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、4番、青木克弥君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序3、9番、中岡誠君。

○議員（9番 中岡 誠君） 議席番号9番、中岡誠でございます。

きょうの質問は、2点ほどお願いしております。

まず最初に、SP事業と介護予防テイク10についてという提言とこれからの取り組みについての質問でございます。

実は先般、厚生労働省委託事業シニアワークプログラムが、津和野町シルバー人材センター主催津和野町健康福祉課後援によりまして、介護予防活動リーダー要請講習がございました。その内容を少しお話をいたしまして、これからの取り組みについての協力、ぜひ協力をしていただきたい、またしたいということで質問をさせていただきます。

S P事業といたしますのは、60歳から64歳までのいわゆるシニアの労働を、働く意欲のある人を対象とした、ハローワークの協力を得ましてシルバー人材センターの中での活動でございます。

その中で、同じ高齢者の対象としております65歳以上の介護保険を活用されておられるお方が、これから先終末を迎えるまでに元気で長生きを、健康を維持していきたいというこれは厚生省の方の委託事業でございますが、その中で介護予防テイク10という聞きなれない言葉が出ております。

これは、NPO法人のイルシーJapanというアメリカにある会社でございますが、会社でございませぬ法人でございますが、その日本支社であります2名の講師が8月30日から10月19日の間に来られて、6日間の日程ではございましたが、各地で活動されておりますことを発表し、またここの人材センターでも取り入れたらどうかというようなことございました。

その中で、私も出席をいたしました。今これからのこの地域の中山間事業の地区の中で、非常に的を得た、仕事といたしますかボランティアを兼ねますけど、ことだなあというふうに感じました。

といたしますのは、この地域のいわゆる定年になった方々の就労の場

を設ける、またボランティアの場を設ける、そして高齢者の方のお手伝い、健康に対する高齢者の方のお手伝いをするということで、この地域の人口の中で老人の方がやはり、高齢者の方が元気でないとこの地域は廃れていく、そういうふうに感じております。

そのお手伝いができるというこのことについて、実はこのテイク10ということについてもう少し詳しくお話しますと、このテイク10は老化防止の1つの運動といたしますが、1日10分間の運動を3回、ストレッチ体操でございますが、そんなに、高齢の方でありますんで激しい運動をされるわけではありませんがそれを習慣づけていただいて、また食事につきましても10品目の食品群を毎日食べていただいて、量はほんのわずかで結構ですが、そういうバランスのとれた栄養をとっていただくということを基本にした介護予防のプログラムであります。

これは、アメリカが日本支社のあります、日本支部の非営利組織国際生命科学協会という法人であります、その方が2名の講師が来られて、先ほど言いましたように6日間の講習をいたしました。

その内容は、このテイク10というのはアメリカでは子供の肥満防止のために開発されたプログラムであります。それを、日本支部の方が、

これは今日本では非常に老人の方が今非常に急務であると、老人の健康の維持管理が非常に急務であると。

といいますのは、2000年4月から始まりました介護保険、このことも3年を区切りに年々保険料の値上げ等もあります。そうした中で、国もその対する給付に対しても非常にお金がかかると。これはぜひとも予防をやらねばならないというようなことで、実は介入試験といいますか、秋田県の南外村であります、そこに65歳以上の在宅高齢者にこのテイク10、1日10品目の食品、これを言いますと肉、魚、卵、それから牛乳、大豆、芋類、果物、油、緑黄野菜というものを1日わずか10グラムでも20グラムでも結構でありますんで、それをずっと1年間その南外村では、今は合併して仙台市ですか、になったそうですが、そこで1年間続けていただきまして、その結果1年を経過したところで病院にお願いをしてまた検査をして、その結果、血液中の100ミリリットル中の善玉コレステロール、また貧血、それと血液中のヘモグロビン、そういうものを調べた結果、食事指導前よりも結果が非常によくなって健康維持できておるといふ実績を得まして、今全国で普及事業をやっておられるそうであります。

そのことが、このシルバー人材センターの事務長が耳にいたしまし

て、実はやってみたいということで町の方にもお願いをして、23名の受講者がおられました。その中には、健康福祉課の保健師さんの3名の方の出席もありました。

高齢者については、一般的には高カロリーとか高脂肪の物はいけないというのが保健師さんの指導でありましたが、このモリタ講師というのは、やはり老人の方もある程度の栄養をとらないと健康を維持できないということを実践しておられましたので、そのことをお話になりました。一部保健師さんからは異論もありましたが、ほんのわずかな量でありますので、医者との相談をして行えば大丈夫だろうという指導でありました。

そういう中で、これからのこの介護、介護予防、とりわけ自分の健康は自分で守るということにこれからは終始していかないと、なかなか病院、医院だけに頼っておったのではお金もかかりますし、どうしようもないというのがこのテイク10の考え方でございます。

そうして、その運動につきましても、無理な運動でなしにストレッチでありますんで、平生使われない筋肉を使うと、これも1人ではなかなかできないので、地域、グループ、住民、そういう方々と一緒になって毎日の、先ほど言いました運動量と食事のチェックをして、その地域の

中で健康でやっていこうということでもあります。

これにつきましては、先般この会議をやる前に、来賓で副町長もいらっしやいましていろんなことも聞かれたと思いますが、そうは言ってもなかなか独自ではできない、幸いにして人材センターという組織がありますので、それと健康福祉課の協力といいますか指導といいますか、そういうものもいただきながらこの地域に広げて、地域といいますか津和野町全町に広げていってみたいというのが我々の願いです。

そういう中で、さきの新聞報道によりますと、長寿社会を迎えて全国の女性での平均寿命は85.75歳、男性では78.79歳というようで、非常に高齢化の時代を迎えております。特に島根県では、女性では全国3位、86.57、男性は29位の78.49というような数字も上がっております。

そういう中で、今後この、まだ事業をやるといいましても、先ほど言いましたようにこの町内23名、その中で今の保健師さん除きますと20名ぐらいのものであります。なかなか一朝一夕いくもんではありませんが、これからの1つの事業としてぜひとも考えていきたいと。この津和野町全域の高齢者比率も38.8%で、町内116集落ある中で高齢者率50%、半分の方が65歳を過ぎておるといふ集落も26集

落あり、地域の活動も非常に危惧されております。

そこで、先ほどから言いますように津和野町の高齢者介護予防、福祉事業につきましても、その活動の状況はどうなっているのかをお聞きいたします。そうして、その中にこの介護予防、テイク10を取り入れていけば、さらに相乗効果が上がるのではないかというふうに感じております。

今、国はいろんな介護予防事業というのを非常に、平成、平成じゃない2005年から取り入れておるようでございます。そうしますと、今おられます3人の保健師さんの数ではなかなか手が回らない、それについてはやはり外部のこういう知識のある、知識といいますか一緒に講習を受けておられますので、そういう方々の力も借りながら、集落に帰って公民館なりまたグループなり、そういうところで一緒になって活動したら地域の活性化にもなります。

お年寄り、元気がなくなってくるとどうしても地域は廃れてきます。逆に、介護費も要するというふうなことになるので、簡単なことではありますがこの事業を続けるということが大変難しいことであるので、何らかの支援なりをして検討していただきたいというのが1つ目の願いであります。

それで、2つ目につきましては、介護予防の考え、行政支援、住民参加のテイク10ボランティアの考えはないかということではありますが、場所としてはですね、公民館なり先ほど言いました人数、そういうものについては保健福祉課の方で十分把握されておりますので、そういうお世話についてはしていただいて、後はこのテイク10のグループにお任せをしていただきたい、それができるかどうかまたいろんな法的な規制があるかもわかりませんが、そういう簡単なことで運動でありますんで今の段階では私はないと思いますが、やはり専門的なことになりますと保健師さんの力をぜひとも借っていかなくてはならない、そのように考えております。

以上のことで、福祉事業の介護と介護予防の支援事業は1つ目は何があるかということと、今後の町としての行政支援、また住民参加のテイク10のボランティアに対する考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 9番議員さんの御質問にお答えしたいと思いますが、SP事業、介護予防、テイク10についてのお尋ねでございましたが、まずは自分の健康は自分たちで守るという基本的なお考えのもとに、シルバー人材センターにおかれでは津和野テイク10という

名称認証を得られたというお話でございますが、まことに時期を得られた結構なことであるところのように受けとめさせていただいておるわけでありまして。町としてどのようなことができるのか、今後の課題でもあろうかと思っておりますけれども、可能な限りのかかわり合いを持ってまいりたいとこのように考えておるわけでありまして。

現在、高齢者介護予防を中心にどのような取り組みをしておるかというその状況、そして今後どう取り組んでいこうとしておるのか、このことにつきましては、担当課長の方からお答えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それでは、SP事業、介護予防、テイク10の御質問でございますが、まず高齢者介護予防福祉事業活動の現況はということでございます。

平成19年度の介護予防事業といたしまして、ただいま実施しておりますのが地域支援事業ということで、高齢者が元気で長生きを目指し、生活機能の低下を予防し、自立した生活ができるようにということ、また虚弱高齢者を対象に介護予防マネジメントを経た上で、要支援、要介護状態に陥ることを防ぐ目的でこれらを実施しております。この事

業につきましては、地域包括支援センターを核といたしまして、関係機関や住民、地域と連携しながら現在展開をしているところであります。

事業内容につきましては、簡単に御説明を申し上げておきたいと思えますけども、まず一般高齢者施策といたしましては、脳卒中の当事者交流会、かけはしの会と呼んでおりますけども、こうした交流会での情報交換、それからゴムバンドの普及事業、地域運動指導員の養成事業、転倒予防教室、食生活改善啓発事業、口腔指導事業等を一般高齢者施策として行っているところでございます。

また、特定高齢者施策につきましては、運動機能機能向上プログラムという形で各種のプログラムを策定いたしまして、現在取り組みを進めてまいっております。

それから、先ほど議員さんも御指摘いただきました内容と関係ございますけども、栄養改善事業というふうなことも特定高齢者施策の中で進めているところでございます。

高齢者福祉事業といたしましては、名称ちょっと変わりましたが、地域おたっしゃサロンということの名前変えましたが、この事業を現在実施しております。この事業の内容につきましては、生きがいや社会参加の促進、介護予防を目指して多様な社会活動の交流の場を設

け、高齢者の社会的孤立感の解消と心身機能の向上を図ることを目的といたしております。

状況につきましてですが、日原地域おたっしゅサロン、津和野地域おたっしゅサロンという名前でやっておりますけども、若干運営形態が違っておりまして回数等差異がございますけども、19年4月から11月までの実績につきましては、津和野地域では150回、日原地域では80回、計230回を数えております。延べ利用者数につきましては、津和野地区では2,161人、日原地域のおたっしゅサロンにつきましては1,603人、合計で3,764人というふうな数になっております。以上が19年度の現状でございます。

今後、津和野町独自の介護予防の考え方は、また行政支援、それから住民参加のテイク10ボランティアの考え方はということでございますけども、先ほど来議員さん自身もこのテイク10活動に加わられてきて、この予防を進めていただくということで、本当にありがたいというふうに考えております。

町では、高齢者の運動機能や栄養状態の改善に加えまして、一人一人の生活レベルや地域や家庭、家庭や地域での役割が向上し、生きがいや自己実現のための支援をしていくことによりまして、個々の高齢者の

生活の質の向上を目指しております。今後、こうしたことを中心に進めていきたいというふうに考えております。

お話によりますと、3人の保健師もこれに加わっております。先ほど、議員さんのお言葉にもありました、地域の力を増嵩するというふうなこともございまして、今後地域における介護予防の一環としてこのテイク10普及活動を展開していただくと、継続した取り組みを御期待をいたしているところでございます。

また、公民館内での活動が重要であるということでございますし、今後の保健師なり活動につきましては、内容につきまして保健師等も相談の上支援をしてまいりたいということを確認をしておきたいと思えます。

内容につきましては、また十分な協議を進めさせていただいたらというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 中岡誠君。

○議員（9番 中岡 誠君） 先ほど、予防事業の項目をお聞きいたしました。やはり、その中では今テイク10でやっております栄養改善とそれから運動そういうもの、それと口腔指導事業、こういうものもテ

イク10の中でもあるわけですが、何分にもまだ素人であり
ますのでそこまではなかなかと思いますが、できるだけ保健師さんの
御指導を仰ぎながら今後ともやって、進めていきたいと思ひます。

それと、高齢者の福祉事業の中で先ほどありました、旧の名前で言い
ますと日原ではさんさんサービス、津和野ではふれあいの場、そういう
事業であります、これにつきましても若干の差もございます。また、
予算的にも若干の差はあるわけですが、これは長年続いてきた
事業でありますので、やはりこれにつきましても衰えることなくぜひ
進めていただきたいという要望もあるわけですが、お金のかかること
でありますのでいずれは見直し等もやっていただきたいと思っております。

この事業も、先ほど事例で報告しましたが、そういう型にはまったも
んでなくても、例えばこの津和野町であれば津和野町テイク10とい
う名称も承認していただきましたので、津和野町の中で例えばなごみ
の湯、そういう場所を借りてそこでの展開をすればそこに来られたお
客さんについても、またそういう津和野町の宣伝にもなりますし体の
向上にもなりますので、そういうふうにといろいろと工夫をしながら進
めていっていただきたい。これは行政にお願いではありませんが、我々

もそのような考えでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

くどいようでありますが、老化防止をやるということは地域が元気になる、活力になるを生むということでありますんで、皆さん方のアピールといいますか宣伝についても、CATVもありますのでそういう中でもまた御紹介をさせていただきたいと思ひます。

以上でこのSP事業、テイク10についての、説明といいますかそういうふうなことで提言はいたしました、終わりたいと思ひます。

次に、公民館の見直しについてであります。このことは、先ほど同僚議員よりるる質問がありました。そういう中で、適切な回答とはちょっと申し上げるのもあれと思ひますが、ひとつ1、2追加といいますか、それについて質問をしてみたいと思ひます。

先般、私のところは枕瀬公民館の所在地でありますので、そこでの説明会がありました。その説明の内容もきょうこの冊子でいただいておりますけど、さっきから言いますようになかなか満足するというような冊子ではございませんでした。

といいますのが、現場を見てない、現場を知ってない、そういうふうに感じました。ただ一辺倒の教育委員の会、あるいは審議会等の提案、提案じゃない審議、そういうもので決められておると。それと、両町の

整合性を持たすということに、いつまでもこだわっておられるように感じております。

このことは非常に、これからの公民館活動の中で地域の、日原地区の公民館も、内輪もめじゃないですけどやはり不平不満が出るのであろうと思います。私は、津和野地区のことをどうこう言うわけではございません。津和野地区についても、やはりすごく皆さん慎重に協議をされて、2名を1人にされるというような非常に改革をされております。

であるならば、この日原地区につきましては従来どおりの8公民館の中で、先ほど17番議員が申しましたが、1局集中で日原公民館を充実して、7公民館についてはそのままの状態でも長年地域の方々がつくってこられた、育ててこられた公民館活動であります、事業であります。そのことを、いきなり取り壊すというのは私はどうかと思います。

といいますのが、その公民館の見直しについても平成17年の12月にこの議会でも出されております。そのときの答弁はこのように答えられております。一時、合併が大変困難を極め、県を交えての協議となった経緯もありますように、町民の関心も大変高いものがありますので、慎重な対応が必要と考えております。

また、19年3月の議会では、公民館運営審議会、公民館主事会等で協議をしております。今後、社会教育委員の会、教育委員会等で協議を進めてまいりたいと考えておりますというような御答弁でございました。

この中で、先ほど言いますように地域の皆さんとの協議と申しますか、がなされておられない。特に、先ほどの前段議員の中で28回ですか、協議をされたということ聞いておりますが、その協議の28回は、この日原地区ではとてもそれだけやってはいないというふうに私は聞いております。津和野地区と合わせて28回か、であったかのように今思うわけですが、その点についてどうであったかをお聞きしたいと思います。それがなぜやられなかったかもつけ加えて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 今の問題であります。1点目は、日原地域は従来どおりにしてはどうかというふうな御意見もあったかというふうに思っております。

原案作成の基本的なスタンスの中には、新町での行政の進め方、あり方としては、旧両町の体制自体は同様の体制の中で行政を進める上で、

基本的に同様の体制で進めたいというふうな基本的スタンスの中で出た原案というふうに思っております。

ただ、最終的なものでありませんので、今回の説明会の御意見、あるいは本日の御意見等を踏まえながら再度検討はしてまいりたいというふうに思っておりますけれども、基本的には同一体制の中での行政の推進ということを考えておることとと思っております。

それから、28回協議をしてきたということではありますが、ここの経過、地域住民との協議という点については、御指摘のようになされていないということでもあります。この点については、経過の中で館長審議会というふうなことでの御意見を伺ったときがありまして、そのときの御意見として、地域の皆さん方の御意見を伺うのに何もその、たたき台といいますか原案がなしに御意見を聞いて歩いても、合併当時の再燃といいますかそういうふうな状況にしかならないであろう、したがって何らかのたたき台になるものを持って、それからそういう御意見を伺う場を設けた方がいいのではないかというふうな意見が出されたということでもあります。

したがって、なるほどなあというふうなことになりまして、先に原案を作成したと。今、その原案ができたので、各公民館を説明をして

歩いて御意見を伺っているというふうな段階というふうに判断をしております。

○議長（後山 幸次君） 中岡誠君。

○議員（9番 中岡 誠君） 元に返すというような無鉄砲なことを申しましたが、やはり私が思うのは、現場を知っていただいて、とにかく問題が出てもそれを乗り越えていくという姿勢が今は見えてないように思います。いろんな問題が出たから後送りにするんじゃないかと、見やすいところから話をしていくんだというように感じております。

といたしますのが、やはりこの公民館というものは地域の皆さんが、今まで日原地区については地域の皆さんがこつこつとつくり上げてきた経緯もあります。特に、私のところのことを言うちゃあいけません、プラザ枕瀬公民館につきましては日原山村開発センターのサブ的な役割を……。

○議長（後山 幸次君） ちょっと、ちょっと中断して。

○議員（9番 中岡 誠君） プラザ公民館につきましては、山村開発センターのサブ的な役割をした施設の整った公民館であります。したがって、今まで町外からの利用者もあります。それで、せっかく立派な物があるのに見捨てることはないと思うております。これからのこ

とでありますので、見直し等も変更されるかもわかりませんが、ぜひともお考えをいただきたいと思います。

それと、今言いましたように、我々は決して、それなら日原地区で左鐙、青原、須川に要らないというわけではありません。もちろん、その地域の方が必要とあらばそれはこれから先2年間の中でお話をされて、どういう活動をするのでぜひ欲しいと、そういうふうなところまでこれからとことん話していただいてそれで決定をしていただきたい、そのようにきょうのお話を聞きまして感じております。

公民館については、これからもこの後もいろんな方が、その他の方が質問をされております。もう1点だけ、これだけ言わしてもらいますが、この公民館事業については20年度までに見直すということが、行政改革大綱の中でも憲章の中でうたっております。

ちゅうことは、19年度にやるんだということがうたっておりますが、先ほどの答弁では無理であろうというふうなことでありますので、そのことについても町民の皆さんによく周知徹底をさせていただきたい、このように感じております。

以上です。それじゃ、そのことについてちょっと。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） ただいまの御意見は御意見として伺って、今後の検討材料にしていまいりたいというふうに思っておりますけれども、実施時期の周知につきましては、今の説明会の中でも御意見が出されておまして、実施については今の進捗、当初は4月から実施したいという意向であったが、今の状況からするとそれは非常に困難であろうと。ただ、できるだけ早い時期を考えているというふうな御説明は、今の説明会の中でしております。

最終的に、原案できて地域審議会等の結果を得られた段階で、また地域住民の方には周知の方法を考えて進めてまいりたいというふうに思っております。

○議員（9番 中岡 誠君） それでは、以上で質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、9番、中岡誠君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で午後1時まで休憩といたします。

午後0時05分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（後山 幸次君） それでは休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順序4、6番、河田隆資君。河田君。

○議員（6番 河田 隆資君） それでは、通告いたしました8項目につきまして一般質問をさせていただきます。

まず最初は、共存病院問題についてでございます。

町民の安全と安心を守るという観点と、貴重な労働の場をなくすと定住減少につながるという観点から、町当局は公設民営化ということを打ち出されました。そのことが新聞報道されて以来、町民の間にはいろいろな憶測が飛び交っております。例えば、町経営の病院になるのかとか、町がそれだけ税を投入しても大丈夫なのかとか、公債比率が上がって夕張の二の舞になるのではないのかとか、いろいろな心配が私たちの耳に飛び込んでまいります。

この質問の中で、確認という観点から質問をいたしますけども、議会の全員協議会におきまして、公設民営化の方法を幾つか示されました。その示された中で、現時点で想定される解決策についてお伺いをいたします。

解決策として、いろいろな解決策があったようですが、例えば理想と

される解決策の場合には、どの程度の可能性があるのか、またその理想に少し現実性がない、修正が余儀なくされたとされた場合に、第2の解決策、また第3の解決策というものが執行部の中では議論されていると思いますが、ここの解決手段の可能性のパーセンテージも踏まえて、また個々の問題点を洗いなおされた問題点を一つ一つどのようなものがあったかをお伺いをいたします。

その次に、最終的に到達地点を執行部が決められた場合に、その津和野共存病院のあり方、また町民が接する上における診療科目及びいろいろな問題について、住民への説明をいつごろされていくのか、そしてまたどのようにした周知徹底をされるのかをお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 6番議員さんの御質問にお答えいたしたいと思いますが、共存病院問題についてのお尋ねでありますけども、現時点での状況につきましては副町長の方からお答えをいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 御回答申し上げます。平成19年9月18日の全員協議会におきまして、4通りといいますか、今後考えられる方

策について御説明をいたしました。

その段階では、現厚生連、そして非公務員型の独立行政法人、または全くの民間、そして近隣にあります既設の病院のサテライト化というか、既設病院の中に入っていき、そうした4パターンのお話をさせていただいたというふうに思いますが、現在今考えております公設民営化の方法につきましては、医師などのスタッフの確保等を考えますと、現時点で最善の方策といたしましては現厚生連に託すことしかその方法はないのではないかとこのように考えております。

ただし、石西厚生連に託す期間につきましては当分の間ということであり、今現在期間やその後の受け皿につきまして決めているわけございませんで、これにつきましては引き続き検討をしてみたいと考えているところであります。

住民の皆さん方への説明、周知でございますけれども、現時点では最終的な買収に要する資金額や、またその調達をいたします起債内容等の確定がしておりません。そうしたことがございます。

そしてまた、それらの具体的な案件につきましては、議会への提案も説明もなされていない中でありますので、町民の皆さんへの説明は時期尚早であるというふうに考えております。したがって、いずれか

時期を見まして住民の皆様方へは説明会を実施してまいりたいというふうを考えております。

また、そのほかの周知の方法でございますけれども、当然広報なりC A T V そうしたものも活用しながら、住民の皆さん方への周知を図っていききたいというふうに考えているところであります。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 現時点では想定されるのが、今の医療をとめることなく住民の安心を守るためには、厚生連へ引き続き医療を引き継いでいただきながら新たな組織を模索し検討するということでありましたが、現厚生連の体制、この公設民営を打ち出された時に町長の御答弁の中に、幾ら考えても現厚生連の体制では無理であるということ踏まえて、公設民営化を強く打ち出したということでありました。

それが、全然今のままの厚生連に向けて、一時的ではありましようが引き継ぐということはかなりなリスクも想定されると思います。その点について、厚生連とどのような協議をされているのか、病院に通われる人々の間の苦情等々も踏まえていろいろあると思いますが、どのような病院として維持していただきたいというふうな申し合わせと申し

でしょうか、町からの御意見として厚生連に伝えてあるのか、1点をお伺いをしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 御質問の点につきましては、町といたしましても医療対策室を設置しております。その中で、日々と言っても過言でないほど厚生連と連絡を取り合いながら、病院のあり方について検討を重ねているところであります。

厚生連におきましては、本年度抜本的経営改革に基づきまして津和野共存病院につきましては7月から計画にのっとりた運営形態に入っておりますし、11月からはおくれればせながらですが日原は診療所になりまして、日原の入院施設につきましては老健という形で運営をスタートしたところであります。

まだ、その点の過渡期でありますので、若干内部的な問題は残っておりますけれども、先般来それぞれの立場においてそれぞれ十分協議を重ねながら、この運営がよりスムーズにいくように内部的にも検討を重ねてもらっているところで、内部の機能の移管等も含めた中で私どもも、そうした意味では意見を述べさせていただきながら新しい、そして安定した経営体系になるような仕組みを早急に構築してもらいたいと

ということで協議をしてるところであります。また、そうした病院の機能につきましても、私どもも現在コンサルへ委託しております、そうした中でチェックを受けながら行っているところであります。

今後の運営につきましては、確かに今日まで経営をいただいた厚生連という運営の中での結果がこういう結果でございますので、こうしたことを二度と繰り返さないという立場から、今回の補正予算でもお願いを申し上げておりますように、経営アドバイザー的な方をひとつそこへ入っていただいて、ひとつ抜本的にそこのあたりの経営のチェックもしていただきながら、今後安定した経営体系になるように努めてまいりたいというふうに考えてるところであります。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 1点だけ、確認という意味で御質問させていただきますが、今も申されましたように、医療アドバイザーを町予算から捻出をして送り込んだということであります。

これは、恐らく一時的なものだと思っておりますが、1つだけ確認というのが、あくまでも公設民営ということであります。これは、恐らく土地建物を津和野町が所有しながら、中での営業は完全民営の形でやっていただくと、町の関与部分は土地建物だけですよということで解

釈をしていいんでしょうか。その1点だけお願いします。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 御確認の質問がありましたように、町のこのたびの公設民営化につきましては、施設等につきましては町が責任を持つと、運営はあくまでもその、今後のことでありますけれども指定管理制度を導入しますので、その指定管理で受けた方で運営についてはやっていただくと、そういうことでございます。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） それでは、次の質問に入らせていただきます。

伝統芸能の保存についてでございます。町内には、伝承すべき伝統芸能が幾つかあります。個々の世話をされている方々の苦勞は大変なものであるとお伺いをいたしております。特に、衣装、道具の維持保管費用の捻出には苦勞をされているようであります。

町当局として、現状を把握して何らかの助成をしていく必要があると思っておりますけれども、指針をお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） それではお答えを申し上げます。

伝統芸能の保存継承につきましては、急速に進む少子高齢化の中、人材の確保も困難になってきていると。衣装等については多額の経費を必要としておりまして、関係者の方々には大変な御苦勞をなされていと存じております。町といたしましても、これらのことにかんがみ、文化財に指定されている団体につきましてはさまざまな補助制度を活用して支援をしてまいったところであります。

特に、合併前の平成13年度から4年間にわたって、芸能豊かなふるさとづくり協議会というものでふるさと文化再興事業という事業を導入いたしまして、津和野町内の11団体に対しまして衣装等の整備費ということで、総額3,432万1,000円、補助率100%でありましたけれども、そういうふうな事業で整備をしております。

御質問のありました衣装等の整備ということでもありますけれども、現在のところは要望をお聞きしていないという状況であります。今後とも、伝統芸能の保存継承のために支援をしてまいりたいというふうに考えておりますけれども、補助制度等を活用するため利用には制限がありますので、早急に対応ということについては困難な面もあるのではないかとこのように思っております。

必要性が生じた場合、あるいは更新の計画等早めにお聞かせをいた

できれば、そのように対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 私の質問が悪かったのかわかりませんが、私も、私は衣装整備については今の御答弁のとおり、ほぼ100%買いそろえられた。例えば、鷺舞にしましても新たな衣装をつくりかえたり、また日原の奴行列についても町の補助でもって新たな衣装をつくったと。

各個においてのその物については、町の補助でなっております。これは、各団体から聞いておりますが、その衣装の維持管理に対しての何らかの補助が欲しいということと、また活動において個々に差があります。

例えば、奴行列とかそういう団体は、いや神楽につきましては、これは活動時に花という形で活動費を捻出することも多少あります。しかし、鷺舞保存会や流鏑馬神事のようなものは外に出ておりませんので、あくまでも自腹でもって維持していかないといけないということを伺っております。

そういった箇所において、その団体から何らかの要請があった場合

に何らかの補助を出すお気持ちがあるのかどうかをお伺いをしたわけではありますが、その点について御答弁をよろしくお願いします。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 維持管理費用あるいは活動費に対しての援助というふうなことでありますけれども、そういった点につきましては、基本的には、基本的な考え方の中には自主での活動という考え方を持っておりますけれども、実情によってはそれなりの対応をしなくてはならないということもあろうかというふうに思っております。

今後、今の時点では具体的な指針は作成しておりませんが、状況把握をしながら何らかの検討は進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 何らかの形で支えていきたいという御答弁で安心をいたしました。

鷺舞保存会等は、もう人材育成の部分で窮しております。諸団体の状況をつぶさに把握をされて、何らかの手を打っていただきますようによろしくお願いを申し上げまして、次の質問に入ります。

次は、経済の活性化についてであります。建設業者の相次ぐ倒産が、

近隣の市町村でも発生をいたしております。当町も、廃業に追い込まれた業者が幾つかありましたけども、現在がんばっている業者の中にはリストラにおいて会社の維持を図っているのが現状であると思います。

財政難における公共工事の減少、入札の厳しさによるものでありますが、共存病院の存続ということをやられた一つの中に、就労の場をなくしてはいけないということからも考えますと、やはりこの業界がつぶれることによって就労の場の確保というものが崩されていきます。

そういう観点から、せめて入札の最低の入札の価格の引き上げを検討されてはどうかというふうに私個人的には考えております。その点について、執行部の御指針をお伺いをいたします。

次に、島根県が打ち出しました、しまね地域資源産業活性化基金の活用についてでございます。これは昔からあったわけですがけれども、先般、議会における研修会で、西部センター長をお呼びして講習を受けた中に、島根県がいかにか全国に知られてないかということから、この基金をフルに活用をして、地場産業を、大阪、東京等、都市部に地場産業を持ち込み、それを宣伝材料として島根県を売り込みたいと。そのためにこれをフル活用してくださいという御提言がありました。

これをフル活用をするために、島根県は商工会に向けてその旨を伝

えていったわけですが、1つここにおける問題点がありまして、商工会というのはあくまでも商工会員のための組織であります。地場産業の育成というのは、新たな商品をつくるためには、生産のプロである農業者、そして販売、加工——加工も入りますかどうかわかりませんが、販売におけるプロの集団である商工会、それらが垣根を越えて商品開発をし売り込まないと新たなものが発生しません。そういった観点から、この基金の活用について、町としてどのようなアクションを起こそうとされているのかをお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 御質問いただきました建設業者の云々でございますけれども、最低落札価格の引き上げによる就労場の確保との質問であります。町が定めるものにつきましては、最低限価格でありまして、これ以下での落札は無効になりますよというものであります。この最低限価格は、発注側が完成品を求めるとき、その品質が保証され、また企業が成り立っていけるための条件であると考えております。

したがって、就労場の問題と落札価格の問題を一緒に考えることは無理であり、就労等につきましては厳しい町の財政事情でありますけれども、公共事業の確保に向け最善の努力をしてまいりたい

と考えております。

済みません。私が最低限価格と言いましたが、最低制限価格で、訂正をさせていただきます。最低制限価格でございます。失礼しました。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） それでは、続きましてしまね地域資源産業活性化基金について御質問でしたので、お答えしたいと思います。

若干長くなりますが、制度の概要、それから本町における状況等もあわせて御説明をしたいと思います。

この基金につきましては、独立行政法人中小企業基盤整備機構の地域中小企業応援ファンドを活用して国が——これは同ファンドであります——20億円、島根県が4億円、山陰合同銀行が1億円の計25億円をそれぞれ拠出したしまして、島根県商工会連合会の管理のもとに基金を造成したものであります。

この基金の運用益によりまして県内の地域資源の価値を再発見し、地域中小企業等の創意工夫による地域資源を活用した事業化への取り組みを発掘し、その支援をすることを目的にしております。

具体的な助成対象者としましては、1つには島根県内に主たる事業

所を置く中小企業者、これはいわゆる中小企業者枠と呼んでおりますが、これは50%補助であります。もう一つは、中小企業者等を支援する商工団体という言い方ですが、これを支援事業者枠と呼んでおりますが、これは100%補助であり、この2本柱であります。

本町におきましては、津和野町商工会が窓口となりまして、これは議員さん御指摘のとおりであります。事業初年度となる本年度、中小企業者枠の方で地域資源の活用を図る町内の業者さんが1社で1件、また団体であります支援事業者枠の方では津和野町の商工会が観光と食文化をテーマにした企画で1件、この計2件の申請が出ているように聞いております。

現在は、そのヒアリングも終了したようでありまして、選考の結果を待っている状況であります。商工会によりますと、今年度は基金造成初年度であり、運用益が余り多くないことから、限られた予算ですので、まずは中小企業者枠が優先されるのではないかとというふうに聞いております。

なお、この観光と食文化事業につきまして、この方が不採択になりました場合は、国の同系列の支援プログラムであります地域資源活用全国展開プロジェクトというのがありますが、これも100%補助です

が、それへ再度申請を積極的にしていきたいというふうに聞いております。

このように、商工会では今後も会員に対して情報提供をし、個々の企画案を募るとともに、支援事業者枠についても新しい企画を申請を検討していくということを聞いておりますし、町としましても積極的にこの基金の活用についてサポートしていくこととしております。あくまで商工会、県の連合会が基金造成でありますし、おっしゃるとおり商工会の会員ということではありますが、これを核にしたもので、組み合わせや工夫によっては分野を超えた対応も可能ではないかと思っておりますので、創意工夫について練っていきたいというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） まず、最低制限価格の件でございますが、重々町財政が厳しいということはわかっております。ただ、公共事業の件数と利益率等を見比べますと、最低制限価格でもその会社は維持されるんだというふうなお答えであります。数打って初めて維持ができるわけでありまして、1つつぶれ2つつぶれしてまいりますと、どういう弊害がおきるかと申しますと、もし仮に災害が起きた場合の災害復旧、それに対して対応できる工事関係者がなくなるということ

も想定されます。そういった観点から、ぜひ御検討をお願いを申し上げます。

そして、次の商工会のしまね地域資源産業活性化基金の問題でございますが、今御答弁では、商工会等の枠を超えて進めていきたいという、ほんとに力強いお言葉でありました。そして、それを遂行していくためには今現在、商工会、観光協会、そして町と、事務局レベルでの話し合いが頻繁に行われているというふうに私も情報として得ております。それを常に怠らずに行って、よりよい経済の活性化に向けて進んでいきますようお願いを申し上げまして、次の質問に入ります。

次は、公民館のあり方についてであります。

公民館の重要性が期待されて2年を経過します。津和野型、日原型と、合併協議の中でもいろいろと論争になりました。一般質問の答弁でも、検討課題であるとのことでありましたが、検討結果をお伺いをいたします。

その次に、公民館の決算審査、このたび決算審査の委員長として審査をさせていただきましたが、その中に、公民館事業の報告の中に、余りにもずさんというふうな、失礼な言い方ではあります。余りにも簡略化され過ぎた報告、決算の報告であったように見受けられます。館長さ

んは、恐らく公民館で行われる事業、多々町の事業等々もあると思いますが、その中での事業をただ去年もやったからという事業評価ではなくて、住民が望む事業の把握に努めるとともに、それに基づく予算要求をすべきであると私は考えますが、町の指針をお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） それでは、お答えを申し上げます。

最初の点につきましては、検討結果の原案を先ほど17番議員さんにお答えを申し上げましたとおりであります。

2点目につきましては、決算審査の兼ね合わせがあるようであります。その1点については次長の方から御答弁を申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 水津教育次長。

○教育次長（水津 良則君） 2点目の公民館の事業の内容と申しますか、あり方についての御質問にお答えしたいと思います。

昨年の12月に、60年ぶりに教育基本法が改正されました。生涯学習の推進とその成果が適切にされる社会の実現を図ることが明文化されたところであります。個人の生涯ニーズの充足のほか、地域課題の解決など、社会の要請に積極的にこたえていくことが今後の課題と指摘されておるところであります。

今後は、公民館の体制につきまして現在見直しを図っている——検討をしているわけでありますが、あわせて住民のニーズ及び地域の課題の把握にも努めまして、地域の実情に即した事業を実施してまいりたいと考えておりますので、そのニーズの把握には工夫をして今後対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 17番議員さんにお答えしたということですですので、取り下げてもよかったんですが、1点だけ御確認の意味で質問をさせていただきますが、このたび出された機構改革といひますか、公民館の改革については、これは体制を変えられただけで、従来の個々の公民館活動を制約したわけではないと思ひておひますが、その点について間違いがないかどうかお伺ひをいたしひます。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 議員さん御確認のありましたように、原則的にはあくまでも公民館員の体制の見直しということでありひます。事業につきましてはできる限り従来の運用ができるという形を考えた中での体制づくりということは間違いがないというふうにおひておひます。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） それでは、次の質問に入らせていただきます。次は、職員の手当についてでございます。

時間外労働の許可というものは課長が許可を出すというふうにお伺いしておりますが、どのような基準で許可を出しておられるのか、お伺いをいたします。

そしてその次に、通勤手当についてであります。通勤手当を支給されている職員の乗用車の駐車場使用料、これは何度か私も一般質問でやっておりますが、なかなか前進しておりません。もうそろそろ各職員から1,000円でも2,000円でも、使用料という形で徴収すべきと考えておりますが、指針をお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（斎藤 等君） 職員手当についてお答え申し上げます。

1つ目の時間外勤務の許可についての御質問でございますが、時間外勤務につきましては、各課長が職員との事前の話し合いや毎朝の課内打ち合わせ等により、職員の業務内容を十分把握した上で、必要と認められた場合は命令を出すのが通例でございます。また、場合によっては緊

急を要する場合、災害等々とか、緊急を要する場合とか、突発的な業務が発生した場合は事後承認をとることもあります。

しかし、勤務命令をどのようなときに許可し命令するかといった統一的判断基準は特に設けておりません。

職員一人一人が厳しい財政状況を自覚し、時間外勤務の縮減に向けた取り組みを現在も進めております。今後さらにその強化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） それでは、通勤手当を支給されている職員の駐車場使用料をという御質問に対しまして御回答を申し上げます。

職員用駐車場の有料化の御質問であります。さきの6月定例議会におきまして6番議員さんの御質問に、今後の課題とさせていただきたい旨の回答をいたしたところであります。

さきにも述べましたとおり、職員の駐車場利用の形態は、各庁舎及び公共施設に訪れる住民の皆様の駐車場を、皆様の利用を優先しながらあいたスペースを利用いたしまして住民の皆様と職員は共同して利用をしているのが現状でございます。このために、例えば大きな行事等がありますと、多くの住民の皆様が利用が予想される場合は、事前に職員

の車は移動いたしまして皆様の利便性の確保を図っておるところでございます。

また、職員用駐車場の有料化について、近隣の事業所等を中心に先ほど調査を行ったところでございます。その結果といたしまして、県におきましては月決め料金を徴収しておりまして、職員おのこの駐車スペースを割り振っておるということでございます。したがいまして、住民の皆様との共同利用ではなく、職員専用の駐車場を確保しているということであります。

さらに、益田市及び町内の郵便局におきましては、職員の公用駐車場の利用は一切なく、職員個人が民間の駐車場を利用しているということでございます。そしてまた、近隣市町村、町内の事業所等、料金徴収を行っていないというところもでございます。

以上、それぞれの結果を踏まえまして、この課題に関する検討をさらに推し進めてまいりたいというふうに考えておりまして、いましばらくの時間が必要でございますので、御理解をいただきたいというふうに考えております。

なお、議員御指摘の通勤手当につきましては、通勤費が職員の生計に及ぼす影響緩和のために昭和33年、国において制度化された経緯が

ございまして、本町の場合は交通機関利用の場合はその実費、交通用具——自動車等ではありますが——交通用具利用の場合は燃料代等をベースにした金額、具体的には月当たりキロ当たり1,000円ではありますが、そういうふうになっております。

駐車場の料金は手当の算定根拠には入っておりませんので、御理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 時間外手当の件でございますが、例えばその職員が夕方、町民と折衝しなければならないというふうな場合があった場合に、朝から既にそれがわかっているという場合には、例えば、これはもう組合との話し合いでありましょうが、基本的には就労時間は何時から何時までというふうに決まってはいるでしょうけれども、時差出勤等々を考えて時間外の発生を抑制するという事も考えられますが、その点についての御所見をお伺いをしたいということと、もう一つは、恐らく地域審議会の中でも出ましたけれども、最終的には町民の足の確保と同時に、町が仕立てるバス、当然医療バス及びスクールバス等を走らせれば、それに職員が乗ってくれば通勤手当を支払う、捻出する必要はないだろうと考えております。

それはかなり先の話でしょうけれども、そういったバスの運行を頭の中に入れながら、予算の削減ということも考えられると思いますが、その点について御所見をお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（斎藤 等君） 御質問の町民等との折衝の時間外等につきましてですが、早いうちにそういったことがわかっておれば時差出勤等も考えられます。そういったことにつきましては行財政改革の中でも時差出勤等の検討ということも上がっておりましたので、今後はそういったことも検討していかななくてはならないんじゃないかと思っております。

しかし、急に今晚そういったものがあるということで聞かされると、課長はやっぱりそういった時差出勤等というのはちょっとなかなか対応できないんじゃないかということで、あらかじめ午前中なりに聞いた場合には、何時から何時まで時間外をするといった申し出によって、職員に対して時間外の命令を出すという形をとるようになると思えます。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 職員の通勤対応と絡ませてください。

すけれども、町の公営バスの運行、このことにつきましてお尋ねがございましたけれども、直接これと関連してということは難しい面もあろうかと思えますけれども、町の交通体系の整備につきましては、重要な課題として受けとめているわけでありますので、引き続いて検討課題とさせていただきますと、このように思っております。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 理想のような話でございましたが、検討課題ということでございますので、いい方向にいきますようお願いを申し上げまして、次の質問に入ります。

補助金の使途及び決算報告についてでございます。

町内の団体への補助金がかかりございます。枠配分方式の弊害と申しましうか、抜本的見直しがなされていないように思われます。と申しますのも、ほんとに要る補助金なのかなどうなのかなというのがところどころに見れます。と申しますのも、補助金を出す団体がかかり裕福であったり、またその補助金等の使われが100%補助金のような形で使われている。本来、補助金というのは、自分たちがこういうことをしたい、自分たちがこんだけしかお金がないんだけども何か補っていただけないでしょうかというのが補助金の本来の目的だろうと思

ますので、そういった見直しをする必要があるのではないかとということと、また決算報告を受ける場合も、当然その団体に領収書等々の保存義務があるはずで、そういったものまで見てくださとは言いませんけれども、あくまでもそれを提出された人の責任下のもとにその決算報告が出されたんだという、あくまでも責任者の印判ぐらいはとってほしいということ。その2点をどのようにお考えか、お伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（右田 基司君） それでは、補助金の使途及び決算報告についてお答えをいたします。

補助金の見直しにつきましては、平成18年度に策定をいたしました津和野町行財政改革大綱の重点課題として位置づけておりまして、平成19年11月より——本年の11月より、町内に副町長を委員長としまして、各課課長補佐クラスで構成する補助金及び業務委託等見直し検討委員会を設置いたしまして、現在、町単独補助金の実態調査を行っているところでございます。

今後は、調査結果をもとにしまして、当初の補助目的を達成したものや旧町間で不均衡が生じているものなど、町補助金の分析を行いました。

て、経費負担のあり方や周期の設定等、単独補助金の交付基準を作成いたしまして、補助金の適正な執行に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 今の御答弁のとおり、方向性には間違いがないと思っております。どうかヒアリング等々も含めて、事細かくされることが経費の削減にもつながると思っておりますので、よろしく願いを申し上げて、次の質問に移ります。

次は、駅前整備についてでございます。

この駅前には津和野駅の前整備でございますが、あそこに、フォトギャラリーの前に、一時駐車スペースがあります。それを今の現状を見ますと、他県ナンバーもとまっておりますし、町内の方の車もとまっておりますというのが現状であります。近くには町営の駐車場があるのに、置き得ということも考えられます。それと同時に、時間ということにも響くと思っておりますが、町の指針をお伺いをいたします。

次に、町営駐車場の場所が高岡通り方面から、運転者からいきますと、町のロータリーが一番高所になっておりまして、山を登り切るまで町営の駐車場があるということがわかりません。それにおいて、わざわざ町の駅にとめて、あそこで土日、秋にはボランティアガイドの方が店頭

で案内をされているわけですがけれども、駐車場はありませんかという問い合わせがかなりあると。もうすぐ隣にあるんだけれども、表示が明確でないがためにそういったものが発生しているということをお伺いしております。何らかの処置をすべきと考えておりますが、町の指針をお伺いをいたします。

次に、駅前広場のロータリー部分であります。これを撤去するとき、昔はあそこへ建設業協会が建てた、城山を見立てた石組みがございました。それを撤去するときの旧津和野町での答弁は、一時どこかへ移動を、工事のために移動するんだと。そして工事が済んだらそれをもとへ戻すんだということでありましたけれども、いつの間にやら石組みは名賀線に持って行って設置されております。

じゃ、そのままでいいのかということで、真ん中に街路灯があるその近辺にボランティアガイドの方々がプランターに花をつくって、プランターでもってロータリー部分をきれいに飾ってはおりますけれども、今年の夏、見ますと、ボランティアの方々が花の水やりのために長いホースをかなり重労働でしょう、ホースを引きずりながら水をまいていたのが、毎日のように見受けられました。せめてその方々の話を伺いしますと、ロータリー部分のアスファルトをとっていただくだけで、土

が表に出るだけで、雨が降ればかなり花としては長く持つのではないかという御意見でありました。

そこでお伺いをしますが、そういったロータリーの整備について急ぐべきだと思いますが、どのような計画であるのか。お伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） それでは、お答えさせていただきます。

まず最初に、一時駐車スペースについてでございますが、一時駐車スペースにつきましては反対の益田側に、6番議員さんおっしゃるとおり、有料の町営駐車場があります。30分以内は無料で、送迎用にも利用できますが、地元の皆さんがより近くで利用しやすいように、本来の使用目的に沿うよう、利用者へ御理解いただくために、現在30分以上の駐車と4トン以上の車の乗り入れの禁止の看板設置を発注しているところでございます。それによりまして、議員さんがおっしゃいましたように、本来の短期間の駐車等に利用していただくことを期待しております。

続きまして、その町営駐車場の場所がわかりにくいということでございますが、そういう声をたくさん聞いておりますので、ただいま何ら

かの方策を考えたいと思っております。

続きまして、ロータリーの整備でございますが、駅前の広場につきまして、ロータリーを含めて駅前周辺の整備やまちづくり総合支援事業において一時駐車スペース、町営駐車場に入る右折レーン等の整備をしたものであります。この整備によりまして、駅周辺の人の流れ、動線については計画どおり整備されましたが、ロータリーを含めました周景については、その当時二、三の構想はありましたが、財政等の問題もありまして、計画決定まで至らず現在の至っているところでございます。今後の課題として検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 1点だけお伺いをいたします。

駐車場の看板については、何らかの方策を考えたいというふうな御答弁でありましたが、これは過去においても二、三の同僚議員さんからの質問もありました。早急にすべきと思っておりますが、いつまでにそういった考えをめぐらし、実行はいつごろを目安にやるのかを御答弁していただきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） お答えいたします。

本年度中に計画を考えております。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） この件については、私は交通社会実験のこのたびの中でいろいろな施策としてやっていただけるのかなというふうに期待はしておりましたが、残念ながらそれとは絡まなかったようであります。今、課長が答弁されたように、確実に実行されますようにお願いをいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

津和野川の整備についてであります。

特に大橋近辺は観光のスポットとして大事な場所であります。河川改修と同時に整備はされたものの、近年の水量の減少で、当初の計画のようになってないのが現状であります。何らかの手だてを講ずるべきと考えておりますが、町の指針をお伺いをいたします。

次に、河川内のごみの問題であります。これは町民の方二、三から耳にしたわけですが、津和野川全体と申しますか、新橋から佐伯建設のあるあの橋まであたり、ずっと散歩道になっております。散歩道を歩かれる人の目に映るのが、特に買い物袋や発泡スチロールが川面及び河原にやたら目立っておるということであります。

これは町に何らかの形で予算化して取れというのも、これも酷な話ではありますが、何らかの愛護団と申しましょうか、県土木におきましては県土木の職員たちが自分たちで自主的に組織したグループでいろんな箇所を整備したり掃除をしたりというグループをつくっていったようであります。そのような組織を当然つくっていく必要があろうと思っておりますが、何らかの手だてを必要とするのは町民全体であると思います。それについて御指針をお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） それでは、お答えさせていただきます。

大橋付近の件でございます。6番議員さんおっしゃるとおり、津和野高校グラウンド下の公園前から大橋付近の鯉だまりを含めまして、天神橋の間、工事完成当時と様子が変わってきております。特に大橋が完成しました平成5年当時に比べ、大橋付近につきましては現在鯉だまりがなくなった状態にあります。

そのため、町としては、津和野土木事業所へ浚渫の願いをいたしておりましたところ、県も町の希望をおくみ取りいただきまして、来年度実施できるように努力したいと考えているようにお伺いしているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 河川内のごみ対策についての御質問にお答えをさせていただきます。

ごみの不法投棄や空き缶ポイ捨て等の防止や処理につきましては、相当以前から町広報並びにチラシ、立て看板等によりまして住民啓発、また住民参加によります町内一斉空き缶拾い、一斉の清掃等々、日々の住民ボランティアの皆様の協力を得ながら美化運動を行ってきておるところであります。その成果といたしましては、住民意識の高揚や拾い集めるごみの量等の減少が図られ、幾分きれいになったようになりつつあると感じているところでございます。

しかしながら、議員御指摘のように、河川内にはまだ多くのごみが散在し、鯉やカモなどが楽しめる景観を損ねております。また、ごみによっては直接投棄したものや上流から流れ出たもの、また風に飛ばされて川に入ったものなどがあるかとは思われますが、引き続きごみの投棄防止啓発を行うとともに、清掃等につきましては皆様へさらなる御協力をお願いしたいと考えているところでございます。

また、津和野川の水質浄化につきましても、下水道や合併処理浄化槽の効果期待でき、町としましても下水道整備、下水道加入や浄化槽設

置の促進に積極的に取り組んでいるところでもございまして、津和野町が住みよく、訪れる観光客に喜んでいただけるような町になるよう、皆様方にはさらなる御理解と御協力をお願いするものでございます。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 1点だけ、今の御答弁の中に、清掃等につきましては皆様へのさらなる御協力をお願いしたいというふうに御答弁でありました。やはりそこに問題があると思うんです。何らかのそういった組織なりアクションを起こさないと、ただ言葉で言うだけではごみは撤去されません。そういった意味で、何らかのそういった組織をつくっていかれるお考えがあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 最初の御質問でも議員さんから御提案ございましたような職員——土木では職員がそういった方法、あるいは企業におきましては企業の方がこぞってそういう美化運動に参画されるということも御紹介をいただいたところでございます。

また、河川の中の清掃等につきましても、今でも、先ほども御答弁させていただきましたように、住民の方のボランティアによって相当してはいただいておりますが、さらに行政と一緒にあって、きれいになる

ように、またそのいい方法ができるように検討してまいりたいという
ふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 非常にボランティア的な精神を持って
おられる方はたくさんあります。そういった精神をまとめ上げていか
れるのも行政の仕事だと思っております。どうかそういう企業及び商
工会等の若者グループ等々に呼びかけをしまして、新たな組織をつく
っていただきますように要望いたしまして、私の一般質問を終わります。
す。

○議長（後山 幸次君） 以上で、6番、河田隆資君の質問を終わります。
す。

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で2時20分まで休憩
といたします。

午後2時10分休憩

.....

午後2時20分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開い

たします。

発言順序5、7番、青木登志男君。青木君。

○議員（7番 青木登志男君） それでは、通告に従って質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

平成20年度の当初予算についてというふうなことでお伺いをいたしたいと思っておりますけれども、既に同僚議員が質問を行っております。方向を変えた形で質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

国におきましても、昨日、20年度の予算が財務省原案として内示されたところでございます。津和野町におかれましても20年度の予算を検討しておる時期に来ておると思っておりますけれども、町民にとりましては20年度の予算は非常に興味を持って注目しておるところでございます。と申しますのは、既に町長が共存病院の公設民営化ということを打ち出されておりました、大変ありがたいことではあるけれども、高額なお金を使って、今後行政サービスがどこまで極端に低下するのであらうかというふうなことの心配から、そうした予算に対する関心が大きいのではないかというふうに思っております。そうした意味で、町民にわかりやすいような形での答えをお願いできたらというふうに

思っておるところでございます。

実際は、厚生連、共存病院の公設民営化に伴う金額で公債比率がどう
いうふうになるんであろうか。あるいは繰り上げ償還の予定はどうな
んであろうかというふうなことも含めてお伺いをいたしたいと思いま
す。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 7番議員さんの御質問にお答えしたいと思
いますが、平成20年度の当初予算についてということでございますけ
れども、お話にもございましたように、このことにつきましては既に他
の議員さんにお答えをしているという面もございますので、その点は
御理解をいただきたいと思っております。

数値等につきましては、担当課長から現時点で把握のできる範囲で
お答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたし
ます。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（右田 基司君） 平成20年度当初予算につしまし
てお答えをいたします。

このことにつきましては4番議員さんにお答えいたしているとお

でございますが、予算の規模につきましては、これまでお答えをいたしました点を踏まえまして、64億円程度の予算規模を予定しております。また、経常収支比率でございますが、平成19年度下期に作成をいたしました中期財政計画上では、95.5%、実質公債比率は23.3%を予想しております。また、基金につきましては、平成19年度末までの特目を除いた残高が財政調整基金、減債基金を含めまして8億8,400万となっております。また、繰り上げ償還につきましては3億円を予定をいたしております。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 再度質問いたします。

さきの同僚議員の中で、予算の組み替えの内容につきまして、今年度も枠配分方式で取り組むというふうな御回答があったかと思えますけれども、財政の規模を圧縮する意味ではこの方法は1つの方策だとは思いますが、連続して取り組むことによっていろんないい面も悪い面もあろうかと思えますけれども、その辺で弊害が生じるのではないかというふうに思っております。また、枠配分方式以外のことにつきまして検討をしたのかどうか、その辺もお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（右田 基司君） 予算編成におきまして、次年度以降の財政状況というのが一番気にかかるところでございますが、4指標を来年度から実施をされるというふうなことがありまして、その中でも一番気になるのが実質公債比率でございます。平成23年が一番ピークになるというふうなことで、そうしたことをかんがみながら、やはり非常に厳しい財政運営でありますけれども、まずはやっぱり繰り上げ償還ということを1つは考えていかなければいけないということ、やはり予算をとどめていくためには、今までほんとに苦しい中で、決してベストではないかというふうに思いますけれども、枠配分方式をやはり今年度もせざるを得ないというふうな状況にあるわけでございます。そういうことも踏まえまして、今年度についてもこうした方式を続けさせていただいたところでございます。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） はい、それでは、次に移りたいと思います。続きまして、公民館体制についての御質問をいたします。

このことにつきましても、既に同僚議員が質問を行っております。経緯や内容についての質問を行いたいというふうに思っておったわけで

ございますが、別な角度で質問をさせていただきたいと思います。

基本的な考え方あるいは新体制につきまして検討されて、その内容につきまして資料をいただいて見させていただきましたが、そのことにつきまして教育委員会あるいは公民館が、あるいは関係機関がそれぞれが誠意を持ってこれに取り組まれたことに対しまして敬意をあらわすものでございます。

公民館につきましては、既にいろいろ質問しておりますけれども、私も何回かこのことについては質問をさせていただいております。現在の高齢化率は38.8%というふうな形でありますけれども、ここ数年で40%あるいは近い将来は50%になるんじゃないかというふうに予測されるわけでございます。そうした時点で農地の維持管理が非常に難しくなるであるとか、あるいは買い物や通院などの交通手段も難しくなり、集落での生活も支障ができてくるんじゃないかというふうな時期も近い将来来るというふうに思っております。

先般12月12日に農政会議と町議会議員との懇談会がありましたけれども、その中でも有害鳥獣被害と限界集落の問題が話題として出ておりました。島根県におきましても限界集落に対しまして小学校単位において集落支援センターを設け、役場の機能を持たせた内容につ

いて検討しておるといふような新聞記事もあったわけでございますけれども、住民が幸せで充実した暮らしができる地域づくりを進める拠点となるのは、将来にわたっても地域の公民館であろうといふふうに思っているところでございます。基本的な考え方あるいは新体制の中での資料を見させていただきますと、役場の業務の窓口的機能についてといふような項目がありまして、それぞれの課で検討をしておるといふような内容が書いてありましたけれども、そのことにつきまして、どういふことを検討しているのかお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） ただいまの御質問であります、今回の基本的なものとしては17番議員さんにお答えを申し上げましたとおりでありまして、原則的には、公民館事業をどのような形で運営すれば新町として一番いいだろうかという観点で作成をしております。その中で、基本的には嘱託職員の常駐といふようなことを考えておりまして、せっかく常駐でいるということなので、ほかにどういふようなサービスができるであろうかということでの検討をしているということになります。

1例を挙げますと、中央図書館での図書の貸し出し、現在はその場に

行くというふうな形になっておりますけれども、インターネットとい
いますか、そういったことを利用しての貸し出しの受け付け業務等が
できないかというふうなことを検討をしております。その他の業務に
つきましては、午前中の質問でもありましたように、個人情報等の絡み
もありまして、現在検討中ということであります。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 窓口業務をもとにしたシステムという
ふうなことでございますけれども、特に本庁あるいは津和野事務所か
ら遠隔地にあります地域、青原あるいは須川、左鏡、木部、畑迫、小川
地区におきましてはこうした住民サービスが重要であるというふうに
考えておるところでございます。

先ほど同僚の回答で町長が申しておりましたけれども、地域住民が
何を考えているかということだろうというふうに思います。できるだ
けそれに沿ったような形で今回改革を行うことが重要であろうという
ふうに思っておるところでございます。

それでは、次の質問に移らさせていただきたいと思えます。続きまし
て、地域包括支援センターについてお伺いをいたしたいと思えます。

包括支援センターに包括的支援事業と介護予防支援事業の事業があ

りますけれども、その中での活動の内容はどのようになっているのか
お伺いをいたしたいと思います。また、支援センターより予防及び医療
費は単年度でまだ期間は短いですが、どのような変化が起きて
いるのかをお伺いをいたしたいと思います。また、今後の事業の推進を
現状にかんがみどのように推進していくのかも伺いをいたしたいと
思います。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それでは、御質問にお答えいたした
いと思います。

地域包括支援センターにつきまして、まずセンターに包括的支援事
業、介護予防支援業務の内容があるが、活動の内容はどのような状況か
という御質問でございます。若干9番議員さんに答弁をさせていただ
きましたが、重複する点もあるかと思いますが、お許しをいただきたい
と思います。

特定高齢者施策につきましては、運動機能向上教室と栄養改善プロ
グラムを実施いたしております。対象者につきましては、生活アンケー
トの中から機能低下が疑われる人に対して、事業内容を追加し参加を
希望される人に対して実施している状況であります。

また、閉じこもりや認知症、うつ傾向にある人については、看護師あるいは保健師などの訪問により対応をいたしております。

一般高齢者施策につきましては、介護予防普及啓発事業と地域介護予防活動支援事業を実施いたしております。介護予防普及啓発事業の栄養相談、転倒予防教室、食生活改善啓発事業を行っております。口腔指導事業は委託で実施しております。

栄養相談については、65歳以上の人を対象といたしまして、貧血等への食事指導を要する人、または希望者に対して行っております。

転倒予防教室につきましては、現在、週1回開催をいたしております。

食生活改善啓発事業につきましては、70歳以上の独居の人や、高齢者のみの世帯の人に対して公民館ごとに年2回実施をいたしております。

口腔指導事業につきましては、お達者サロンを開催会場に、年1回、口腔ケアの大切さを知ってもらうことを目的に行っております。

地域介護予防活動支援事業につきましては、脳卒中当事者交流会、ゴムバンド普及活動事業を実施いたしまして、地域運動指導員養成事業につきましては1月より実施する予定にいたしております。

地域運動指導員養成事業やゴムバンド普及活動事業につきましては、

身近なところで楽しみながら、健康づくりのために運動ができる事業展開を計画いたしております。

脳卒中当事者交流会におきまして、脳卒中になっても出かけていく場が必要であります。このことはお互いの気持ちを支える場になっている状況であります。

次に、支援センター設置によりまして予防及び医療費がどのように変化したかという御質問でございますが、予防給付の給付状況は、平成18年11月段階で79件、19年度の11月の利用件数は127件でありまして、支援件数にしまして約2倍となっております。平成18年4月から包括支援センターを開設し、1年8カ月を経過したところでありまして、18年度におきましては事業開始年でありまして、新規の対象者が急増いたしたことがありまして、数値的に比較が難しいところでございますが、1人当たりの給付費を単純に比較してみますと、18年3月で1万5,718円、19年の同月の3月では1万4,762円でありまして、956円と、わずかではあります減少が見られました。19年度、20年度におきましては、より細かな分析ができると考えておりますので、数値的な比較検討を行い、効果の検証や対策について検討してまいりたいと思っております。

今後のセンターの目標といたしましては、要介護状態になることをできる限り防ぐこと、また要介護状態であっても、状態がそれ以上悪化しないようにすることを基本的に適切な予防事業に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 予防事業につきまして、参加状況はどのような状況であるでしょうか。場所等におきまして、小さく細切れにするのも参加をふやす1つの方法ではないかというふうに思っておりますけれども、その辺のお考えをお伺いいたしたいと思えます。

それから医療費につきましても、短期間ではありますけれども、減額されていると、減少しているというふうなことでございますので、今後とも期待をいたしたいと思えます。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それぞれの事業内容でございますが、実際それぞれの内容につきましては非常にばらつきもありますけれども、大体多いところで20人前後でございます。ただ、先ほど申し上げましたように、1月から開始するものもございますけれども、それぞれ積極的な取り組みをさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） それでは、次に移りたいと思います。

介護保険事業についてでございますけれども、今日の介護の認定は益田広域で事業を進めております。保険の運用サービス、給付は吉賀町、益田市、本町でそれぞれ行っているのが現状でございます。益田市、吉賀町、本町の介護保険料につきましてどのような金額であるかをお伺いをいたしたいと思います。

また、早い段階で保険の運用給付についても益田広域でパイを大きくして一元化した中での運用が本町にとってもメリットが大きいのではないかというふうに思っているところでございますけれども、既に働きかけてはおられるとは思いますが、今後どのような形で働きかけるのか、その辺の決意をお伺いをいたしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 引き続きまして、介護保険事業についてお答え申し上げます。

益田市、吉賀町、本町の保険料はどのようになっているかということでございますが、介護保険事業につきまして若干述べさせていただきます。

ますと、第1期事業を運営期間といたしまして12年から平成14年におきまして益田圏域では、将来的な保険者一元化を前提に、介護保険法第148条の「市町村相互財政安定化事業」に取り組むことによりまして保険料を統一いたしてきてまいりました。

第2期事業運営期間の平成15年から17年では、市町村合併を背景にいたしておりまして、益田市、美濃郡と鹿足郡と別々で市町村相互財政安定化事業に取り組むこととなりました。しかし、既に御承知のとおりでございますが、鹿足郡3町1村は、市町村相互財政安定化事業の負担率の問題等が表面化いたしまして、平成16年12月31日をもって解散をいたしております。

今期第3期事業運営期間であります平成18年から20年の介護保険料につきまして、月額では益田市が3,995円、吉賀町が4,000円、津和野町が3,985円であり、ほとんど差がない状況であります。

次に、保険の運用給付について、広域で一元化した方が本町にとってもメリットが大きい。関係市町村の結束を働きかける必要があるがいかにかという御質問でございますけれども、保険者一元化の効果につきましては、認定基準、給付、保険料の平準化で地域間格差を解消できること、認定調査会の人的確保が容易であること、多様なサービス資源

を確保し、住民ニーズに対応できること、サービス資源の整備について適切かつ円滑な調整ができること、人的配置や電算機器等の運用コストが削減できることなどが考えられます。

このことから、県の指導のもと、益田圏域においても課長・担当者会議が平成18年5月24日に開催され、平成21年から23年の第4期事業運営期間に向け、一元化について方向性を事務レベルで検討することになりました。

担当者による介護保険一元化ワーキンググループ検討を8回開催いたしまして、第4期事業運営期間から一元化を実施すべきであるという報告を本年1月に行ったところであります。一元化について、各首長は、おおむね合意はしているものの、益田市から市議会選挙終了後に本格的協議にしてほしいという依頼を受け、平成19年9月に、県を交えての意見交換会が開催されました。

しかし、益田市長から、時間がない。内部でもう一度協議したい等の理由で、結論は持ち越しとなり、10月12日に再度首長会議が開催され、益田市長から、内部協議をした結果、議会对策でなく、内部（電算と本課等）のすり合わせがまだできていないと。すり合わせをする時間的な余裕がないというふうな理由で、第4期の一元化は実現できない

こととなりました。

一元化のメリットは前述したとおり、安定的な財政基盤の構築でありますので、今後においても県の助言、指導等をいただきながら、益田市、吉賀町に働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 回答の中に、首長会議が開催されるというふうに回答がなされておりますけれども、町長さん、首長の会合の中ではどのようなお話で、町長さんの決意はいかがでございましょうか。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） この問題につきましては、担当課長が御報告しておりますような経緯をたどってきているわけでございますけれども、ああして1期、2期と終わってまいりまして、新たな期間に入っていくわけありますので、私どもとしては、できればひとつ両市町で一緒になってやっていきたいという考え方で物事を進めてきたわけあります。もともと申し上げておりますように、介護保険制度が発効した時点で広域1市6町村で基盤安定化のための事務を進めたわけでございますので、途中のいろんな経過を踏まえながら、お互いに市町村の合

併が終わって、当面この枠組みの中で行政を進めていくわけであり
ますので、ぜひともそうしようじゃないかということで臨みました。

特に、途中で1度この事業が壊れましたのが、益田市にいろんな思い
がございまして、特に議会の中でも御意見があるということを知って
おりましたので、ああして益田市でも新しい議会構成になったわけ
ありますので、こういう機会に、新たにひとつ構築をしたらどうだろ
うかという思いもありました。

もう一点は、吉賀町がシステムを導入しなきゃならない状況が起こ
っておりまして、相当な金もかかるわけでありますので、せっかくなら
将来に向かってむだ金にならないような、そういう設備投資がしたい
という、これが吉賀町の思いもございました。

そういうことで、県の進めもありまして話を進めてまいったわけ
ありますが、その間に担当者間で、いわゆる事務レベルではこれについ
て事細かく検討を進めてまいったわけであります。メリット・デメリッ
ト、そうしたことを踏まえて、共同して再出発をすべきであるという提
言をいただいていたわけでありますので、それらも踏まえて3者協
議を、県も踏まえてやらせてもらったんですが、当初、県が入ってきた
ときの話では、益田市長の方は、即答できないので、いろいろと従来の

関係もあるので、しばらく時間を欲しいということでございましたので、当然のことでありましようということで、しばらく時間を置いたわけであります。

その後、日にちが迫ってまいりますので、何らかの結論をとということで、再度3者の会議を持ちましたが、課長がお答えしておりますように、益田市においては、内部の体制が十分できてないと。議会の皆さん方にも御意見を聞く、そういう状況にもないということなので、残念ながらこの4期、今回一緒にひとつ出発するということとはできないので、了承してほしいと、こういうことでございました。

吉賀町と津和野町だけでというわけにもまいりません。益田市がそういう状況であれば、幾ら我々が望んでみてもやむを得ないので、次期にもうゆだねるしかないだろうなという、結論としては出たわけであります。

あくまでもこういう制度というのは、パイが大きくなるほどがいいわけでありますので、広域で取り組むということは決して火を消すということではなくして、将来にわたって検討していこうじゃないかということで終わっておるという状況でございます。

私どもとしては一緒にやるべきであるという思いであります。とい

いますのは、御承知のとおり、施設は圏域でそれぞれ持ちまして、どの施設にもだれが行ってはいけないということではないわけでありまして、建設で施設を設けるときにはそれぞれ町村が応分の負担をしながら、そしてその空き室を検討しながら、益田から津和野へ来たり、津和野から吉賀に行ったりというような形で対応しているわけでありまして、そういう面から見ると、まずは保険料も同一であって、そして同一にその施設が利用できる。それが最も福祉施策を進める上においては大事であるということで主張してまいりましたが、先ほどのような経過で、残念ながら今回に送らざるを得なかったというのが実情でございます。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 高齢化率がどんどん上がる中で、住民のニーズは多様化してくるわけでございますので、できるだけ早い段階での一元化をお願いをするところでございます。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。次は、今後の健康福祉の事業推進についてというふうなことでございます。

従来の健康福祉事業に対しまして、去年は包括支援センターが加わり、また今年は医療対策室が加わり、20年の4月からは75歳以上の

後期高齢者を対象にした医療制度が加わります。また、今回の議会にも提案されておりますけれども、福祉事務所の移譲も行われるわけでございます。そして認知症の地域支援事業等々が事業として次から次へと加わってくる状況の中で、今後の健康福祉事業の推進をどのように行っていくのかをお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 今後の健康福祉の事業推進についてという御質問でございますが、当課が所掌しております保健・医療・福祉の分野は、町民の生活に直結し、その取り扱いいかんによっては住民生活に大きな影響を及ぼしかねません。加えて、御指摘いただきましたように、近年、各業務の制度改正や、権限移譲による事務量の増大が顕著となってきている状況であります。

役場庁内で組織されております行政組織見直し検討会におきまして、このような各課の現状を踏まえた上で、効率的で地方分権に向けた事務体制の整備等が現在検討されております。

その報告内容等を検討しながら、当課におきましても、一人一人の職員が課題に向けた取り組みを行い、効率的な業務の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

若干具体性に欠けるかと思えますけれども、現状をかんがみ、一人一人の頑張りといいますか、努力でこなしてまいりたいと、現状ではそのように考えております。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） これは大きな課題でございます。健康福祉事業を進めていく上で大切なことだろうと思えますけれども、町長さんはどのようにお考えでございましょうか。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 行政全般にわたりまして、こういう時代でございますのでいろんなことから取り組みを強めてまいらなきゃならない、そういう状況にあるわけでありましてけれども、その中でもこの医療・保健・福祉、こうした面はまさに住民の生活に直結した重要な仕事でありますので、当然のことながら、体制強化を図りながら進めてまいらなきゃならないわけでありましてけれども、ただ承知のとおり、一方では行財政改革の中で職員の数を計画的に削減していかなきゃならないといったような状況もありますので、そうした環境の中で内部検討を進めながら、それなりの体制づくりをしてまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） それでは、次に移りたいと思います。

次、農業担い手支援センターについての御質問を行います。

支援センターの事業推進の状況は1年余りでございますが、どのような形で進んでおるんでございましょうか。

また、今後の方向につきましてもお伺いをいたしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） それでは、御質問いただきました農業担い手支援センターの活動状況と今後の方向について回答いたします。

本年4月に開設いたしました農業担い手支援センターも9カ月目を迎えたところでありまして、農業者の皆様に対して十分な対応までには至っていない部分もあるかと思いますが、今後の予定も含めまして活動状況を報告いたします。

まず、活動のコンセプトといたしましては、国が提示する担い手の認定基準は尊重しつつも、農業農村を守っているすべての方々の支援も視野に入れた体制の整備を基本とした活動をしてまいりたいと考えているところでございます。

その初年度に当たります今年度は、国県の動向や農家の状況を正し

く把握した上で、真に農家のためになる組織として機能するための業務を精選して順次実行していくこととしており、次のような活動を展開しているところであります。

まず、経営支援体制の確立でございますけれども、農地所有者に対する意識調査の実施と分析でございます。これは従来から御質問等もいただいた部分でございますけれども、今鋭意回収中でございます。それから、農業関係の基礎データの集積。

それから新規就農者の育成確保面におきましては、研修生の受け入れとか空き家情報とか、後継者のリストとか、そういった地域環境の調査を行うこととしております。それから、あといろんな新規就農者の相談、それから新規就農者のフォローアップ、そして就農フェア等への参加、そして企業参入等の相談があればそういったことを受ける。そういった支援を考えているところでございます。

それから認定農業者の育成確保面におきましては、土地利用型と土地集約型に分けて、土地利用型におきましては品目横断的経営安定化対策の加入の促進、そして新規の認定農業者の発掘等を行ってまいっているところです。それから、土地集約型についても、こういった認定農業者の新規発掘等を行ってまいっているところでございます。

その他、認定農業者のフォローアップ、それからパソコン等による簿記教室、それから認定農業者の組織がごございますけれども、こういったものへの支援。

それから集落営農の育成と経営強化に当たりましては、既存の集落営農組織に対しましては、いろんな事業等がごございますけれども、そういったものの説明会なり研修会、そして法人の連絡協議会等の組織もごございます。そういったものへの支援を行っているところでございます。それから、未結成の集落営農組織に対しましては、啓発、そして結成に向けた支援ということで、集落に出かけているところでございます。その他といたしまして担い手マップを作成したり、農業機械共同集落等の調査等を行ってまいりたいと考えております。

それから、土地の集積に係るものとしたしましては、土地の流動化の支援、そして遊休農地なり遊休施設等の調査と、それから農地地図情報システムの導入等を行っているところでございます。

その他といたしまして、各団体との意見交換ということで、農政会議なり農業委員会等、そういったところとの意見交換等を行ってまいっているところでございます。

それから、開かれた窓口づくりに努め、また担い手アクションサポー

ト事業、これがこのセンターが行う事業のある程度そういった組織をつくるというのも義務づけもございますけれども、そういったもので、そういった会議なりそういったチームづくりをしているところでございます。

あと地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業というような国の事業等も取り組んでまいっているところでございます。

以上のような計画を今年度は順次進めているところであります。

また、次年度以降でありますけれども、新規就農者等の担い手の確保や集落営農の組織化を進めることは、この支援センターの大きな目的でもございますので、こういったことはもちろんでございますけれども、今米価の明るい見通しが立たない状況の中で、従来の米作中心の農業からの脱却と、各地域それぞれに適した作目の振興を図っていかねばならないと考えておりますので、今年度の基礎資料の分析を進めながら、もう少し来年度からはスタッフが地域に入っていく体制を構築してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 今の御回答を伺いますと、基礎的なデ

データベースを、1年目であるのでつくっていかうというふうなことの
ように伺いました。このことも非常に今後の事業を進める上では大切
なことではあるというふうに思いますけれども、新規就農者あるいは
認定農業者、集落営農組織等々の担い手農業の育成確保実施だけでは
規模拡大によりまして一握りの農家が成り立っても、農地・水などの地
域資源を土台にした農業は成り立たないというふうに思っております。

特に、本町は小規模で立地条件の悪い農家が多くございます。相互扶
助による底辺の広い農業でなくては成り立たないというふうに思っ
ておるところでございます。

これは1つの例でございますけれども、隣の吉賀町におきましては、
島根県の中山間地域リーディング事業という事業を取り入れておりま
して、これは県が3分の2、町が3分の1のようでございますけれども、
具体的に有機農業の推進あるいは都市と農村の交流をというようなこ
とで、行政が週2回、広島に向かってスーパーや百貨店において商品を
販売をしておるとか、消費者を招いて消費者のニーズを把握しておる
とか、あるいは講演等を、たびたび新聞等に載っておりますけれども、
意識改革のためにさまざまな講師を呼んできて講演を開催しておるこ
ろでございます。そうしたことも、本町におきましてもデータベース

とあわせて取り組むということが大切ではないかというふうに思っております。

先ほどから少子高齢化の中でどんどん高齢化するわけでございます。早い段階で1つの形があらわれるような複合的な取り組みが必要じゃないかというふうに思っているところでございます。

そういった中で、私の1つの持論でもありますけれども、複数の課が予算を共有して、一環した産業の振興が必要であるということも述べておりますけれども、また農業と観光の連携につきましても議論をしておるところでございます。今回、商工観光課長も新しくなられたわけですが、商工観光課長、農業と観光につきましてどのような発想といたしましょうか、思いがあるのかを、できたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） それでは、持論というか、個人的な考えにすぎないことしかお話今できないかもしれませんが、理想論に走るかもしれませんがお答えをしてみたいと思います。

御質問の観光と農業につきましては、本町におきましては叫ばれて久しい課題ではあります、やはり古くて新しい、津和野町にとって最

重要なテーマであるというふうに感じております。本日も4番議員さんの質問に副町長がお答えをしておりますが、地域経済の再生につきましては、国も非常に現在は横断的な施策といたしますか、省庁を超えた施策を十分に進めていこうというふうな考えに至っておる状況もあります。観光と農業につきましては、これまでも農業からのアプローチ、または観光からのアプローチ、商工からのアプローチ、いろいろなことが考えが述べられたり、進められたりしてきておりますが、どれも十分ではないというふうに感じております。

今後は、まずは役場内の担い手支援センターと観光部局、それから農業部局、企画部局等々の情報共有と連携を強化をしていくことが重要であるというふうに考えておりますし、さらには行政と民間各団体の間の橋渡しの役割、民間同士の橋渡しの役割も行政に課せられた使命ではないかと考えております。その場合は、環境づくりや支援をするという役割が行政にはあろうかというふうに思っております。

幸い、本年の場合であります。本町の観光はおかげをもちまして好調が続いております。こういう際に農林部局や他の部局との観光との連携を強め、その仕組みづくりに取り組むように今後一生懸命勉強をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） はい。それじゃ、次の質問に移りたいと思います。

米の生産調整についてでございます。

今年の作柄は平年を下回ったのに減反が決定せず、新米が余剰になり米価が急落。減反に協力した大規模農家は量が下がり、価格が下がるダブルパンチを受けたとして、新聞等で報道をされておるところでございます。

本年は生産調整につきましては、生産団体が行うというふうなことで、JAが主体になって生産調整を行っておるところでございます。19年度の転作あるいは他用途米、加工米につきましてはの生産調整がどのようなになっておるのかを、お伺いをいたしたいと思います。

聞くところによりますと、他用途米につきましては、当初は春につきましては転作等他用途米につきましては、それぞれが希望をとって行ったわけですが、他用途米を秋の段階で一般米と同じ単価で買い上げたというふうな事実があるようでございまして、私もびっくりしたわけですが、そうしたことがなされるということは、来年度の生産調整につい

ては、どうなるんであろうかというふうな危惧をするわけでございますけども、そういったことにならないように行政指導をする必要があるというふうに思いますけども、その辺はいかがでございましょうか。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 御質問の19年の生産調整に係る他用途米の内容でございますけども、御質問の今年度の米の生産調整については、昨年までは今議員さん申されましたように、市町村が主体となって各地域水田農業推進協議会からすべての農業者へ生産目標数量及び作付目標面積を配分しておりましたが、本年産からは管内一本化された西いわみ水田農業推進協議会において生産目標配分の一般ルールを設定し、生産調整方針作成者であるJA西いわみから、そのルールに則して配分がなされました。

その中で、加工用米での調整、これ換算面積で1袋当たり0.6アールという面積換算をしてるわけなんですけども、これを認めるということとなりまして、津和野町内では全体で995袋の申し込みがありました。

この加工用米の確定に当たりましては、まず市町村単位での生産調整を行い、それを受けて4月末に西いわみ全体の調整を完了し、その後、

5月末までには加工用米数量確定、そしてそれぞれの方々へ通知をする予定でしたけれども、ことしは西いわみ管内生産者からの実施計画書の回収が大幅におくれたことによりまして、出荷直前でありまして7月末の大幅な残余数量が確定ということになったわけでございます。

そして、結果的には今議員さん申されましたように、生産者に通知がされないまま、出荷時点で申し込みのあった当町内すべての加工用米を一般米で引き取ったということがございまして、生産者間の不公平も生じたところでございます。

加工用米以外で転作の対応をされた方々の不満と、加工用米の予定者の方々も突然のことでもございましたので、そういった方々の心情を察しますと、非常に申しわけなく深くおわびを申し上げるところでございます。

今後は、このような問題が二度と起こらないように、早めの対応と行政とJAの連携を密にし、公平な調整が図れるよう対応してまいりたいと考えているところでございます。

この主な原因といたしましては、やはり益田一本になったということで、益田道路の建設にかかる農地の調整がおくれたことというのが、大きな要因であるというふうにJAの方から聞いたところでござい

す。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 今までは行政主導で生産調整が行われて、比較的スムーズにいった歴史があるわけでございますので、引き続いてスムーズにいきますようお願いをいたしたいと思います。

国におきましては、何かこういうことにつきましてペナルティを課するようなことも考えておるようでございます。そうしたことにならないように、ひとつよろしくをお願いをいたしたいと思います。

それじゃ、次の質問に移りたいと思います。

次に、後継者についてでございます。県におきましても、島根ハッピーコーディネーターというふうな事業で、独身男女の出会いや結婚を応援する組織を立ち上げたことが、新聞等で報道をされておりました。旧津和野におきましても、町農業委員会、農政連、商工会、労務改善協議会、青年部等々が組織しまして、後継者対策協議会の組織ができ、男女の出会いの場の設定であるとかも企画いたしまして、それなりに効果を出していた時期もあったというふうに思っております。

現在、非常に暗いニュースが多い中で、地域でこうした明るいニュー

すが飛び交い、また定住化にもつながり、人口の歯どめにも、減少の歯どめにもなろうかというふうなことでございますので、ぜひとも検討をお願いし、組織の再生を希望するものでございます。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） それでは、御回答を申し上げます。

旧津和野町で、この「津和野町後継者対策協議会」で、平成4年から平成16年まで実施をしておりました。この取り組みにつきましては、町内各関係団体の御協力を得まして、産業体験や地域資源を活用するなど、大変思考を凝らした内容で、この間13組が結婚されるという成果を見ておるところでございます。

残念ながら、参加者の減少や町財政の事情などによりまして、一定の区切りをつけたわけではありますが、参加された町外の女性の皆さんは、単なる津和野観光とは違った別の角度から津和野の魅力を感じ、また受け入れ側の町内組織のネットワーク化による活性化など、多方面にわたる取り組み効果が得られたというふうに考えております。

男女の出会いの機会や結婚を応援する取り組みは、定住対策の上からも重要な課題であります。行政と民間の連携による新たな仕組みを展開をしていく必要があると考えておるところでございます。

本年10月に町内のまちづくり組織を含めました「津和野町定住促進協議会」を設立をいたしました。この協議会の取り組みの一つとして、各参加団体が連携しながら、町外の皆さんに交流体験など地域の魅力を感じてもらおう活動の中で、御指摘のような趣旨が反映されるよう、努力をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 私も当時農業委員会の会長ということでかかわった経緯がございますけども、当時旧津和野町で300人以上の該当者があったというふうに記憶いたしております。旧日原を加えると、かなりな人数になるんじゃないかというふうに思います。早い段階で人数の把握をして、何かこうした機会をつくっていただくことを強く希望いたしまして、質問をおわります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、7番、青木登志男君の質問をおわります。

.....
○議長（後山 幸次君） 発言順序6、14番、竹内志津子君。竹内君。

○議員（14番 竹内志津子君） 議席番号14番、竹内志津子でござ

います。通告に従って3項目質問いたします。

最初は、公民館の組織についてですが、前段の議員さんたちの質問によって、たくさんの方がわかりましたので、それ以外のことで3点ほど質問をさせていただきます。

まず、公民館の設置についてですが、小学校区単位の設置は適当と考えますが、日原公民館の職員の配置は、町の正職員を主事として配置し、窓口業務を兼ねるとなっていますが、本来日原窓口は学校教育、社会教育、社会体育、文化、図書館など、教育委員会のすべての業務について連絡、調整、相談、諸事業のために設置されるべきものと思われます。

また、公民館業務としては、中央公民館的な役割と、日原地区の公民館としての役割の上に、分館業務やセンターの管理があります。その点で津和野公民館とは業務内容が大きく違います。職員の配置も変えるべきではないかと思えます。

例えば、教育委員会の窓口担当を正職員1名、そして、別に日原公民館の主事を正職員1名、そして常勤嘱託職員1名が適当ではないかと考えます。他の職員2名となっていますけども、これは図書館の担当と学校給食担当ですから、これは教育委員会の関係であり、公民館に位置

づけるべきではないと考えます。

また、商人、溪村分館は自治公民館と位置づけ、館長も主事も配置されないこととなっていますけども、校区から考えて日原公民館の分館とし、滝元、枕瀬、池河同様にすべきではないかと考えますが、自治公民館として位置づけるというような点について、地元の皆さんの意見が反映されているのでしょうか、どうでしょうか。その点をお伺いします。

次に、3つ目ですが、日原地区の日原、左鐙、須川、青原のそれぞれの公民館に常勤の主事を配置することについては、地域の拠点になることができるという点で、私は前進だと考えます。

今までは非常勤、日原を除いた3公民館は、非常勤で館長も主事も非常勤でしたので、普段公民館は閉まっておりました。地域の住民が十分利用することができませんでした。地域のお年寄りが立ち寄ったり、子供たちが集まったりすることも、これから常勤の主事が配置されればできるわけで、常に公民館があいていることで、住民の交流の場ともなると思います。

また、せっかくの常勤主事の配置ですので、地元もそれを生かして公民館活動を盛り上げ、地域の活性化を図らなければならないと考えて

おります。ただ、配置される主事が地域にしっかり入っていただき、住民の意向を酌みとめながら公民館活動が活発に行われるよう、やる気のある人の配置をぜひともお願いしたいと思いますが、以上、3点について御答弁をお願いします。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） それではお答えを申し上げます。

1点目は、日原公民館の職員配置というようなことでありました。現行の原案の中では、両町の整合性を考えた中で、17番議員さんにお答えを申し上げたような体制を考えております。

14番議員さんのお考えは参考にさせていただきながら、今後の町政に役立ててまいりたいというふうに思っております。

それから、商人の自治公民館の関係であります。これにつきましても、分館というのは議員さんのお考えで今後のまた検討ということですが、地元の意見を反映しておるかという点につきましては、先般説明会に行ったときに、初めて地元の御意見を伺ったということがあります。したがって、その辺の意向等すべての公民館での説明会を終了後に、再度検討するというふうにしておりますので、そのように御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、人材の選択というふうなことがありましたけれども、これについても基本的には原案作成して、それを了解していただいた後に、そういう作業に取りかかるというふうなことになっておりますので、そういった時期にはできるだけ優秀な人材を選択をしたいというふうな考えております。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 日原公民館のことについてですけども、現状は今年度から常勤の派遣の職員が外されまして、人数が減らされたという状況の中で、私が聞いているところでは、学校関係のいろいろな連絡調整が大変だというようなことも聞いております。やはり公民館関係と教育委員会関係というのは、別々の職員を配置して、両方がきちんと機能を果たせるようにすべきではないかなというふうに考えます。これは公民館関係だけではなくて、やはり職員の人事の関係ともかわりますので、御検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、2項目目に入ります。聴覚障害者のコミュニケーション支援についてです。

これについて何項目かありますので、まず最初は、津和野町障害福祉

計画についてであります。

旧町のころにそれぞれの町の障害者基本計画というものができていました。旧日原町について言えば、この計画を策定する段階で各種障害をもった人たちの代表が入って協議会が行われ、不十分ではあっても、それが計画の中に反映されていると聞いています。新たに策定された津和野町障害福祉計画は、両町を統合した形でつくられたのだとは思いますが、新たにつくられる以上、障害者の声を聞いてさらに充実した内容にすることが求められますが、それがなされないままに策定されていることは問題ではないでしょうか。

この計画は平成20年度までとし、見直しを20年度末までに行い、第2期障害福祉計画を21年度から23年度までを期間として策定するとあります。第2期の計画策定に当たっては、ぜひとも各種障害者の代表を含めた策定委員会をつくって、その意見が反映されたものにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目、手話通訳者の設置についてです。

私たちが人間として生きていくためには、他の人々とコミュニケーションをとることが必要です。しかし、聴覚障害者はこの一番大切なコミュニケーションや情報から取り残されがちで、日常生活をする上で

大変苦勞しておられます。聴覚障害者は正しく聞き取れないので、相手に伝わるように話すことも困難です。

聴覚障害者のコミュニケーション手段としては、口話、口で話すその口の動きですね。それから補聴器などの利用、筆談、手話などがありますが、この1つだけでは十分に気持ちを伝えあうことができないのが現状だということです。聴覚障害者が社会的活動に参加していくとき、また集団に加わっていくとき、最も有効な手段が手話です。

また、聴覚障害者の特徴は、聞こえない、話せないということから生まれる二次的、三次的障害にあります。つまり、聞こえない、話せないということから学力の向上が阻まれ、社会生活を送るのに必要な情報が入ってこなくなり、その結果人間関係がゆがめられたり、社会参加への道が閉ざされがちです。

地域で生活するとき、いろいろな集まりにも参加しなければなりません。PTAの会合、職場の会議、町内会の集まりなど、いろいろな集まりの中で話される内容が理解できません。自分の考えもなかなか伝えることができません。しかし、今の社会では手話ができる人が少なく、生活をする上で非常に不便を感じておられます。

当津和野町の役場においても、現状ではコミュニケーション支援事

業として、意思の伝達に支援が必要な障害者に対して、手話通訳等を設置、派遣する事業を行っていますが、設置は月1回、第2水曜日、午後1時半から4時まで、役場本庁舎でとなっています。月1回わずか2時間30分しか派遣されていないのです。役場での用をすべて済ませることはできません。また、貴重な時間なので、その時間は必ず役場に行かなければならず、大変だと聞いています。

役場に手話通訳を設置して、いつでも必要なときに使えるようにしていただきたい。また、役場の職員に対して、それぞれの課である程度の対話ができ、用事を済ませることができるよう、手話奉仕員としての要請をしていただきたいということです。

先般、聴覚障害者が役場を訪れたときに、窓口の若い職員の方が手話であいさつをしてくださったそうですが、それだけでもとてもうれしかったということを語っておられました。また、役場以外でも農協や銀行、病院などで、またお店での買い物など、手話が必要な場面がたくさんあります。必要なときに手話通訳を派遣できる制度があります。きょうも傍聴に来られておりますが、手話通訳が必要なので、これは県の情報センターに申し込みをされ、派遣されているようです。

町の障害福祉計画には、コミュニケーション支援事業の数値目標が

出されていますが、手話通訳者の派遣は、19年度は12回、20年度は20回、23年度は20回となっていますが、この数字は何を根拠に求められた、決められたのでしょうか。数値目標ですから、これ以上になってもよいということなんのでしょうか。

昨年出された文書には、私もその文書を持っておりますが、あゆみの里では常に相談が受けられますとなっています。それで、聴覚障害者があゆみの里に行ったら、津和野町との契約がないから、できないと言われたそうです。しかし、現在月1回しか手話通訳者が設置されていないということもあって、困ったことがあっても相談に行くところがなく、仕方なくあゆみの里に行っておられるそうですが、施設長の行為で対応はしてくださっているということです。

こういうことでは、御当人たち本当に相談に行かれても肩身の狭い思いをしておられると思います。いつでも心置きなく相談に行けるように、津和野として予算をつけ、あゆみの里に委託すべきではないでしょうか。

次に、緊急時の対応についてですが、緊急時の連絡はどのようになっているのでしょうか。県庁舎は、家庭に引き込まれているCATVの端末から情報を受けていますが、聴覚障害者に緊急の情報をどのように

伝達することになっているのでしょうか。正確に、迅速に伝える方法がとられているのでしょうか。

また、聴覚障害者の方から緊急連絡はどのようにして役場が受けるのでしょうか。緊急の措置がとられるような、安心して任せられるような体制がとられているのでしょうか。あゆみの里に委託してあれば、通常の勤務日であれば緊急の対応もしていただけるということです。

次に、手話奉仕員の養成についてです。あらゆる生活の場面で、手話によるコミュニケーションができることが必要ですが、現状は難しいことです。こういう状況をたくさんの人に理解していただき、一人でも多くの方が手話ができるようになることが望まれます。

最近では、聴覚障害に関心も高まり、手話を習う人がだんだんと出てきていますが、まだまだ少数です。手話のできる人を養成する事業を計画していただきたいと思います。こういう事業があれば、参加する人はたくさんあると思います。隣の吉賀町では、ことし10月から手話奉仕員養成事業が開始されたということです。津和野町でも早急に取り組んでいただきたいと思います。

次に、聴覚障害についての啓発活動です。聴覚障害は、目に見えない障害であるために、周囲の人に理解されにくい面があります。養成事業

が行われれば、手話を学ぶだけでなく、聴覚障害についての理解が深まり、いろいろな取り組みができるようになります。実際に養成講座を受けた方たちがいろいろかわっていかれたというようなことも例として聞いておりますので、後ほどそれは出していきたいと思えます。

また、町主導で啓発事業を行い、啓発活動が民間の団体や町民の間に広がっていくようにしていくことが大切ではないかなというふうに思っています。

以上、支援事業について、たくさんの項目について申しましたけども、きょうは手話を通じて聴覚障害者が質問、答弁を聞き取るようにしておられますので、なるべくゆっくり手話通訳がしやすいような御答弁でよろしくをお願いします。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それでは、聴覚障害者のコミュニケーション支援につきまして御回答を申し上げたいと思えます。

平成18年度において作成いたしました津和野町福祉計画策定に当たりましては、保健・福祉及び医療対策審議会において審議をいただきました。そして、アドバイザーとしてこの審議会に障害の関係者の皆さん、津和野町手をつなぐ親の会、正副会長、津和野町障害者福祉協会正

副会長、チューリップの会の代表の皆さん方に御参加いただき、審議していただきました。審議時間が余り設けられなかったため、十分な反映はできなかつたと反省をしております。

今後の見直しに当たっては、十分な意見を反映できるように、各種障害者の代表の皆さんを含めて審議会に意見を反映していきたいと思えます。

次に、コミュニケーション支援事業の手話通訳設置の件でございますが、これにつきましては、議員さん御説明いただきましたように、役場本庁舎に月1回の状況であります。今後希望状況も踏まえ、設置日数をふやす方向で検討をしてみたいと考えております。

また、通常については、手話派遣事業において対応していきたいと考えております。職員の手話通訳につきましては、現在職員の中に手話通訳者を配置いたしておりませんので、当面は筆談での対応を行ってきたいと思えますので、御理解をお願いしたいと申し上げます。

先ほど議員さんより数値目標のことが出ましたので、数値目標が現実と離れているかもしれませんが、この数値目標に近づくよう努力していきたいというふうに考えております。

緊急時の対応についてでありますけれども、緊急時の対応についまし

ては、要支援者のネットワーク化に向けた取り組みを行っておりますが、現状はまだ不十分であります。早急に関係部署と協議を深め、要支援者の皆さんへの体制を整えていきたいと考えております。

次に、手話奉仕員さんの養成でありますけども、手話奉仕員養成については、参加者の皆さん等ニーズが多くあれば、今後検討し進めていきたいと思っております。

最後に、啓発事業についてでございますが、啓発事業については、聴覚障害者だけでなく、障害者が健常者と同様に不自由なく生活ができるよう、今後バリアフリー、啓発活動を中心に検討していき、少しでも前進をしていくよう努力してまいりたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） わかりやすく御答弁いただいてありがとうございます。幾つか再質問をいたします。

津和野町福祉計画策定に当たって、代表の方、幾つかの代表の方は参加されたということなんですが、聴覚障害者の参加はどうだったのでしょうか。

それから、次にコミュニケーション支援事業の手話通訳設置について、ふやす方向で検討したいということですけども、今具体的にどの程

度にふやすのかというような案がありましたらお願いします。

本当は、毎日設置され、いつでも行けば利用できるということが理想なんですけども、予算の関係もあり、それも大変かなと思いますけども、予算的に考えれば、例えば吉賀町と合同で設置して、どちらか曜日を決めるとかいうふうにするということも考えられますし、せめて毎週1回ぐらいは設置していただきたいというのが希望です。もうこの日しか行けないという、この日しか行ってもだめだということでは、本当に困られると思います。

私たちが逆の立場で考えたときに、例えば私は手話サークルに、この前ごろから覗いたんですが、手話でコミュニケーションをとられると、私は何が語られているのかわからないわけです。全く逆の立場で考えると、そのようにやはり音が聞こえないということで、全くコミュニケーションが図れないという、それが常にあるわけですから、行政としてはやはりそれをどれだけカバーしていくかということは、大変大事になると思います。

それから、これからの派遣事業、手話派遣事業の数値目標でありますけども、これは例えば19年度12回、もう今年度ももう少しで終わりますが、20年度20回というのは、もう20回いっぱいいっぱい当事

者の方から申請ができるということなののでしょうか。それとも、努力したいというふうに言われたのは、どういう意味なのかな。もっと使ってくださいというふうな呼びかけをされるということなんのでしょうか。その辺がちょっと私わかりかねたので、お尋ねします。数値目標に近づくよう努力したいというふうにおっしゃったので、それはどういうことなのかということをお答えいただきたいと思います。

それから、現在職員の中に手話通訳者を配置していないため、当面は筆談での対応で行っていきたいというふうにおっしゃいましたけども、筆談というのが我々は筆談でやればいいのかないかなと思うんです。私も実際はそういうふうに思っていましたけども、当事者にとって筆談でやるということは、これは大変難しいことなんだそうです。

それは、先ほどの説明の中でも私お話ししましたけども、やはり生まれたときから言葉を習得する前から聞こえないという状況の中で、やはり言葉をしっかり習得できていないということから、筆談するのに表現が非常に難しいんだそうです。自分の言いたいこと、自分の気持ちを表現することが筆談では難しいということで、今水曜日に1回、月1回水曜日に行っておられますけども、筆談ですると非常に疲れるということを言っておられました。本当に手話だったら、それがいろいろ

用事もスムーズにできるし、気持ちもあらわすことができるということなんだなと思います。

ですから、職員の方に専門の手話通訳士になっていただくということは、それは随分大変過程が必要なんだそうです、聞いてみると。だから、専門の手話通訳者にならなくても、やはりそれぞれの課で実際にその課での仕事、用事が済まされる、スムーズに済まされるような手話でお互いのその思い、考えが交換できるような、それぐらいの養成をしていただきたいというふうに思います。

それで、その手話奉仕員の養成についてですけども、ニーズがあればということと言われましたけども、これは行政としては受け身だと思います。ニーズがあればではなくて、ニーズは手話奉仕員をたくさんつくってほしいというニーズがあるわけなんです。当事者から。ですから、やはり行政の方が主導で養成講座なり開いていただいて、しっかりたくさんの人に参加していただくということ呼びかけていき、できるだけたくさんの人に奉仕員になっていただくということが、行政としてとるべき立場ではないかなというふうに考えます。

それから、次、緊急時の対応についてですけども、要支援者のネットワーク化に向けた取り組みを行っていますというふうに御答弁ありま

したけども、具体的にはどういうところまで進んでいるのでしょうか。
それから、早急に関係部署と協議を深めとありますけども、この関係部署というのはどういうところでしょうか、お答えください。

以上、お願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） お答えをさせていただきます。

まず最初に、津和野町の福祉計画の策定に当たって、聴覚障害者の皆さんの代表がその中に入って論議がなされたかどうかという御質問でありますが、この審議会の諮問に当たりまして、保健福祉及び医療対策審議会という審議会がございます。福祉計画策定に当たって、特別にその審議会を設置するわけにもいきませんので、保健福祉及び医療対策審議会の中におきまして、その答申を得ていくという形で、この計画策定に当たったわけであります。

先ほど申しましたように、障害団体の代表の皆さんには、審議会のメンバーではありませんでしたので、その策定に当たりましては、アドバイザーという形で御意見をいただきました。

お尋ねの聴覚障害者の代表の方は、残念ながらその直接の御意見はお聞きできなかったように記憶をいたしておりまして、先ほど申しま

したように、大変申しわけなかったと思っておりますし、今後につきましては、御意見を反映できるような形にもっていきたいと考えております。

それから、月に1回という状況でありますけども、具体的な日数を示せるのかというお話であります。現在申し上げるまでもありませんが、手話通訳者の皆さん、それにボランティアの皆さん含めて非常に数が少ない現状にあります。私どももあゆみの里にお願いをし、できるだけ多くの機会を得て障害者の皆さんに便宜を図りたいと考えてはおりますけども、その対応がなかなかできないのが現実でございます。

そうした現状にありながら、具体的に日数がどのようにふやせるかということでございますけども、このこと具体的な数等につきましては、当該者の方ともお話しを伺った上で、検討をしてみたいと思っております。

それから、数値目標の件であります。19年については12回ということで、あくまでも20回というのはどういうことかということでございますけれども、この年度別に掲げてある目標数値でございますので、私どもとしましては、これが過大なのか過少なのかということを含めて、一応20回という数値を出しておりますので、この20回とい

うことに、この数値に向けて努力をしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、現状の筆談ということでの対応ですけども、先ほど来申し上げましたが、手話通訳、あるいはボランティアの皆さん、大変御協力をいただいている面ありますけども、まずその辺の対応が可能かどうかということも含めまして、検討を進めてまいりたいと思います。

現状すぐにその解決がつくとは思いませんので、ここの場におきましては、現状を申し述べさせていただき、当面筆談での対応を行ってきたいということをお答えをさせていただいたわけでございます。

それから、手話奉仕員さんの養成につきまして、過去には旧日原町におきましては、そういった活動がなされておりましたのを聞いたことがございますし、旧津和野町におきましても、若干古い話になりますけども、ボランティアの皆さんが手話の勉強をされたというふうなことも伺っております。

現在におきましては、津和野町において積極的にそうした会が開催され、手話通訳奉仕員の養成について伸びているといえますか、参加者が多いという状況には、現実のところございません。ここでニーズが多くあればという表現については、いささかちょっと失礼だったかもし

れませんが、実際参加者の方が理解を示していただき、必要性を感じ、また我々としてもその啓発に努めていくべきだとは思いますが、今後そうした養成講座の開催に当たって、開催できるような状況にもっていき、開催が多くの方が参加があれば、検討していきたい、開催をしていきたいという気持ちで答弁をさせていただいたものでございます。

それから、ネットワーク、ちょっと前後いたしまして恐縮ですが、ネットワーク化に向けた取り組みにつきましては、まず包括支援センターの情報、これは基本的には高齢者が多いわけですが、その中に要支援者の方々も含めて考えていく、当然障害をお持ちの方につきましても、その中に加えていくという作業を現在行っております。

関係部署と申しますのは、先ほど各町村でも取り組んでおります益田市、出雲市等、災害の対応でありますとか、今私どもが先ほど申しました包括支援センターのデータでありますとかを活用した障害者の皆さんへの対応、災害時に対する対応ということであります。

これは、益田市、出雲市等ではその情報を得て、御本人たちの申請という形で事が起こった場合には、どういう形で対処をしていくかというふうな内容なものでございますので、これは災害等の関係でありま

すので、関係部署と申しあげましたのは、その住民課等、その災害に対する救援の関係の部署を指して、言わせていただいたところでございます。

いずれにいたしましても、現状私どもも十分な対応ができてるといふふうに思っておりませんので、今後各部署の状況、あるいは先ほど申しましたような他市町村の状況等のすぐれた部分があれば、その辺のところを参考にさせていただきまして、そうした対応を積極的にとってまいりたいというふうに考えているところでございます。

若干すべてお答えできたかどうかわかりませんが、以上のとおり御回答申し上げたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） これが3回目だと思いますので、最後の質問ですが、緊急時の対応について、関係部署と言われたので私ちょっと勘違いしてたんですが、関係の機関として消防署等との連絡等も入っているのではないかなと思いますが、これは総務住民課の方の担当かと思いますね。はい。

それから、養成についてですけども、手話奉仕員の養成というのは、単にその技術的な養成だけではなくて、やはりその方たちがいろんな

面で働きをされているというような事例がございますので、ちょっと出してみたいと思います。緊急時の対応等についてのこともあります。

まず1つですが、以前これは益田市のことだそうですが、広報車の食中毒警報がありましたが、聞こえない人にはその情報が届きません。そのことを手話サークルのメンバー、この人は奉仕員なんだそうですが、気がついて市へすぐ連絡を入れられたそうです。それがきっかけで、ファクスでお知らせがなされるようなことが開始されたということでした。市民はもちろんのこと、行政へも聴覚障害者の理解が深まったということでした。

それから、これもやはり益田市の例ですが、車が途中停車したということで、奉仕員から聞こえない人へ事故があったことをメールで送られたそうです。状況がわかり、安心されたということでした。

それから、添谷のサークルで災害が起こったとき聞こえない人の情報、補償等どう対応するかということについて話し合われたのだそうですけども、聞こえない人にメールでその状況を伝えるなど、具体的な話になったそうですが、この意見を出したのはサークルのメンバーの中のやはり奉仕員だったそうです。ですから、養成をするということは、技術の習得だけではない、いろいろな面でその行政もできないようない

ろんなシーンができるようになるということ、それがあるということ
を忘れてはいけないということです。

それから、病院とか店やら施設などですが、さまざまな場所に行った
とき、この音による情報は聴覚障害者に伝わるのかということが、いろ
んな場面で意識することがふえたというふうに言っておられる方もあ
ります。あらゆる場所で常にこの聴覚障害者のことを意識するようにな
ったというようなこともありますので、やはり養成をするということ
とは、養成事業をするということは、大事なことなんだなということ
を思いました。

それから、最後にあゆみの里で相談活動が行われるんですけども、津
和野町との契約がないから、対応できないと言われたことに対しての
御答弁がありませんでしたので、お願いします。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 貴重な御意見をいただきましてあり
がとうございました。

その中の1つでありますけども、メールの話がありました。私も旧
日原本庁の方に勤めている職員から、そういった形でのメールで送っ
てあげているというふうなお話も聞いたことがありまして、本当にそ

うした広報もあるんだなというふうに理解をしたところであります。

基本的なことは、やはり議員さんおっしゃるように、いろんな場で聴覚障害者の皆さんが健常者と同じような形で生活ができるか、それとこの場では聴覚障害者の方は、どういうふうに過ごされるのかなというふうなことを思うということが、非常に啓発につながりますし、そのことが大事なことではないかと思っているところであります。

御質問にお答えしなげりゃいけません、町との契約がないからという御質問でしたけれども、ちょっと私今のあゆみの里との契約につきまして、契約をして何、どういうふうな今の通訳の派遣の問題、あるいはそういった相談に行かれないとか、そういう問題について、ちょっと私今の段階で契約について把握いたしておりませんので、調査し、適切な方法をとりたいと思いますし、また財政上のことがある場合があると思いますので、その辺も確認の上で対処をしていきたいというふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 常に聴覚障害者のことを頭に入れてというお言葉をいただきましたので、本当に私たちはそのようにいつも意識していなければいけないなと思います。私自身、実はその添谷の

サークルの方から要請を受けまして、お話を聞きに行った段階で、本当に今のこの津和野町の聴覚障害者の置かれている状況というのが、本当に大変な状況にあるんだなということがわかりました。

私自身本当に無知だったことを反省してるんですけども、これは私だけではなくて、大方の人がこういう状況ではないかなというふうに思いますので、やはり理解を深めていくことが大事だというふうに思います。

あゆみの里との契約については、やはり予算化も必要だと思いますので、早急に御検討いただき、もし何らかの点でも確認ができたところがあれば、お知らせをいただきたいと思います。

それでは、次に、次の項目に移りますが、小中学生の通学費と通学用具への補助についてです。

小中学生の通学費と通学用具の貸与、補助については、合併協議において合併後早期に再編すると確認されています。それを受けて、津和野町行財政改革の実施計画では、平成19年度より再編実施となっています。しかし、いまだ実施されていないようです。津和野地区に比べて日原地区は補助が不十分です。保護者の負担が大きくなっています。津和野地区は交通機関を利用する場合、通学定期代全額補助になっています。

ますが、日原地区では6キロ以上の場合、定期代の2分の1しか補助されていません。

例えば、池村というところがありますけれども、池村から石見交通バスを利用して通学する子供たちがかなりいますけれども、定期券を購入して通学しているんですけども、6キロ未満のために補助は一切ありません。一人につき片道だけ定期を買っている場合、年間1万5,000円ぐらいかかります。往復だとこの倍の3万円です。これ片道というふうになっているのは、町バスを片道では使っているというようなこともあるのではないかなというふうに思います。

また、その町バスを利用しますと、片道100円のキップで往復利用すると、年間約4万円ぐらいになります。子供が2人、3人いると保護者負担は相当の額になります。合併後、丸2年間地区による負担の差が、格差がそのまま続いております。これ以上この状態を続けることは許されないことです。少子化対策として、津和野地区の条件に統合し、早急に実施していただきたいと思います。

今、例は池村のだけありましたが、ほかの津和野方に向かう滝元、小直の方の例もあります。また、そのスクールバスを利用している場合は、全くその保護者負担がないというようなことがありまして、旧日原

の中でも不公平があるという事実もあります。

それから、次に津和野地区では、自転車通学生に対して自転車の貸与、ヘルメットの補助が行われているようですが、少しこれについて改正が行われたということも聞いておりますが、日原地区ではこういうものは全くありません。自転車、ヘルメットともに保護者の負担で購入しています。この購入に対して補助をすべきではないでしょうか。自転車の貸与と購入時の補助とどちらが使いやすいのでしょうか。個人用として購入したものに補助をした方が、使いやすいと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） それでは、お答えを申し上げます。

通学費の補助につきましては、行財政改革の実施計画の中で早急に検討し、平成19年度より改変するというふうにしております。本制度につきましては、保護者負担の軽減が目的というふうに思っております。

見直しに当たっては、従来からの経費、あるいはスクールバス及び路線バスとの兼ね合わせ等考慮しながら、新町での整合性等を考慮して検討を進めているところであります。今年度中には結論を出し、平成2

0年4月より実施をしたいという考え方であります。

それから、通学用自転車の貸与につきましては、津和野中学校新入生で高田地区から自転車で通学する者を対象に、学校統合条件によって実施をしていますが、本制度につきましては、新しい交通システムの実施にあわせて廃止をしたいというふうに考えております。

また、ヘルメットの購入補助につきましても、スクールバスの運行にあわせて廃止をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 新町での整合性を考慮してというふうに御答弁がありましたけども、ぜひそうしていただきたいと思えますけども、津和野の子供たちにとっては、とつても恵まれた条件にあると思えますので、これがこの条件が悪くならない方向で、できれば津和野の方に日原地区をあわせるというような関係で、そういう方法でやっていただきたいと思えます。

やはり今少子化対策で、いろいろ保護者負担を減らすということが言われておりますので、その一環としてもお考えいただきたいというふうに思います。

それから、その自転車の貸与とかヘルメットの購入補助等について、

スクールバス運行にあわせてとか、それから交通システムの実施にあわせて廃止したいというふうに御答弁がありましたけども、これも必ずしも廃止ということではなくて、幾らかのやっぱり補助、自転車で通学する子供は、事実いるわけですから、バスを利用するばかりではありませんので、やはり自転車通学に対しては、補助をなくさないでいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 前段の条件が悪くならないようにという点につきましては、そういうふうな方向性で検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

自転車の件につきましては、今までの経過等踏まえていきますと、基本的には廃止をせざるを得ないかなというふうに思っております。御意見としては、そういうふうなことがあったということで、検討のときには考慮をしてまいりたいとは思いますが、方向性としては難しい面があるのではないかとこのように考えております。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 小中学生の人数も余り多くない中で、バス通学の子供等、それほど人数が多いわけではありませんので、財政

の苦しい中ではありますけども、保護者の負担が減る方向で御検討いただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、14番、竹内志津子君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。議事運営上、本日の会議は13番、斎藤和巳君の質問が終了するまで延刻したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） はい。御異議なしと認めます。よって、本日は13番、斎藤和巳君の質問が終了するまで延刻することに決しました。

それでは、後ろの時計で4時30分まで休憩といたします。

午後4時20分休憩

.....

午後4時30分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開い

たします。

発言順序7、16番、村上英喜君。村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 定刻が過ぎての一般質問ということで、大変お疲れかと思いますが、通告の件につきまして質問をさせていただきます。

最初に、病院問題についてですが、この問題については、同僚議員も公設民営化について質問され、重複する点があるかと思いますが、改めてお聞きいたします。

医療改革により、地方の医療は破綻をしている問題であります。先般テレビで参議院議員の決算委員会質疑で、舛添大臣が地方の破綻している病院は救済するというような発言をされておりました。そういった国がこういった地方の格差をなくすという中で、今後地方に目を向けるというような中で、町としても県や国に今までいろいろ働きかけていると思いますが、その後の進展はあったのか、お聞きいたします。

次に、医療拒否問題ですが、この問題も今国会でも議論されておりますが、当町の共存病院においても、診療拒否があると住民からいまだ聞いたことがあります。この問題については厚生連の特別委員会におきまして私が何度か指摘してまいりましたが、共存病院以外の診療を

受けている患者に対し、当病院では対応できないと拒否されたと聞きました。共存病院には、現在町から助成金、貸付金等の補助金をしている時期に、このような問題があるということは大変遺憾に思うわけですが、町としてこういう状況について指導、対応などを行っているのかお聞きいたします。

次に、公設民営化の住民説明を挙げておりましたが、同僚議員の中で、今は時期早々という答弁がありました。これに対しまして私はやはり公設民営化については、早く住民に情報を知らせる義務があると考えております。そこで、ケーブルテレビを通じ、町長みずから説明することが町民によく理解をされるのではないかとこのように考えますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 16番議員さんの御質問にお答えしたいと思っておりますが、病院問題についてということでの御尋ねでございますが、御質問にもございましたように、国におきましては、この医療問題についてようやく具体的な、いわゆる目に見える形で取り組みを始められたところであります。私どもから申しますとおくればせながらといってもいいかと思っておりますけれども、しかしこのことは歓迎すべきことだろう

と、こういうふうを受けとめさせていただいているわけであります。

ただ、この御質問の中にもありました破綻している病院への救済措置ということでございますけれども、これは公立病院に対してのものでありまして、現時点で本町の病院にそれが適用されるという内容のものではございませんので、その点はひとつ御理解をいただきたいというふうに考えております。

そのほか、現状につきましては、副町長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） ではお答えを申し上げます。

津和野町における医師の確保、そして地域医療の確立のための要請は、これまで機会あるごとに関係機関へ行ってきたところでありまして、ここ10年くらいのことではなく、病院が設立したときからと言っても過言ではありません。ここにきて急速な医療改革をもたらした地方の窮状が、やっと中央で政治や行政に携わる人に届いたのではないのでしょうか。

また、この夏の参議院選挙の結果が、地方の声に耳を傾けるきっかけとなり、私たちの望みにはほど遠いものではあります、少しはよい方

向に向かうのではないかと期待しているところであります。

当町におきましては、これまでの積み重ねの中から県としても赤ひげバンクによる医師派遣等、具体的な御支援をいただいているところであり、また今回の厚生連問題につきましても、県庁内の関係する財政、医療、農業の3課が連携をとって、多大な御支援をいただいているところであります、これらのことも大きな成果だと考えております。

続きまして、診療拒否の問題であります。御指摘のことにつきましては、以前にも厚生連に対して直接御質問されたとお聞きいたしましたが、その後においても引き続き診療拒否があるとの御指摘であります。この問題につきましては、共存病院の医師の確保、特に整形外科医の確保ができなくなったということから、救急指定の告知を取り下げまして、今は救急外来の受け入れを通常にはできていないというような状況であります。

そういう中におきまして、その病院においては、その「専門医がいないので、専門医のところまで診察してもらってはいかがですか」とか、また「そうした救急のときに突然来られてもなかなかわからないということで、平素のかかりつけ医と相談されては」などの受け答えの際、受け取る側からすれば診療拒否をされたと感じてしまうこともあります。

ので、この点につきましては、今町民の皆様方の御理解と御支援をいただく上からも、医療サービスをするものの重要な基本的な事項でありますので、診療拒否をされたというような不快感を与えないように対応するよう伝えたいと考えております。

公設民営化の説明でございますけれども、6番議員さんにお答えしたとおりでございますが、CATV等、また広報等も活用したいというふうに考えているところであります。

○議長（後山 幸次君） 村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 診療拒否について、ある面患者さんの誤解があるというような御答弁ではありましたが、私が患者から聞く中の話では、これははっきりした診療拒否であるというように感じております。

最初に、その中で専門医がいないので、専門医のところで診察してほしいというような対応ですが、私が聞いてる中では、いろいろあるわけですが、ほとんど内科の関係することで、総合病院でありますので、内科医師がいないということはありませんので、専門医がいないということは当てはまらない。

それから、平素かかりつけの医者にご相談されてはというような対応

ですが、やはり本当に共存病院に電話したときには、そういう医師と連絡がとれない、そういう状況でこの患者につきましては、朝起きて歩けない、どうかしてほしいというようなことで電話を入れたと。そういう中で、今言われたように受け付けの病院はどこですかと聞かれて、答えたところ、うちではそういう人の治療はできないとはっきり、これは先生が言われたんじゃない、看護師さんが答えたということです。

看護師さんが言うには、それじゃどうしたらいいんですかと言ったら、「水を飲んで寝て様子を見てください」。(笑声) 私はほんとその人から強く要望されまして、同僚議員も聞いておりました。それに似たような話がまだあります。

先般もですが、自宅で腹痛を訴えまして、3回目でやっと病院に連れてきてほしいというようなことがあって、3回目に病院に行ったところ、もう手おくれということで救急車で日赤の方へ行った、やはり手おくれということで、その患者は二、三日後に亡くなりました。

また、最近それに似たことがありまして、その方は夜間に電話したところ、朝まで様子を見てくださいと言われて、でも腹痛で寝ておられなかったという話です。そうした中、トイレに行ったら血尿が出たということで、慌てて救急車を呼んで益田日赤に入院をされ、すぐ処置された

ということで、その人は大事に至らないで退院されたということです。いろいろな話を聞く中で、やはり電話対応で本当痛みに耐えて困っているので電話するのに、「あなたは担当医に見てください」また「様子を見てください」では、私は本当患者は救われないというように強く思います。

このような状況で病院体制がこういうような状況の中で私は今後も支援をしていくのは、疑問に今感じております。その点について、もう一度御回答をお願いします。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 具体的な御指摘をいただきましたけれども、十分もしそういうことがあるとすれば、今後当然こういうことが、そういうことが起きてはいけませんので、十分御指摘をいただいたことについては、伝えたいというふうに思いますが、先ほど言いましたように、具体的に本当に救急という形で受け入れ体制が今医師の不足ということでできておりませんが現実でありますので、そうした電話相談等をもう少しどういたしますか、親身になって受け答えをしてあげるといことは、必要だというふうに思いますが、もう実際問題としてなかなかその救急的な対応ができないというのが、現在の津和野病院の実態

であります。

特に、夜間はそうなのですが、日中についてはできるだけ受け付けをしていきたいというふうに先生方も言うておられますし、夜間でもできるだけ努力をして受けるといいながら、なかなかその救急的な措置については、実際問題医師の不足ということもありますので、できない状況でありますので、そういったところについては、適切なアドバイスをされるように、私の方からも再度共存病院等病院厚生連に対して指導してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 再びこういった診療拒否的なことが町民から出ないように、町もこれまで随分助成していると思いますので、積極的に改善に図っていただきたいということを強く思って、次の質問にいきたいと思います。

次に、携帯電話問題についてですが。

○議長（後山 幸次君） はい。町長。

○町長（中島 巖君） できれば次の質問に入る前にちょっと。せっかく次の質問に入られたと思いますけども、副町長の方からお答えし

ておりますが、基本的には御意見のとおりで十分な親切な対応をしなきゃならないわけでありますので、この点につきましては、今後あらゆる機会を通じて関係の皆さんに理解を求めてまいらなきゃいけないと、このように思っております。

ただ、参考までに申し上げて、また御協力いただきたいんですが、ついこの間益田日赤で地域の医療を考えるシンポジウムがございました。私も出席をさせていただいたんですけれども、そのとき、具体的に申し上げますと、益田の医師会長さん、医師会病院の院長さんでございますけれども、お話がございましたが、この救急が大体救急車で来られた人の本当に救急車で来られて措置しなけりゃいけないのが20%だそうです。80%は救急外来という対象にならない状況が現実だと。

先ほども水を飲んでおけと言われたという話で、ちょっと関連してのことですけれども、そういうことで特に病院側として、医師側として要望があったのは、そういうことでかかりつけ医というものをまず大切にして、一番よく状況を知っておられるわけだから、まずはその状況を話す、そういうどう言いますかね、普段の習慣ということが非常に大事だと。そのことを行政として地域の皆さんに十分今後啓発をしてほしいと、こういう切実な病院側、医療側からも声がありましたので、参考

までに申し上げておきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 村上君、続けてください。

○議員（16番 村上 英喜君） はい。町長からの救急医療についての最近の状況を答えていただきまして、我々もそこまでは把握しておりませんが、やはり当町の町民は人がいいというふうに思います。やはり本当に困ったときに私は救急医療をお願いする町民だと信じておりますので、そういった救急医療につきましては、速やかな対応をお願いをし、次の質問をさせていただきます。

次に、携帯問題についてお聞きいたしますが、この問題をです、昨年、12月議会で質問をしました。その後、1年経過しましたが進展がないようなので、再度お聞きいたします。

町内において携帯電話の電波などの調査を実施したというようなことを聞きまして、その調査結果等があればお伺いしたいと思います。

以前から言っておりますが、国に携帯電話のアンテナの設置について、住民から本当によく要望を聞くわけですが、昨年も民間会社等に要請した方がいいのではないかと私は指摘したところ、努力されるというような回答があったんじゃないかと思いますが、その後、アンテナ、携帯関係の会社等に働きかけているのか、今後の取り組みはどのよう

に対処しているのか、この2点についてお聞きいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 携帯電話問題について御回答を申し上げます。

現在、御質問ありました町内におきます携帯電話の使用環境でございますが、いわゆる不感地域の調査につきましては、以前行って県の方に報告したという実績がございます。町内で7地区、約500人が影響を受けている。いわゆるそのいずれの携帯電話会社と申しますか、そういうサービス、受信ができないというふうな位置づけでございます。こういった結果が出ております。

そして、2番目でございますが、民間携帯電話事業者への鉄塔設置の要望につきましては、現在のところ具体的な要望等は行っておりません。携帯電話の利用可能地域につきましては、この電話事業者みずからの企業努力によるエリア整備にあわせて、別に市町村が国庫補助事業によりまして整備をする、いわゆる公設の基地局や鉄塔整備などによつての拡大が考えられます。

しかしながら、その一方で世帯数の少ない集落等は、仮に公設の施設を整備したとしましても、運営する携帯電話事業者の維持経費、ランニ

ングコストでございますが、具体的には一つとして鉄塔自体の維持管理費、2つ目として鉄塔から事業者の中継基地までの有線の伝送路の調達コスト面で実質採算割れになるという問題が生じることから、この民間事業者への要望を行ったとしても、実際に実現は困難な状況ではないかというふうに判断をしておるところでございます。

携帯電話、固定電話と同様に日常生活に深く浸透しており、災害時や緊急時の通信手段としても、大変重要な役割を果たしております。そして、中山間地域におけます定住、あるいは交流の促進という観点からも、この不感地域の解消を大きな課題と位置づけておるところであります。

この不感地域対策は、いかにして事業者のランニングコストを軽減して設備投資に向けた経営判断を導き出せるかということが課題の中心でありまして、町としても事業者の設備構成や採算分岐点、町内地域の携帯電話所有状況などの情報を把握した上で、総合的な検討を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） この問題については、毎年同じような答弁であるわけなんですけど、やはり私も9月の一般質問で定住対策について質問しました。その後すぐに、若い家族を定住させるようにお

世話をさせていただきました。その家族が家を見た時点では、大変新築の家であって、大変気に入っていただきまして、すぐ話がつくかなというように感じておりましたが、やはりその地域は携帯が今現在入らない地区ということで、若い人はそれだけでいまだよい返事をいただけないのが現状であります。

やはり若者が住む集落をつくるためには、早急にこういった環境整備が必要だというように考えております。携帯電話のエリアを広げるというのは、課長も今後の重大課題というように挙げておりましたが、私は昨年民間業者に働きかけるべきだということを強く指定したところでありますが、町の方はどれだけ把握されているかどうかは知りませんが、町内には、最近ですが、ある地区ですね、小さな携帯のアンテナが新設されたということで私も二、三日前にちょっと見に行きまして、どの程度のアンテナかなと、地元の人へ聞くと、まあ35軒ばかり補える程度のアンテナだというように聞いて、実際、町内にそういう小さなアンテナを民間業者が積極的に地元の要望がないのに、積極的に新設をしてるという状況、昨年もそういうような話する中で、やはり町の立場で要請すればもっと早くこういったアンテナの設置ができるんじゃないかということで、昨年は一般質問で終えたというように思っ

てます。やはり、こういった小さなアンテナで今までコストがあわないからだめだろうというような考えで諦めていた集落でも、こういったアンテナをつければ十分カバーができる。

それから、先ほどの答弁についてであります。調達コスト面で採算割れとなる問題が生じるからと、だから要望しないんだと、これは町の勝手な思い込みだと。民間業者は、電波の入らない地区には積極的に事業を展開しているというような状況を踏まえて、もっと町が民間会社に要請すべきと考えますが、その点についてもう1度答弁をお願いします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 先ほど申しあげました調査の県への報告時にも、いわゆるこういった中山間地域の自治体としての要望としまして、議員さんおっしゃいましたような、小集落用の低出力無線機器といたしますか、要するにそういうふうな安い価格設置費でそういうふうな多くの集落が利用できる、そういうふうな環境整備をあわせて、まあ、これは全国的な展開になろうかと思いますが、我々の住んでいる地域とすればそういうふうな課題があるので、ぜひともそういうふうな取り組みをしてほしいということも、あわせて要望をしておるとこ

ろでございます。

そういう意味では、仮にそういうふうな技術開発ができたとしますと、津和野町にとりましては、御承知のようにケーブルテレビ施設におきましていわゆる予備管といいますか、そういうふうな対応も可能であると。特に、現在では第3世代携帯といったようなもので、新たに大容量の通信の需要に耐えなきゃいけないというふうなことで、改めて民間事業者におきましてはそういうふうな新たな設備投資も必要とされている現状が一方ではあるのではないかとこのように考えております。

仮にそうだとしましても、先ほど言いましたように、津和野町にとりましてはそういうふうな基盤といいますか、そういうふうな予備管の設備も持っておるという意味では他の中山間地域に対しては一定の有利性も持っておると。そういう意味でのPRも民間事業者さんの方に、そういった意味でも一部優位性といいますか、優位性も津和野町としては持っているというふうなこともあります。

御指摘いただきましたような、民間にしっかり働きかける努力が欠けているというふうな御指摘をいただきました。先ほど申しましたように、あくまでも運営は民間の携帯事業者であります。そういったとこ

ろで、やはり損益がプラスになるということ、我々としてもそういうふうなことも説明しながら、進出へ向けて働きかける、そういう姿勢は常に持つておるつもりでございますので、御理解をいただきたいと思ひますし、現にそういうふうな事例もあるというふうにお聞きをいたしましたので、そういうふうな具体的な事例を調べながら、要望の努力はしてまいりたいというふうに思ひます。

○議長（後山 幸次君） 村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） きょうも、努力はしますという答弁でありましたが、本当、携帯が入らないエリアの住民にとっては大変本當、格差のある集落に住んでることになりますので、ぜひそういった集落をつくらない、そういうことも今後の課題であるかと思ひます。

また、携帯電話等の業者等に聞きますと、やはり住民なりが積極的に要請してくれないと我々も仕事ができないというようなことも聞いておりますので、やはり住民と一体になって今後要請して、この事業を進めていただきたいというように考えを述べまして、私の一般質問は終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

○議長（後山 幸次君） 以上で、16番、村上英喜君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序8、13番、斎藤和巳君。斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 本日最後の質問者になったわけですが、通告に従いまして質問をさせていただきます。今回は、2点ほど質問をさせていただきます。

まず初めに、木部地区へ導入されるスクールバスの件についてでございます。

9月の定例会におきまして、導入が決まっておるわけでございます。木部地区のスクールバスでございますけれども、この利用方法についてお聞きいたしたいと思うわけでございます。導入の経緯から、辺地債というような原資のもとに導入されるバスでございます。学生の登校・下校時の安全を目的に利用するのが本来の形と思うわけでございますが、また学校行事等、また教育的な利用が望ましいと思います。辺地債で導入されている事業なので、いろいろな制約があるということは重々私もわかるところでございますけれども、その利用方法に余り形式ばった

ことでは利用をするのが大変難しくなるというので、拡大解釈しながらの利用方法を検討をしていきたいと思うわけでございます。

先般、木部地内の小学校・中学校の保護者とのこの件についての説明会がなされたと思うわけでございます。そのときにおきまして、教育委員会からの説明の仕方が悪かったのか、説明を受ける側の保護者の方が悪かったのか、その点はちょっといささかわからないわけでございますけども、どうも話の途中で、お互いに意を酌まないまま流会したような形で終わったような形を、ある保護者の委員からお聞きしたわけでございます。

そのときの、教育委員会のお話の中では、基本は基本としてももちろん述べたことと思います。その中において、基本のすべてを話さないまま、いろんな保護者との意見が出て、教育委員会としては全部本当のことを話せなかったのではないかというようなことも、一部の保護者の方からあれは失礼な集会だったという声も聞いておりますので、今後、この問題に関しましては、教育委員会は基本は基本とし、また保護者は保護者としての、もう一度、もちろん話し合いをされると思いますので、その分の話を中へ入れて、すり合わせるところはすり合わせていただき、今後の使用方法について十二分な検討をしていただきたいと思います。

わけでございます。

その点に関しまして、これは基本的な考えで通学・登校時のことが主体になる、基本的にはなるわけですが、私が今回一般質問するのは、この登校・下校時以外のあいとる時間帯のバスをどのような形で有効利用をいたしてもらえるかということでございます。

重々、いろんな制約があって難しいっちゅうのはわかるんですけども、学校行事だけでなく、まだ木部地内というのはバスの路線が全部走っとるわけじゃございませんので、そういう点をかながみて、生活バスのなもの、医療バスのものの利用方法が可能なかどうか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

また、その事業をやるに当たりまして、運転者等の業務委託がなされると思うわけでございますけども、その業務委託の方法は、現時点ではどのようなお考えでやっているのかお聞かせ願いたいと思うわけでございます。同僚議員の20年度の予算編成の中において枠組外にるるありました中に、木部地区のスクールバス事業が新規事業ということで、枠外の事業であるというような形で私は今解釈しておるわけですが、そうした中において、ある程度そういうのがあれば、基本的に委託事業がどれくらいかかってどうというような方向というのは、大方

の基本的な考えがあると思いますので、その事業委託した、業務委託に関してどのような形でやられるのか、その点お聞かせ願いたいと思うわけでございます。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 13番議員さんの御質問にお答えしたいと思いますが、今回、新たに木部の小中学校の児童生徒が通学のために利用する、そうしたことで導入を図らせていただいておりますスクールバスについてのお尋ねであります、この点につきましては教育長の方からお答えをいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） それでは、お答えを申し上げます。

スクールバスは、通学のために利用することが本来の目的ということにつきましては、先ほど議員さんが申し上げられたとおりであります。特に、今回の購入に当たりましては、辺地債を財源ということにしておりますので、導入時につきましては目的外に使用されるということについては制限があります。

したがって、当面はあくまでもスクールバスということになります。

しかしながら、目的外使用の手続きを行うことによって、スクールバスの運行に支障のない範囲内で利用することは可能だろうというふう
に考えております。校外活動なりクラブ活動なり、そういった部分での
変更というふうに考えております。

現在、アンケート調査等を行って運行計画を検討中ではありますが、運
行しない時間帯の活用を、今の変更という形の中で検討をしてみたい
ということでもあります。

また、御質問のありました生活バスや医療バスの利用という点に
つきましては、路線バスとの兼ね合い等もありますので、今後の課題と
いうふうに考えております。

今の御質問の中にもありましたように、先般話し合いをしたようで
ありまして、そのときの様子も伺っております。また、年が明けたら再
度話し合いをしなくてはならないというふうに考えておりますので、
そのときには十分な話し合いができるような状況で臨みたいというふ
うに思っております。

それから、業務委託の方法ということではありますが、経費的に新たに
今までよりも確実にふえるということでの予算的な考え方がされたと
いうことでありまして、委託の方法自体は、今までしている委託の中に

含めるような形で対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 保護者との説明会の中によって、いろんな基本は基本であるというのをかなり強く説明されとる中におります。

スクールバスの運用規程の中に2キロ以上は対象外だというような説明がなされて、保護者の方から私の方へかなりの電話があったわけです。木部地内において2キロ以上というと、大部分の方が対象外になってくるというような形のものが生まれてくるわけでございます。そうする中において、それをする、その上において本来の基本的な考えは、バスの停留所まで保護者の方は子供さんを連れてきて行ってほしいというような説明がなされていると。

それはあくまでも基本を、教育委員会が言うのはそれは当たり前と思うんですけども、ある家においては停留所まで行くのに何キロというのがあの子供もおるわけですしね。そういうことにおいて、余りにも形式ばったような形ではなく、やはり本来の目的である登下校の自己管理をするための導入であるわけですので、2キロの方が登下校に事故が起きないちゅうことはあり得ないわけなんですよ。

やはり、私はこれは辺地債という木部の奥地のもんでありますので、
いろんな制約があっても、全員対象にしてスクールバスを利用するの
が一番ベターと思うわけですので、これもいずれ次の保護者との説明
会の中で要望が出ると思いますので、その点を十二分に考慮して
いただき、できるだけ保護者の要望に沿った形、行政の範囲内でこれほど
までは許せるというような形の線を出していただき、その話し合いに臨
んでいただきたいというように思うわけでございます。

私が、生活バスの用途は可能かということでございますけども、運
行しない時間帯を含めて検討しているとかであります。路線バスとの
兼ね合いもあるので、今後の課題と言いますけども、私が今回皆様方か
らいろんな要望を聞いておるのは、今までは地域の方にいろんなお年
寄りが近所のおじちゃん、おばちゃん等が免許証を持っておる方がお
ったんですけども、そういう方がいなくなったというので、バスが運行
する停留所まで歩いていかなきゃならない。

例えで見ますと、木部地内でございましては三歩市地区はバスが上
の方まで上がってない。また中曽野地区は吹野までバスが上がると
んですけど、その大きな中曽野地区はバスが通っていない。また、川尻
地区におきましても、県道田万川線に津和野田万川線につきましては

バス路線があるわけですが、小山地区に関しましてはバス路線ではない。

そういうのから考えて、私も旧津和野町時代から生活バスの方を、何とか医療バスの的なものを導入していただきたいということも何回も説明しておるんですけども、私はそういう方からの要望に答えて、今度木部地内にバスが導入されるので、もし時間帯にある程度の余裕があるんなら、それも可能であるかもしれないよというようなお話はさせてもるとるわけですが、やった結果、どうしてもそういうような時間帯組めないといえればそれまでなんですけども、私はそういうような方からぜひともそういうのがあるんなら、せめてバス路線でない路線の分だけでも、どうか行程表を考えていただき、週に1回でもいいんだというような要望をお聞きしておりますので、その点に関しまして、今後、教育委員会としてはそういうような時間があるとすれば利用は、もし可能なかどうか、ちょっとその点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 制度的には、以前の制度より若干制度がかわってきているということでありまして、ただ、どこまで緩和されているかという点については、今の時点、私は十分承知をしておりません

ので、そこら辺を精査して、できる限りの対応は、まあ考えていきたいというふうには思っておりますけれども、現時点でどこまで緩和されているかという点について承知をしておりませんので、きょう現在のところでは、まあ今後の課題ということにさせていただいたらというふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 十二分に木部地区内のいろんな地域的なもん、いろんな形の要望の中で今後課題としていくということでございますので、何とか木部地区の町民の方が、あ、これではというような形のものが生まれることを期待して次の質問に入らせていただきます。

町行造林についてでございますけれども、今までかなりの面積の町行造林がなされているわけでございます。その中において、台風による被害あるいは特にひどいのが雪害による被害であるわけでございます。その被害面積は、どれほどあるのか、まず1点お聞かせ願いたいと思うわけでございます。

土地を提供している地権者の方々から、山がかわいそうだから被害整理をしていただきたいという声をよく聞くわけでございます。今ま

で多額の投資をしてきた金が、まだ雪害等、台風で倒木し、無残にも価値がなくなったというような形になっとなるわけですが、今まで投資した金もったいないと思われるわけですが。

そうした金がむだにならないためでも、今現在の被害木を整理し、残った木を助ける、それを放置しておくことにおいて次から次へそれが連鎖的に1つこけたらまたこけたと、というような形のものが想定されるわけですので、私はこれはやはり財産を守る点から、今までの投資をむだにしたくない点からも、費用はかかっても、年次計画を持って整理していく必要があるのではないかと思いますので、その点どのようなお考えなのか、お知らせ願いたいと思うわけですが。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） それでは、御質問いただきました町行造林地における被害木の整理の関係でございます。

町行造林事業につきましては、津和野地区では昭和46年から、それから日原地区については昭和48年から植林を始めまして、現在191団地、696.31ヘクタールでスギ、ヒノキ、アカマツの育森を進めているところであります。

その中におきまして、議員御質問の台風及び雪等による被害面積で

ありますが、当町では巡視体制というのを持っておりませんので、はっきりした実態をつかめておりませんが、間伐作業等に随時入っております森林組合等で推計をしていただいたところ、17団地の1.82ヘクタール程度ではなかろうかということで数字を挙げさせていただきました。

また、これらの被害木の整理についての御質問でありますけれども、せっかく今日まで育てた木が途中折れや傾いたままになっているのは、残った木に対しての影響もあり、地権者の方々の御意見もごもっともであるというふうに思っておるところでございます。

しかしながら、現在の体制と厳しい財政状況の中にあっては手をかける余裕がないのが現状でありまして、大変申し訳ないと思っております。また、大規模な被害が出た場合は、森林国営保険から一定の補償金は出ますが、残念ながら現場の整理までは行っておりませんし、実際にはできない状態であります。

いずれにいたしましても、山林の持ちますさまざまな機能が見直され、価値が上がることにより、所有者の皆様を含め山への関心が高まり、入山し整理をする状況が生まれてくることを期待しているところでございます。

今、県の方も知事がかわりまして、いろんな計画づくり等も進めております。そういった中で、圏域としての特別なプロジェクトということで、高津川流域保全プロジェクトというのも今計画に上がってくるようでございます。そういった中で、いろいろ皆さんの山に対する関心も上がってくれば、また状況もかわってくるかなというふうにも思っております。

なお、保険適用のこともありますので、今後は台風や大雪の場合に備え、現場確認が早急にとれます体制づくりは検討しておく必要があると考えているところであります。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 農林課長から今御答弁をいただいたところでございますけども、ある程度、現地は熟知しているというような答弁があったわけですけども、農林課長、もちろん私がこういう質問出したのだから現地の状況は十分把握できとると思うわけでございますけども、現況を見て、どのようなお考えであったのか、財政が厳しいからこれはせんでもええというような解釈に至ったのか、その点を、あなたの心情をお聞かせ願いたいと思うわけでございます。

そうして、調査の結果、17団地で1.82ヘクタールというと1団地当たり1.7畝ですよ。私が知ってる限りでは、とてもじゃないそんな数字ではないと感じるところであるわけです。そうして、いろんな町行造林で間伐を県が推進しておりますので、そこに行って作業をいたします。そうすると、ヒノキの間伐はやって、スギの間伐は部分的、ある程度雪害おとるのでもうしないという形のもので、今現在来とるわけでございます。

私はやはり、県、国が間伐に対してあれだけの補助金を出して推進している以上、そういうような形で間伐という大きな目的を町が、はい、いいですよ、という結果を出したということに対しては私はいかななものかと思うわけでございます。

そうした中で、今、1.82ヘクタールというのが確かな数字であれば、事業としては、間伐する事業としては幾らなのか。当の財政状況になって厳しいからできないというような答弁書があるわけでございます。

私が基本的に考えて、もしこの1.82ヘクタールが本当に正しいのなら、そんなに町が財政がやれんほどの金額は生まれません。1反当たり、1町当たり30万も組めば十分できる仕事であるわけです。1.82ご

とある。これは本当微々たる金ではないかと思うわけです。それが難しいんなら、団地が17あるんだったら、今年度はこの団地、来年度はこの団地という計画性を持ってやれば四、五十万の金なら十分できるんじゃないかと思うんですけれども、その点に関しまして副町長、十分副町長も農林課長時代から山の状況があって、単価的に十分わかってるんですけれども、この1.1ヘクタールの間伐ができないぐらいに財政っちゅうのは厳しいんでしょうか。その点ちょっともう1度お聞かせ願いたいと思うわけでございます。(笑声)

○議長(後山 幸次君) 松浦副町長。

○副町長(松浦 秀信君) 大変申し訳ございませんが、先ほどから答弁なり聞いてますと、17団地で1.82ヘクタールということになると、本当言われるように1団地あたりは非常に小さい面積でございますので、この点については数字を再度確認をさせていただきたいというふうに思ってますが、後ほど、農林課長の方から、この点についてもう1度答弁があるというふうに思います。

ただ、確かに1.82ヘクタールで済むということになれば、そう大きな事業費ではないというふうに考えますが、それではここですぐやりますと言うのはなかなか言えませんが、十分検討をさせていただき

たいというふうに思っておるところであります。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 大変申し訳ございません。今申し上げました数字、私正直なところ現場には立ち会っておりませんし、大変申し訳ないことなんですが、状況の把握はしておりません。

ただ、質問を受けてから森林組合等に、というか、森林組合に御相談申し上げて数字を、いただいた数字でございます。面積的には確かに何ですけども、ある程度まとまったところといたしますか、数字的にはもう少し私も上がるだろうという気がしております。

もう1回、その点については数字の確認はしてまいらなければいけないかとは思いますが、今はこのいただいた数字での回答になりまして、私が現地を回っておりませんで、そういう点については申し訳なく思います。

○議長（後山 幸次君） 斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） やはり、こういうような答弁をいただくのなら、担当責任課長として、現地へ出向いてどういう状態であったのかというぐらいは把握しての答弁をしていただきたいと思うわけでございます。

何も知らず、ただ机上でよそから聞いたのをここへ持ってきてもらうのでは、私としてはなかなか課長の真意というのが伝わりにくい。やはり現地調査していただいて、中身のある答弁をしていただけるのを私は希望するわけでございます。

そうした中において、先ほど副町長の方から今の面積ではそう大した金額ではないというような御答弁をいただいとるわけですが、果たしてこの数字が若干上がったとしても、私はやはり年次計画を持って間伐という大事な作業行程であるので、ぜひとも許す範囲内の事業計画を組んでいただき、地権者の方、また財産を守るため、先々のことを思って保育関係に力を入れていきたいと思うわけでございます。

今回は、町行造林で質問されとるわけでございますけども、同じような分収造林で公社造林も行われておるわけでございますけども、全くそれは同じことでありまして、公社は公社へお願いし、その中において公社も大変厳しいっちゃうのは重々わかるとるんですけども、お願いをして、何とかそういうような整備事業が進まれるように、最善の努力をしていただきたいと思うわけでございます。

以上をもって、私の質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、13番、斎藤和巳君の質問を終わり

ます。

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

大変お疲れでございました。

午後5時30分延会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 19 年 第 8 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第
3 日)

平成 19 年 12 月

25 日 (火曜日)

議事日程（第3号）

平成19年12月25日 午

前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 町長提出第124号議案 津和野町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定について

日程第4 町長提出第125号議案 津和野町個人情報保護条例の制定について

日程第5 町長提出第126号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第6 町長提出第127号議案 旧日原町電気通信事業基金条例の廃止について

日程第7 町長提出第128号議案 津和野町福祉事務所設置条例の制定について

日程第8 町長提出第129号議案 津和野町後期高齢者医療に関する条例の制定について

日程第 9 町長提出第 130 号議案 津和野町放課後児童クラブ設置
及び管理運営に関する条例の一部改正について

日程第 10 町長提出第 131 号議案 津和野町国民健康保険税条例
の一部改正について

日程第 11 町長提出第 132 号議案 津和野町農産物処理加工施設
の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 12 町長提出第 133 号議案 津和野町簡易水道事業分担金
徴収条例の一部改正について

日程第 13 町長提出第 134 号議案 津和野町民センターの設置及
び管理に関する条例の一部改正について

日程第 14 町長提出第 135 号議案 日原山村開発センターの設置
及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 15 町長提出第 136 号議案 日原添谷線道路改良工事請負
変更契約の締結について

日程第 16 町長提出第 137 号議案 町道路線の認定について

日程第 17 町長提出第 138 号議案 町道路線の認定について

日程第 18 町長提出第 139 号議案 町道路線の認定について

日程第 19 町長提出第 140 号議案 町道路線の廃止について

日程第 20 町長提出第 141 号議案 町道路線の認定について

日程第 21 町長提出第 142 号議案 町道路線の認定について

日程第 22 町長提出第 143 号議案 町道路線の変更について

日程第 23 町長提出第 144 号議案 平成 19 年度津和野町一般会
計補正予算（第 3

号)

日程第 24 町長提出第 145 号議案 平成 19 年度津和野町国民健
康保険特別会計補正予算（第 3 号)

日程第 25 町長提出第 146 号議案 平成 19 年度津和野町介護保
険特別会計補正予算（第 3 号)

日程第 26 町長提出第 147 号議案 平成 19 年度津和野町簡易水
道事業特別会計補正予算（第 3 号)

日程第 27 町長提出第 148 号議案 平成 19 年度津和野町下水道
事業特別会計補正予算（第 3 号)

日程第 28 町長提出第 149 号議案 平成 19 年度津和野町奨学基
金特別会計補正予算（第 3 号)

日程第 29 町長提出第 150 号議案 平成 19 年度津和野町電気通
信事業特別会計補正予算（第 3 号)

日程第 30 町長提出第 151 号議案 旧堀氏庭園主屋等保存修理工
事請負契約の締結について

日程第 31 町長提出第 152 号議案 津和野町過疎地域自立促進計
画の変更について

日程第 32 発議第 6 号 道路整備の財源確保に関する意見書の提出
について

日程第 33 文教民生常任委員会の請願審査報告について（請願第 6
号 福谷地区水道施設整備に関する請願について）

日程第 34 請願第 7 号 森林の整備、林業・林産業の振興に関する
意見書採択について

日程第 35 請願第 8 号 健康保険でよい歯科医療の実現を求める意
見書採択に関する請願について

日程第 36 請願第 9 号 後期高齢者医療制度の抜本的見直しに関す
る請願について

日程第 37 請願第 10 号 町道青原市街線舗装改修に関する請願に
ついて

日程第 38 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 39 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査の件

追加日程第1 議員提出意見書第2号 森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書（案）提出について

追加日程第2 議員提出意見書第3号 健康保険でよい歯科医療の実現を求める意見書（案）提出について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 町長提出第124号議案 津和野町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定について

日程第4 町長提出第125号議案 津和野町個人情報保護条例の制定について

日程第5 町長提出第126号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第6 町長提出第127号議案 旧日原町電気通信事業基金条例の廃止について

日程第7 町長提出第128号議案 津和野町福祉事務所設置条例の制定について

日程第 8 町長提出第 129 号議案 津和野町後期高齢者医療に関する条例の制定について

日程第 9 町長提出第 130 号議案 津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部改正について

日程第 10 町長提出第 131 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 11 町長提出第 132 号議案 津和野町農産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 12 町長提出第 133 号議案 津和野町簡易水道事業分担金徴収条例の一部改正について

日程第 13 町長提出第 134 号議案 津和野町民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 14 町長提出第 135 号議案 日原山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 15 町長提出第 136 号議案 日原添谷線道路改良工事請負変更契約の締結について

日程第 16 町長提出第 137 号議案 町道路線の認定について

日程第 17 町長提出第 138 号議案 町道路線の認定について

日程第 18 町長提出第 139 号議案 町道路線の認定について

日程第 19 町長提出第 140 号議案 町道路線の廃止について

日程第 20 町長提出第 141 号議案 町道路線の認定について

日程第 21 町長提出第 142 号議案 町道路線の認定について

日程第 22 町長提出第 143 号議案 町道路線の変更について

日程第 23 町長提出第 144 号議案 平成 19 年度津和野町一般会
計補正予算（第 3

号）

日程第 24 町長提出第 145 号議案 平成 19 年度津和野町国民健
康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 25 町長提出第 146 号議案 平成 19 年度津和野町介護保
険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 26 町長提出第 147 号議案 平成 19 年度津和野町簡易水
道事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 27 町長提出第 148 号議案 平成 19 年度津和野町下水道
事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 28 町長提出第 149 号議案 平成 19 年度津和野町奨学基
金特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 29 町長提出第 150 号議案 平成 19 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 30 町長提出第 151 号議案 旧堀氏庭園主屋等保存修理工事請負契約の締結について

日程第 31 町長提出第 152 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第 32 発議第 6 号 道路整備の財源確保に関する意見書の提出について

日程第 33 文教民生常任委員会の請願審査報告について（請願第 6 号 福谷地区水道施設整備に関する請願について）

日程第 34 請願第 7 号 森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書採択について

日程第 35 請願第 8 号 健康保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択に関する請願について

日程第 36 請願第 9 号 後期高齢者医療制度の抜本的見直しに関する請願について

日程第 37 請願第 10 号 町道青原市街線舗装改修に関する請願について

日程第 38 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 39 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査の件

追加日程第 1 議員提出意見書第 2 号 森林の整備、林業・林産業の
振興に関する意見書（案）提出について

追加日程第 2 議員提出意見書第 3 号 健康保険でよい歯科医療の
実現を求める意見書（案）提出について

出席議員（16 名）

1 番 村上 義一君

2 番 下森 博之君

3 番 沖田 守君

4 番 青木 克弥君

6 番 河田 隆資君

7 番 青木登志男君

9 番 中岡 誠君

10 番 須川 正則君

11 番 滝元 三郎君

12 番 道信 俊昭君

13 番 斎藤 和巳君

14 番 竹内志津子君

15 番 板垣 敬司君

16 番 村上 英喜君

17 番 藤井貴久男君

18 番 後山 幸次君

欠席議員（1 名）

8番 原 秀君

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

局長 米原 孝男君

説明のため出席した者の職氏名

町長 中島 巖君 副町長

松浦 秀信君

副町長 沖田 修君 教育長

斎藤 誠君

参事 坂根 敏夫君 総務住民課長

斎藤 等君

行財政対策課長 右田 基司君 情報企画課長

長嶺 清見君

健康福祉課長 長嶺 常盤君 商工観光課長

山岡 浩二君

農林課長 …………… 大庭 郁夫君 建設課長 ……………

伊藤 博文君

地籍調査課長 …………… 安見 隆義君 環境生活課長 ……………

長嶺 雄二君

教育次長 …………… 水津 良則君 会計管理者 ……………

村田 祐一君

午前9時00分開議

○議長（後山 幸次君） 皆さんおはようございます。引き続きお出
かけいただきましてありがとうございます。これから3日目の会議を
始めたいと思います。

8番、原秀議員より欠席の届け出が出ております。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりま
すので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、11番、滝元三郎君、12番、道信俊昭君を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（後山 幸次君） 日程第2、一般質問。

前日に引き続いて順次発言を許します。発言順序9、15番、板垣敬司君。板垣君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 15番。おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、テーマは1つでありますけども、項目としては2つの質問をさせていただきたいと思います。

テーマは資源循環型社会の構築についてということで、さきの9月の定例議会においても関連する形で質問をさせていただきました。特色ある農業という観点から菜種栽培、さらに食油加工、そしてBDF化ということで、いわゆる循環型の農業というようなものを提案させていただいたところでございますが、その後、10月の13日に御承知のとおり、各新聞報道はことしのノーベル平和賞について、アメリカ副大統領の、元アメリカ副大統領のゴア氏のこの地球温暖化に対する世界

的な啓発活動が認められて平和賞を受賞され、さらにその国連の機関であります I T C C という組織もあわせて受賞されるというトップニュースが取り上げられました。

そのようなことで、私は、環境問題、とりわけ地球温暖化対策について強い関心を持った次第であります。

さて、我が津和野町は、この問題に対してどのような考え方なり認識を持っているのかというところで、改めて新町建設計画を見させていただいたところ、循環型社会の形成というテーマで取り組みが載せてありました。さらに6月の補正予算の審議の中でも、新町計画等の策定費として843万7,000円ばかりの予算が計上され、省エネ策定業務という形での委託料が552万3,000円ということも出されておりました。本町として環境問題、とりわけ温暖化対策を、これから出されるであろう総合振興計画の中にどれだけ盛り込まれ、そしてどのような形で押し進められていこうとしておられるのかお伺いをいたします。

あわせて循環型社会の一環として、全国で100カ所近くの自治体なり団体で取り組まれております「菜の花プロジェクト」を、本町としてもぜひ取り組んでいただきたいというふうに重ねて申し上げる次第

であります、町長の所見をお伺いをいたしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 改めておはようございます。本日も一般質問をお受けするわけではありますが、よろしく願いをいたします。

15番議員さんからは資源循環型社会の構築についてということでお尋ねでありましたが、この問題は極めて時代に即したと申しますか、真剣に対応しなければならない課題であるわけであります。町におきましても、ビジョン策定委員会というものを設置をいたしまして調査、研究に取り組んでいるところでありますが、そうした取り組みの状況等につきましては、担当課長からお答えをさしますのでよろしく願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） それでは、御回答申し上げます。

まず、冒頭新町建設計画の位置づけということでございますが、まだ審議会の方で答申をいただいております段階ではありますが——失礼しました。総合振興計画でございますが、まだ答申をいただいておりますけれども、この総合振興計画の中におきましても自然環境、住みよい環境町づくり——環境をつくる町づくりという章におきまして、一

つのビジョンということで位置づけをいたしております。

津和野町地域省エネルギービジョン——省エネビジョンと表現いたします。——この策定業務に関しましては、本年9月に学識経験者、町内事業者、住民代表の方々と、それぞれ関係機関で構成いたします策定委員会を設置しましてビジョンの策定作業を行っております。

具体的には、アンケート方式によります町民意識調査、先進事例調査、町内での省エネ可能性量調査などに基づきまして、1番といたしまして、省エネビジョンの基本方針を策定し、さらに、それに基づく推進施策の設定を行い、本町としての二酸化炭素排出削減目標を掲げまして、その実現を目指す推進手法を示すといった内容構成であります。

省エネルギーは、最も手軽にだれでも取り組むことができる地球温暖化防止対策であります。また、省エネに取り組むことは光熱費や燃料費を節減することでありまして、家計の助けにもなります。さらには公共施設や大規模事業所におきまして省エネルギー設備を導入することで、より大きな効果が上げられると考えております。

他方、本町は、山陰の小京都としての顔を持ちます県内有数の観光地でありまして、訪れる観光客を巻き込んだ省エネルギー活動を展開することで、より大きな省エネルギー効果を得ることもこの計画の中で

目指しております。観光客に対して本町が省エネルギーに積極的に取り組んでいることをアピールすることは、全国にその取り組みを発信することであり、一層のイメージアップ効果が期待されているところであります。

スケジュールといたしましては、来年1月で策定作業を完了し、計画の実効力を担保するためにも各主体の役割分担と進行管理体制を明確にしなが、町づくり施策の大きな柱としまして、直ちに実行に移していきたい考えでございます。

続きまして、菜の花プロジェクトを立ち上げる考えはないかという御質問でございます。

菜の花プロジェクトを初めとしますバイオマスエネルギーへの取り組みは、御承知のとおり使用される原料面から、バイオマスは有機物であり、二酸化炭素の量は増加しないカーボンニュートラルという特性を持っております。

したが、いまして、このバイオマスを化石系燃料に代替させることによりまして、地球温暖化ガスの一つであります二酸化炭素の排出量を抑制することができることから、地球温暖化防止対策の有効な手段の一つとされていることは御承知のとおりでございます。

また、このような取り組みは、産業廃棄物処理や農林業の生産過程と連携した持続可能な資源循環利用型の社会を実現する施策であります。バイオマスタウン構想として公表され、関係省庁によります連携や各地域ごとの取り組み等を通じて、具体的な導入促進を実施していくこととされています。

特に御指摘の、菜の花プロジェクトにつきましては、農業の担い手不足や米の生産調整強化などによります遊休農地や耕作放棄地の増大を防止するとともに、国土保全を初めとした農業・農村の多面的機能の維持強化の面におきましても、本町にとっては重要な課題であると認識しております。

さらに、本町では既に特定農業法人や集落営農組織が以前から菜種栽培に取り組んでおり、一部をトラクターなどの燃料として利用するなど、先進的な取り組みを関係機関と連携して行っております。

現在策定中の町総合振興計画におきましても、重点的に取り組む施策として4項目の町づくりプロジェクトを掲げることと目指しておりますが、菜の花を通じた取り組みは、そのうちの津和野タウン・エコプロジェクト、仮称でございますが、このプロジェクトに位置づけることといたしております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 既に取り組まれております県なり市町村等によその自治体の計画なり推進体制を見せていただきますと、どうしても省エネ対策としては画一的なものにならざるを得ないかなとも思っておりますが、今日までの津和野町における策定委員会の中で、特に津和野というこの地域性、町の特徴を含めて、委員の中から、委員の皆様の中から、何か具体的にこのような取り組みをしようではないかというような御提案があったかなかったか、ということをお聞きしたいと思っておりますし、ただいまの答弁で今後のスケジュールとしては1月中に計画を策定をし、新年度から直ちに実行に移していくというお考えもあるようですが、具体的にはどのようなものがことしの年度当初から取り組まれていかれるのかお聞きをいただきたいと思っております。

さらに、推進体制ということが大変重要であろうかと思っておりますが、住民の理解と協力が不可欠であるこのような問題を、より多くの町民の方々の意見や要望を反映する形が特に大切であろうと思っておりますが、推進体制構築のためのワークショップやパブリックコメント等を、きめ

細かい住民への説明が必要になってくるのではないかとと思いますが、推進体制づくりをどのように進められるのか2点目としてお聞きしたいと思います。

また、具体的に、菜の花を通じた取り組みということで津和野タウンエコプロジェクトに位置づけを考えておられるようですが、できるだけ早い取り組みが期待されるところでございますが、当面来年度20年度から何かこの菜の花におけるプロジェクトの位置づけを考えておられるかどうか、4点ばかりお聞かせをいただいたらと思います。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 計画内容につきましては、ほぼ原案を作成しておるところであります。最終的には来年1月の最終の委員会で成案化をしたいというスケジュールでございます。

御質問のありました、委員さんの中から特に提案といったようなものはという1点目でございますが、まずこの津和野の取り組みといたしましては、先ほど申し上げましたように、いわゆる観光客の皆さんも巻き込んだ省エネということでございまして、大きくいわゆる他の施策とも関連いたしてまいりますが、省エネ全体としての考え方として、例えばパークアンドライド方式等によります観光客の皆さんの車の町

内での乗り入れにある程度協力をさせていただき、あるいは他の観光施設によりますいろんなそのごみを出さない、そういったような生活環境を守ることによって町全体の自然環境をさらに保全、継承をしていくといったような内容が委員の皆さんからも御提言をいただきまして、それも津和野町としての大きな施策の一つにも連携をしていくものだというふうに考えております。

それから、今後の具体的なスケジュールあるいは推進体制でございますが、新年度ということは特に意識しておりません。先ほど申し上げましたように直ちに取り組める方法が幾らかございますし、家庭の中でもいろんな指針を出していきながら、こういうふうなことを町民を挙げて取り組みましょうというようなひとつの、どう言いますかお示しをしたようなものを、目で見てわかるものがその周知の方法として当面考えられますし、既に県の方で、町内にも協力をさせていただいておりますが、地球温暖化防止推進委員さんという方が数名おられまして、島根県で行っておりますエコチャレンジ——エコライフチャレンジですか、ちょっと名前を正式に覚えておりませんが、そういったように具体的に日々の家庭の中で、数量的にそういうふうな生活実態からチェックをしていくことによって、どの程度そういうふうな省エネに数字

としてあらわれているかというふうな取り組みも実際しております。

現在、津和野町では2けたいてない状況ではあるんですが、これは1年間を通じたそういうふうな取り組みでございまして、こういうふうなことにぜひ参加者の皆さんをふやしていただきたいということで委員さんからも御指摘をいただいております。そういうふうなことも早速できることは数点あるかと思えます。そういうことを中心にしながらか具体的には進めていきたいと思えますし、推進体制につきましても、行政もちろんですけども、これは自治会さんなりそういうふうなコミュニティー組織もありますし、特に事業所におかれましても、いわゆる経費の節減という問題だけではなくて、そういう各事業所間におきましても、そういうふうな情報交換等含めた体制づくりを我々のサイドで構築をしていきたいというふうに考えております。

最後の菜の花のプロジェクトについて具体的な位置づけはあるかという御指摘でございますが、これは御承知のとおり、最終的にこの菜の花プロジェクトという名前までいきますと、いわゆるプラント、大規模小規模別にして、燃料の精製施設等も必要となってまいります。したがって、当然その一定の設備投資も必要になってくるということでございますので、財政の問題も若干出てくる部分もあるんですが、一部には

既に近隣の自治体でもそういうふうな取り組みを行っておるところもありますし、政府の外郭機関でも、モデル事業としてそういうふうな一環した取り組みができるのであれば一定の支援も得られるというふうに聞いております。

特に先ほど申し上げましたように、作付の方は農業の関係で既に先進的に行っておるといふこともありまして、もう一方では直接支払い事業あるいは農地・水・環境保全向上対策等によりまして、当面はそういったような作付あるいは耕作に対する一部の経費については集落単位で何とか御協力をいただけるのではないかなというふうに思っておりますので、私どもの方としてはそれをさらに進めた中で、いわゆる農地の集約でありますとか集落間の連携を含めて最終的な循環型へ持っていくためには、そういうふうな施設を含めて検討しなければいけないというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 15番。今日の町の財政事情を考えますと、新たな事業展開、導入は大変厳しいものがあるとは思いますが、菜の花プロジェクトを推進したいという私の考えの中にもやはり生産する立場、さらにそれを加工し、町内の皆様に使っていただき、それを

回収しBDF化というようなそういうシステムを考えてみますと、それぞれの分野において何らかの負担が生じてくるところでございますが、そういうものをどのような形で捻出するとか確保するということが大変重要な問題になってくるということは明白であります、参考までに今日までの取り組みとして、10アール当たりのその菜種の刈り取りだけでも、汎用型のコンバインでやりますと1反2反の小さな面積を扱いますと、ある受託作業でやりますと1万8,000円とか7,000円——1万8,700円程度になるであろうと言われておりますし、5反以上になると少し安くなって1万2,600円ぐらいでできるのではなかろうかというようなこともお聞きしております。

さらに、菜種そのものが実際どのぐらい消費者の中に流通しておるかということで、町内の量販店等を見ても1,500グラムということですから油で1.5リッターだと思いますが、398円というような値段もありますので、菜種が即生産者にとってどれだけのメリットがあるのかということも大変問題ではあります、しかし、環境等々を含めCO₂の吸収等で、ただ荒らすというのではなく緑のじゅうたんをつくることが大変重要ではないかと思っております。

そういうような意味で、先般11月の18日から20日にかけて町

内の法人等、集落営農組織で滋賀県の東近江市の方へ視察研修に行ってきましたが、菜種栽培をより具体的にどのような形で進めておられるのかということをお聞きしますと、生産対策としては国と市の補助金が10アール当たり3万円、さらに転作奨励金を4万円というような形で、合計7万円程度のものが菜種栽培に投じておられるようなお話をお聞かせいただきました。

もう一つは、空き缶とかいわゆる不燃物等の回収については、集落ぐるみで町の集積場へそれぞれ集落で持ち寄るということで、回収というような作業はできるだけ経費をかけないで住民がみずから取り組んでおられることが大変印象的でありました。

本町の場合、ごみ処理とか不燃物、し尿処理等汚泥といった処理については、19年度の予算においても受益者負担はもとより、町の負担だけを考えても三つの組合に対して総額1億8,000万円程度の分担金を支出していると理解しておりますが、そういう施設の建設コスト等にかかる公債費等はやむを得ないかとも思いますが、通常の処理費用等の経常経費についてはやはり今日の状況、組織の見直し、さらには人件費等の見直し等を図りながら、この限られた予算をいかにその住民パワーによって、新たな循環型社会の構築のためにそういう予算を費

やすのが大変必要であろうと思うし、住民にも十分理解がいただけるのではないだろうかと思っております。

一方山口県の宇部市では、大変ユニークな取り組みがなされております。フィフティ・フィフティプロジェクトという事業で、これは光熱水費等削減分還元事業ということで御承知かと思いますが、90年代からドイツで始まったもののようにございまして、公立学校において、生徒の皆さんや教職員の協力で省エネの活動を行って、節減できた光熱費をすべて自治体に返すのではなくて、半分は自分たちが工夫して、余ったというか、省エネで生じた果実を自分たちの学校の何らかの形に反映する。いわゆる教育にもつながっているというようなシステムのようにございまして、プロジェクトのようにございまして、こういった取り組みも本町にとって大切なものではないだろうかと思っております。

大変財政が苦しいから今は何もできない、十分わかりますけども、だからできないのではなくて、何か創意工夫を持ちながら住民運動としてこの地球温暖化に対する意欲、啓発を特に感じておるところでございます。

昨日も——昨日ですか、益田市のグラントワでありました不都合

な真実ということで、島根県下3カ所のリレー上映会に参加していき
ました。約250名近い参加者が大ホールではなくてホールの入り口
の手前で、暖房もないところで皆さんその映画を見ながら、さらに益田
市を中心としたそういう住民運動の皆さんの手づくりによるイベント
が大変印象的でありました。このようないわば住民の意識を醸成する
ことの大切さを強く感じたところでございますが、町長、最後に担当課
長にすべてをお任せするのではなく、「わしが何とかしてやろう」とい
うような、そういう強い住民に対するアピールを最後をお願いして、質
問を終わりたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 視察調査などを踏まえられまして、具体的な
数値を上げての御質問あるいは御提言をいただいたわけでありませ
ども、町として今後どのように対応すべきか、あるいはどのように対応
できるのか、課題として検討してまいりたいとこのように考えており
ます。

○議長（後山 幸次君） 以上で、15番、板垣敬司君の質問を終わ
ります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序10、3番、沖田守君。沖田君。

○議員（3番 沖田 守君） 議席番号3番、沖田守でございます。

通告に従いまして質問をいたします。

今12月定例会には石西厚生農業協同組合連合会の資産を取得して、公設民営化をしようという町長のお考えに対して質問をいたします。

質問するに当たりいささか迷ったわけではありますが、実は、この厚生連が運営をしております病院経営のこの問題について、町長は果たして議会に対して公設民営をするという明らかな方針をお示しになったんであったかどうかと。議会に議案としての提案は現時点ではないとこう理解をし、そう理解をしながらも9月の全員協議会で経過の報告や考え方もお示しになった。さらには9月の定例会でも同僚議員の一般質問に対して、公設民営に関するお考えもいささか述べられてきた。

このようなことを考えたときに、正式議案として提案をいただいておりますけれども、早、石西厚生連所有の資産一式を取得をして、この地域の医療を守るためにはこの方法しかないという基本的なお考えを示していただいたもんだ、このように理解をしてきょうは質問をいたすわけであります。

申し上げてまいりましたように、この地域の医療を支えてまいりま

した石西厚生農業協同組合連合会、通称厚生連であります。津和野の町村病院、日原の町村病院あるいは老健施設のせせらぎ等々を、今日まで一生懸命に運営、経営をしてきてまいりました。

しかしながら、ここ数年来の厳しい経営環境、特に国の医療制度改革に伴って、これが大きく起因して医師不足を招いたとこういうような状況の中で、まことに残念ではありますが、ついに昭和6年の7月にこの日原の地に産声を上げたこの農協病院が、農協みずからの、農協組織みずからの力ではこの医療事業の継続が困難である。このような結論で町当局、津和町へ資産一式の買い取り要望、実質的な事業撤退、このように受けとめてもいいんではないかと思っておりますが、このようなことがことしの7月に、今の状況では経営が困難であるといつて抜本的経営改善計画というものを町にも示し、我々議会にも報告、説明等がございました。それがことしの7月であります。わずか一、二カ月の間に、その抜本的経営改善計画ではこのまま施設運営を維持することは困難である。したがって、資産一式を買い取って公設民営化を願いたい。このような方向転換になったのは既に御承知のとおりであります。まことに私は残念でかなわない。長い歴史あるこの病院というのは、先ほど申し上げたように戦前の昭和の初期でありますから、戦前・戦後を通

じて経営的には負担を多難な時代を、今日のこの苦勞と同じような苦勞を乗り越えて先人は引き継いできたこの病院であります、申し上げたようになったというのはくどいようであります、まことに残念、このように申し上げざるを得ないのであります。

そこで町長は、そのような事態になっては、これからのこの地域の町民が望む最低限の医療確保ができない、あるいは平成元年、平成3年、平成10年と日原の病院、津和野の病院、そして老健施設のせせらぎと、多額の投資をして建設をした建設資金残高、借入金残高が今9億3,000万円程度の残高があるようではありますが、この借入金に対して町は損失補償契約を設定をしとる。こういうことから、石西厚生連の経営が立ちいかななくなった暁にはこの損失補償が町にかかってくる。このような事態になっては、町のこれからの町財政に大きな問題を生ずる、というようなこと。さらには申し上げたように町民の医療、福祉というような町民の行政事業にこたえられなくなる、というようなお考えのもとに町長は資産取得をして、公設民営化の方針を決断をされたのであらうとこのように思います。

この12月定例会では、既に同僚議員2名がこの病院問題については質問をしておりますので、若干重複する面もあらうかと存じますが

お許しをいただきますが、今、町民の間では9月の議会全員協議会並びに9月定例会等々で説明を受け、一般質問等もし、そうしたものが新聞報道で報道されました。マスコミ報道によって、町民は既にこのことは決定したかのような認識をお持ちの町民もたくさんおいでになります。方向としてはそういう方向になるであろうと私自身も思っておりますが、中には困ったことだなあと思うような憶測が飛び交っておるといふのも事実であります。その憶測と申しますのは、一つには、公設をするという。厚生連の資産一式を公設をするということは、町立の病院になるんだというこういう誤解をされておる町民もたくさんおいでになります。

そして、これから御答弁いただきますが、おおむね資産一式を取得するということになると10億を超える資産取得になるであろう。こういうことになると町が財政が大変だと。行財政改革を断行しなければならぬ今日、この町はそのようなことをして果たして町の将来は大丈夫なんだろうかと、こういう危惧がございます。

そして、もう一つは、これは非常に私はお考えいただかなければならないと思いますのは、この両病院、せせらぎを含めた施設に従事する職員の方々は、町内有数の職場である。200数十人を抱える職場であり

ますから、確かに本町にとっては町内最大の雇用の場である。これは万人が承知するところではありますが、町民の受けとめ方は、町内最大の雇用の場であるから、そこの従業員を職員を守るためにという、こういうとらえ方が一部あるということはまことに残念なことでありますし、そのようなことでこの施設を買い取り、公設民営をしていくのではありませんよというメッセージは、私は、町長から発していただかなければならないと思うのであります。

町民の方々にも若年層から高齢者層さまざま、高齢化率38.8%とはいいますが若い方もお年寄りもおる。大方のお年寄りの方、アンケートをとったわけではありませんから確実性があるわけじゃありませんが、しかし、少なくとも8割方は正論だろうと、正解だろうと思いますが、高年齢者の方はどのような財政が苦しくとも公設をして、そして町の地域医療のためにこの病院を守っていただきたい。こういう願いの方が多いのでありますが、残念ながら働き盛り、50代から50代以降の方々の御意見は、そのようなことを簡単に議会が承認することについては、我々はそう簡単に賛同できるものではない。十分に検討した上で結論を出してほしいという、こういう御意見がかなりあるということも御承知をいただきたい。

本来であれば私は、九千五、六百の町民の方々の年代階層別ぐらいには、すべての方にといいわけにはいかないとしても、無作為のアンケートぐらいは実施をして、そしてこの決断に踏み切るべきではないかとさえ思うのでありますが、御参考に供したいと思えます。

そして企業家の方々、この方々がどう言われるかと申しますと、すべての方の御意見ではもちろんございませぬ。しかし、我々も今生きるか死ぬかの今日のこの疲弊した地域経済の中で、先ほど申し上げたような理由等で行政が大きなお金を投じるのなら、我々にだって同等の権利がある。我々のところにおる従業員だって、好き好んでリストラをする経営者はいないと。それにこのままでは組織さえもたないという状況の中で、やむを得ず人減らしをしているという状況も重々承知をしてもらいたい。このような意見もあることも伝えなければならぬと私は思えます。

そういうようないろいろな問題がありますから、この12月定例会では少なくとも、今日まで町長さんは、あるいは町当局の副町長以下担当の方々、鋭意県や国に対して精いっぱい御努力をされておることとは重々承知をしておりますが、町民にお話ができる範囲内は、きょうもテレビが入っておりますから、町民にしっかり情報を伝達をしてい

ただきたい。この12月議会はそのような議会であるということを町長にお答えをちょうだいしたいとこのように思います。

これから具体的な質問事項に入らしていただきますが、1点目は先ほどから申し上げるように、この危機的状況にあるこの津和野町の町財政の中で、なぜ津和野町が石西厚生農業協同組合連合会の資産一式を取得をして、公設化しなければならないのかという明確な説明をしていただく必要がある。議会の我々には何回かちょうだいしておりますが、町民にはおぼろげながら町長のお考えはこうであろうっていうのは認識をされるだろうと思いますが、先ほど来から申し上げたようなことも含めて明確な説明を求めるものであります。

2点目、この石西厚生農業協同組合連合会を組織している主たる構成員は、前段申し上げたように、昭和6年に農協の前進である産業組合、そのころにでき上がったこの農協病院であります。

したがって、石西厚生連と一緒にあってJA西いわみは、これまでの経過を含め、今町に公設をお願いしておることも含め、農協は手を引くのか引かないのか、引き続きやりたいのか。そのようなことも本来は説明がなければならない。なおかつ、農協の組織決定は一体どこの辺までどうなっているのか。全く町民、組合員には理解ができないというのが

現状であります。これは町長に求めるというような筋合いのもんじゃない
あございませんが、組織員の一員として町も石西厚生連の構成員であ
ります。なおかつ理事にお出になっておるわけですから、そのようなこ
とは当然のことお話いただくのが妥当ではなかろうかと思うのであり
ます。

3点目、それでは、津和野町がこれから一式買い求めようとしている、
取得しようとしている資産の範囲は、土地や建物やあるいは医療機器
等もございしますが、一体どの程度の範囲であるのか。そして、その取得
金額は、当然専門家の不動産鑑定士等がお入りになって評価をしてお
ると思いますが、そのようなことも含めてどの程度の金額になるのか。
さらには、石西厚生連の現在の帳簿価格は18億5,000万程度ある
と存じますが、その価格との間にどのような差が起き、どのような問題
が生じ、これについてはどのような処理をしていくというようなこと
もあわせてお聞きをしたいと思えますし、取得しようとしとるその取
得金額の財源措置は、果たして町はどのようにお求めになり、お考えに
なってるかということをお聞きもしたいし、そして当然起債を充当、借
金をするということになりますと、その償還も含めた計画、特に18年
——平成20年度以降の決算に適用されようとしとる、要するに平成

20年施行の自治体の財政健全化法の示される4指標の中で、どのような数値になって、この町の財政に影響を与えるのか等についても、現時点でわかる数値をお示しをいただきたいと。

4番目、私は、資産取得をし公設化するという町長の方針は、これは我々もこういう道を選択しないとやむを得ないことであるということである。そのような気持ちを持っておりますが、資産取得して公設をするという、そういうときに民営化先というものが内定をしませんと、決定をしませんと、いかに公設しても民営化には、公設民営化にはならないわけでありますから、この公設後の民営化先が内定を、少なくとも内定をしているのかということをお聞きしたいと思うし、その内定についてはこれまた本年の平成19年9月18日に開催された議会全員協議会の中、の報告及び9月定例会の同僚議員の一般質問の答弁でも、現厚生連での引き続いての経営には町長は否定的見解を述べておいでになります。

そこで、この理由として、石西厚生連に資金を貸し付けております系統の組織である島根県信用農業協同組合連合会、ここも現石西厚生連にはその能力はない。引き続き経営する能力はない。さらには、農業協同組合を指導する機関である島根県農協中央会の見解も、現厚生連に

その能力はない。このように断定的にお話になり、さらに島根県も、その資格はないというようなお話を我々は承っておるところであります、そのような状況下の中で、石西厚生連に引き続きまたすることができないということになると、民営化先というのを一日も早く急がなければ、公設しても民営化の実現は実現できない。こういうことになってまいります、そのことについてお考えをお聞きをしたい。

5番目、公設をされた暁には、これからのことではあります、公設をされた暁には、私は民営化組織がどういう形であろうと立ち上がってまいりましたときには、津和野町は行政は加入を、構成員の中に加入をすることがあっては私はない。このように私は思います。

その大きな理由は、現石西厚生農協連、現厚生連の中にも主たる構成員はJ A西いわみと、J A西いわみと一単位農協と言っても過言ではありませんが、いわみ中央農協が入っておりますが、正会員が2つ以上ないと連合会組織が組めないという、こういう農協法上の問題があつていわみ中央農協が加入をいただいております、これが実態であります、それに今は合併をしましたから管内2行政になりましたが吉賀町と津和野町が準会員で入っております。こういう組織形態。

で、申し上げたいのは、構成員が入りますと当然その中の経営陣の中

にも入って行かざるを得ない。したがって、町長は現石西厚生連の理事にお入りになっている。そうすると経営のお話、私に言わしますと適正な経営判断ができにくい。一国一城行政の首長としての立場を持ちながら、そしてその組織構成員に入りましたら、そこの経営というものに重きを置いて発言せざるを得ない。なかなか適切な経営判断というのは、御無礼かも知わかりませんができにくいということがあるだろう。さらには、その逆として、公正な行政判断ができにくい。こういうことが私は指摘できるのではないかとこのように思います。

6番目、公設後の民営化は私は津和野病院と日原が診療所になり、そして老健施設に衣がえをしたわけでありますが、この日原の施設と津和野病院は分離して民営化先を求めるのが私はいいのではないかとこのように思いますが、余りここは私は踏み込んで町長にこうあるべきだということは申し上げるつもりはありませんが、私はそのように考えておりますが、お考えをちょうだいしたいと思います。

7番目、公設民営化が決定いたしました暁には、どちらの施設につきましても、当然一法人が一組織が経営運営をするっていうことになるかと、当然資産を取得したその金額、町が抱えたその投資した金額ぐらいは回収できる賃貸料を徴収すべきであろう。このようなことをこの1

2月議会に町長にお伺いするものであります。よろしく願いたいと存じます。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 3番議員さんから、J A石西厚生連の資産取得による公設民営化について御質問をいただいたわけではありますが、これにつきましてお答えをさしていただきたいと思えます。

御承知のとおり、津和野・日原両病院の経営は、近年の医療制度の改革、また医師不足等により経営環境が悪化しておりますが、一番の問題は、平成元年の日原共存病院、平成3年の津和野共存病院の改築、そして平成10年の老健施設せせらぎを新築した際の借入金の償還費用が経営の上に重くのしかかっていることであります。

町は、平成17年度に1億円余りの貸し付け、平成18年度に8,700万円の助成などの財政支援を行ってきたところであります。

このような状況のもとで厚生連においては、平成18年度から独自にコンサルの指導を受け、抜本的経営改善計画を策定し、経営の改善に着手されましたが、改築費用の償還などが想像以上に重く、残念ながら、結果的に医療の廃止か公設民営化かについて、町と議会に対し要望がなされたところであります。

現在残っております長期債務、9月末現在で約9億3,800万円については、現在のところ償還ができず延滞をしている状況であります。

御指摘のとおり、この借入金、いわゆる債務につきましては、町が損失補償契約を結んでおりますので、このままでまいりますと契約に基づき、町に対しその返済を求められることになるのであります。

また、この長期債務が、来年度から施行をされます地方公共団体の財政健全化法によって、町の債務としてカウントされることとなり、場合によっては早期健全化団体あるいは財政再生団体に転落する可能性もあることから、内部協議を重ね県の指導も受けながら検討に検討を重ねてまいりました結果、この歴史ある病院を地域の保健・福祉・医療を守るとともに、町の財政破綻を回避するために、さらにはいろいろと御意見もあろうかと思いますが、働き場の少ないこの町で最も大きい雇用の場を確保していくためには、この際、町がこの資産を取得し公設民営化するしか道はない。これが唯一の選択肢であるとの結論に立ち至った次第であります。極めて重大であります。

ことの経緯を申し述べ、ここに改めて議会を初め、町民皆様方の格別の御理解と御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます次第であります。

その他、具体的な事柄につきましては、副町長あるいは担当課長から
お答えを申し上げますのでよろしく願いを申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） それでは、続きましてお答えを申し上げた
いというふうに思います。

主たる組織母体である云々でございますけれども、これにつきましては
御指摘のとおり、町民の皆さんへの説明は行う必要があると考えて
おります。しかし、現時点では、最終的な資金額や起債の内容等が確
定しておらず、また、議会へ提案も説明もなされていない中で、町民の
皆さんへの説明は、時期尚早であると思いますので、いずれ時機を見て、
厚生連、西いわみ農協等と協議を進め、実行したいと考えております。

また、農協の組織決定の問題でありますけれども、これにつきましては
は、まだそれぞれ内部協議をさせていただいているように思っておりま
す。私どもも12月4日、12月8日と中央会なり、また県信連等への
説明等に出かけておりまして、現状は御理解をいただいているという
ふうに考えているところであります。

次に、財産の範囲等でございますけれども、取得する資産の範囲につ
きましては、両病院・老健せせらぎ・医師住宅の各建物及び病院、老健

等にあります機械備品であります。

不動産鑑定価格は、建物及び機械備品等で12億600万円であります。

その中から、起債に該当しない物を買収対象から省いた、除いた価格が11億3,200万円というものを提示し、厚生連と協議する中において、おおむね了解を得ているところでありますけれども、買収価格と帳簿価格との多額な差額につきましては、市場性における病院施設、老健施設という特殊事情を考慮したことにより生じている状況でありますので、これらにつきましては引き続き検討をしているところであります。

また、取得における財源措置といたしましては、地方債を予定しており、できるだけ町にとって有利な地方債での措置を国、県と協議している状況であります。有利な地方債ということになりますと、後々交付税でできるだけ多く見ていただける地方債という考えであります。これにつきましても、県とおおむね最終的な協議を終わらして、県も先週末には国等の協議に出かけていただいているところでありますが、結果は聞いておりません。

厚生連施設の購入の影響は、財政健全化法に基づく4指標のうち、本

日新聞等で4指標の数値も発表になっておりますけれども、まだこれにつきましては後ほど言いますけれども、まだ現在具体的に4指標は私の方で試算しておりません。この4指標のうち実質公債比率への影響が大きいと思われれます。

現段階におきましては購入金額が流動的であり、地方債も不確定な中での試算であります。24%前後となる見込みであり、今後繰り上げ償還額の上積みをしていく必要があります。これが25%以上になりますと国の指導が入ることになりますので、どうしても25%以下にする必要はあります。

そのほか指標につきましては、今年8月に総務省より基準モデルと法務省方式改定モデルの指針が示されたことにより、県の指導のもとで連結方法等を含め、県内統一の検討がなされているところであります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率につきましては今のところ試算していない状況であります。

次に、民営化先の問題でありますけれども、同病院の公設化後の経営形態は、質の高い医療サービスを継続的、安定的に、そして効率的に提供することができる体制を確立する必要があります。

したがって、20年4月までの間において、現厚生連から新たな

組織に変わるには時間的な余裕がないことにあわせ、税金、職員の解雇、それに伴う退職金の問題、再雇用などなどを考えたとき、公設民営方式で指定管理者制度を導入することとし、当面現行の石西厚生連に託すことを考えております。

なお、指定管理者に託すに当たり町といたしましては、管理、運営に関するコスト削減など自主的な経営努力を発揮しやすく、柔軟な経営が期待されるとともに、町及び指定管理者の会計事務の効率化を図るため、利用料金制を採用する考えであります。利用料金制といいますのは、病院で独立採算をしていただく、そういう形であります。これにつきましては、これまでも現厚生連での経営が招いた結果がこういうことであるということで、非常にその経営を任せるということについては不安があるということではありますが、この次の回答にも入れておりますけれども、町といたしましても経営アドバイザー等を入れて、そうした組織の経理含めた全体の抜本的な改革も進めながら、当面は現厚生連に委託するしかないというふうな考えでおります。

次に、公設化後、町がこの組織に加入すべきでないということでありまして、御指摘のとおり、現在におきましては、石西厚生連の組織構成員として、準会員の資格で町は加入しており、理事として1名の

選出をしている状況にあります。

公設化後におきましては、当面、石西厚生連への経営委託を予定しておりますが、今日の状況をもたらせたことも踏まえ、組織運営へ経営アドバイザーの導入を図るなどして、体制の刷新と経営の健全化を求めてまいりたいと考えております。

組織の運営につきましては、基本的には行政が加入すべきでないと考えておりますが、引き続き、組織構成員として町がかかわるかにつきましては、法律上の問題もあり、どのような方法がとれるのか、関係機関と十分な協議を行い対応してまいりたいと考えております。

次に、分離して民営化先をとということでもありますけれども、これにつきましては、石西厚生連から提示されました、今後10年間の経営シミュレーションによる収支計画によりますと、現在の医療体制の維持とさらなる経営の効率化により黒字経営が見込まれます。これは、あくまでも津和野共存病院、日原診療所、老健せせらぎをともに石西厚生連が運営した場合のものであり、単独での経営には厳しいものがあります。

また、両病院が昨今の厳しい病院経営環境下でも一定の医療水準を保ちながら、地域で必要とされる病院としての機能を維持するためには相互に連携が必要となると考えておりますので、今時点では、分離す

る方法は検討していないのが実情であります。

したがいまして、3番議員の御提言につきましては、今後のこととして考えさしていただきたいと思えます。

次に、どちらの施設も町の一般財源として負担するっていうのは賃借料は徴収すべきであるということでありまして、前述のとおり10年間の経営シミュレーションによる収支計画によりますと黒字経営が見込まれております。

したがいまして、平成20年度以降におきましては、町からの一般財源による運営のための負担はないものと考えております。

ただし、公設化後の施設及び医療機器の維持等につきましては、町が責任を持たなければならない状況もあると考えますが、その財源につきましては、公立病院を持つことにより、国から交付税として措置がされるものを充てていきたいと考えておりますが、なお、不足する場合には、一般財源による負担が生じることも考えられますので、病院経営が計画のとおり推移し、安定した時点におきましては、賃借料等についても十分に検討すべきだと考えております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 一通り質問に対して回答いただいたわけではありますが、何点か説明の中で理解しがたかったり、いささか考え方がいかがかなというような問題がありますのでお伺いをいたしますが、今日まで町長初め副町長、担当課長等々、島根県や国に対して大変なお骨折りをされておるっていうのはよくお聞きをして承知をしております。なおかつ、きょうこの一般質問が終わって補正予算の中でも、この石西厚生連の立て直しのために、国は特別交付税を2億2,700万円当町に支援をいただく。このことは私は、津和野町の町長中島巖っていう一町長でなかなか至難なことであろうと思いますが、さきに中島町長は、島根県13町村の会長に就任されました。島根県の町村会長中島巖として県並びに国にお働きになった、その大きな成果であるということで改めてこの場で敬意を表したいとこのように思いますが、そのような国の支援等もちょうだいをいたすわけであります。さらには、県も、相当、今回につきましてははてこ入れをしながら相談に乗っていただいておりますと、こういうことありますから、これから申し上げますのは系統組織、農協の系統組織、石西厚生連を組織づくりの母体である農協組織あるいは系統の組織、いうなれば今日まで石西厚生連に資金提供をした島根県信用農業協同組合連合会、島根信連の私は対応が

今後、これから公設民営をしていこうという、今、回答は私は厚生連ではないのではないかと思いましたが、当面石西厚生連、現厚生連に任せざるを得ないという答弁でありました。時間的な猶予がないというようなことやらもろもろございましたが、そのようなことがあるならなおさらのこと、系統組織である資金提供してくれた信連は、多額のこれまで投資でありました。現在の債務は9億3,000数百万ということではあります。日原病院、津和野病院、老健施設せせらぎの建設投資は約20億になるという建設投資のすべてと言っていいほど信連が資金提供をしたわけでありまして。私は本当は9億3,000数百万の債権放棄をいただきたいというぐらいに言いたいわけでありまして、もしそれができないとしても、せめて平成元年以来資金提供したその利息部分のある一定の額は、こういう系統組織が大変な状況に陥った暁、それを町の財政はあすはわからないという我が町が、起債をもってあるいはいろいろな国や県の支援をもって、引き続きこの地域の医療のために受け皿づくりをつくらにゃあならんというこういうときに、信連はそれなりの決断をしていただくように町長さんは、私は組織母体の主体である西いわみ農協の代表者と、石西厚生連の現会長ももちろんであります。一緒にあって信連に依頼をし、それ相応の支援を仰ぐべ

きであるということをお願いをし、これについての感触を御答弁をいただきたい。ぜひともそれをやっていただかにはあならん。もしそれがある程度実現できれば、先般来、先ほど副町長の答弁にあった、現厚生連をやめて別の組織にするというのが難しいという一つの要件である14人の職員の退職金の問題等については、最優先にそういうものを資金を充当して、職員の退職金に充当して、一たんはきちっと整理をして、新しい組織がその引き続き、現厚生連の職員を引き継いでスタートするというでないと、次の民営化組織とその運営経営が極めて難しいことになるというのを申し上げておきたい。このように思います。

それから、税金というふうな言葉がちょっと出ましたが、これについてちょっと意味がわかりませんので、「税金、職員の解雇に伴う退職金云々」とこういうような御答弁がございましたが、この税金というのは一体何を指すのかお尋ねをしたい。

利用料金についてはわかりませんでした。独立採算制ということの意味しておるんだなというのがわかりました。

それで、私が賃貸料ぐらいはもらいなさいよと申し上げたこの賃貸料というのは若干解釈を間違えておいでになりますが、私は今町は手

だてとして起債をお願いしとるんだ。それも有利な起債をお願いしておるんだ。こういうことでありますから、有利な起債ということになると過疎債しか私はないだろうと思う。そうすると、過疎債が仮に適用になれば、先ほど答弁いただいた11億3,000万の過疎債適用ということになれば、7割は交付税裏打ち、残りの3割は要するに町の一般財源を充当とこういうことになりますので、この3割部分ぐらいは賃貸料として徴収すべきですよという意味の私は質問をかけたんであります。

ちなみに、概略日原診療所になりましたこの日原とせせらぎの取得金額は、おおむね11億3,000万の中では5億6,100万になる。そして、津和野病院は5億6,850万になるとこういうことでありますから、そのそれぞれ30%30%ということになりますと、ざらっと合わせて年間1,300万程度、月100万ちょっとではありますが、その程度の賃貸料は町は徴収しなくちゃあいけませんよと。月掛けにすればたかが110万か101万ちょっと超える程度でございます。その程度のものは徴収すべきでありますよ。そうしないと一般町民の理解は得られませんよということが申し上げたかったわけであります。

それと、9月の議会と記憶しておりますが、町長に特にお願いいたし

ました。この日原病院側、今回診療所になりました。石西厚生連のお医者さんは島根医科大の御配慮によって派遣をいただいておりますという状況であります。したがって、お医者については、長くて四、五年、早ければ1年2年というようなことで交代になられるということが今日までの状況であります。せめて日原診療所につきましては、開業医の招聘をぜひともお願いしたいというお願いをいたしました。そのときにはまだこういうような公設民営という話はございませんでしたので、施設は石西厚生連の所有でありました。経営もそうありますから、町長は確約はできんが厚生連にその話は持っていくと、こういう御回答もちょうだいいました。私がそこにこだわるのは、診療所ということになりましたので、開業の先生に入ってくださいと、これから未来永劫といってもそりゃあ何百年もという意味じゃあございませんが、長い間お医者さんの心配をせんで済む。そして、民営のときには分割でということをお願いしたのは、ここに開業医を入れていただくというようなことをすれば、それにいささかそういう意欲のある方が全然いないということではないということもあるわけでありまして、分割民営方式にさせていただいて、日原の施設、診療所はそういう方にずっとお願いする。そうすると話一つによっては相談に乗ってやろうという、こう

というような動きもあるかと存じますのでそのことを申し上げたわけですが、そこをもう少しお話をいただきたいとこう思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） まず、今日までの取り組みに対しまして、身に余るお言葉をちょうだいし大変恐縮をいたしております。県も病院、医療を守ることはもちろんでありますけども、町の財政を破綻をさせてはならないとこういうお考えのもとで格別の御配慮をいただいております。申し上げておりますように、県庁内部におきましては関係部署の連携、知事みずから御指示をいただきまして、十分に図っていただき適切な指導をいただいておりますという状況でございます。

また、J A系統に対しましては、地方会や信連あるいは西いわみ等に対しましてもことの経過を御報告を申し上げ、適切な御支援を要望続けておる状況でございます。と同時に、指導的立場にあります県の農林部部長に対しましても、適切なこの御配慮をお願いを申し上げておるという状況にあるわけであります。

また、今後の診療体制についてでございますけれども、公設化はこのもろもろの状況から申し上げておりますように、していかなければならない環境に置かれておるわけでありまして、問題は公設化後の

医療の運営をどうするかということは極めて大事なことであるわけ
あります。今後の、今後と申しますけども、そう時間を置いてというわ
けにはまいらない面もあるわけでありまして、大きな課題とさし
ていただきたいとこのように考えておりますので、今後におきまして
も格別なひとつ御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げる
次第であります。

その他につきましては、副町長の方からお答えをいたしますので、よ
ろしく願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 何点か御質問がございましたのでお答えし
たいと思いますが、まず税金というふうに言われまして、この税金につ
きましては法人税の問題でございまして、現在では法人税では均等割、
それから事業税でも均等割のみが厚生連の場合はかかります。で、これ
を全く厚生連でなしに普通の民間といたしますと、法人税のその収入
によりまして法人税がかかりまして、それから事業税につきましても
事業税がかかるということで、おおむね概算でございまして、利
益の40から45%ぐらいが税金になるというふうに今推測している
ところでございまして、このあたりにつきましても今の試算で行い

ますと、例えば20年度でもおおむね1,000万ぐらいの税金になる。すべてふえるわけではございませんが、均等割部分——法人税で均等割は現在のところ13万6,500円でございます、事業税での均等割は48万円、それだけの負担でありますので、そこらあたりの税金という表現にさせていただきました。

それから、賃借料の問題でございますけれども、確かに例えで上げられましたように、過疎債で充当しますと3割が町の償還になるということでございますので、それだけ本年次考えればそう大きい額ではございませんが、当面は今病院がとにかく単独でも黒字経営でいっていただくということを重点に置いておりますので、この点につきましては確かに安定、経営の推移を見ながら、これの賃借料については十分協議をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、日原診療所における開業医の問題でありますけれども、確かに安定した医師という形で、現在ではどうしても期限、派遣をいただくという立場からなかなか安定ができないということですが、開業医の場合だと一定期間は安定するのではないかという、そうしたことの中で信頼関係が出てくるのではないかということであると思いますが、今これだけ厳しい病院経営、医療、医師の状況でございますけれども、

先般来厚生連といたしましても県の医療対策室からの紹介の医師もございまして、現在誠意当たって何とか医師の確保に努めたいということで、非常に前向きな今努力をしております、ひょっとすると医師が1名プラスという、厚生連で独自で、今これまでは派遣してもらっている医師ですけれども、厚生連みずからが交渉して来てもらう。そうした状況も生まれるんじゃないかなというふうに期待してるところであります。厚生連として最大限努力して、厳しい医師不足でありますけれども、そうした医師の対策を行いながらこの病院の安定を図っていきたいという努力をされているように伺っております。

以上であります。

○議長（後山 幸次君） 沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） きょう何点か項目は絞ったつもりでありましたが、十分な質問にもならなかったかと思いますが、要はせっかく町長、公設民営を決断をされたわけでありますから、まだ国等の最終起債決定ないようではあります。できるだけ早い機会に正式に議会に御提案をちょうだいして、少なくとも議会では即座の審議、採決というわけにはいかないと思いますから、特別委員会等を必ず立ち上げざるを得ないってどうか、こういう重要な案件であろうと思いますので、

年明けになるだろうと思いますが、早期にまとめ次第御提案をちょうだいして、審議をしていく必要があるのではないかということをお願いを申し上げて、質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、3番、沖田守君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で10時45分まで休憩といたします。

午前10時30分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順序11、12番、道信俊昭君。道信君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 道信でございます。きょうの私の一般質問は、まずタイトルを、農業とデザインの接点、というタイトルでまず第1問目をさしていただきたいと思います。

私は農業っていうものをしたことがございません。しかし、農業問題というのはこの津和野町にとりましては、これを抜きにして町づくりはできないと。そのようなことをこれまでの時間の中でつくづくと感じ

じてまいりました。

ただ、農業問題を見ておりますとほとんどが国レベルの問題でございまして、我々町会議員がこれに深くタッチしてこれを動かしていくってというのは非常に難しいなあっていうふうに私が感じてきたわけではあります、しかし何とかして、町会議員としてこの農業問題というものにタッチし、農家の方々と一緒になって町づくりをしてみたいと、いやしななければならないというふうに感じておりました。

それで新聞報道でちょっとこの前、見さしていただいたのが、島根県が小規模集落の農業を守るために独自の支援策を打ち出して、津和野町のような小さな町の農業を活性化しようということを目にいたしまして、早速私はこの問題を、自分ながらに足で調べてみようと思いました。

それで私が参ったのが、JAの所長と話をしたり、それから農業関係者の方と話をしてみたり、私ながらにいろいろこう動いてはみたんですけども、その中で私ができることとして、一つのこととして、私自身の立場が消費者に近い、一番近い立場で今までやってきましたんで、高齢者の方が多くて、その方たちの生きがいになるようなものとして、野菜に着目してみました。

この近辺の野菜を売られている場所をいろいろ歩いてみて、特に感じたのは、山口県の日本海沿いの萩とか、田万川とか、このあたりは非常にそういう野菜産品が売れてるなということを実際に見てまいりましたし、それからその原因というのが、徳佐高校の教頭先生あたりがこうかなり介入をされていたというようなこともいろいろ情報を集めてみました。

この野菜がさらにもう少し売れていく、売れるというのは、ただ単にお金がそれで入るというだけじゃなくて、それをつくっておられる方々の生きがいにもなる。

これは私ができるお手伝いの一つに、何とかアイデアを出せるんじゃないかなっていうふうに思いました。

そこで、1989年から津和野町に新しい文化をっていう形で、津和野町に超一流のデザイナー20名近くですけど、毎年8年間にわたってきていただいているいろいろな提言をされたという経緯がありまして、そのものと、そのデザインとこの農産品とが何とか合体して、もっと売れる農産品づくりというものをつくってみたらどうかなっていう感じで、それできょうちょっとお見せしますけども、それがその当時に津和野町に無償で提供された、これがデザインでございます。

一部でございますけども、これを自由に使ってくれということだけでいいわけですけども、それを何と農産品にうまくジョイントさせて、よりすばらしい、農産品をすばらしいという表現が適切かどうかわからないんですけども、やっぱりただ売れるだけというよりも、農産品がぱっと見たときに、すごいな、きれいだねっていうようなこういうものにもなっていくんじゃないかなっていう感じがして、この問題を何とか前に進めていただきたいなというふうに思いました。

ものをつくられてる方々というのは、もの自体に全精力を注いでこられますので、パッケージデザインというものがちょっとこう遠い存在になる可能性もあるんですけど、パッケージデザインというのは、一番外側の中身というふうに言われておまして、やっぱり中がすばらしいものであれば、やっぱりその外側であるパッケージデザインもすばらしいものであることの方がいいじゃないかとそういうふうに思っております。

それで、私は、この生産される方と、それから販売をする人たちですね。この人たちを結びつける、そのためのプロデューサーの役割を果たすのが、行政の位置づけではないかなと思っております。

ですからいきなり行政にじゃこうだ、ああだ、こうしてみたら、これ

をつくれとかいうことじゃなくて、その間を取り持っていて、そしてきっかけづくりをしてもらうということが一つの役割ではないかなと思ひまして、それで今回は、行政に何かお手伝いをしていただきたい。そのためのちょっとしたことでもいいんですので、一肌脱いでいただきたいと思うことで、きょう、この一つ目の質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 12番議員さんの御質問にお答えしたいと思ひますが、農業とデザインの接点という、大変ユニークな視点での御質問いただいたわけでありまして、過去の状況あるいは現状、そして今後のことなどにつきましては、担当課長の方からお答えをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） それでは御質問いただきました農業とデザインの接点ということで、御回答申し上げたいと思ひますが、今、議員さん申されましたように、1989年から議員さんを初めまして、民間の方々によって、8年間開催されましたデザインサミットは、当町にとっても画期的な事業でありまして、御提案いただきました、今、見

せていただきました4つのデザインも、津和野町にふさわしいものであるというふうに認識をしているところでございます。

このたびのこの質問を受けまして、少し関係の方々に伺って見たわけでございますけども、過去にそれを使った商工会員の方々でも活用がなかったようでございますけども、現在は、下水道のマンホールとか、それから商工観光課のTシャツ、それから私のところの関係で言いますと、共進会へ毎年牛を出してるわけでございますけども、それにかけます油単というのがあるんですけど、そういったものに活用しているところでございます。

また、この前から、商工観光課の職員は、ジャンパーの方もつくられたそうでした、現在、着用をしているようでございます。

そのような中で、議員御提案の津和野野菜等の活用は、新しい発想であるというふうに理解しております。

消費者へのアピールや地域のイメージアップにもつながりまして、連帯感も生まれてくるのではないかなと思いますので、議員さんも若干JA等ともお話をされておるようでございますけども、私もこの前、JAの支所長とも話しておりましたところでございます。

そういったことで、今後、JAの野菜部会等の組織等もございませぬ

で、そういったとこと連携をとりながら、前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

またこの農業だけでなく、商業分野との連携、そしてまた地産地消の推進を図る上にも、統一したデザインを使用することが、町のイメージアップにもつながるものと考えておりますので、引き続きいろんな形で議員さんにも御協力をいただけたらなというふうに考えたところでございます。

なお県独自の支援策ということもございましたけども、これについては、今、来年度の新しい事業として、地域貢献型集落営農育成確保事業というようなことで、県が計画をしているようでございます。

これは、ああやって品目横断的経営安定化対策というのが、ことしから始まったわけなんですけども、この対象となりにくい集落におきましての対策を、県独自がつくった事業でございます。

さまざまな面から農業、農村の維持活性化に貢献する組織に対して、地域貢献型集落営農という評価をすると、点数を打っていくんだと思います。

そういった中で、その集落営農組織が高齢者の生きがい対策や、生活費確保のための野菜少量多品目生産、また和牛放牧などの地域の経済

活性化活動に取り組む経費を支援するというものでございまして、概略のようなことが出ているようでございますけども、まだ具体的な説明等がございませんので、そういった中で、こういったものもその中で経費がみれるようでございましたらそういうのも活用していけばいいなというふうには考えておりますけども、今、町が持っているいろんな事業の中でも、経費によってはできる部分もあるんじゃないかなというふうに思いますので、また関係機関と検討してまいりたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 先ほど言いましたように、農業に対して私たちができることは一生懸命やろうと思いますので、一肌ぜひ脱いでいただきたいというふうに思います。

それでは続きまして、タイトルでは「幼児期の教育」というふうになっておりますが、もうサブタイトルをもう一つつけますと、「恐るべき乳幼児の才能」というサブタイトルでちょっと一般質問をしたいと思うんですが、先日、直地の方をちょっと走っておりましたら、私の知人がおりましたんで車をとめて、その知人と話しておりまして、お孫さん、2歳、3歳の子供がおりまして、雑談をしておりまして、その乳幼児の2歳、3歳の子供さんのことになって、彼が言うには、この子は

今、アメリカ、両親がちょっとアメリカに出張だということで、アメリカに今おられて、1年ばかりアメリカの保育園に入れられていると。わずか1年そこいらのことなんですけども、私と話しているときは日本語で、話しかけてみましたんで、日本語で話したんですよ。

ほで、子供たち、そこの今の保育園のところでしたんで、保育園の子供たちが出てくると、全部英語になるらしいですよ。

ええ、そんなことできるかなと思ったんで、乳幼児の頭の中ってというのは、いわゆるよく「三つ子の魂百までも」っていう昔からのことわざがあるんですけど、そのことわざとそれからそういうような状況っていうのは、テレビとかそういうものでは見たこともあるし、それは都会での話だろうなと思っていたんですけど、実際にそのことを目の前にしたときに、乳幼児のその頭脳っていうのが、どれだけすごいのかと。

地域としては、乳幼児のときにいろんな神経が、乳幼児のときにぱーとつながっていくと。だから新しいことを経験したりとか、新しいことに接触していくと同時に、もう神経がぱっぱとつながっていくという、この時期の教育というのが非常に重要だなというのを実際に見て、これはこの時期を本当に大切にしなければいけないんだなという、実感という感じたわけなんです。

私が以前にも、津和野高校が医者育てる高校にしたらどうかとか、そういう提言的なことも言ったりとかしました。

それとかこちらの方の産業で、ITとかデザインとかそういうソフト産業を誘致したりとか、そういうものにしても、非常に高い学カっていうものが要求される時代でもあります。

それから津和野町は教育の町だというふうに言われており、生涯学習っていうものに、非常に着目もおられますので、この乳幼児のころの教育を尊重するっていうか、伸ばすっていうことに、もっと力を入れるということをぜひもうやっていただきたい。

この乳幼児たちは、当然のこと、自分でそのことをしゃべっていくとか、主張するとかっていうことは当然できませんし、それとそのことは子供たちを育てている年代、20代、30代ですね、のお母さん方が、ここに例えば自分の主張はこうだとかいうようなことってのは非常に今の時代難しい、となると我々がそのことを十分に認識して、この子供たちを立派に守っていく。

そのことがひいては、先ほど言いましたような津和野高校の存在とか、将来とか、それから生涯学習でお年寄りたちにいろんなことを学んでいただくということにも必ずやつながっていく、このように思って

おります。

ですから、私はここでぜひこの教育を尊重していただいて、保育園並びに幼稚園をもっともっと見直していくという必要性があるんじゃないかなと思っております。

今回は、具体的な、よく私は具体的に、具体的にということを使うんですけども、今回は具体的にじゃ何をするのかとかいうようなことではなくて、ぜひいま一度、この町がどっちを向いていったらいいのかなという時代にこそ、この問題をぜひコンセプトというか、町の方向性とかというものを、ぜひもう一度ここで考えていただきたいなと。

自分の実体験を踏まえて、この問題で、ぜひ町として配慮していただきたいという感じで今回の一般質問をさせていただいておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それでは幼児期の教育についてお尋ねですので、お答え申し上げます。

もとより専門家ではございませんので、一般論に終始すると思えますけれども、御理解いただいたらと思えます。

さて、生後から満1歳未満の児童を乳児、満1歳から未就学の児童を

幼児と一般的に言われておりますが、この時期は、人の一生の中で、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる最も大切な時期と言われております。

子供は生活や遊びといった体験を通じまして、情緒的・知的な発達や社会性を身につけ、人として社会の一員として健全によりよく生きていくための基礎を獲得していきます。

この乳幼児期教育の重要につきましては、申すまでもありませんが、この時期には、「右脳」に位置する五感（見る・聞く・触る・嗅ぐ・味わう）等を伸ばすだけでなく、「左脳」に位置する数学的知性、論理的概念、言語能力なども同時に育て、右脳左脳をバランスよく育てることが重要とされ、豊かな感性を養うとともに、生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心や探究心を身につけるために、幼児期の教育はとても重要といえます。

本町もこうした観点に立ちまして、保育所保育指針に基づきまして、子供の健全な心身の発達を目的として、子供の最善の利益を重視した幼児教育を進めておるところであります。

教育と申しましても、知識を教えることのみが目的ではなく、具体的な活動や経験を通して、幅広い意味での発達の保障をすることです。

つまり、小学校就学以降の学力の基礎となる力を養うこと、そして生涯にわたる学習や生きる力の基盤となる意欲や思考力、主体性等を育成すること、社会生活に必要な生活態度の基礎を培うこと、また情緒の安定を図り、思いやりのある心を育てることなどを重視し、養護と教育が一体となった保育を行い、豊かな人間性を持った子供を育成する保育園を目指しているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 先ほども言いましたように、かなり原則的なことの一般質問になりましたが、私はやっぱり町づくりというのは、迷ったときには常にもとに戻って考えていくという、先ほどの病院問題もありましたが、一体何が重要なのかっていうことの常に具体的なことと原則論の間を行ったり来たりすることで、できていくと思っておりますので、特にこの子供の問題っていうのは、ものが言えないだけに私たちがよく考えてあげないと、あっという間に過ぎてしまう時間ですので、私なんかもまたいずれ孫ができていくという段階になったときには、このことで町と一緒にやっていきたいなと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（後山 幸次君） 以上で、12番、道信俊昭君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序12。2番、下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） それでは2番、下森でございます。よろしくお願ひいたします。

きょうは4つの質問を予定しております。

早速でございますが、まず1番目の御質問でございますが、AEDに関連することでございます。

突然のこの心肺停止を回復させるための機器として、最近このAEDが非常に、急速に、普及をしてきているという状況であります。

これについては、以前にも他の議員さんが一般質問で取り上げておりますし、最近でも広く浸透しておりますから、詳しくは御説明はいたしませんけれども、特に重要な点というのは、心肺停止が突然起きた、そうしたときに、救急車が来るまでに、一刻も早くこの機器を使って、回復の措置をとるということ、それが非常に重要であるというふうに言われておりまして、そんな観点から言いますと、そのAEDの使用方法というのを、一般の方々が1人でも多く理解をしておいていただ

る、そしてそのまた大前提において、A E Dが町内のどの場所に設置をされているか。それが平素から周知されているということ、これが非常に重要なんだということを伺っております。

そんな中で、私も地元の消防団にも入っておる関係もございまして、以前にもこの使用方法等の講習も受けましたし、また町内どこに置いてあるかとということも教えていただいたわけですが、何分、やはり年のこともあるかと思いますが、時間の経過とともに、その記憶というのが薄れてきてしまう。

ある日、突然、さてどこに置いてあったかなということをつとめてきまして、確認をしておきたいと思った。

それで思い立ったときにすぐ調べられるというのが、最近のインターネットのいい世界だというふうに思っておりますので、町内のこの設置場所、どこにあるのだろうかということ、いろいろと調べてみたわけですが。

しかし、残念ながらインターネットでは消防署関係も調べてみましたが、当然、町のホームページも調べてみたわけですが、どこにも載っていなかったと。私のちょっと見る限りでは載っていなかったという状況でございます。

それを踏まえまして、せめて町のホームページには、町内の設置箇所、それから使用方法もあわせて、掲載をしておかれる方がベターではないかなということを感じまして、まずこれが一つ目の質問でございます。

それからA E Dということだけであれば、わざわざ一般質問まで取り上げなかったかと思っておるわけでございますが、今回、自分自身が町のホームページを調べるその過程の中で気づいたことがございまして、それをあわせて質問に加えさしていただきたいというふうに思っております。

町のホームページ、このA E Dも含めて、住民の生活に関する公共的なものについては、どんどんと情報量をふやしていただきたいというのが私の気持ちです。

例えば、バスの時刻表なんかもそうかもしれませんし、これは私の考えでございますが、そうしたものもいろいろと情報を充実していただきたい、今後もです。そういう思いがある。

ただ一方で、情報が充実をしてくればくるほど、やはりその目的の調べたいものを調べるために非常に手間がかかってくる、どこのページを見ればいいのかと。そういうデメリットも生まれてくるんだという

ふうにご検討しております。

そうしたことからそれらを解決するために、現在、町のホームページに検索システムがやはりありませんので、それをひとつシステムとして入れといていただければ、閲覧のための利便性も非常に広がってくるだろうと、そういう思いに至っているということでございます。

ということで1番目の質問は、A E Dの設置箇所、そして使用方法もあわせてホームページに掲載をいただけないかということと、そして町のホームページに検索システム導入をしていただきたいと。それについてでございます。まずは見解を伺いたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 2番議員さんの御質問にお答えしたいと思いますが、A E Dの設置場所の情報提供とホームページの検索システムについてということでお尋ねでございましたが、いろいろと御指摘をいただき、また御提言をいただきましたので、この点につきましては、担当課長の方からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） それでは御回答を申し上げます。

A E Dの設置状況の周知につきましては、現在、益田広域消防本部が作成しておりますA E D設置マップが、それぞれのA E D設置場所に備えつけてある状況でございます。

しかしながら、このマップに登録されている設置場所は、公共機関を中心としたものでありまして、民間事業者や個人が設置している状況までは記載してありません。

以前より、消防分遣所が民間等で設置をされているA E Dの登録を呼びかけておりますが、さらに関係機関が連携した設置状況の把握に努めままして、使用方法とあわせ、広報誌、C A T V、ホームページ等での日常的な周知を図りたいと考えております。

それから2点目のホームページ内での検索システムについてでございますが、このことにつきましては、現在、町ホームページのリニューアル作業を行っておるところでありまして、御指摘いただきました検索システムを、この新たなホームページに組み込むことといたしておりますので、この更新作業が終了しました後には、検索サービスの提供を開始いたすこととしております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） それでは次の質問に入らせていただきます。

次から2項目については、住民参画による民間登用制とのパートナーシップに基づく町づくりを構築をしていくと、システムを構築していくということ。このテーマに関する事で取り上げさしていただきました。

このテーマについては、もう私の議員の議員活動の最大のテーマでもあるわけでございまして、これまでもほとんど一般質問の中で、いろんな角度から取り上げて質問をしてきたつもりでございます。

そしてきょうもまたこれまでとは少しより具体的にこういうやり方があるんじゃないだろうかという提案をさしていただきながら、この以下住民参画社会という言葉で省略させていただきますが、それを構築していくための提案なり質問をさしていただきたいというふうに考えております。

まず一つ目は、SNSについてでございます。これはソーシャル・ネットワークング・サービス、これを略してSNSというふうに申し上げるわけでございますが、要は、インターネット上で、コミュニケーション

ンをとる、そういうシステムでございます。

この簡単に、もう少し具体的に簡単に言いますと、インターネットにおいて日記を公開したり、あるいは自己紹介をしたり、そうした中で、意見交換をし、情報交換をして、さまざまな方がコミュニケーションをとっていく場ございまして、実はこれを最近では行政が活用して、住民との関係を深めるためのツールとして使うべく導入をするケースがふえてきているということでございます。

例えば、行政施策というのは、福祉や教育、生活環境、産業などさまざまあるわけでございますが、そうした行政の施策や計画に対して、アイデアを書き込んでもらったりすることで、住民の意見を行政運営に反映していこうとするものでありまして、住民側にとっても行政情報を知ったり、気軽に意見を述べることができるシステムとして、非常に期待が高まっているということでございます。

この住民参画社会を構築するための具体的な手法というものについては、全国でさまざまな取り組みが行われておりますので、参考になりますけれども、そのすべてを食いつけばいいものではないというふう
に考えております。

我が町の実情に即したものを取捨選択する必要があるわけござい

ますけれども、そうした中でもこのSNSというのについては、非常に面白い取り組みであろうと受けとめまして、本日、私の方で取り上げさせていただいた次第でございます。

繰り返しになりますが、SNSは、住民との情報交換を密にするとともに、住民の意見を行政施策に反映し、また住民による町づくりへの参画意識を高め、新たな活動の場の形成を促進するなどのさまざまな効果が期待されております。

このSNSを住民参画社会の具体的手法として、我が町においても導入するお考えはないでしょうか。見解をお伺いしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） SNSの利用についてでございますが、御指摘のように、地方自治体によりますこのSNSは、昨年地域SNSの運営主体が全国的にふえた中で、一部自治体が先行して取り組み始めたというふうに聞いておるところでございます。

御指摘の自治体が運営する地域SNSは、自治体によります住民への情報提供や、同じく住民からの意見表明の場の提供など、新たな住民参画の機会を保障し、そのことによる住民の町づくりへの参画意識の醸成や行政との信頼関係の構築に有効な手法であると考えます。

総務省におきましても、地域SNS実証実験を2年前から行っておりまして、その検証結果をもとに、本町にとりまして、地域の実態や費用対効果も含め、どのような効果をもたらすかの検討が必要であると考えております。

SNSは参加者に対して、匿名性を許さないシステムであり、その意味におきましては、一般的な掲示板と違い、いたずらや中傷を書き込む、いわゆる掲示板荒らしを防ぎ、責任ある発言や意見の収集に効果があると考えます。

現時点での課題といたしまして、さまざまな意見や要望に対しまして、行政がそれをどう受け入れるのかという行政全体での解決方法や、地域における反映手段などの整理をしておく必要があると考えます。

また、本システムの利用者は、コンピューターを駆使し、あらゆる情報の評価や整理ができる能力の高い方々であり、そこで大勢を占める意見が住民の多数意見かどうかを改めて検証する体制のあり方につきましても、検討すべき課題であるというふうに考えているところであります。

○議長（後山 幸次君） 下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） 費用対効果ということでございますが、

大体、今時点でどれぐらいのコストがかかるものか。もし把握されておりましたらお示しをいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 具体的な試算なり検討というのは現在のところ行っておりません。

○議長（後山 幸次君） 下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） 御検討いただけるということで、御回答としては非常に、私自身気持ち的にはすっきりをしておりますので、よろしくお願いをしたいと思っておりますが、ただここでもう少し私なりのこの考え方を、今後の検討材料の少し、一助にでもしていただければという思いで述べさせていただきたいと思いますが、このSNS、あんまり硬く考え過ぎると、進んでいかないような気がしております。

行政が進められるということで、多少慎重に、例えば、御回答にもありましたが、解決方法や地域における反映手段などを整理しておくとか、そうしたこともいろいろあらゆる角度から検討していくこと、それは大変すばらしいことだと思いますが、それを余りにもどうなのか、どうなのかというふうにやっていくと、SNSのよさがなくなるといいですか、あくまでもこれは住民と行政が気軽にコミュニケーションを

図ることにメリットがあって、しかも行政もいろんなこれから事業や施策を考えなければならない中で、平素のそうしたコミュニケーションがその施策に住民の意見をやはり反映をしていくという一つの糧になるものだと。

だから住民の思いがどこにあるのか、常にアンテナを張っておく場が、このSNSではないのかというふうに思っております。

ですから後段にもありますが、住民の多数意見かどうかを改めて検証する体制のあり方、これも非常に必要だというふうに思っておりますが、例えば公平性を保つためには、パブリックコメント制度みたいなものもあるわけございまして、そうしたものと併用していければ、またすばらしい住民の意見を反映させていけるシステムができ上がっていくというふうに思っております。

パブリックコメントなんていうの、非常にある意味、硬い制度でございまして、ある程度でき上がった施策等、住民に広く公募を、意見を公募していく行き方、今、県が、島根県ではかなり力を入れてやっておりますが、いろいろその結果を見てもみますと、非常に住民に関心のあるテーマはいっぱい出てきてますが、意見が。非常に難しいテーマであると、もう本当にゼロ件とか、2件とか、そういう結果も出ておるようで

ございます。

ただ広く公平に意見を聞くという意味においては、このパブリックコメントの制度というのはずばらしいというふうに思っておりまして、いわゆる硬いパブリックコメントのものと、それからもっと手前の中で、SNS、これはまさに住民の意見を柔軟に聞ける場、そうしたものの併用の中で、住民の意見を反映さしていけるすばらしい制度になっていくんじゃないかなということを、私は感じておりまして、そうしたことも参考にいただければありがたいというふうに思っております。

それからもう一つ、その費用対効果という意味でございますが、これも大事な視点だというふうに思っております。

けれど、費用対効果を高めていくのもその運営主体側であるというふうに思っておりまして、例えば、先進的な自治体であれば、このSNSを活用して、他地域のSNSと連携させていきながら、町みずからの地域の地域資源を掘り起こしたりとか、それから特産品開発に結びつけていこうと、そういうもう取り組みが始まっておるわけでございます。

そこまでやっていけると、もうこのSNSの費用対効果っていうのもまた上がっていくと。だからそれを高めていくことっていうのは、

我々のまさに運営主体側にもあるんだという観点もしっかり持っていた
ただきながら、今後検討をいただければありがたいと、そのように思っ
ておりますので、大変生意気でもありましたが、どうぞよろしくお願い
をしたいと思います。

それでは3つ目の質問に入らしていただきまして、これも要は、住民
参画社会を構築していくために、少し具体的な提案を用いて、質問をさ
していただきたいという観点からきょう取り上げさせていただきました。

この民間と行政とのパートナーシップをやはり厳しい財政状況の中
では、今後やっぱり結びながら、町づくりをしていくということが、非
常に大事であるわけでございますが、その大前提におきましては、民間
側のやはり活発な活動、町づくり活動というものが、やはりいろんなと
ころから花が開いてる、活発に行われている、そういうことが大事であ
ろうというふうに思っております。

実際、我町におきまして、いろんな団体がいろんな分野において、
民間の方々が、ボランティア精神に基づく町づくりをされとるわけ
ございまして、その点については、非常に敬意を表しておるところで
ございますが、今後もさらに活動が推進をされるとともに、またボランテ

ィア活動等町づくり活動をしてみたいと思われる方が、やはりもっともっと出てきて、そしていろんな活動の輪が広がっていく。まさに民間活動の底辺が広がっていくことが、期待をするところでもありますし、それがやはりパートナーシップを結ぶという観点からいくと、行政においても、民間がいろんな活動で花を開くための支援というのは、そういう観点からも必要であろうというふうに私は考えております。

今後、民間が、じゃ事業を活動していく上で、非常にネックというか、ポイントになる点は何かという、これはその一つに事業資金の捻出というものが上げられるというふうに思っております。

なかなか民間の方々が、自己資金をもって活動するというのも限界がございますし、また大きな都市ではございませんので、大きな企業からの寄附金というものもあてにしづらい状況であると。そしてましてや町にももうお金がないので、これまでのような活動の資金的な、なかなか支援というものが期待できにくくなっているということです。

そうした状況を踏まえた中で、ひとつ事業資金の捻出を解決できる方策としては、国とか県、そうした今、助成制度というものが充実をしてくれておりますので、その活用が考えられるだろうというふうに思っております。

例えば、県であれば、女性が、グループで活動される、その活動に対して、支援をする女性ファンドというものもありますし、また高齢者の方々が地域で活動されるのに、支援をされる生き生きファンドというものもあったんじゃないかと思います。

また最近では、NPOの活動推進するものや、公民館の活動に支援をする、そうした支援制度もあるわけでございまして、県にはいろんなメニューがある。

それから県だけでなく国にもありますし、また最近では、私も財団法人助成財団センターというところを教えていただいたわけですが、そこは、全国のいろんな助成制度を紹介してる団体でございまして、そこの門をたたいてみると、今、いわゆるセブンイレブンとか、日本生命とか、そうした大企業のそういう町づくりの支援制度なんかも本当にたくさんあるということでございます。

だから、民間が今後、そうした助成制度をさらに活用していくことによって、我が町の民間活動もさらにまた花を開いていくんじゃないかなと、そういうふう考えてるわけでございます。

もちろんこうした助成制度というのは、よくご存じの方も多いと思うわけでございますが、民間活動の底辺を広げるという観点から言い

ますと、それらのメニューを広く広報し、知らしめることが大切でありますし、またさらには申請手続の行い方など、ソウナン業務を行うことによって、民間支援ができるのではないかと考えています。

町ホームページや、広報誌を活用しての広報や、あるいは例えば実際の活用事例など、実績を公開すること、あるいは役場窓口の機能を拡充して、住民参画に関する相談コーナーの開設など、行政として、民間支援に対するさまざまな具体策が考えられると思いますが、いかがでしょうか。見解を伺いしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 民間活動支援協会についての回答でございます。

民間団体や地域を拠点とする組織の方が取り組んでおられます地域づくり活動につきましては、厳しい財政状況のもとで、十分な支援が行き届かない状況でありまして、そのために、組織の活動に支障を来たすことがあってはならず、御指摘のような支援を充実すべきであると考えております。

民間組織が行う町づくり活動に対する活動費の調達につきましては、国、県、あるいは財団法人等のさまざまな支援制度があるのは御指摘の

とおりであります。

町広報の業務におきましても、さらに詳細な情報把握に努め、制度やメニューを積極的にお知らせをしたいと考えております。

また、単なる実績消化にとどまらず、どの制度をどう活用してこの取り組みがなされたかといったような、町内での実績を紹介しながら、各種制度の理解やPRに努めてまいりたいと考えてます。

また本年度役場、庁舎内に設置いたしました行政組織見直し検討委員会におきまして、住民の皆様に対し、町職員が出向いて、情報提供、各種事業、制度の説明などを行います仮称でございますが、出前講座に取り組むことが、この委員会におきまして提起をされております。

役場窓口の相談機能の強化とこの出前講座を活用しながら、民間活動の支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（後山 幸次君） 下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） ありがとうございます。

今の出前講座ということでもございますが、非常に楽しみな取り組みでもあらうと思っております。

住民参画の先進地といっってはちょっと語弊があるかもしれませんが、北海道のニセコ町なんかはよく取り上げられるわけでございますが、

やはりニセコ町もその住民参画を推進する上で、そうした出前講座というのは、積極的に活用されて実績を上げてこられたということも聞いておりまして、そうした面でその出前講座を活用しながら、こういった民間に対する助成制度の広報や、それから実績の広報、あるいはアドバイス、そうしてものもまたやっていける方法もあるのかなというふうに感じておりまして、大変、そういう意味ではすっきりする回答をいただけたというふうに思っております。

また今後ともぜひ民間支援という意味において、さまざまな面から企画をしていただいて、実践をしていただきたいとそのように思っておりますので、どうぞよろしくをお願いをしたいと思います。

それでは最後の質問に入らせていただきます。

本年6月、企業立地と産業振興についてという項目で上げさせていただきます。

本年6月に施行された企業立地促進法に基づいて、島根県では企業立地基本計画を策定している段階であります。その中で県内の産業集積区域として、近隣では、益田市と吉賀町が設定されております。

町づくり分野は多岐にわたっており、我が町も他の分野において、県とのさまざまな連携が果たされていることから、このたび、集積区域か

ら外れていることを決して批判するものではありませんが、産業振興は我が町の重要かつ喫緊の課題であることに変わりはありません。

こうした事実を踏まえ、今後、国及び県の支援のもと、積極的な企業立地の促進策が展開される近隣市町との関係における我が町のスタンスや、現存する遊休地の活用策などを含め、我が町の産業振興策について、どのような方向性を志向していくのか見解をお示してください。よろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） それでは御質問にお答えします。

まず御質問にありました本町が県企業立地基本計画の産業集積区域に含まれていないという御指摘についてであります。この計画の策定当初時点——本年7月になります——では、御指摘のとおり、本町は集積区域に含まれておりませんでした。

10月17日付の新聞報道では、このことが中間発表的に県の方からソースとして発表、報道をされておりました。

しかしながら、その後、計画の最終案策定時——これは10月末になります——をもちまして、本町も産業集積区域に編入されております。

以下、その経過につきまして、少し詳細に御説明をまずしたいと思います。

この制度は御質問のとおり、平成19年6月の企業立地促進法の成立に伴い、都道府県と市町村が地域産業活性化協議会を共同で設け、県企業立地基本計画を策定し、国の同意を得ることができると、指定した業種の事業者が、一定規模以上の企業立地、または事業の高度化等を行った場合に、市町村や、事業者に対して、補助金または税の優遇制度などの支援を受けることができるという制度であります。

7月当初、本町が県協議会に参加をしなかった理由は3点ありました。1つには、事業投資が大規模なものが想定されており、工業団地のない本町としては、余り現実的な話ではなく、さらに過疎地域の指定を受けた我が町のような自治体の場合、おおむね同様な制度もあるとの県からの説明があったことが1点であります。

2点目には、この協議会の参加には、負担金が必要だということが、7月時点で説明ありましたが、その金額がまだ未定であるということでありました。現実的な費用対効果を考えた場合には、厳しい財政状況でありますので、計画変更時点での参加も可能であると判断をしたことが2点目であります。

3点目には、既存の誘致企業に対しまして、工場増設等の設備投資の予定があるか否かを確認いたしましたところ、当面どちらにも予定はないと確認ができたことなど、この3点が理由であります。

しかしながら、その後10月時点で改めて、県から参加意向の確認がありましたので、そのとき改めて説明を聞きますと、当面の負担金は必要ないということもあり、途中参加も事務的に十分可能であるという判断をいたしましたので、10月30日をもちまして、同協議会へ参加し、計画へ編入されることとなりました。

同様の状況で、途中参加しました町は、本町以外にも、県内で4団体、飯南町、川本町、美郷町、邑南町の4つですが、がありまして、これによって隠岐郡を除く県内の全市町が参加をしたことになっております。

次に、本町の産業振興策の方向性についての御質問であります。産業振興策は本町にとって必要かつ重要なものであることはいうまでもありません。

そのうち企業誘致につきましては、道の駅シルクウェイ横や旧石西社跡地など、町が保有する遊休地の利用を念頭におきまして、製造業だけにとらわれない企業誘致策をあらゆる関係を駆使して模索していく考えであります。

また近隣市町と連携しまして、雇用者用の住宅建設等も推進しながら、CATVなど情報集積の優位性、交通の要所を生かしたベットタウンとしての機能など、多機能にわたる方策を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） 最終的には産業集積区域に編入をされたということでございます。

それを聞いて、じゃよかったということで終わるかということ、ちょっと私自身はそうではありませんで、気持ち的にはまだすっきりしないというところもあるわけでございます。

それはやはりなぜかといいますと、この企業立地促進法、あるいは計画、こうしたものはあくまでも制度であり、法律であるわけでございます。要は、大事なことはその産業振興が、我が町も喫緊の課題であることは間違いないわけございまして、その産業振興に取り組む上で、こうした制度を活用するのかどうか、ただそれだけのことであるというふうに思っております。

ただ大切なことは、その産業振興、それに取り組むその姿勢、積極的

な気持ち、まずはそこのところが非常に大事になってくるんじゃないかと私自身は感じておるわけでございます。

きょうの一般質問も、決して通告にも書いておりますように、産業集積区域に外れてるそれを批判するものとも考えておりませんでしたし、取り上げたからといっていいというものでもないというふうに思っております。

要は我々が、産業振興に取り組む主体が、いかにそうした制度を取り組んで一生懸命やっていくのか、その気持ちのところがとても大事じゃないかという思いでございます。

そうした中でもう少し、再質問をさせていただきたいというふうに考えるわけでございますが、我が町として、そして産業振興取り組むと仮定というか、そうした中で、本当にこの制度を、計画を、どういうスタンスで取り組んでいくのか。その前向きな気持ちなのか、それとも別の制度を探していくのか。

そうしたことでございますが、その辺をまずお聞かせをいただきたいということと、それから今、私なんか遊休地と言えば、シルクウェイ日原の横の土地です。そこには非常に大きなものがあります。

例えば、吉賀町なんかで言えば、今回、吉賀町、最初から手を上げて

るということで、非常にその辺、意識が高いんじゃないかなという気もしてはるわけですが、そこの工業団地なんかでいくと、面積的には0.5ヘクタール程度のものだということも聞いております。

そうした中で、我が町なんか、この道の駅シルクウェイ横なんかに大きな土地を抱えておるわけでございますが、そうしたものがこの計画から促進法です、そうしたものにもう法律上、ひっかかっていかなものなのか。そこをちょっとお聞かせをいただきたいということと、あわせてこの基本計画の中で、県の方は、企業立地のマニフェストをつくっていらっしゃるというふうに思います。

これは済みません、私、途中段階の情報なので、企業立地の目標、52件程度定められてるってこれちょっと不確かでございますが、そうしたこと、それから生産額の目標値なんかも決めていらっしゃると思いますが、津和野町が今回、編入を最終的になったということ踏まえて、その企業立地のマニフェストの中に、我が町に関する部分というのが、何か盛り込まれているかどうかということです。

その辺をもし把握していらっしゃるようであれば、お示しをいただきたいというふうに思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 我が町における遊休地の企業立地への活用の件であります。これにつきましては、この法律にしたがいまして、企業立地計画を策定をして、その策定をする段階において、そこをそういう予定地がありましたら、計画の中に取り込んだ計画をつくっていけば、法律に基づく援助なりが受けられるというように理解をしております。

それから議員さんおっしゃいましたマニフェストにつきましては、済みません、ちょっとまだ理解をしておりませんので、ここで答えることができませんので御容赦ください。

○議長（後山 幸次君） 下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） きょうのこの最後の質問については、6月定例議会の一般質問においても、この県が行った地域経済構造分析をお示しをさしていただきまして、そしてその中で、我が町もこの産業振興へ飛び込んでいかなければならない、ビジョンづくりが必要ではないかというお話をさしていただいたことを踏まえて、に関連してのものでもあるということでございます。

当時、経済構造分析の中で、今我々、行財政改革をやっておりますが、

その影響が地域経済に非常に大きな影響を与えようとしているということ、そして地域経済の縮小、地盤沈下というものが、実はその影響がまた行財政改革にはね返ってきて、今、皆さんが一生懸命やっておられるその行財政改革の効果というものを吸収をしてしまう恐れがあるということであります。

ですから、今、皆さんが、皆さんがというとちょっと無責任な発言、言葉に聞こえますが、一生懸命、今、血のにじむような思いで御努力をされているその行財政改革の効果をやほり弱めないためにも、あわせてやっぱり産業振興というのは、同時にやっしていかなければならないんだということ。

それからもう一つ、昨今、よく自分自身も考えることなんですが、我が町の将来を考えたときに、やはり人がいないことには、活力は生まれないという中から、やはり定住というのは非常に大きな問題でもあると思いますし、定住を促進するための一番の要素はやはり産業振興だということに行き着いてしまいます。

だから今、我が町、いろんな厳しい財政状況の中で、優先課題を設けて、それぞれのことに当たっていかなければならないというふうに言われておりますが、そういう面から見ると、産業振興というのは非常に

優先順位の高いテーマであろうというふうに、そのことを最近強くまた思うようになってまいりました。

そうした中で、やはり今、我が町のどうもスタンス、そうした中で、まだまだ産業振興に抜本的にやっぱりやっていこうという意識が非常にちょっと薄いんじゃないかなという気がしております。

それはいろんな中小企業振興策、商工観光、そうしたもんでもやっておられる方は重々わかるわけでございますが、やはり産業振興全体としてのもう一回、抜本的な考え方を再構築をした上で、その中に企業誘致、立地、そうしたものもやはり含めてやっていく。その中でこういった制度っていうのは、私、改めて、今、道の駅の遊休地等も考え合わせますと、やっぱり我が町から主体として、積極的に取り組んでかかわっていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

これはくしくも、島根県は産業振興、溝口新知事のもとで、非常に力を入れていらっしゃる。先日も東京へ、知事みずから出かけられて、この企業立地セミナーで、東京の企業の方々に、これIT関連に絞ったセミナーでありましたが、企業誘致を強く訴えられてる。それぐらい知事も力を入れてやってらっしゃる。

だからそうした今、県の動きに歩調をあわす形であっても、我が町も

積極的に企業誘致をやっていくチャンスとして、取り組んでいくべきではないかなというふうに思っております。

だから前向きにやっぱり取り組んでいただきたいと思うわけですが、そうしたときに、やはり今後、我が町の産業振興、どうやってやっていくのか。そしてきょうの回答にもありましたが、遊休地の活用をどうしていくのか。あるいはここにも書いてあります。雇用者の住宅建設等も推進しということも書いてあります。

そうしたそれぞれの項目についても、やはり我が町の企業立地のマニフェストとして、具体的にやはり数値目標を定めて、それに目標達成に向けて邁進をしていく、そういう必要があるんじゃないかと思いますが、それについての最後の見解を伺って、3回目でございますから質問を終わりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） それでは少し担当してる業務を超える回答になるかもしれませんが、お答えをしたいと思います。

御指摘のように、こういうふうに地方財政が大変厳しい状況になってまいりますと、今までのように国、県への地方交付税頼みといった行政、財源探しだけでは行き詰っていく面が方向性として大きくあろう

かと思えます。

これから行政としましては、議員さん、おっしゃるように、地方経済をどのように立て直す方策を行政として考えていくかというのが、大変重要な点になってくるであろうということは、同じ考えであります。

これもおっしゃいましたが、溝口知事が企業立地等、産業政策について、非常に積極的であるということにも当然津和野町としても呼応し、そして最大限に利用していきたいというふうに考えております。

幸いにしまして、旧津和野町、旧日原町が合併をしまして、新しい町としましては、そういう観点からも新しい魅力や側面があらわれてきていると思えます。

旧津和野町では、観光農業という大きなテーマで町づくりを進めてまいりまして、正直、企業誘致はしてはきてはおりましたが、なかなか進まないという現実がありました。

旧日原町には、非常に土地、それから交通的にも恵まれた面がありまして、企業誘致を進めていく立地が揃っているというふうに思います。

そういう2つの町が合併をしたことによって、それぞれのゾーン入といいますが、旧津和野町では観光ゾーン、それから旧日原町では自然ゾーンと企業立地を促進していくゾーンのような、これは全く私の個

人的な考えで、町の公式見解ではありませんけども、そういうふうな考え方も一つはあるのかなというふうに思っておりますので、そういった新しい魅力も生かしながら、地域経済を発展させるという観点を前面に押し出す方策が、これからの行政、特に本町の場合は大切だと思っておりますので、議員さんの御提言を受けまして、20年度予算、または町の大きな方向性に参考にさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） きょうはぜひその産業振興の重要性というものを、これまで以上に受けとめていただきたいという思いでこの質問を取り上げさせていただきました。

最後に大変誠実なる御回答をいただきまして、感謝をしておりますのでございまして、どうぞ今後ともよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（後山 幸次君） 以上で、2番、下森博之君の質問を終わります。

以上で、一般質問を終結いたします。

それでは後ろの時計で午後1時まで休憩といたします。

午前11時53分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

----- . ----- . -----

日程第3. 議第124号

○議長（後山 幸次君） 日程第3、議案第124号津和野町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議第124号津和野町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定についてを採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって議案第124号津和野町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4．議第125号

○議長（後山 幸次君） 日程第4、議案第125号津和野町個人情報保護条例の定について、これより質疑に入ります。ありませんか。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 提案の説明のときに、電子計算処理にかかわる個人情報の保護に関する条例が全面改正になったんだというふうに説明がありましたけども、そのときにどうしてこういう個人情報保護条例が先に出て、電子計算処理にかかわる部分がこう出てこなかったのか。

今回、これが出てきた、おおまかにどういうところが改正になっているのかということ、もう少し詳しく説明いただきたいと思うんですけど。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（斎藤 等君） ただいまの御質問でございますが、津和野町電子計算処理にかかわる個人情報の保護の条例につきましては、先般の提案のときにも御説明申し上げましたが、このものにつきましては、住民基本台帳の管理のための電子計算機サーバーを意識した内容ということで、平成8年につくられております。

国の方も、法律等改正されまして、それに基づいて18年に、国の法律に沿った内容に変わっております。

そういった面で、本町におきましても、早々に改正をとということで、今回、条例を上げたわけでございますが、主な変更内容でございますが、特に4章の関係でございますが、個人情報の審査会、審査会の設置とか、調査の権限、意見、陳述、調査の手續等といった内容等が新たに新設されております。

そのほか多々あるわけでございますが、今まではサーバー的なものでありましたが、個人が一人一人パソコンをっておるということで、

個々のパソコン上にあるデータ等の個人情報的なデータを、集中的に登録簿を作成して管理するといった文言等に変更の内容になっております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第4、議案第125号津和野町個人情報保護条例の制定についてを採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって議案第125号津和野町個人情報保護条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議第126号

○議長（後山 幸次君） 日程第5、議案第126号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 若干お聞きしますが、若年層の一部を引き上げをするということで、1,500円から2,000円程度、こう表を見てみますと、引き上げがなされているようでございますが、率にして、給与費に占める割合といたしますか、アップ率が幾らになるのかお聞きをいたしたいというように思います。

それとあわして、期末手当に関しては、国は引き下げをして、県は——ああ反対ですね、国が引き上げをして、県は引き下げをしておるということの中で、当町においては現状維持ということにしたという御説明でございましたが、その根拠といたしますか、どのような理由でもって現状維持としたのか。まあ財政的に苦しいのは、県と同じようなこと

かなというように思いますけれども、その理由についてひとつお聞かせをいただきたいと。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（斎藤 等君） 若年層の引き上げ率等について、御説明申し上げます。

若年層1級から3級が該当されておるものの給料の中に示す割合でございますが、本町の場合0.1%ということになります。

期末勤勉手当の率につきましては、副町長の方から御説明を申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） それでは手当の件に関しましてお答えを申し上げます。

議員ご存じのように、職員の労働条件につきましては、従来から国の人事院、あるいは県の人事院会の勧告を尊重してきたという経緯がございます。

そういう中で、御案内のように、今回は、国が0.05手当についてアップ、県につきましては0.2ダウンというねじれの現象が起こったわけでございます。

そういう中で、執行部として取り扱いに苦慮したわけですが、そういう従来のことをそのまま県も国も尊重するといったことを踏襲いたしますと、プラスマイナスというようなこともございますが、そういう中で職員はああして行財政改革に積極的に取り組んでもらっております。

そういう経過の中で、今回は当町として据え置くというようなことで、決断をしたという状況でございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 職員の給与に関する条例の中で、一番最初の修正部分、扶養手当の額云々の第3項ですか、のところの改正部分がちょっと解釈がわからないんですが、扶養親族1万3,000円というのは、配偶者に対してつき、またそれ以外の扶養親族については6,500円という500円の引き上げなのか。そしてその後にある配偶者の場合にあっては、そのうちの1人については、ということは、例えば、離婚をしたり、配偶者がいなくなった場合に、親なり子供の1人に対して、1万1,000円、そしてその他の方に対して6,500円という意味なのかどうかをお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（斎藤 等君） 扶養手当についての御質問でございますが、今回、6,000円が6,500円に改正になりましたのは、これまでは職員が妻を扶養にとってる場合ととってない場合の対応が、配偶者をとっている場合には扶養の最初のものが6,000円、配偶者をとってない場合は6,500円ということでしたが、一律、配偶者を扶養にとる、とらないにかかわらず6,000円が6,500円に改正ということでございます、今回。

1万1,000円につきましては、結婚をまだしてないとか、そういったものがとか、離婚をされとる方が自分の親を扶養しておる等の場合は、1人につき1万1,000円ということございまして、2人目以降につきましては、金額が下がるということでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。あり

ませんか。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第5、議案第126号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案件は原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって議案第126号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第6．議第127号

○議長（後山 幸次君） 日程第6、議案第127号旧日原町電気通信事業基金条例の廃止について、これより質疑に入ります。ありませんか。

17番、藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 基金条例の廃止であります。地域審議会との関係についてお伺いをいたします。

これは地域審議会の設置条例によりますと、その地域審議会の所掌

事務というのは、新町建設計画の変更に関する事項というのがあります。

もちろん町長が諮問をするという形でないとできないと思いますが、この条例の廃止というふうなものは、地域審議会へかける必要があるのかないのか。その辺をお伺いします。

必要があるとすれば、地域審議会へかけてやらないとならないと思います。それからもし先に議会で廃止ということを決めた場合、地域審議会がもしこれは廃止はだめだというふうな諮問をしてもそれが何の役にも立たないと。後からかけるなら何の役に立たないというふうなことにもなろうと思いますが、この辺はどうなのかが1点であります。

もう一つは、さきに集落活性化基金を廃止をいたしました。これは基金をある程度使った状態での廃止であります。今回の場合は基金はそのまま残っていると。それでこれの旧町の電気通信基金の条例を見ますと、これは旧日原町のケーブル施設に限って使えるというふうな条例であります。これを一つにして、その管理といいますか、基金をどういうふうに分けていくのか。分けていくのかというか、そういうふうなことに使うということがはっきりなされるのかどうか。

その辺のところもはっきりしとかんと、合併のときの協定内容に反することになるのかなというふうな感じもいたします。

その辺についてお聞かせを願います。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 1点目の審議会との関係でございます。この審議会設置条例につきましては、御指のように、合併協定、あるいは新町建設計画の変更、進捗状況等について諮問するというふうになっております。

今回の件につきまして、一般論として、条例廃止ということは、相当大変重要なことでございます。

中身の問題として、今回、私どもが考えたところがございまして、2番目の御質問と重複する部分はありますけれども、いわゆる旧日原町条例によりますこの基金につきましては、合併当時、私どもの理解とすれば、当時は津和野地域で第2期工事を行っておった状況でありまして、そういう中で、旧日原町として造成をしましたこの基金を、例えば補助残に充てるなり、本来でありますと単独事業の一般財源充当相当に充てるなり、そういったようなことをすると、もともと旧日原町において計画をしておりました設備の更新でありますとか、機器の更新、そ

ういうものが、いわゆる後年度になってしまう、あるいは計画どおりい
かなくなってしまうというような懸念から、合併以前に取り崩した部
分については、そういうふうな目的がきちっとあるわけであるから、津
和野地域へのこの基金をもつての流用といいますか、取り崩して使う
ことはあってはならないと、そういうふうな中でこの条例をつくって、
あえて旧日原町として造成をした基金を分けておいたというふうに理
解をしております。

そこで御指摘のように、今回、どうしてこれが一本化になって、もう
仕分けも含めて問題ないのかという御指摘でございますが、ああして
津和野は工事が終わったということと、それからこの基金につきましては、
現在、電気通信事業会計では、当面、年間約1,000万円程度
のいわゆる積立額、黒字部分でございますが、その捻出が当面可能であ
るということで、当初の計画によりますと、平成20年を計画いたして
おりますが、日原地域の告知端末機の電池交換等で、約1,700万を
この基金から充てて、更新をしていくというような計画がなされてお
ります。

そういった中で、先ほど申しましたように、単年度で1,000万円
の積立が可能である状況の中から、仮にそういう事態が起こったとし

ても、直ちにこの1,700万円を全額取り崩して工事費に充てていなくても、その単年度のいわゆる1,000万円相当の積立可能額の中から充てていけるというふうな見込みも立っております。

さらに新町になりましてからの造成額がこの金額を上回っております。4千五百数十万というふうな金額になっておりますが、こういうふうな現状の中で、当時合併の当時、懸念されましたような基金の津和野地域への充当というようなことも結果的に起こりませんでしたし、今、申し上げましたように、ごく近いうちに予定をされます日原地域への機器の更新につきましても、この基金を全額取り崩していかなくても、事業できるというふうな判断でもって、今回この提案をさせていただいた趣旨でございます。

もう1点は事務処理の効率化という部分もありますが、これについても、現在、基金2本管理しております。その条例上、管理をしている一般会計部分、それから特別会計部分、この両方にわたりまして、旧日原町が造成した基金が含まれております。

そういうことで、仮に予算執行に基づいて会計処理を行うにしましても、それが生み出します利子相当額についても、そのように会計をまたがって、基金が分かれていって積み上げられておりますので、利子相

当も含めて、いわゆる机上での額というふうなことしか管理ができないような実態もございまして、これちょっと役場の方の会計処理が適切かどうかという問題もあると思うんですが、いずれにしてもそういうふうな状況がありまして、この際一本化をして、適切に管理をした方が効率的ではないかという判断をいたしました。

最初の審議会との関係ということに戻っていきますが、先ほど言いましたような理由の中で、私どもとすれば当初懸念されておりましたそういうふうなこともなくなったと。しかもこの目的に沿った基金の充当といいますか、事業への振り分けもめどが立ったというような状況でございまして、このように当初の目的や手法が確実に担保されておるとい状況であれば、この条例の廃止自体が直ちに合併協定、あるいはその新町建設計画の重要な変更には当たらないというふうな判断をいたしております。

ただ、統合した管理を行うことになれば、当然、合併協定を踏まえまして旧日原町の基金でありますので、仮に一本化になったとして、何らかの形で新たな事業へ取り崩し等を行う場合は、当然審議会へお諮りをしないといけないと思っておりますし、この条例をこういうふうにしたいというふうな、あるいは結果としてそうなった後というふうな

ことにはなろうかと思いますが、いずれにしましてもその進捗状況については、地域審議会へ御報告を申し上げ、御理解を賜りたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 17番、藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 2つ基金条例があるというのはわかっておりますし、また内容も旧日原町で使うという部分だけが条例にしても、違っとるわけです。津和野町の基金条例と。

そこだけでの違いではありますが、そういうふうなことでありますが、これは今、課長が説明されたのについては、順序が逆ではないかということをお私に申し上げて、特に申し上げたいんです。

地域審議会です承をとっておけば、議会で議決してもらえばいいし、すぐ一つにできるわけでありましたが、それをなぜやらなかったののだろうか、先に。そうしないと、地域審議会自体が形骸化していった、何のためにあるんだということになろうと思うんです。

その辺のところはどういうふうにお考えですか。

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） 直接的な回答、議員さん求める回答ずばりにはならないかもしれませんが、今回の基金を統合するというところで

ございますが、先ほど課長が説明しましたように、合併のときの議論なり話し合いなりその結果を、今回の処理は満足しておるといふようなことで、具体的には当時の旧日原町の基金につきましては、目的がはっきりしとりまして、小口端末のバッテリーの交換のために造成をしたと、会計の黒字の中から造成をしたと。そういうことであるんで、単独の別々の基金条例をつくりましょうという経緯であったと思います。

そのことを今回の措置が途絶えるものではないという判断の中でこのような処理を行ったというのが実態でございます。

○議長（後山 幸次君） 17番、藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 副町長の言われることもわからなくてもないわけですが、だから順序が逆ではないかと。地域審議会を経て、ここに議会で上げてくるんならばいいですが、もしそういうふうな説明もなしで、行政サイドだけでそういうふうな認識だということなら理解が、ぱっと見ただけでは得られにくいと、町民の方に、旧町の方には得られにくいんだらうというふうに思うわけです。だからそういうのは、やはり地域審議会があるわけだから、そこへ出してちゃんと説明をして、そして提案されるべきではなかったかというふうに思うわけですが、これについては質問をしとるわけですので、何かそういうふう

な答弁があればお願いします。

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） 地域審議会の受けとめ方の問題だろとう思います。地域審議会をないがしろにするといいますか、そういった気持ちは毛頭ございませんで、執行部とすれば、そういうふうな先ほど申し上げましたような判断のもとに今回の措置を行ったということでございます。で、いろんな今後これに類することもまたあろうかと思えます。議員さんの御意見を参考にしながら、またその辺は判断をしてみたいというふうに考えます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、日程第6、議案第127号旧日原町電気通信事業基金条例の廃止について採決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第127号旧日原町電気通信事業基金条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議第128号

○議長（後山 幸次君） 日程第7、議案第128号津和野町福祉事務所設置条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 本案件につきまして、事務所の移譲があるわけですが、その経費の補てんはどのくらいあって、向こう何年ぐらいそういう補てんがあるのかお聞かせをお願いしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 移譲に伴う経費の負担でございます

が、今県の方で具体的な金額というのは示されておりませんで、本当に概算で申し上げますと、鹿足郡2町で今現在益田市の中で県の西部福祉事務所がございまして、経費的なものを担当しておりますけども、18年度のベースで2億2,600万程度が鹿足郡の中で公費の実績ということで出ております。これがちょうど半分に、若干人数違いますけども1億1,000万程度の経費がそれぞれにかかってくるということでございまして、具体的な金額は特別交付税ということで措置されるということでもありますのでわかりませんが、その4分の3程度は考えてもいいんじゃないかというふうな感じで考えているところでございます。(発言する者あり)

この制度につきまして、町村会等でも不安定な財源では非常に運営上困るということで、ただいま申請等の強い働きかけをしておりますけども、その年限についての確たる回答はいただいております。

○議長（後山 幸次君） 15番、板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 関連ですけども、たしかこの事務の権限移譲ということで所員の定数というところで、これは定員管理計画の外枠にあるように以前の議会でも答弁をいただいておりますが、今回これが設置された暁にはどの程度的人员でこの事務処理をされる

のか、1点だけお聞かせいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 予定でございますけども、現在7月から現業員ということで、これはケースワーカーでございますけども1人の研修につきまして派遣しております。

それと20年4月から今県の方から1名の査察指導員という形でお願いをしようという形で、まだ確実な御返事はいただいておりますけども、実際の各町村にはそういった形の指導員という形で入ることが基本的な形になっておりますので、現在研修に行っている1名、それから査察指導員の県からの派遣が1名、現状の要員に2名のプラスという形になろうかと思っております。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 事務移譲というのは、国や県の人件費削減がねらいとは思いますが、その権限が市町村に移譲されて、事務的には非常に生活保護の事務手続等スムーズにできるようになると思うんですけども、やはり今のように要員が必要になってくるわけで、その要員の経費については国なり県なりから全く支援というようなものはないのでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 先ほどはつきりとした定額な金額ではないと申しあげましたけども、経費につきましての給付等の部分も含みましてですけども、鹿足で約2億2,000万程度、半分にいたしましても1億1,000万程度ですが、そのすべてではありませんで4分の3程度が入ってくるのではないかと予測しておりますけども、その中で運営をしていくという形になろうかと思えます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、日程第7、議案第128号津和野町福祉事務所設置条例の

制定についてを採決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第128号津和野町福祉事務所設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8．議第129号

○議長（後山 幸次君） 日程第8、議案第129号津和野町後期高齢者医療に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 3ページ目の4条の2項のところに、「被保険者及び連帯納付義務者」という言葉があるんですけども、「連帯納付義務者」というのは、結局当人が払えなかった場合にその家族が、連帯保証人じゃないですけど、かわって払うというようなことなんだと思うんですが、そういう理解でよろしいんでしょうか。それでこれ、ちょっと私も不勉強なためにわからないんですけど、今国保の徴収をしてますけども、この国保の徴収等についてもその連帯納付義務者と

というようなものがあるのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思
います。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 2項になりますけども、「被保険者及
び連帯納付義務者」というふうになっておりますけども、被保険者は当
然御本人ですし、世帯の何て言うんですかね、世帯主ですね、世帯主が
納付義務者になるケースがありますんで、必ずしも擬制と呼んでおり
ますけども、ほかの保険があっても世帯主であれば擬制世帯主という
ふうな形でなっておりますので、その方につきましては納付義務者に
なりますので、そこをこの表現をしとるんだというふうに考えており
ます。

国保につきましても、この連帯納付義務者、ちょっと今国保の条例の
部分がちょっと確実にこの同じ表現が使われているかどうかはちょっ
と私、確認をしてませんけども、今申し上げました同様のことではない
かと考えます。国保につきましては、また改めて調べまして御報告させ
ていただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 私は、津和野町後期高齢者医療に関する条例の制定に対して反対をいたします。

国が決めた後期高齢者医療制度に、そもそもその中身に大変問題点が多いので反対ですので、それにつながるこの条例にも反対いたします。後期高齢者医療制度に反対の理由は、今主に6つあるんですけども、75歳以上のすべての人から保険料を徴収するということになってます。現在サラリーマン家庭などで世帯主の扶養家族になっていて保険料払う必要がなかった人も、今度これになりますと全員払わなければならないということになります。

それから2つ目は、高齢者の保険料が実質値上げになるということです。2年ごとに改定になるんですけども、高齢者がふえるのに応じて10%とか12%自動的に引き上げる仕組みになっています。

3番目は、年金18万です。月1万5,000円以上の人は介護保険料と同じように年金から天引きされると、強制的に徴収ということです。

4番目は、年金が月1万5,000円以下の人、それから介護保険料とあわせて年金の2分の1以上になる人は、年金からの天引きではなくて普通徴収になります。窓口に臨むか、貯金から引き落としとということですが、滞納にこういう低所得の人が普通徴収になって滞納になる可能性が高いということなんです。そうすると、今の老人保健では短期保険証とか資格証明書にかえられるということはないんですけども、これ今回新たにこういうことが備わってきて保険証が取り上げられ医療にかかれなくなる人が出てくるということ。

それから5つ目は、保険で受けられる医療が制限されるということです。病院ごとの1カ月の治療費などの上限が決められ、それ以上の医療を受けようとするとも保険が使われないので全額自己負担になるということ。

6つ目は、世代間の分断を図るもの。保険料の4割を現役世代が払うということですが、それが給与明細書などに特定保険料として明示される、記録されて渡されるということで現役世代の反発を買うというようなことで高齢者と分断するものというように大きな問題点がありますので、これには全国から反対の声がたくさん出ておりまして、1年先送りしたいというようなことも政府の方で出しております。それぐ

らいたくさんの問題がある後期高齢者制度につながる条例ですので反対いたします。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第8、議案第129号津和野町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第129号津和野町後期高齢者医療に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9．議第130号

○議長（後山 幸次君） 日程第9、議案第130号津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 「おおむねの実日数」というような、あいまいな言葉が使っているのだからわかりやすくしたという説明なんですけど、どうもわかりにくいんですけども。もともと「おおむねの実日数」ということは、これは休みの期間が変わることによって日数が変わるから「おおむね」というふうになったんだらうと思うんですが、それにしても休みの日数が変わる、日にちが変わるかもしれないのに改正案も「おおむねの期間」というので何月何日から何月何日までというふうには、それが残っているんですが、この点がちょっとはつきり私にはわかりかねてるんですが、どうしてわざわざとったのかというようなことなんですけど、で、改正するのなら「おおむねの期間」という「おおむね」ともっていいんじゃないかなというふうに思ったんですが。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） そもそもこの条例の「おおむね」という表現が私も適切でわかりにくいと思っておりました。ここにありますおおむねの実日数で精算等をする場合に、この期間の実日数ということが掲げられてはおりますけども、実際これ当初つくった意向が本当に読み切れませんけども、これがなくても十分精算に支障がない内容でありますので、担当もその該当者といえますか、支払う住民の

方に説明するのに非常にわかりにくくて、利用者側からもそうしたもう少しわかりやすいことで請求してほしいというふうな要望が出ておりました、今回「おおむねの実日数」というのを切りまして、「おおむね」の表現が期間だけにすればいいのかということもございますけども、今回はとりあえず「おおむねの実日数」を切って、「おおむねの期間」で実施をさせていただくというものでございます。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） もう1つですが、例えば春休みの場合、3月25日から4月7日まで、金額は3,500円となっておりますが、精算のときということを言われましたが、これはこの25日から4月7日までの間、土日を多分外すんだと思うんですが、それを全部その日に出なくっても、例えば1日とか2日しか出なくっても3,500円を払うということでしょうか。それともその出た日数だけで精算するという事なんでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） ちょっと請求の状況がよく私ども理解しておりませんが、これを読む限りは1日、2日という形ではなく、おおむねの期間というふうに理解をしております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、日程第9、議案第130号津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第130号津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第10. 議第131号

○議長（後山 幸次君） 日程第10、議案第131号津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、日程第10、議案第131号津和野町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第131

号津和野町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1. 議第 1 3 2 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 1 1、議案第 1 3 2 号津和野町農産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 7番。今まで何回か出てきたわけですが、それは一つの理由として、浄化槽の高額な処理がいろいろ問題でなかったかというふうに思っておりますが、今回その件についてはどのように処理されとるのでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 御質問の浄化槽の件でございますけども、そこまで今詰める段階ではありませんけども、過去の例がこの高額なことによって、去年の4月に公募をしたわけでございますけども、そういった中での条件というのは、またそれを全額見るものでなかったということもあって、応募もなかったということでございますので、その辺は今から詰める形にはなりますけども、原則的にはある程度町の方

で、こういう状況で公募してもなかなか利用がないということになれば、その辺は最大限考慮していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） ちょっとわかりにくいんですが、ですから、その利用者でその経費の負担というのをなしにする、行政の方で負担するということですかね。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） ちょっと回りくどくて申しわけなかったんですが、そう考えていただいて結構であります。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 11番。管理者で引き受け手がある見込みであるというふうな御説明だったんですが、非常に喜ばしいことだと思うんですが、もし差支えがなければですね、どのような業種、業種というかどのような加工をされるのか、お聞かせをいただきたい。どのような加工品をつくれるのか、その辺も含めて。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） どこと言うわけには、まだ候補者でござ

いますので申し上げるわけにはまいりませんが、ある程度その中で検討いただいて、これは地域の食材を使ったと、地域農産物を使ってということでございますので、そういったものを主体のもので、それ一つのものではございませんけども、菓子とか惣菜とか、そういった類のものでやっていくというふうに今聞いております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、日程第11、議案第132号津和野町農産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第132号津和野町農産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議第133号

○議長（後山 幸次君） 日程第12、議案第133号津和野町簡易水道事業分担金徴収条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、日程第12、議案第133号津和野町簡易水道事業分担金徴収条例の一部改正についてを採決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第133号津和野町簡易水道事業分担金徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第134号

○議長（後山 幸次君） 日程第13、議案第134号津和野町民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） この11条の4項のところに教育委員会が特に必要と認めたものについては使用料を減免することができるというふうにうたっておりますが、「特に必要と認めたもの」という随分大きな枠であります。基本的な内規としてどのようなものについてという定めを持っておられるかどうかお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 水津教育次長。

○教育次長（水津 良則君） 減免の内規でありますが、特に定めたものは現在ありません。で、今回この使用料の条例改正にあわせまして、その減免につきましても明確に規則等で定めたいと考えておりますが、まだ今ちょっと細部については担当の方で詰めておりますが、一応学校教育等についてはこれまでどおり減免をしていきたいと思っておりますが、両町とも、両地区ともかなり範囲が拡大、いつの間にかしておるような状況もありますので、これまでどおり、例えば子供たちがかかわることが多いんですが、すべてを減免ちゅうわけにはなかなか参らないと思っておりますが、そこら辺のあたりを新たなきちっとした基準を、今最後の詰めをしておる段階であります。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、日程第13、議案第134号津和野町民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第134号津和野町民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第135号

○議長（後山 幸次君） 日程第14、議案第135号日原山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、日程第14、議案第135号日原山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第135号日原山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第136号

○議長（後山 幸次君） 日程第15、議案第136号日原添谷線道路改良工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 今防衛省のことでいろいろ問題にな

っている随意契約のことなんですけども、まず確認ですけども、この前の話では次年度の工事費というふうになっておったのは、工区が変わって新しい工区でされるものだと思うんですけども、まずその1点の確認です。

それと次はですね、こういうふうに新しいところになるということは今のところは終わったわけですけども、私の考えでは、間違いがあるかもしれませんので、ただしていただきたいんですけど、4つの選択肢があると。残金を返却することが第1点、それで第2点目は繰越金として次年度に送ること、3つ目が入札、4つ目が随意というふうになると思うんですが、この場合はこの随意を選ばれたんで、それに対してどうとかということはないんですけども、4つあるんじゃないかということ間違いはないかということの確認をさしていただきたいと。その上でこれを随意とされたという理由をお聞かせください。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） それではお答え申し上げます。

この添谷線につきましては継続事業でございます。当初入札によりまして請け負った工事区間については予定どおり終了をする予定でございますが、この変更契約によりまして、次年度以降の工区につきまし

ての新しい工事を施工していただくということでございます。

それから選択肢でございますが、議員おっしゃるとおりそのような4つの選択肢がございますが、この随意契約で変更を今回御提案した理由ですが、当初交わしました請負契約書の条項によりまして、今回の変更契約を提案させていただきました。

○議長（後山 幸次君） 12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 契約書の中に、第1条で「工事内容を別紙変更設計書」と書いてあるんですけども、普通「別紙」と書いてあると添付というのが普通だろうというふうに思うんですけども、これを見ますと何も入ってないんで、図面も、それから積算基礎というものも全くないんですけども、この点はつけられる、これは希望者は見なさいという意味なのかどうか。前の私が持っている、たまたまというか、建設工事請負仮契約書のこれにはちゃんと、平面図ってこうやってちゃんとしてたんで、当然こういうものがついてるもんだらうと思っただんですけども、その点はいかがでしょうか。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 大変申しわけございませんが、別紙、こ

れが変更契約書には別紙についておりますが、このたびここに参考資料といいますか、別紙、別紙が大概冊数が大きくなりますので、別紙としてここへつけるあれがつけておりませんが、図面については、もし必要であれば提示はできます。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） この案件につきましてはね、継続事業というのも重々承知しておる、旧我が日原の長年にわたる懸案の道路工事でありますから、私どもも重々承知をしておりますがね、今担当課長の答弁はまことに私に言わせると聞き捨てならない。

まず第1点は、今の道信議員の質問に対して、当初契約の中身によって今回設計変更を云々と、こういうような答弁。それから図面については、「必要であれば」と言う。少なくとも今回の随意契約と言いながら、変更契約は1,200万からの契約金がある。これに対する図面を積算まで出すっちゅうんじゃありませんよ。我々出してもらっても素人じゃけわけはわかりません。でもここまでがこの平成19年度の事業として完工したと。あなた方が今提案するのは次年度ということ。次年度のどこをやろうとしとるんかぐらいは少なくとも我々議員に提示するのがこれ常識の問題と私は思う。過去の9月の議会であろうと、1

0月の臨時議会であろうと、昨年12月であろうと、契約変更はすべて図面が添付されておる。それが添付されないというようなことはね、これはもってのほかというしか言いようがない。

それから、これはこの9月に案件が提案されて、可決を見たそのときの契約金額は、当初4,378万5,000円という落札であった、こういう説明。で、落札率が80.5%であったと、こういうことでありますから、ざっと1,000万の、要するに落札減が生じた。したがって、今回その余剰をもって次年度の今回提案されておるこの工事をやろうと、こういうことであろうと思いますが、そこの辺も確認したい。設計料はその範囲内でできたのか、きょうこの後提案される補正の中で補正として出てくるのか、今二、三点申し上げましたけど、少し性根を入れて答えてもらわんにや困ります。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） お答え申し上げます。

図面については大変御迷惑をおかけしました。議員おっしゃるとおり、俗に言う当初の入札で生じた差金がありますので、工事の早期完了ということを念頭におきまして、その範囲内での変更でございます。補正についてはございません。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 大体予測はしておりましたからね、大体そういうことだろうと思うんですが、次年度ということでもありますから、設計というのは、ですから次年度分の設計まですべて設計ができておったんですか。次年度のやろうとしているこの追加変更契約の1,200万でやろうというこの事業は、設計がないとできないわけですから、当然入札もできないわけですから、この設計は当初既に設計がなされておったんですか、余剰の落札減によるその財源の中で新たに設計をされたんですか、設計元も一緒に伝えてください。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 設計は、全体設計額を把握するために全体の設計はありますが、余剰入札の差金が判明してから、それに見合う設計をしております。（「設計元」と呼ぶ者あり）設計は本課でやっております。

○議長（後山 幸次君） 6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） ちょっとなかなかわからないのでお伺いをしますが、余剰入札減による余剰分を新たな工事に充てたと。単純

に考えますと、これは新たな工事ですから入札しかえるのが本来でしょうけども、執行部の感覚からすれば設計料及び管理料が随契をすることによって安く上がるんだという判断のもとに随契をしたんだろうと。ただその随契でやった場合に、どの程度の利が生まれたのか、次年度繰り越して新たにきちっとした場合には、どの程度の金額になるのか、お伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 議員さんの御質問でございますが、いかほどかの安くなるとか、そういう細かいところまでは私は把握しておりません。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） ただいまの質問でございますが、今回の随意契約の問題につきましては、一つの工事を継続しているということでございまして、次年度に行う、次年度と言いますか、現在行っている引き続いて現場同じところへ新たに入札をして、そこに2社入って競合するというのも非常に不合理な点もありますし、安全管理上の問題もありますし、また工程上まだ必要のない仮設道路をつくらないとその現場に行かれないというような状況もあるというようなことから、

随意契約で当初契約した業者に発注をするわけでありませう。

そして金銭的な利点でありますけれども、3番議員さんが言われたように、当初の入札率が八十数%でございますので、今回もその設計書を合作して行いますので、そういう意味では新たに入札した場合に入札率が幾らになるかということもわかりませんが、現在のところはおおむね20%ぐらいは全体から言えば金銭的には町が利益を得るというような状況であります。そういう意味で今回随意契約をさせていただきますということでありませう。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 11番。御要望が強いようでございませうで、ぜひ図面をですな、皆さんの御要望強いようでございませうで、休憩とって図面をぜひ配っていただきたいと思ひますが、いかがでございませうか。（「賛成します」と呼ぶ者あり）

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君から休憩の動議が出されました。賛同者がおりますので、ここで暫時休憩といたします。

午後2時15分休憩

.....

午後2時40分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。建設課長、説明を。

○建設課長（伊藤 博文君） それでは大変お待たせしました。ちょっと御説明申し上げます。

青色で囲ってあるところが当初の工事区間でございます。それに接して赤で囲んであるところがありますが、ここはこの範囲の中の水道関係を新たに工事にとすることと、それから左の方に赤く塗ってあるところでございますが、これは次年度河川を少し赤い方に寄せるということで次年度以降の工事の段取り並びに河川協議いろいろの河川工事をするときに時期等々がありますので、今時期が漁協との協議もありませんして一番適切と思われまして、この赤いところの護岸を新しく発注ということでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかに質疑ありませんか。13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） こういう建設業の入札とかあの辺はわからないんですけども、どういうときに随時契約になるのかというものをお聞かせ願いたいと。

私は入札というものは平等であってから、その単年度単年度入札し

てから、その入札減が不用額に出せばいいというような気もするわけですが。そうしますと今度こういう事業出た場合に不用額を6,000万かかり、1,200万かかり、80%なりが出るわけですが、その残ったのを次に次年度にやるということで、残ったらその事業がどんどんどんどん継続していくような気がするわけですが。一つの業者が決まったら全部随時契約になっていくような感じがしてならないわけですが。

私もやはり入札という平等な立場であれば、単年度単年度やはり新たな入札をするのが本当の入札と素人なりに考えるんですけど、それにはいろんな事情があると思うんですけど、どういう場合が不用額を出して、これは随時契約だというのをやられるのか、ちょっとその点、私わからないので、こういう場合は随時契約になります、こういう場合では新たな同じ次年度継続事業であってもどういう形でなるのかお聞かせ願いたいと。

私の家の後ろも今河川工事を県がやるんですけど、単年度単年度毎年業者が入札でかわっております。そうした中において、一つの工区を持ったその人がずっと随時契約やるというのはどうも合点がいかないんですわ。その点、ちょっと素人で申しわけないんですけど、どう

いう形でこういう形になるというのをお教え願いたい。以上。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） お答えを申し上げます。単年度単年度は毎年入札に付しております。このたびの変更契約、随意契約でございますが、補助事業でございます、当初県国より補助金をいただき、決定しておりますが、その補助金の中で入札をするわけですが、そのときに今申しましたように、入札で入札差金が生じます。この事業が最終年度の場合は、その余った分につきましてはお返しするわけですが、継続事業の場合は、その決定いたしました補助金につきましては、当町で予算消化をするということでございます。その場合、工事請負契約書によりまして、松浦副町長が申しましたように、新たに入札をして、例えば他業者が落札して同じ現場に2業者が入って工事をするのはいろいろ面で不都合等々がございますので、通常随時契約をしまして工事を進めるものであります。

○議長（後山 幸次君） 13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 今確認でお伺いしましたけども、このたびはそういう形で1つの現場に2社が入るという形で随意契約をしたんだという解釈でよろしいですか。それとも差金が出た場合には

そういうような形で随時契約するのか。もし現場が重ならないときには入札を、差金が出た場合には入札でやられるのか、その点ちょっとお聞かせ願います。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 通常は今回の場合のように随意契約でやってまいります。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 3度目ですので。今課長がですね、「通常は」というお言葉を使われたんですけども、私が県に問い合わせたところですね、県だったらこれは入札だと。公式の発言じゃないですので、その方とちょっと話をした程度ですから。だから「通常は」という言葉はちょっと使われない方が。方向性はもう入札の方向になっているのは事実ですので、「この場合は」というふうに使われた方がいいんじゃないかなというふうなことでございます。以上です。

○議長（後山 幸次君） 今のは質問文じゃないですね。

○議員（12番 道信 俊昭君） すいません。ですから、これからもこういう形になる可能性っていうのは大いにあるかどうかというのをちょっとお聞かせください。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） そのようになるかと思います。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。1番、村上義一君。

○議員（1番 村上 義一君） 議案第136号について質問させていただきたいと思います。この日原添谷線の道路改良についてですけど、これあと1工区、2工区と工事区がですね、先ほどこの変更額についての概要はわかったんですが、全体工事ですね、この日原添谷線が全体区完了するのに五、六年かかると言われるようなこともお聞きいたしましたが、この全体に対してもう随意で今後やっていかれるというようなことですか。先ほど道信さんの答弁をお聞きいたしましてそのように解釈したんですが。全体も全部、今後入札を行わずに随意で行われている。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） お答えいたします。単年度は入札をやっ
てまいります。1年ごとに入札をしております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 私もちよっとわからないんでちよっと勉強してみたんですけども、随意契約、課長が言われてる部分に対してだめだとは思ってないんですけども、ただ方向性、先ほど言いましたように、もろもろの方向性というのはですね、やっぱりこれにもちよっと勉強した中に書いてある「競争性がないため落札率が高どまりして予算の無駄遣いとなりやすい」云々とかまあこういうところにも随意契約の書いてあるんですけど、私もできるだけ今後は随意契約というものをとらない方向性で行っていただきたいと。そのための警鐘を鳴らす意味で今回の場合はちよっと反対させていただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第15、議案第136号日原添谷線道路改良工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第136号日原添谷線道路改良工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議第137号

○議長（後山 幸次君） 日程第16、議案第137号町道路線の認定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、日程第16、議案第137号町道路線の認定についてを採決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第137号町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議第138号

○議長（後山 幸次君） 日程第17、議案第138号町道路線の認定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、日程第17、議案第138号町道路線の認定についてを採

決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第138号町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第18．議第139号

○議長（後山 幸次君） 日程第18、議案第139号町道路線の認定について、これより質疑に入ります。7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 確認の意味で質問させていただきますが、本道路、この道路は所有者、管理者はどちらなんでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） お答え申し上げます。町でございます。

○議長（後山 幸次君） 7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） きのうちちょっと地元の人と雑談の中で話す中で、この道路は何か残土の処理をするためにつけた道路なんで、後から何か返してもらえるんだとか何とか、そういう話をする人がお

られまして、それはないでしょうって言ったんですが、地元にそういう意見があってですね、あえてここで確認させていただいたんですが。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） この道路につきましては、先般、道路用地につきましては、土地売買契約を結び、買い上げておりますので、町の道路として認定をお願いしたわけでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、日程第18、議案第139号町道路線の認定についてを採決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第139号町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議第140号

○議長（後山 幸次君） 日程第19、議案第140号町道路線の廃止について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、日程第19、議案第140号町道路線の廃止についてを採

決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第140号町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議第141号

○議長（後山 幸次君） 日程第20、議案第141号町道路線の認定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、日程第20、議案第141号町道路線の認定についてを採決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第141号町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第21. 議第142号

○議長（後山 幸次君） 日程第21、議案第142号町道路線の認定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、日程第2 1、議案第1 4 2号町道路線の認定についてを採決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第1 4 2号町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第2 2. 議第1 4 3号

○議長（後山 幸次君） 日程第2 2、議案第1 4 3号町道路線の変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、日程第22、議案第143号町道路線の変更についてを採決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第143号町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第23．議第144号

○議長（後山 幸次君） 日程第23、議案第144号平成19年度津和野町一般会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。

11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 二、三質問をさせていただきます。

まずですね、13ページですが、財産収入の中で町有地の売り上げ収入360万というのがございますが、どこで広さがどの程度あるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから27ページでございますが、林業振興費で森林づくり事業

委託料というのが832万円新しく出ておりますが、大まかにどのような事業をされるのかお聞かせをいただきたいと思います。

それからもう一つ前がございましたが、25ページでございますが、医療対策費の中の厚生連の運営費の貸付金というのが2億2,700万計上をされております。まずこの金額、2億2,700万の根拠と言いますか、どのような、いろいろそれなりに理由があるんだろうと思いますが、その算定の根拠についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

あわせて、この貸付金ということになっておりますので、返済の条件と言いますかですね、利息が幾らであるとか、あるいは何年後に償還をするのだとか、そこらあたりについてお聞かせをいただきたい。

あわせてですね、今までの貸付金、旧日原町時代も含めて、たしか2億ちょっとぐらいの貸付金が年度を分けてあるかと思いますが、その返済条件についてもあわせてお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（斎藤 等君） 13ページの財産収入の関係ですが、

土地売買収入につきまして、町有地なのですが、面積、片方で面積につきましては、459.04平米です。場所につきましては、津和野町日原108番地2と108番地14でございます。（「それではわからん」と呼ぶ者あり）旧の栄町住宅があった跡地でございます。

すいません、議長。場所につきましては、役場の山側というか、岩側の一番奥に当たりますけども。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） それでは、御質問いただきました森林づくり事業の委託料の832万3,000円の件でございますけども、これにつきましては、未整備森林の緊急公的整備導入モデル事業というのが新たに森林づくり交付金の拡充という形の中で出てまいりました。前回9月には、森林組合の事業として、予算的には町の予算をトンネルとなるものでございますけども、森林所有者による自主的な整備が進まない森林をモデル的にやるというような事業でございますして、1ヘクタール当たり25万円の定額のものでございまして、全額国費でございます。これを林業公社の方がこの事業地を行うということで町との契約によりまして委託と、町が受託を受けて委託で発注をかける

というような形のものでございます。事業地的には4事業地がありまして、面積的には33.43ヘクタールということでございます。（「場所の方は」と呼ぶ者あり）場所といたしましては、津和野町の……。

○議長（後山 幸次君） 質問者が違うんじゃないんです。行財政対策課長。

○行財政対策課長（右田 基司君） それでは、お答えをいたします。

最初の厚生連運営費貸付金への2億2,700万円の根拠でございますが、5月末までの運営費等の状況を見まして、そうした額を算定をいたしております。それと返済の条件ですが、この条件につきましては、今後もう少し協議をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。それとこれまでの貸付金についてでございますが、まず日原分の貸付金、残りは9,000万円残ってるわけですが、その分につきましては毎年元金償還を実施中でございます。

それともう一つの1億970万円の貸付金でございますが、まだ貸付の返済は始まっておりませんが、5月末に土地建物を購入した代金で一括償還をする予定でございます。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 森林づくりの関係でございますが、

御要望がございますので、場所についてもひとつお聞かせ願います。

それからですね、今回の貸付金の返済条件、今後協議をするということでございますが、普通常識的に考えて、今から貸付をしようと、で、議会で議決をしてくださいと、その予算をですね——というときに、その貸付条件はまだ決まってないんだと、それを認めなさいと。いろいろ御事情確かに非常に緊急的なことであるんだろうとは思いますが。その辺理解はしますけれども、ちょっとその条件がないのに認めなさいというのは非常に無理だなと、いかがかなというふうな気がいたしますが、それはいろいろ事情があるだろうということで置きますが。

あと先ほどありました4億、それを含めて4億ばかりの貸付金ということになって、ちょっと以前いただいた資料によると、旧日原町分が1億ばかり残高あるんですが、そのうち今のところ2,700万ほどまでしか返ってないということで、要するにこのあわせて4億何がしかの貸付金の返済の見込みがですね、非常に経営状況等々考えてみると、あるいは今までの実績、償還金の実績等々を考えると、その4億何がしかが果たしてスムーズに帰ってくるのかなと。2億円は先ほど、この2億2,000万につきましては、先ほど買取をしたお金で返していただくというふうなことでございますが、実2億になるわけござい

ますが、その辺の要するに返済の見込みについてですね、どのようにお考えかということでございます。

長い期間をかけてですね、例えば5年なり、10年なり、あるいは15年なりかかって返らない、それぐらいかかるということになれば、一般質問でも同僚議員がおっしゃられておりましたけれども、実質的にはそれが変わらない以上、ずっと厚生連にその運営をずっと任して、途中で債権放棄してしまえば別ですよ。それしない限りは厚生連に運営というものをずっとですね、当面じゃなくて10年、15年というスパンで任せざるを得ないんじゃないかと、そのような心配もされるわけですね。そうすると、言われていることと若干整合性に欠ける部分が厚生連については非常に運営能力、ちょっと若干疑問があるんだと。ほかのことも考え、ほかのところに任せることも考えないかんというふうなお話もございますんで。しかしながら、その貸付金については、当面返る見込みがどうもあんまりなさそうだと。要は予測がされるということですよ。そこら辺がどのようなお考えかですね、ちょっとお聞かせをいただきたい。

それからもう1点、あわせて貸付金が4億4,000万ばかりになるだろうと思うんですが、今までのを含めてですね。そうすると、先ほど

申し上げましたように非常に10年間の経営、抜本的な経営改善計画あたり見てみましても、まああんまり毎年の利益が出てないわけですよね、2,000万とか2,500万とか。そうすると、返すのになかなか大変だろうというのが容易に予想できるわけですが。まあ今から今度減価償却の関係が公設民営というふうなことになるれば、それが要らなくなりますんでね、多少は楽になるかなと思うんですが、要はそれだけ返済が非常に困難ということが予測されるのならば、今回の2億2,700万については、貸付金でなくて、やはり私は補助金として出すべきじゃないのかなというふうに思っております。

先ほども申し上げましたように、非常に返還が困難であるという、あるいはせつかく県、国の方が非常に配慮していただいて、町長以下執行部の大変な御努力があったと思いますけれども、特別交付税という形で配慮していただくということでございますんで、特別交付税としていただいたお金を貸付をしてそれを返していただくというのは、どうももらったお金を貸し付けると、それをまた返していただく。どうも私どもの常識的に考えてどうかなと。それはもう大変厳しいのはわかっておるわけでございますんで、あっさり補助金として措置をするというふうな形の方がふさわしいんじゃないかなというふうに思っております。

ますが、その点についてあわせてお考えをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 御指摘ございましたように、本来この特別交付税を即貸付金に回すというのは制度上なじまないわけでございます。ところが、今回このような措置をさせていただいたわけでありまして、新聞紙上等で、いち早くこのことが報道されたものですから、県に対しまして、県下の相当数の市町村から「何で津和野町だけ特別なそういう計らいをするのか」といったような苦情、羨望、そうした意見が数多く寄せられたようでありまして、県はその対応に少々苦慮をされたというような状況もあるようでございます。

もちろん予算計上させていただくに当たりましては、非公式ではありますが、県とも十分協議をし、その意向を踏まえて対応をさせていただいたわけでありまして、いろいろなもろもろの事業がございまして、町と県との内々の対応ということでは、場合によってはなかなか難しいという状況が今後生まれてくることも予想されるわけですが、仮にこうしたことが起きた場合には、場合によってはかかるべき機会に予算の補正ということを再度お願いをすることになる

かと思えますけども、現時点ではっきりしておりますのは、既に貸し付けております2億幾ばくかのこのお金については、資産を取得した段階では確実にまずは返済をしてもらおうという考え方でございます。そうしたことも踏まえて、現在、県国とも起債の関係等で協議を進めさせていただいております。

それから本日提案しております2億2,700万の特別交付税、これは先ほど申しましたように、今後手続上の問題は場合によっては改めてお願いをしなければならぬ事態が起こるかもしれませんが、間違いなく国県から町に対して財政支援をいただくということは既に約束をさせていただいておりますので、この点は御理解いただきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 10番、須川君。ちょっと、答弁漏れがありますんで。農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） すいません。それじゃ、先ほど御質問いただきました公的モデル事業の事業地でございますけども、4地区でございます。津和野町の長福が8.14ヘクタール、それから直地が8ヘクタール、それから須川が9.23ヘクタール、それから左鐙が8.0ヘクタールでございます。合計33.43ヘクタールでございます。

○議長（後山 幸次君） 10番、須川君。

○議員（10番 須川 正則君） 須川です。先ほど11番議員さんがおっしゃられて、ちょっと聞き逃しましたんで改めてお聞きをいたしたいと思います。今回の2億2,700万円、これ特別交付税をいただいているわけですが、当然この積算した項目というふうなものはあるんだろうと思うんです。それを教えていただきたいのと、どういふことで2億2,000万円をはじき出したのかということをお聞きしたいのと、またそのはじき出した項目が今から使用するものにも影響を与えるのかどうかということをお聞きをしたいと。使用目的も兼ねてお願いをしたいと。答弁をお願いします。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 2億2,700万円の関係でございますが、これはこれまで医療対策室を立ち上げる前からでありますけれども、毎月の厚生連における資金繰りの経過を踏まえながら、これから入ってくる医療収入、そして医療に関する支出、そうしたものをこの町が公設化するという資金を注入できる予定が5月末ということになりますので、その間、どのような資金繰りが必要かということをお慮しながら全体の厚生連との協議の中で2億2,700万円というものを計算をし

ました。当然これには厚生連とそれから従業員との夏の約束であります1カ月の賞与については計算を入れております。これはできれば在職している職員にということではありますが、そうしたものは計算をしておりますし、医療、そのほかこの間に返済をしなければならない資金等についても、この計算の中へ入って、3月末で返済をしなくてはならない資金も入れてあります。そうしたことを踏まえながらこの数字をはじめいております、私どもが今要求しております公設に要する資金の手当ができて、それで売買契約ができますと、それ以後若干の運営費も残ってくるという計算の中で、この手当をしているところであります。

○議長（後山 幸次君） 16番、村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 16番。関連の質問ですが、医療対策費の中の委託料として5,500万ほど上げておりますが、それについて質問しますが、経営アドバイザーと委託料ということですが、このアドバイザーの人というのは個人の人を予定しているのか、また、個人でしたら、複数の人を予定しているのか、また、こういったコンサルタントをやっている会社等に委託をするのか、そのあたりを教えてくださいたいのと、そういうコンサルタント等の会社等決定しているのか、

3点ほどお聞きします。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 現在、東京の方で川島先生という方に19年度お願いしておりますが、今回500万の経営アドバイザーの委託料という形で計上させていただいたものにつきましては、現在、個人か法人かということでございますけども、実際まだ個人であるか法人であるか、まだ確定はいたしておりません。金額につきましてはかなり高額でございますが、県等の情報等も聞きながら、今までのようなレポートにさせていただくというふうな形ではなく、もう少し経営そのものに入った形での、もうちょっと積極的なアドバイスをいただくという観点から今回お願いするものでございますが、今回議決いただきますと、すぐ手続に入りたいと考えております。

○議長（後山 幸次君） 16番、村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 再質問ですが、まだ決定していないというような話ですが、いろいろなコンサルタント等もあるかと思いますが、私は病院経営の専門コンサルタントというような方もおられると、また、地元の出身の方でそういう人もおられるというような話を聞きまして、そういうコンサルタントになれる方は、津和野町のこと

を本当に思って心配される方を委託された方がよいと思われませんが、その点について。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 今回の経営コンサルタントにつきましては、当然医療の経営コンサルタントをお願いするつもりでございます。まだ津和野町出身というか、関与されている方がいらっしゃるようにお聞きしましたが、初めてお伺いしたところでございます。また、御参考にさせていただければというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 二、三点お伺いいたしますが、まず、いつか聞こう、いつか聞こうと思いましたが、今12月定例会になりましたが、補正をかけられるときに字句の問題ですが、増額で補正をかけられるときには、今回は「5億7,427万7,000円を追加し」云々と、こうある。減額補正のときにはどういう言葉が使ってるかといえど「5億7,427万7,000円を減額し」云々と、こういう言葉が使っているわけですが、どうもなじまない。むしろ追加という言葉が「増額し」云々という言葉が適切ではないかと私が素人なりに思うわけですが、これの見解をただしたいということと。

それから、本題に入りますが、若干重複をいたします。滝元三郎議員の質問と重複をいたしますが、町長は大変なお骨折りをいただいて2億2,700万という特別交付税を今回我が町にという、こういうことになりました。先ほど町長の答弁がありましたので、余り声を大にして申しますと、きょうはマスコミもおいでになっておりますので、また（ ）ということになって、町長には御迷惑になるだろうと思いますが、せっかく特別交付税という措置をいただくのならば、滝元三郎議員が言われるように、私は補助金として支出するのが妥当であるのではないかと。それは午前中、私が一般質問いたしましたように、その答弁には当面厚生連、石西厚生農業協同組合連合会に引き続き運営を、経営を委託せざるを得ないという、こういう現状ということになりますと、この貸付金という形で歳出をされますと、先ほどの答弁はまだ条件も定まっておらないというような、我々にとってみれば、極めてこれは町民に何と説明していいやわからないような御答弁であります。ずっとこれは現在の石西厚生連の経営体力からして、来年、再来年に返済めどが立つというような、こういうものでは決してない。ある意味では長いこと経営をさせて、そして、経営の中で回収をしていくという方法しかとれないのではないかとというようなことなんですが、整合性が極め

てないと、こう指摘せざるを得ません。

したがって、私は、せっかくきょうは貸付金で歳出補正が出されましたので、まあそれをあえて申し上げるのはどうかと思いますが、本来であれば補助金で出すべきであると、このように思います。このお考えをもう一度お聞きをしておきたい。

それから、貸付金ということになりますと、町が貸し出しをする貸付金は、これ地域振興資金であろうと思いますが、原資は。間違えましたら御訂正をいただきたいと思いますが、地域振興資金をもって貸し出しをされるということになると、これまでの貸付金の条件は一体どうであったのかと、我々がただせなかったことも非がありますが、この貸付金に対しての裏づけは一体どうなのかというのがきちっといたしませんと、なかなか御提案に賛同がしにくい、こういうことであります。それが医療対策費関係、これ25ページ、滝元三郎議員の二重になりますが、質問。

それから、36ページの公債費の繰り上げ償還の方で、これまた2億2,536万9,000円という繰り上げ償還であります。これ振興資金の繰り上げ資金だというふうに説明がございました。年度当初に参考資料で、地方債や負担金等々の明細をいただいておりますが、この借

金のどの部分を繰り上げ償還するのか、皆目わかりませんので、これを御質問をいたします。

以上、二、三点申し上げましたが、お願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 大変貴重な御意見をちょうだいしたわけでございますけども、御意見を踏まえまして今後におきましてしかるべき措置をとらせていただくべく検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（右田 基司君） それでは、お答えをいたします。

まず、かがみの関係の字句の関係でございますが、これは一応所定の様式に沿ってやっておるものでございまして、この変更ができるのかどうか、また内部で検討させていただきたいというふうに思います。

それと、繰り上げ償還でございますが、今予定しております繰り上げ償還の費目でございますが、振興資金を予定しておりますが、ちょっと資料を今持ち合わせておりませんが、振興資金の中でも率の高い部分のところをあわせて繰り上げ償還にしております。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） くどいようですが、現時点ではまだこれから、きょう議決をいただいたら貸付金については償還期限や諸条件を定めると、こういうふうにお話になりますが、少なくともこういう考え方で、期間はこうだと、その償還する財源は今まで既貸付の2億数千万は今後公設する、その取得代金でもって、残余でもって回収すると、このような回答でありましたから、果たして全額回収できるかなと私は思います。それはすべてが、町は9億3,000万の損失補償をとりあえずは厚生連に取得資金を渡して、厚生連が信連に払うわけでありますから、それは担保物件として、担保は当然のこと抜いてくれますが、信連が第一担保で持っておらない物件が、私はかなりあるのではないかと、これは多分住宅関連ではないかと思いますが、これはJA西いわみや何か第一担保を持っておりますと、第一担保を抜くためには、先に返済をせざるを得ない、こういう事態が起きますので、全額返済になるかなと思って、危惧をしております。その点の御回答。

そして、もう少し、先ほどから申し上げるように、いずれ公設民営にしていくんだと、そこから当面、その時点でどうしたいのかと、今の今回の貸付金等について、そこら辺が内々終わりであるから、貸付金という処理をされるんだろう、こう思いますので、もう少しちょっと深く御

回答いただけましたら喜びます。おわかりいただけましたでしょうか、私が申し上げたことは。(発言する者あり)

○議長(後山 幸次君) 松浦副町長。

○副町長(松浦 秀信君) 今回の貸付金を補助金ではどうかというような御質問でございますが、先ほどから町長が答えておりますように、十分その点も踏まえながら今後の検討ということでございますが、先ほどから私も答弁申し上げてるように、来年の5月が最終的に公設をするというときの最終的な資金の流れになるというふうに思いますので、その段階ではできるだけこれまでの債務については、大方のものはそこで整理をさせていただきたいというふうな思いでありますので、その時点で発生してる債務ということでございますので、今回の債務を含めまして特交での措置ということもございまして、そのあたりも踏まえまして、若干の検討もさせていただきたいという部分もありますし、私どももこれから十分検討して、できるだけ後に残らないような処理をさせていただきたいという気持ちであります。

○議長(後山 幸次君) 6番、河田隆資君。

○議員(6番 河田 隆資君) 三、四点質問をさせていただきます。

これは14ページの衛生費寄附金と当然25ページの共存病院機器

購入補助金、これは関連するわけですが、機器購入という枠をはめての寄附であったというふうなことでありますが、町としてそういうようなものが受けられるのかどうなのか、津和野町で社協とか、そういうところに対する車いすとか、そんなのならいいかなと思いますけども、現時点では民間の経営の病院であります。そこへ向けて、町に向けて寄附を迂回させながらというのは何かちょっとずれてる。感覚的にほいじゃ民間企業に対してもそういうふうなことをすれば、税制上、非常に受ける側も得になるというふうに思っておりますが、この点どのような御見識か、お伺いをいたします。

それと、次は、25ページですが、経営アドバイザーの委託料についてですが、これがどうも一般質問等々から執行部から受ける印象が、町営病院という言葉も副町長からもひょっこり出ました。町営病院としてやられるのか、それとも元来だったら、とりあえずは町の方から経営能力がないと、相手があるのなら、経営アドバイザーとして送り込むのもよろしいでしょうけども、これがいつまでも、それがずっと続くようでしたら、町営病院としてのという感じにもなりますし、本来だと民営、管理委託者側が本来は、そういう人件費は捻出しなければならないのは当然であります。いつまでアドバイザーを雇い、町が人件費として計

上されるおつもりなのか、お伺いをいたします。

次に、30ページです。公有財産購入費というふうにあります。これ津和野駅前とか、いろいろ2カ所述べられましたが、もう少し詳しく教えていただきたいということ。

次が、34ページの安野光雅美術館の報償費55万円というのが上がっておりますが、これはだれに対して55万円という謝礼を払うのか、どのようなときにこれが55万円も、かなりな高額であります。発生するのをお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） まず、25ページと14ページ、ちょっと関連します。まず、25ページの共存病院機器購入補助金とございますが、これにつきまして、原資は14ページにございます機器購入寄附金を充てるものでございますけども、経過を申し上げますと、町内出身の方が共存病院に入院され、御本人かどうか、ちょっと確認はしてありませんが、入院されたときに非常に心温まる看護をしていただいたというふうなことございまして、ぜひ共存病院で今後こうしたサービスが継続でき、していただくことを念頭に何か病院の中で役に立つものを買っていただきたいということで、町の方へ目的を定めま

して、機器購入の寄附金ということで寄附をいただいたということでございまして、いろいろ町も寄附金をいただくわけですけども、限定して希望ございましたので、そうした観点からストレッチャー、それから、車等を購入することにして、これを補助金として出していくという形をとったわけでございます。当然原資の14ページの衛生費寄附金ということで、私の方の衛生費寄附金の方へ受けたという経緯でございます。

それから、経営アドバイザー、先ほど医療の経営コンサルタントというふうに申し上げました。

ただ、経営ももちろんでございますけども、議員御指摘のように、経営については将来的なものであるから、それは受ける方の側が用意し、かつその辺での選定をすべきじゃないかという御意見ではなかろうかと思うんですけども、実際まだその辺の整備といいますか、移譲等の局面に至っておりませんし、一般質問でもるございましたように、受け皿の問題でありますとか、今後の経営、いわゆる労務債権の問題でありますとか、そうした非常に根幹にかかわるような、これから町と厚生連、あるいは系統の関係で交渉するなり、決定をしていく段階におきまして、こうしたアドバイザーの意見が非常に有効といいますか、私ども素

人の部分でございますので、そうした面からアドバイスをさせていただくという観点ございまして、もちろん将来におきまして、経営状況を抜本的経営に基づいて確実なものにしていくことももちろんでございますけれども、差し当たっての受け皿の問題、あるいはそうした切りかえの問題でありますとか、問題はいろいろあるわけでございますけれども、そうした喫緊の問題についてアドバイスをいただこうというふうなものを考えております。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） それでは、30ページの公有財産購入費について御説明申し上げます。

これは駅前線交通安全施設整備工事、高岡通りでございますが、これの工事に伴う用地購入でございます。具体的には役場の横にあります、町が借りております駐車場の道路寄りの一部を購入ということでございます。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 34ページの安野光雅美術館の報償費55万円でありますけれども、毎年3月の20日が開館記念日ということでありまして、今年度は7周年の記念事業ということで計画をしてお

ります。基本的にはトークショーになるかというふうに思っておりますが、メインは、はかま満緒さんと言われる方で、「日曜喫茶室」の司会者というふうに聞いております。その他、もうお一方おられるかどうかということについては確認をしておりますが、基本的には7周年記念事業の経費ということであります。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 6番議員さんからの質問の中で、副町長が町立病院というような言葉も出とるがということでございますが、その点につきましては町立病院という表現を、この後また審議をいただきます過疎計画の変更の中ではそうした言葉を使っております。その言葉を使ったというふうに思いますが、建物を町で買い取るということで、あくまでも町が運営をするという意味での町立病院という言葉の使い方ではございません。施設が町のものになるという意味での町立病院という使い方だったというふうに私も思っておりますので、運営ではございませんので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 共存病院の件、2つほどお答えいただいたんですが、途中の経過というのは、もう最初にお伺いをしておりま

す。私が聞きたかったのが、そういう、例えば、図書購入という名目でもって寄附を受けたのなら、これは津和野町の施設に対していただいた寄附であります。

しかし、医療機器という民間企業で使用するものに対して寄附を町が受けるというのが、どういうふうな感覚なのかなというふうに少し疑問を思いましたので、その質問をさせていただきました。

それと、経営アドバイザーの件でございますが、とりあえずは今能力不足である厚生連に向けて医療経営とはこういうふうなものだというアドバイスとして入っていただくわけですが、いつまでもその方が携わり、そして、津和野町からそういう人件費という形、アドバイザー委託料も当然これは人件費ですから、その方の人件費が何十年も続くとなると、これは元来、指定管理者の方が捻出すべき費用でありますので、その点はどのようにお考えか、いま一度御回答をお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 前段の共存病院に対する機器の購入補助金についてでありますけど、理由にならない説明になるかと思っておりますけども、御理解をいただきたいということで申し上げさせていただきます。

でありますけども、確かに現時点では公設病院ではないわけですが、一部は医療機器整備などに当たりまして県が補助金を出す制度があるわけですが、この際、例えば、六日市病院とか、あるいは医師会病院とかいったこの病院は対象にならない、そういう施設になっておるわけですが、津和野、日原病院については、従来から準公設病院扱いとして、その補助金交付の対象になっていると。もちろん、私どももその審議会の委員として出席をさせていただいておるわけですが、そういうような今日までの事例等も考慮し、さらには間もなく公設化をさせていただきたいという思いもありますので、今回寄附者の御意思を尊重しまして、このような措置をとらせていただいたということでございますので、格別のひとつ御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それでは、経営アドバイザーの件でございますけども、先ほど喫緊に解決していかなければいけない諸問題でございます。そういったものについて、我々法的にも疎い部分がございますので、そうした関係につきましては即座にアドバイスをいただく必要があるということで、若干12月という時期が適当かどうかで

あるということもありますけれども、そうした考えを持って今回お願いをしているわけでございます。御指摘のように、いつまでも町費でもってこうしたコンサル、あるいはアドバイザー的な人件費を見ていくかどうかということにつきましては、私どももいつまでもこの方法をとるというつもりはございません。当然運営に当たる段階、あるいは期間が必要に応じてそれを雇用すればいいことだと思いますけれども、この状況に当たっては非常に私どもとしても、これまでコンサルの先生が果たしていただいた役割等を勘案しますと、非常に重要なものがあったと思いますし、この時期必要だと思って、今回はお願いしている状況でございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。2番、下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） 私も先ほどから出ております25ページの経営アドバイザーのコンサルさんのことを多少聞かせていただきたいと思っというわけでございますが、ここは500万という数字は、とりあえず来年3月末までの見積もりの中で出されてるんだらうというふうに理解をしておりますが、まずそれは間違いないかということと、それから、あわせて今、村上議員さんの質問を聞いておりましたら、多少今までもコンサルさんをお願いして、今回かわられるのかなとい

うニュアンスで聞いておりましたわけですが、だとしたならば、どういう理由で交代を考えていらっしゃるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） まず、初めの期間でございますけども、非常に先ほど申しましたように、3月という短い期間であります。それと、この金額が整合性がどうかということもあるかと思えますけれども、これまで19年度の今コンサルをお願いしている方につきましては140数万円ということでございまして、この内容についてはる申し上げておりますように、抜本的改善計画の検証、それから、刻々と変わります状況についてメールであるとか、ファクスであるとかというふうな状況を報告し、回答をいただくというふうな、実際一度来ていただいておりますし、もう2度ほど契約期間の中で現地に赴いて調査をしていただくことにはなっております。これが現行の部分ですけども、ただ、県等の配慮もありまして、いろいろ御意見をいただいている今回の経営アドバイザーの委託料のことでございますけども、これまでそうした業務的には軽易と言っちゃあちょっと言い過ぎかもしれませんが、軽易な内容で推移しておりまして、実際非常に著名なコンサ

ルという言い方どうかと思いますけども、そういう著名な方になりますと年間2,000万でありますとか、3,000万であるとか、そういった高額な金額になる。それについてはなかなか財政上厳しいものがあります。

ただ、こういう状況でありますので、ちょっと希望的なこともありますけども、まず今回のコンサルにつきましては期間も短いわけでありまして、まず結果を出してもらおう。これまでのレポート等で、私もそのレポートを云々するのではなく、結果を確実に出してもらって、今後当面は厚生連ということになっておりますけども、厚生連がひとり立ちできるぐらいのコンサルをいただきたい。我々俗っぽくスーパーの事務長、要するに、スーパー事務長を養成してもらうんだと、それで、自立をしていってもらおうと、これにはやはりお金が必要です。適当に——適当と言っては失礼ですが、一つのレポートを出していただいて、それについて我々が云々するという形ではなくて、もう極端に言えば職員の皆さんにおはようございますから、おじぎの一つから、お金については完全に計画が黒で出るような本当に厳しいところを一からやってもらおうという、思うようにいかないかもしれませんが、気持ちとしてはそういう気持ちでコンサルをお願いしたいと、これが将来に大

大きく影響するのではないかと考えておりました、この短期間、あるいはこの金額でできるか、心配ではありますが、精いっぱい頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第23、議案第144号平成19年度津和野町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第144

号平成19年度津和野町一般会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

それでは、後ろの時計で4時15分まで休憩といたします。

午後4時00分休憩

.....

午後4時15分再開

○議長(後山 幸次君) それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

----- . ----- . -----

日程第24. 議第145号

○議長(後山 幸次君) 日程第24、議案第145号平成19年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後山 幸次君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第24、議案第145号平成19年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第145号平成19年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第146号

○議長（後山 幸次君） 日程第25、議案第146号平成19年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第25、議案第146号平成19年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第146号平成19年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第147号

○議長（後山 幸次君） 日程第26、議案第147号平成19年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、これより質

疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第26、議案第147号平成19年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第147号平成19年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第27. 議第148号

○議長（後山 幸次君） 日程第27、議案第148号平成19年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 8ページの委託料、森敷地内ということで説明を受けたわけですが、JRとの折衝」云々というちょっと聞き漏らしたわけですが、具体的にはどこの部分の設計委託をしてるのか、お伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 委託料でございますが、これは県道萩津和野線の上空を通っておりますJR山口線の鉄橋下でございます。場所は県道の柿木津和野停車場線と三差路で交わっているところの鉄橋下をくぐるのが推進ということで、下をモグラ方式に通ることがあったりします。

それと、JRの橋台等に接近しておりますので、JRとの協議が必要であり、そのためには特別に調査、設計が必要であるということでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第27、議案第148号平成19年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第148号平成19年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第28．議第149号

○議長（後山 幸次君） 日程第28、議案第149号平成19年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第28、議案第149号平成19年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第149号平成19年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第3号）は原案の

とおり可決されました。

日程第 29. 議第 150 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 29、議案第 150 号平成 19 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 3 号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第 29、議案第 150 号平成 19 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第150号平成19年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第30. 議第151号

○議長（後山 幸次君） 日程第30、議案第151号旧堀氏庭園主屋等保存修理工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） それでは、議案第151号について提案理由の説明を申し上げます。

151号は、旧堀氏庭園主屋等保存修理工事請負契約の締結についてでございますが、この旧堀氏庭園主屋等の保存修理につきましては、既に解体工事等が行われておるわけでありますけれども、旧来は個人、個人といっても法人組織でございますけれども、その方の所有であって、その方が発注者であって工事を進めてまいりましたけれども、既に御承知のような諸事情によりまして、これにつきましては所有者から町の方に無償譲渡を受けまして、今後におきましては町においてこの工事を

進めていくということになったわけでございます。そうしたことを受けまして、本年度の工事の一部から22年度まで、いわゆる3年間にわたって行います保存修理工事について、先般指名競争入札を行ったわけでございますけども、それによりまして落札者が決定をし、現在、建築工事の請負仮契約を締結中でございます。本日の議会におきまして御審議をいただき、可決賜れば本契約とさせていただきたいというものでございます。

内容につきましては教育長の方から御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。本日の会議は議事日程が終了するまで延刻したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程が終了するまで延刻することに決定いたしました。

教育長。

〔教育長説明〕

.....
議第151号 旧堀氏庭園主屋等保存修理工事請負契約の締結につ

いて

.....

○議長（後山 幸次君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 指名業者の数と入札に参加された数をお伺いしたいということであります。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 入札指名業者の数ではありますが、5社であります。現説時点で辞退が1社ありました。それから、現説は来られましたが、入札当時に辞退が1社ありました。したがって、入札自体は3社で行っております。

○議長（後山 幸次君） ほかに。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） これは文化財ですので、それなりの技能と申しましょか、そういうものが必要だと察知しますけども、そういうものを加味して指名入札をされたと思いますが、その辺はどのような配慮をされたのでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 今回の入札につきましては、県の指名停止

を受けてる業者等かなりおられまして、町としても、その辺については同様の処置をしております。

したがいまして、そういった業者を除いた業者という形で選択をしております。俗に言いますと、大手はそういう意味では外れるような形になっております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 今の河田議員の質問で、文化財なので、それなりの配慮ということを言われましたけど、それについての技術的なものを含めた、考えた指名であったのかということと、それから、落札率をお願いします。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 第1点目ではありますが、指名審査会を行っております。その時点で工事实績、あるいは指名、今の現場技術者等のチェックをしながら指名業者を決定しております。その業者に対して通知をして、先ほど申し上げたような結果だったということであります。

それから、入札の結果でありますけれども、原則的に3回行いました。経過としては、1回目は3社の入札がありました。2回目は2社が辞退

をされて、1社が残りしました。3回目も入札を行いました。が、予定価格に到達をしませんでしたので、示談ということで交渉をしております。

したがって、結果としては予定価格どおりということで、100%の金額という形で最終的にはなっております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第30、議案第151号旧堀氏庭園主屋等保存修理工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第151号旧堀氏庭園主屋等保存修理工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第31. 議第152号

○議長（後山 幸次君） 日程第31、議案第152号津和野町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 提案理由の御説明を申し上げます。

議案第152号は、津和野町過疎地域自立促進計画の変更についてでございますが、今回ああして医療の確保の中で、病院につきまして公設化するという方針を打ち出したわけでございますけども、これに要します財源等、過疎債をお願いをしたいということで進めておりますけども、そのためには、まずは町の過疎地域自立促進計画にそのことがのっておらなければならないという前提条件があるわけでございますけども、そのために今回変更計画を御提案申し上げ、議会の議決をお願いをしたいというものでございます。

内容につきましては担当課長の方から御説明申し上げますので、よ

ろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

〔担当課長説明〕

.....
議第152号 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について
.....

○議長（後山 幸次君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 文言に少しこだわるわけですが、町立老人保健施設整備事業、町立病院整備事業、町立というふうなのがありまして、町立経営とどうしてもダブってしまうわけですが、よく言われる町有民営化というふうな意味合いでの町が有してる施設という解釈でいいのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 町が施設を取得するわけでございますので、町立の病院であることは間違いのないわけでありまして、これをどのように運営するかというのは、また町の考え方でありまして、町としては施設は町立化するけども、実際の医療活動について

は民営にゆだねたいという方針でございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第31、議案第152号津和野町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決いたします。本案件は原案のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第152号津和野町過疎地域自立促進計画の変更については原案のとおり可決されました。

それでは、暫時休憩といたします。

午後4時40分休憩

.....

午後4時45分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

----- . ----- . -----

日程第32. 発議第6号

○議長（後山 幸次君） 日程第32、発議第6号道路整備の財源確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、発議第6号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第6号道路整備の財源確保に関する意見書の提出について、採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、発議第6号道路整備の財源確保に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第33. 文教民生常任委員会の請願審査報告について

○議長（後山 幸次君） 日程第33、文教民生常任委員会の請願審査報告について、請願第6号福谷地区水道施設整備に関する請願についてを議題といたします。

文教民生常任委員長の報告を求めます。文教民生常任委員長。

○文教民生常任委員長（下森 博之君） それでは、御報告を申し上げます。

文教民生常任委員会請願審査報告書、平成19年9月定例会において付託を受けました請願審査の結果について、津和野町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

審査事件、福谷地区水道施設整備に関する請願、津和野町長福地区福谷集落において、飲料水供給施設を早期に整備していただきたいとの趣旨にて提出されたものである。

審査年月日及び出席者、平成19年11月5日月曜日、文教民生委員会5名及び議長、福谷自治会会長水津満雄氏、紹介議員といたしまして斎藤和巳議員、村上英喜議員でございます。

審査内容及び結果、福谷集落は、現在10戸35人が生活されているが、飲料水供給施設がないために質、量ともに適当と言える飲料水の確保が困難となっており、生活に支障を来している。以前に地下ボーリングを行っているが、場所によっては水質に鉄分等を含んだ赤水が出るなど飲料水として使用できず、そのために谷水に頼らざるを得ないながら、異常気象により、夏を中心に水不足は深刻となっている。

また、過去に近くの河川を利用して水源確保の計画を立てたものの、水質検査により飲料水として不適との結果が出たために断念をした経緯もある。

本町の簡易水道特別事業会計は赤字の解消が解決課題となっているが、飲料水は人間の営みをつかさどる源となるものであり、町民が安全・安心な生活を平等に送るため、水道未普及地区の解消は第一義に考慮されるべきと考える。

以上の理由から本請願は採択とするものと決した。

なお、現時点では水量の観点から、下高野簡易水道に水源を求め、当水道施設へ接続させることが最も現実的であると予想される。その場合においては、下高野簡易水道の水道管が老朽化しており、漏水が激しいため、その改善とあわせて整備計画を策定し、計画に基づいて実施されること、また、本町は現在、下高野簡易水道水源地区の水利権者と給水量及び給水範囲についての協定を結んでおり、水利権者の理解を得た上で実施されること、以上2点を意見として付託する。平成19年12月25日、津和野町議会議長後山幸次様、文教民生委員会委員長下森博之。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございました。

それでは、日程第33、請願第6号について質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり、採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第34．請願第7号

○議長（後山 幸次君） 日程第34、請願第7号森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書採択についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決定しました。

これより本請願について、会議規則第93条の規定により、紹介議員より説明の必要があればこれを許します。ありませんか。9番、中岡誠君。

○議員（9番 中岡 誠君） この請願につきましては、今般11月15日でしたか、島根森林管理署日原森林事務所よりタケヤス森林監と森林労連の島根分会のコバヤシ書記長の2名が来庁になり、この請願の趣旨を説明されました。それにつきまして一言申しますが、島根県の約8割が森林で占められて、林野率全国3位の森林県であります。国産材の価格低迷が長期に長引く中で、林業の採算性が悪化し、そのことが森林所有者の林業に対する意欲を失わせ、適切な森林の育成、整備が停滞し、森林の持つ多目的機能は低下している現在の状況であります。

さらに、地球温暖化防止の枠組みとなる京都議定書が一昨年2月に発行したことに伴い、国際公約となった温室効果ガス6%削減を履行するための森林吸収量3.9%確保対策の切実な実行も急務となっている。

加えて、国民の共有財産である国有林の管理が危ぶまれている中、国

有林野事業は今まで以上に民有林行政との連携が強く望まれていると
というような説明を受けまして、今後はその骨子である18年9月8日、
森林林業基本計画が開議決定され、多様で健全な森林への誘導、2番目
として、国土保全等の推進、3番目、林業・木材産業の再生を前提に森
林整備や地域材利用計画の推進、林業労働力の確保等の対策を進めて
いくことが望まれております。

こういう中で、最近問題になっております地球温暖化、そういうこと
で地球温暖化防止、森林吸収源10カ年の対策の着実な実行、そして、
多目的機能の維持を図るための森林整備等の推進に向け、次の事項を
実現するよう強く要望するものであります。

請願文書の内容の趣旨につきましては省略をさせていただきます、
請願事項であります、多様で健全な森林の整備・保全等を促進する新
たな森林・林業基本計画の推進とこれを実現するための平成20年度
予算の確保、地球温暖化防止森林吸収源対策を推進するための追加的
事業費の安定的な財源の確保と事業執行に伴う地方財政追加措置及び
森林所有者負担の軽減、森林・林業の担い手の育成・確保及び国産材の
安定供給体制の整備と利用拡大を軸とする林業・木材産業の再生に向
けた諸施策の展開、国民の安全・安心な暮らしを守る国土保全対策の推

進、国有林にあつては、安全・安心な国土基盤の形成と地域振興に資する管理体制の確保、地球的規模での環境保全や持続可能な森林経営を目指した違法伐採対策の推進、森林整備地域活動支援交付金制度の継続・充実という意見でありました。

これにつきましては、11月21日に津和野町議会議長後山幸次様の方に提出をいたしております。よろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第34、請願第7号を採決いたします。本請願は原案の

とおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、請願第7号は採択と決定しました。

日程第35. 請願第8号

○議長（後山 幸次君） 日程第35、請願第8号健康保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択に関する請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決定しました。

これより本請願について、会議規則第93条の規定により、紹介議員

より説明の必要があればこれを許します。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 請願第8号健康保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択に関する請願書、これは島根県保険協会の方から出されております。

それで、趣旨としては皆さんお読みになられたと思いますけども、歯科診療の場合、健康保険のきかないものが非常に多くて、自費の診療として放置されたものが多いということ、特に新規の技術について保険がきかないために自己負担が大変ふえているということと、それから、自己負担が多いために、また治療しなければならないものがそのまま放置されているというようなことがあります。特に、最近歯周病の治療が必要な方が多いんですけども、そういうものが放置されているということ、それから、義歯の作成に当たって適正な材料が使えること、それが非常によくかめる入れ歯を維持できるということにもなるんですが、そういうものに保険がききにくいために不自由な状況にいるという患者さんも多いということです。それから、調整の診療報酬も低く抑えられているということです。

それから、診療報酬の据え置きによって歯科医師や歯科衛生士、歯科技工士などの従事者、労働者が一段と厳しい状況に置かれるというこ

とです。最近では介護予防のために口腔ケアも行っているような状況でして、やはり歯の健康を守るということは非常に大事だということで、たくさんの技術、それから、材料に対して保険がきくようにしていただきたいということで、請願事項としては、健康保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府並びに関係機関に提出してくださいというものです。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第35、請願第8号を採決いたします。本請願は原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、請願第8号は採択と決定しました。

日程第36、請願第9号

○議長（後山 幸次君） 日程第36、請願第9号後期高齢者医療制度の抜本的見直しに関する請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決定しました。

これより本請願について、会議規則第93条の規定により、紹介議員

より説明の必要があればこれを許可します。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 説明は先ほどの条例が出たところでしたので、省略いたしますが、全国からたくさんの意見書が上げられることによって、少しでも内容が改善されるということもありますので、ぜひとも意見書採択をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（後山 幸次君） これより質疑に入ります。ありませんか。10番、須川正則君。

○議員（10番 須川 正則君） 質問する人がいらっしゃいませんので、甚だ残念ですが、この文書を読んでみました。最初は、後期医療のことが書いてございまして、最後に、「世界に例を見ない医療制度です」ということが書いてございます。これはどういうふうに世界に例を見ない医療制度なのか、いいのか悪いのか、文の流れからいうと、世界に例を見ないほど悪い医療制度でありますよというふうに私は解釈をいたしました。それでよろしいんでしょうかということをお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） お答えします。

具体的にどういうふうに世界のほかの国と悪いのかということはわからないんですけども、高齢者に安心して医療を受けることができないような悪い条件にしていくという意味で、本当にこれは今よりも特段に悪くなる制度だというふうに思います。

以上です。

○議長（後山 幸次君） ほかに質疑はありませんか。13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 見直しをする請願だという格好で、今回の後期高齢者のいろんな条例が制定されるんですけど、どの範囲内の見直しを請願者の方が思ってたのか、ちょっとその辺、わかる範囲内で結構ですので。

○議員（14番 竹内志津子君） 濟いません。条例のときにいろいろ6項目にわたって説明をいたしました。ちょっと請願趣旨の下の方を見ていただきますと、「①高齢者から死ぬまで保険料という」云々の①がありますが、私はこれを2つに分けて説明したわけですけども、死ぬまでどなたからも保険料を取ることと、もう一つは、年金から強制的に天引きするという。2つ目が、保険料滞納者には厳しい制裁を課す。3つ目が、保険料が値上がりになる、高齢者がふえれば値上

がりになる。それから、4つ目が、高齢者と現役世代を切り離して——
違います。それは5つ目に書いてあるものですけども、4つ目は、差別
医療をするということで、1つの医療機関に対して今はお医者さんが
ここまでやったらいいですよというところまで保険がきく治療ができ
るわけなんですけど、この治療の制限があるわけです。ですから、もう一
歩進んだ治療ができればいいけども、それが許されないというような、
そういう内容になっておりますので、その逆なようなことです。今の保
健医療で老人保健の医療でできるようなことをせめてそこにやってほ
しい、それぐらいでという意味でございます。

○議長（後山 幸次君） 13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 1から5までは、そいやけえ全くこ
れは見直しじゃなくて廃止せえちゅうことでしょ。この今の1から5
までの文言は。見直しということじゃなくて今の制度、それは全く廃止
して、もとに戻せというような形にとれるんですけども。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 廃止が望ましいんですけども、この
表現として見直しとなっておりますので、今の老人保健のようにして
ほしいということだと思います。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。10番、須川君。

○議員（10番 須川 正則君） 先ほど来からのお話でございます。これは政治的な信条にかかわってくるような気がするわけでございまして、御承知のように、日本は民主主義と自由主義、自由民主主義で国の運営をいたしております。決して社会主義や共産主義ではございません。といいますのは、その根本にあるものといいますのは、当然権利もあれば義務もあるということが一番に基本に考えて、物事を今からやっていかななくてはならないのではないかと考えております。それを当てはめると、すべて何か悪いということがクリアができるような気がします。当然何かの対価を入れますと、当然それに対する義務というのはかかってくるのが当然でございます。これが自由主義でございます。はっきり申し上げまして、死ぬまで保険料を取り続けて、わずかな年金から天引きをする。病院に行くんでしたら、私は保険料を払っても当然だろうと思っております。保険料を払わないで病院に行かれますんでしたら、私もあしたから払いません。そういうことでは、この保険の制度というのは成り立ちません。

また、保険料滞納者には厳しい制裁措置を課す、これは当たり前のこととございまして、生活困窮者で、特別な場合はまた特別な別な意味で

の救済措置があるのであるであろうと思っております。基本的にはこういうことで、私は結構であろうと思っておるわけでございます。

それから、医療費を使えば保険料の値上げをする、これは私、議員になりまして旧日原町時代に保健委員でございました。竹内先生も保健委員でございました。保険料の制度というのはわかっておられると思いますので、これは当たり前のことでございます。

したがいまして、ここに書いてあること、別に悪いことございません。

○議長（後山 幸次君） 質問をして、はい。質問に。

○議員（10番 須川 正則君） 悪いと思っておりますが、どう思われますか。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 私はやはり高齢者という本当に収入も限られている弱い立場の人、そしてまた、高齢者になればなるほど医者にかかる回数も多くなるという意味で、本当に医療を受けやすい、そういう医療制度でないといけないというふうに思っておりますので、この請願の紹介議員になりました。

○議長（後山 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。10番、須川正則君。

○議員（10番 須川 正則君） 先ほど来からお話ありがとうございました。確かに年をひらけますと、医療機関に行く回数は大変多うございます。それは昨日でしたか、年を重ねるごとに病院に行く回数は多くなるというようなことをNHKの放送でも言うておりました。

そこで、おもしろいことがございます。日本の医療がいかにいいかということでございます。2002年平均寿命というものがございます。2002年度に日本は平均寿命、男性が78.4歳、女性が85.3歳で、世界一となっております。それがいまだに続いております。お年寄りの方がこれだけ長く生きられるということ、いろいろな議論はありましようが、結果的にはまだまだ日本の医療も捨てたものではないんだと。先ほど来から話がございますように、世界に例を見ないような医療制度であるというような否定的なものでは決してないと思っております。また、乳幼児死亡率でも最も低いグループの位置にあります。

もう一点、国民医療費の国内総生産（GDP）に占めますところの割合は、2001年度で、低い方から18位になっておりまして、ちなみ

に先進諸国、日本より低いのがアメリカでございます。あとイギリス、フランス、ドイツ、デンマークはまたこれ特別高い国でございますが、デンマークは御承知のように高福祉高負担ということを知っております。こうして見ましても、大変少ない医療で、かなりすぐれた制度、結果を残しているのではないかと感じております。いろいろなことが言われております。確かにお年寄りを大事にしなくてはなりません。お年寄りが病院に行くのもいいと思います。多分行かれておられると思います。病院に行かれないから死んだ、そういう人が多ければ、当然平均寿命も減るはずでございます。そういうこともないのに、こういうふうな請願書が、いわゆる内閣総理大臣、衆議院議長等々に送られるということは、私はもってのほかだと思っておりますので、反対をさせていただきます。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） これで討論を終わります。

これより日程第36、請願第9号を採決いたします。本請願は原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立少数であります。よって、請願第9号は不採択と決定しました。

日程第37. 請願第10号

○議長（後山 幸次君） 日程第37、請願第10号町道青原市街線舗装改修に関する請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りします。この請願については、会議規則第39条の規定により、経済常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は経済常任委員会に付託して審査することに決定しました。

なお、請願審査を閉会中の審査とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。したがって、本請願の審査については閉会中の審査とすることに決定いたしました。

日程第38. 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（後山 幸次君） 日程第38、文教民生常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。

文教民生常任委員長の報告を求めます。委員長。

○文教民生常任委員長（下森 博之君） それでは、報告を申し上げます。

文教民生常任委員会所管事務調査報告書、平成19年9月定例会において許可をいただきました所管事務調査の結果について、津和野町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

調査事件、町内文化財施設の現状調査。

調査の経緯、町内に有する文化財施設の状況を把握調査し、今後の議会活動の参考とすることを目的として、このたびは平成19年度予算に関連する施設を中心に実施した。

調査年月日、平成19年度11月27日火曜日、現地調査及び机上調査。

出席者、文教民生常任委員会 5 名、後山議長。説明員といたしまして、教育委員会広石教育次長、中井係長。

調査内容、このたびの調査対象は、平成 19 年度予算に関する文化財施設として、永明寺（県指定文化財）、鷺原八幡宮（県指定文化財）、多胡家表門（県指定文化財）、旧堀氏庭園（国指定名勝）、徳城往還（町指定文化財）、藤井家、下森家、その他に津和野城跡（国指定史跡）をそれぞれ現地に赴き調査した。

県指定の 3 つの文化財については、永年の降雪や風雨による老朽化に伴う破損や漏水等が見られることから、現在修復工事が進められている。工事は、県指定文化財緊急保全事業を活用し、町の持ち出しは総事業費の 3 分の 1 となっている。

堀氏庭園についても、現在国の補助事業を活用し、主屋の解体修理が行われている。なお、主屋については民間所有者より無償譲渡を受け、町の所有となる予定である。

徳城往還は、旧山陰道の面影を強く残す貴重な文化遺産であり、中座の石敷きや番所跡などとともに、歴史的価値の高さがうかがい知れる。現在、国指定史跡として認定されるべく準備が進められている。

藤井家は、日原地区中心部に位置し、江戸後期の建築と思われる母屋

は、中庭の空間を含め、文化的薫りの高い外観を誇っている。鉾山関係で栄えたことを象徴するかのごとく、母屋の構造が堀家と一致していることも興味深い点である。現在、明治期を中心に建築された下森家とあわせ登録有形文化財への申請が行われている。

最後に、津和野城跡であるが、石垣を中心にかなりの老朽化が見られ、歩道についても損傷を伴う箇所が確認できるが、現在改修工事はなされていない状況にある。

調査結果、(1)文化財は歴史を語るあかしであるとともに、文化のあるところに観光があり、観光のあるところに産業があるという観点からも、その保存が計画的に行われるよう予算面においても特段の理解をいただきたい。

(2)説明看板に見ばえのしないものが見受けられる。住民活力を活用し、経費負担を低くする方法を模索するなど、住民との対話をさらに深める努力を望む。

(3)鷲原八幡宮内の空間は、日本で公園という概念が生まれた先駆けとの説があるが、そのほかにもまだまだ町民に知られてない史実や言い伝えなどが存在すると思われる。これまでも旧堀家の解体に伴う見学会や徳城往還を歩くイベントなど、さまざまな啓発活動が行わ

れており評価しているが、町民の文化財に対する意識の醸成を図るためにも、今後さらなる啓発活動を期待する。

(4) 津和野城跡については、予算面から修復工事に取りかかれない現実があり、応急措置がとられている。しかしながら、ブルーシートは景観を著しく損なうものであり、また、補強のワイヤーも地面から浮き上がる形で設置されており、歩行に危険を伴うなどの状態が長年にわたって続いている。応急措置としても改善を図る必要がある。

(5) 登録文化財は、今後、多胡家や亀井温故館、郷土館など、津和野地区の施設を中心に申請が検討されている。町の経費としては比較的負担が低く、町民の文化財施設に対する意識を高め、我が町の文化の高揚をさらに促進する観点からも積極的な活用を望む。平成19年12月25日、津和野町議会議長後山幸次様、文教民生委員会委員長下森博之。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

日程第39. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査の件

○議長（後山 幸次君） 日程第39、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

先ほど請願第7号森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書採択について及び請願第8号健康保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択に関する請願についてが採択されました。この請願は意見書の提出を求める請願であります。つきましては、意見書第2号森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書（案）提出についてを日程に追

加し、追加日程第1とし、意見書第3号健康保険でよい歯科医療の実現を求める意見書(案)提出についてを日程に追加し、追加日程第2とし、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後山 幸次君) 御異議なしと認めます。よって、意見書第2号を追加日程第1とし、意見書第3号を追加日程第2とし、議題とすることに決定しました。日程の追加をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後5時25分休憩

.....

午後5時38分再開

○議長(後山 幸次君) それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

----- . ----- . -----
追加日程第1. 意見書第2号

○議長(後山 幸次君) 追加日程第1、意見書第2号森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書提出についてを議題といたします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第2号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより追加日程第1、意見書第2号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

追加日程第2．意見書第3号

○議長（後山 幸次君） 追加日程第2、意見書第3号健康保険でよい歯科医療の実現を求める意見書提出についてを議題といたします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第3号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。あ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより追加日程第2、意見書第3号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

なお、本定例会において受理した要望書は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（後山 幸次君） 以上で今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、今期第8回定例会は本日をもって閉会することに決しました。大変お疲れでございました。

午後5時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員